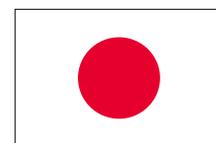


2015年版 開発協力白書



From
the People of Japan

日本の 国際協力



外務省

2015年版 開発協力白書
日本の国際協力

外務省

【表紙写真説明】



ザンビアのムクシ・デイ中等学校で理科の授業をする青年海外協力隊の山口聖(しょう)さん(理数科教師)。「子どもに考えさせる授業」を心がけ、子どもたちの目線に合わせて説明している様子。実験をできるだけ取り入れており、この日は、9年生(日本の中学3年生に相当)を対象に、レンズを使ってイメージの特徴を学ぶ実験を行った。(写真: 渋谷敦志 / JICA)

【裏表紙写真説明】



フィリピンの「ムスリム・ミンダナオ自治地域稲作中心営農技術普及プロジェクト」において実施されている稲作研修に参加する紛争影響地域の女性たちが輝くような笑顔を見せている。(写真: ハービィ・タパン)

巻頭言

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自国の平和と繁栄を確保することはできません。また、民間企業、地方自治体、非政府組織(NGO)をはじめとする様々な主体がグローバルな活動に携わるとともに、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしています。このような中で日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の基盤を強化するため、一層積極的に開発協力を推進するとともに、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築してその力を結集し、開発課題に取り組んでいきます。また、国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水、防災、感染症、食料問題、エネルギー等の課題に対して国際社会全体と連携して取り組んでいきます。このような日本の努力は、平和で安定し、繁栄した国際社会を構築し、ひいては日本自身が豊かで平和な社会を引き続き発展させていくという国益の確保と不可分です。

ODA は、日本がこうした国際社会の利益と日本の国益の双方を実現するために外交を機動的に展開していく上で、最も重要な手段の一つです。開発途上国の開発推進はもちろん、紛争や災害に対する緊急人道支援、国際平和協力の推進および地球規模課題の統合的な解決のため、日本が ODA 資金を活用し、自らの経験と知見を世界と共有していくことは不可欠です。一方、日本一か国の取組とするのではなく、国際機関や地域機関はもちろん、他ドナー（援助国）や新興国をはじめとする諸外国と協働するとともに、ODA を触媒として、民間企業や地方自治体、NGO、大学との連携を深めることも重要です。さらに、昨年 50 周年を迎えた青年海外協力隊をはじめとする JICA ボランティアにも引き続き開発協力の現場での一層の活躍が期待されます。これらはまさにオールジャパンによる未来に向けた取組です。このような日本の開発協力のあり方を明らかにしたのが、昨年 2 月に閣議決定された新しい開発協力大綱です。

今年の白書では、国際社会共通の課題であり、2015 年までの達成を目指して国際社会が掲げてきたミレニアム開発目標の実際の達成状況と、今後に残された課題をふりかえています。また、ポスト 2015 年開発アジェンダとして、2015 年までに達成できなかった課題の克服を図り、2030 年までに持続的な開発を実現することを目指す 2030 アジェンダに向けた日本の取組も紹介しています。さらに、日本が総力を挙げ国民の皆様と手を携えながら開発協力を行うため、どのように民間企業、地方自治体、大学、NGO を含むオールジャパンによる取組を行っているかについても紹介しています。本書が、日本の開発協力をめぐる様々な課題に対する国民の皆様の御理解を深めるとともに、活発な議論を喚起する上での一助となることを心から祈念します。

2016 年 3 月

外務大臣

岸田文雄



第 I 部

持続可能な開発のための 2030 アジェンダに取り組む

第 1 章	MDGs の成果と課題	2
■ 第 1 節	MDGs とは	2
■ 第 2 節	MDGs の達成に向けた日本の取組	4
■ 第 3 節	MDGs の達成状況	7
	1. 達成された成果	7
	2. 残された課題	8
	3. 開発をめぐる環境の変化	9
第 2 章	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	10
■ 第 1 節	持続可能な開発のための 2030 アジェンダに向けた取組	10
■ 第 2 節	持続可能な開発のための 2030 アジェンダの概要と意義	14
	1. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの概要	14
	2. 2030 アジェンダの特徴	16
	3. 日本の取組	18
	4. 終わりに	20

第II部

日本の総力を挙げた取組 — 国民と手を携える開発協力

第1章 存在感を増す様々な開発の担い手	22
第2章 市民社会との協力	23
第3章 民間企業との連携	25
第4章 地方自治体、大学との連携	28

第III部

2014年度の 開発協力実績

第1章 実績から見た日本の政府開発援助	32
第2章 日本の開発協力の具体的取組	38
■第1節 課題別の取組	39
1. 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅	39
1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援	39
(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策	39
(2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出	45
(3) 農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築	49
(4) 持続可能な都市	55
(5) 情報通信技術(ICT)や先端技術の導入	55
(6) 科学技術・イノベーション促進、研究開発	59
1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援	61
(1) 保健医療、人口	61
(2) 安全な水・衛生	66
(3) 万人のための質の高い教育	68
(4) 格差是正(脆弱な立場に置かれやすい人々への支援)	72
(5) 女性の能力強化・参画の促進	75
(6) 文化・スポーツ	78
2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	80
2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援	80
(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援	80
(2) ガバナンス支援(不正腐敗対策を含む)	81
(3) 民主化支援	82
2-2 平和と安定、安全の確保のための支援	83
(1) 平和構築支援	83
(2) 災害時の緊急人道支援	95
(3) 安定・安全のための支援	97

	3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	103
	(1) 環境・気候変動対策	103
	(2) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進・感染症対策	109
	(3) 防災の主流化、防災対策・災害復旧対応	118
	(4) 食料安全保障および栄養	123
	(5) 資源・エネルギーへのアクセス確保	125
■ 第2節	地域別の取組	127
	1. 東アジア地域	128
	2. 南アジア地域	134
	3. 中央アジア・コーカサス地域	140
	4. 中東・北アフリカ地域	143
	5. サブサハラ・アフリカ地域	146
	6. 中南米地域	152
	7. 大洋州地域	158
	8. 欧州地域	162
■ 第3節	効果的で適正な実施に向けた取組	165
	1. 効果的・効率的な開発協力の実施	165
	(1) 開発協力の実施体制の強化	165
	(2) 戦略性の強化のための取組	166
	2. 開発協力の適正性確保のための取組	169
	(1) 平和国家としての開発協力	169
	(2) 環境・気候変動への影響、社会的弱者への配慮	169
	(3) 不正腐敗の防止	169
	(4) 邦人開発協力関係者の安全配慮	170
	3. 連携強化のための取組	171
	(1) 官民連携	171
	(2) 大学・地方自治体との連携	176
	(3) 市民社会との連携	177
	(4) 国際機関・地域機関等との連携	181
	4. 開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組	186
	(1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組	186
	(2) 開発協力人材・知的基盤の強化	188

第Ⅳ部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	190
■第1節 2015年度政府開発援助予算(当初予算)	190
図表Ⅳ-1 政府開発援助予算の内訳	190
図表Ⅳ-2 政府開発援助一般会計予算(政府全体)	190
図表Ⅳ-3 政府開発援助事業予算の内訳	191
図表Ⅳ-4 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳(政府全体)	191
図表Ⅳ-5 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目	192
■第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	193
図表Ⅳ-6 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)	193
図表Ⅳ-7 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)	193
図表Ⅳ-8 各省庁の事業予算(2015年度事業予算)と事業概要	194
第2章 日本の政府開発援助実績	202
■第1節 開発途上国への資金の流れ	202
図表Ⅳ-9 日本から開発途上国への資金の流れ	202
■第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	203
図表Ⅳ-10 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	203
図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助と後発開発途上国(LDCs)向け 援助額および贈与額の比較	204
■第3節 国別実績	205
図表Ⅳ-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳(2014年)	205
図表Ⅳ-13 2014年の日本の政府開発援助実績	210
図表Ⅳ-14 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国(2014年)	211
図表Ⅳ-15 日本が最大の援助供与国となっている国一覧	213
図表Ⅳ-16 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことがある国・地域一覧 (2014年実績まで)	214
■第4節 分野別実績	215
図表Ⅳ-17 二国間政府開発援助分野別配分	215
■第5節 緊急援助実績	216
図表Ⅳ-18 緊急無償資金協力案件(2014年度)	216
図表Ⅳ-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 緊急援助物資供与案件(2014年度)	217
図表Ⅳ-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 緊急援助物資供与実績(2014年度)	218

第3章 二国間援助案件リスト	219
■第1節 二国間贈与	219
図表IV-21 無償資金協力案件一覧	219
■第2節 二国間借款	224
図表IV-22 有償資金協力案件一覧	224
第4章 国際機関に対する政府開発援助実績	226
図表IV-23 国際機関に対する政府開発援助実績の推移	226
図表IV-24 主要国際機関に対する拠出・出資実績(上位5か国)	227
第5章 政府開発援助に関する主な資料	230
■第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き(2014年10月～2015年10月)	230
■第2節 政府開発援助に関する政策	232
1. 開発協力大綱(2015年2月閣議決定)	232
2. 政府開発援助大綱(2003年8月閣議決定)	242
3. 現行の分野別開発政策一覧	248
■第3節 重債務貧困国(HIPCs)一覧	250
(参考) 諸外国の政府開発援助	251
■第1節 DAC 諸国の政府開発援助実績	251
図表IV-25 DAC 諸国の政府開発援助実績(2014年)	251
図表IV-26 DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳(2013年)	252
図表IV-27 地域別実績における主要DAC援助国(2013年)	254
図表IV-28 DAC 諸国の贈与比率	255
図表IV-29 DAC 諸国の贈与額	255
図表IV-30 DAC 諸国のグラント・エレメント	256
図表IV-31 DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス	256
図表IV-32 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較	257
図表IV-33 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分(2013年) ..	257
図表IV-34 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める 国際機関を通じた援助額の割合	258
■第2節 DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ	259
図表IV-35 DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ(2013年)	259
図表IV-36 DAC 諸国のNGOによる援助実績	260
■第3節 DAC 援助受取国・地域リスト	261
図表IV-37 DAC 援助受取国・地域リスト	261
■第4節 非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	262
図表IV-38 非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	262
略語一覧	I
用語集	VI
索引	X

図表

第III部 2014年度の政府開発援助実績

図表 III-1	2014年の日本の政府開発援助実績	33
図表 III-2	日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移	34
図表 III-3	主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移	35
図表 III-4	DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額(2014年)	36
図表 III-5	DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比(2014年)	36
図表 III-6	日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比の推移	37
図表 III-7	二国間政府開発援助の地域別実績(2014年)	127
図表 III-8	東アジア地域における日本の援助実績	132
図表 III-9	南アジア地域における日本の援助実績	136
図表 III-10	中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績	142
図表 III-11	中東・北アフリカ地域における日本の援助実績	145
図表 III-12	サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績	149
図表 III-13	中南米地域における日本の援助実績	155
図表 III-14	大洋州地域における日本の援助実績	159
図表 III-15	欧州地域における日本の援助実績	163

(本書では、特に断りがない場合、「ドル」は米ドルを示している。)



ギニア西部に位置するデブレカ県の下校途中の子どもたち (写真：石塚高也)

国際協力の現場から

- 1 世界自然遺産とコミュニティの共生 ～エチオピア国立公園でのコミュニティ・ツーリズム～ P30
- 2 自立の心と技を厳しく育てる ～ルワンダの女性と若者たちへの洋裁技術指導～ P48
- 3 25羽のヒナから始める貧困脱却 ～アヒル銀行でベトナムの貧困層を支援～ P52
- 4 法案づくりでジンバブエの情報通信政策に貢献 ～謙虚な熟意で専門性を広げた青年海外協力隊員～ P58
- 5 医療僻地に広がる医療ネットワーク ～東ティモールで巡回診療と住民ボランティア指導支援～ P63
- 6 モロッコで希望と意欲を引き出す ～スーダンの水供給分野における人材育成～ P67
- 7 テレビ授業による質の高い教育の普及 ～パプアニューギニアで遠隔教育支援～ P71
- 8 二人三脚で社会参加を促進 ～NPO によるコスタリカでの障害者の自立生活支援～ P74
- 9 縫製の仕事で収入を創出し、農村の女性の自立を目指す ～バングラデシュで協同組合活動を支援～ P77
- 10 ウイルス性人獣共通感染症の制圧を目指して ～30年にわたる北海道大学とザンビア大学獣医学部の協力～ P115
- 11 被災者の心に寄り添いながら災害と闘ってきた日本の経験を共有 ～ミャンマーで移動式防災教室～ P122
- 12 島国・日本の経験を学ぶ意欲的な技術者たち ～キューバの地下水管理能力強化プロジェクト～ P157

匠の技術、世界へ

- 1 井戸の寿命を延ばすために ～ポリビアで井戸の維持管理に水中カメラを提案～ P27
- 2 攻めの農業技術で貧困削減 ～ケニアで安心・安全なトマト作りの事業案件化調査～ P54
- 3 ポップコーンマシンで、リサイクル意識を高める ～パラオでの廃プラスチック油化装置の試み～ P108
- 4 GPSで路線バスを復活させる ～ラオスの首都での「バス事業改善システム」導入を目指して～ P133
- 5 島国の太陽を電気に変える ～ソロモン諸島で期待される沖縄の太陽光発電技術～ P161
- 6 雨季でも工事ができる簡易道路補修材 ～カンボジアで道路の維持管理手法を提案～ P173

ジャーナリストが見た日本のODA

- ケニアの観光業の成長に欠かせない基盤を築いた日本 P150

開発協カトピックス

- 1 質の高いインフラ投資 P42
- 2 エボラ出血熱と日本の支援 P116
- 3 第3回国連防災世界会議報告 P120
- 4 大規模災害と緊急人道支援 ～ネパール地震被害に対する国際緊急援助隊・医療チームと日本のNGOの活動～ P138
- 5 2015年版 ODA 評価年次報告書ハイライト ～評価を通じたODAの改善を目指して～ P184

2015年版 開発協力白書で紹介されている案件リスト

課題別の取組

1. 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

・産業基盤整備・産業育成、経済政策		
コートジボワール	大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト	45
・職業訓練・産業人材育成・雇用創出		
インド	包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト	47
コンゴ民主共和国	キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画	47
・農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築		
パナマ	資源の持続的利用に向けたマグロ類2種の産卵生態と初期生活史に関する基礎研究	51
・情報通信技術 (ICT) や先端技術の導入		
フィリピン	移動式ICTユニットに関するITUとの共同プロジェクト	57
・科学技術・イノベーション促進、研究開発		
トンガ	災害対応型沖縄可倒式風力発電システム普及促進事業	60

1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

・保健医療、人口		
グアテマラ	ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト	64
マラウイ	子どもに優しい地域保健プロジェクト	65
・安全な水・衛生		
南スーダン	ジュバ市水供給システム改善計画	68
・万人のための質の高い教育		
エチオピア	理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト	70
・格差是正 (脆弱な立場に置かれやすい人々への支援)		
南アフリカ	障害主流化促進アドバイザー	73
・女性の能力強化・参画の促進		
コートジボワール	西部内戦被害女性の自立を通じた社会統合支援	76
・文化・スポーツ		
コロンビア	カジェタノ・カニサレス体操体育館器材整備計画	79

2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

・ガバナンス支援 (不正腐敗対策を含む)		
モンゴル	調停制度強化プロジェクト (フェーズ2)	81

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

・平和構築支援		
レバノン	パレスチナ難民キャンプでのシリア難民の教育保健支援	85
ヨルダン	シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト、 北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画	85
パレスチナ自治区	イスラム開発銀行・パレスチナ計画庁と信託基金を設立	92
南スーダン	国内避難民等及び周辺国に流出した難民に対する緊急無償資金援助	95
・災害時の緊急人道支援		
タイ	パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画	96
・安定・安全のための支援		
ブラジル	地域警察活動普及プロジェクト	98
ジブチ	海上保安能力向上のための巡視艇建造計画	101

3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

・環境・気候変動対策		
タイ	バンコク都気候変動マスタープラン (2013年 - 2023年) 作成・実施能力向上プロジェクト	107
ブラジル	“フィールドミュージアム” 構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト	107
・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進・感染症対策		
フィリピン	コーディレラ地域保健システム強化プロジェクト	114
・防災の主流化、防災対策・災害復旧対応		
ペルー	地震・津波減災技術の向上プロジェクト	119

モーリシャス	地すべり対策プロジェクト	119
・食料安全保障および栄養		
マダガスカル	中央高地米生産性向上プロジェクト	124
・資源・エネルギーへのアクセス確保		
ケニア	太陽光発電によるロイトキトク県シカマ地区住民の生活環境改善計画	126
モルドバ	バイオマス燃料有効活用計画	126

地域別の取組

1. 東アジア地域		
ミャンマー	ヤンゴン市フェリー整備計画	131
カンボジア	ネアックルン橋梁(つばさ橋)建設計画	131
2. 南アジア地域		
インド	タミル・ナド州投資促進プログラム	137
パキスタン	ギルギット・バルティスタン地域高付加価値果樹産品振興プロジェクト	137
3. 中央アジア・コーカサス地域		
アフガニスタン・タジキスタン	アフガニスタン・タジキスタン国境バダフシャーン地域における農村開発プロジェクト	141
4. 中東・北アフリカ地域		
イラク	港湾整備計画(第二期)	144
5. サブサハラ・アフリカ地域		
アフリカ諸国	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)	147
ケニア	オルカリア I 4・5号地熱発電計画	148
6. 中南米地域		
キューバ	中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト	153
メキシコ	自動車産業基盤強化プロジェクト	156
7. 大洋州地域		
太平洋島嶼国(14諸国)	大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト	160
8. 欧州地域		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	IT教育近代化プロジェクト フェーズ2	164

効果的で適正な実施に向けた取組

3. 連携強化のための取組		
・市民社会との連携		
マラウイ	ムジンバ県における農民自立支援・生計向上プロジェクト	178



アルゼンチン・トゥクマン州ラス・タリタス市のボランティア消防隊に供与された中古消防車1台と地域住民たち(写真:歌田クリスティーナ/在アルゼンチン日本大使館)

開発協力政策の枠組み

日本は、2015年2月に閣議決定された開発協力大綱の下、各種政策、方針等を策定しており、開発協力大綱を頂点とした開発協力政策の一貫性を確保しています。

開発協力大綱(全文は第IV部資料編232ページに掲載)

政府の開発援助の理念や原則等を以下のとおり定めています。

1. 日本の開発協力の理念

(1)目的

国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献。また、こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現といった国益の確保にも貢献。

(2)我が国の開発協力の基本方針

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

イ 人間の安全保障の推進

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

2. 重点課題

(1)「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

(2)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

(3)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

開発協力大綱の下、次の政策を推進しています。

●国別援助方針

5年をめぐりに、被援助国ごとの開発ニーズを踏まえ、その国の開発計画、開発課題等を総合的に勘案し、その国に対する我が国の援助重点分野や方向性を示すもの。

●分野別開発政策

個別分野・課題における日本の援助の基本方針と具体的取組を示した政策文書(保健医療・人口、万人のための質の高い教育、環境・気候変動、安全な水・衛生、ジェンダー、防災等について策定)。

●開発協力重点方針

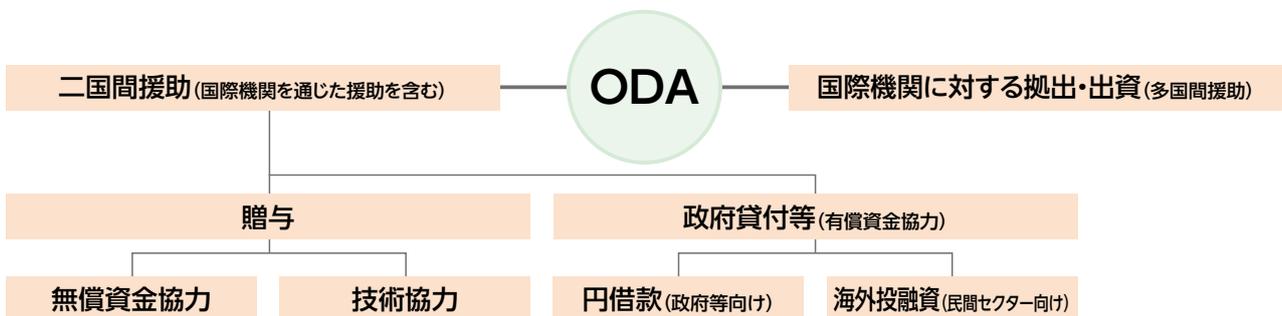
年度ごとに、外交政策の進展や新たに発生した開発課題等に迅速に対応するために重点事項を明確にするもの。

●事業展開計画

被援助国ごとに、実施決定から完了までの段階にあるODA案件を、その国の援助重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して一覧にしたもの。



日本の政府開発援助 (ODA)



政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)とは、OECD(経済協力開発機構: Organisation for Economic Co-operation and Development)のDAC(開発援助委員会: Development Assistance Committee)が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付等(有償資金協力)」に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。「政府貸付等(有償資金協力)」には、「円借款」と「海外投融資」があります。多国間援助には、国連児童基金(UNICEF)や国連開発計画(UNDP)への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

持続可能な開発のための 2030アジェンダに取り組む



ラオス青年同盟 (Lao Youth Union) のビエンチャン本部にある服飾コースで、縫製などの指導をする青年海外協力隊 (服飾) の高畑悠里さん (写真: 今村健志朗 / JICA)

第1章 MDGsの成果と課題	2
第1節 MDGsとは	2
第2節 MDGsの達成に向けた日本の取組	4
第3節 MDGsの達成状況	7
第2章 持続可能な開発のための2030アジェンダ	10
第1節 持続可能な開発のための2030アジェンダに向けた取組	10
第2節 持続可能な開発のための2030アジェンダの概要と意義	14



コスタリカのサン・ホセ市の小学校で子どもたちに環境問題の啓発教育をする青年海外協力隊の高橋愛実さん(写真:今村健志朗/JICA)

第1節 MDGsとは

世界の貧困の半減などを目指し、2015年までの達成を目指して国際社会が掲げてきた目標がミレニアム開発目標(MDGs:Millennium Development Goals)です。「ミレニアム」(千年紀)とは1000年ごとの区切りを意味します。節目の年となる2000年の9月の国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム宣言^{注1}と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合したものがMDGsです。

MDGsでは8つの目標が掲げられ、その下に、より具体的な21のターゲットと60の指標が設定されました(8つの目標については3ページの図を参照)が、ほとんどの目標は1990年を基準年とし、2015年を達成期限としていました。

MDGsが設定された背景として、それまでの開発協力のやり方に対する反省があります。1980年代には、開発途上国の経済の仕組みを市場経済メカニズムが機能するように改革することこそ、開発途上国の経済発

注1 2000年9月8日、国連ミレニアム・サミットで採択。①平和・安全・軍縮、②開発・貧困撲滅、③環境保護、④人権・民主主義・グッドガバナンス、⑤弱者の保護、⑥アフリカの特別なニーズへの対応、⑦国連強化が柱となっている。グローバル化への対応を念頭に21世紀の国連が果たすべき役割の方向を示した。ミレニアム開発目標(MDGs)を支える価値やMDGsの基礎となる目標を含んでいる。

ミレニアム開発目標 (MDGs) Millennium Development Goals



極度の貧困と飢餓の撲滅

- 1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を半減させる
- 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる



初等教育の完全普及の達成

- すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする



ジェンダー平等推進と女性の地位向上

- すべての教育レベルにおける男女格差を解消する



乳幼児死亡率の削減

- 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する



妊産婦の健康の改善

- 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する



HIV/ エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止

- HIV/ エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる



環境の持続可能性確保

- 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる



開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

- 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする

※ MDGsの8つのロゴは「(特活)ほっとけない 世界のまずしさ」が作成したもの

展、ひいては貧困の削減にもつながるといふ「構造調整政策」という考え方が国際的な開発協力の主流でした。しかし、この手法によって貧困の削減は必ずしも順調に進まず、逆に貧困の悪化をも引き起こすこともあることが明らかになってきました。その反省もあり、1990年代に入ると、より直接的に貧困問題にどのように対応すべきかについて国際社会の関心が高まりました。1995年の世界社会開発サミットでは、「人間中心の社会開発」を目指し、世界の絶対的貧困を半減させるという目標が提示されました。翌年の1996年には日本が提案したOECD-DAC^{注2}新開発戦略において、国際開発目標 (IDGs: International Development Goals) が採択されました。IDGsには、2015年までに極端な貧困人口の割合を半減させるという、後に

MDGsの中核となる目標も掲げられていました。このような1980年代から90年代を通じた国際的な潮流の変遷を総括する形で、節目となる2001年に国際社会はMDGsを作り上げたのです。

MDGsのそれぞれの目標自体

は必ずしも目新しいものではないかもしれませんが。しかしながら、先進国と開発途上国の双方を含む世界中の指導者が、達成期限と具体的な数値目標を定めて実現を公約し、その後も2005年国連首脳会合や2010年のMDGs国連首脳会合などの様々な機会に首脳レベルでその達成に向けた取組の強化が図られてきたという点で、MDGsは画期的であったといえます。



ベナンのウィダにて生まれたばかりの男の子を抱く母親 (写真: 大塚雅貴 / JICA)



メキシコ・ケレタロ市旧市街で青果物売る女性 (写真: 今村健志朗 / JICA)

注2 OECD-DAC 経済協力開発機構 OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development
開発援助委員会 DAC: Development Assistance Committee

日本はMDGsの達成に向けた国際社会の取組においても積極的な役割を担ってきました。日本の取組は多岐にわたりますが、ここで、それぞれの目標ごとにポイントを紹介します。

「目標1」が掲げるのは極度の貧困と飢餓の撲滅です。「極度の貧困の撲滅」については、日本の開発協力政策の全体にかかわる課題であり、第2章第2節に詳しい説明がありますが、中でも「飢餓の撲滅」については、食料・農業分野の支援が一つの国際社会の取組の焦点となりました。この分野では、2009年にイタリアで開催されたG8ラクイラ・サミットで、日本は、農業開発とインフラ整備を含む食料安全保障のために、2010年～2012年の間に少なくとも30億ドルの支援を行うことを表明し、2012年末までにおよそ42億ドル(約束額ベース)の支援を行いました。また、横浜にアフリカ諸国の首脳が参集して開催された2008年の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)で、今後10年間でアフリカ諸国でのコメの生産量を倍増するための農業生産性の向上のための協力を行うことを約束しました。2013年に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)においても、これを引き続き推進していくことが再確認され、現在その目標の達成に向け、これを着実に実行に移しているところです。



フィリピン・コタバト郊外の公立学校に通う子どもたち(写真:大塚雅貴/JICA)



タンザニアの食堂でキャッサバを油で揚げて売る女性(写真:久野武志/JICA)

「目標2」が掲げるのは初等教育の完全普及の達成です。この分野においても、日本の貢献やイニシアティブは多岐にわたります。2010年9月のMDGs国連首脳会合では、2011年からの5年間で35億ドルの教育分野の協力実施を表明したほか、学校・コミュニティ・行政が一体となって包括的な学習環境改善を行う基礎教育の支援モデルである「スクール・フォー・オール」^(注3)を提示するなど、国際社会の取組を積極的に主導してきました。また、2013年のTICAD Vでは、就学率および修了率の増加とともに、教育の質の向上が目標に掲げられ、日

注3 学校・コミュニティ・行政が一体となった包括的な学習環境の改善を行い、質の高い教育環境をすべての子どもと若者に提供するため、相互に関連する次の5項目を重点とする教育支援モデル。①質の高い教育(教師教育、授業研究、教科書配布等)、②安全な学習環境(学校施設整備、学校保健、安全な水供給)、③学校運営改善(父母やコミュニティの参加を得た学校運営)、④地域に開かれた学校(成人識字教育など地域の教育ニーズに対応した学校)、⑤インクルーシブ教育(貧困層、紛争、障害等、困難な状況下の子どもへの対応)。

本として新たに2,000万人の子どもに対して、質の高い教育環境を提供することを約束し、これを着実に実行に移しています。

「目標3」で掲げられたのは「ジェンダー」、すなわち男女の平等の推進と女性の地位の向上です。日本は、「ジェンダー主流化」、すなわち開発協力のすべての分野と段階において、男女それぞれの開発課題やニーズ、影響を明確にし、配慮することを通じて、これらの目標の達成に向けて着実に取り組んできました。また、2005年には、北京で開催された第49回国連婦人の地位委員会の場で包括的な政策文書である「GAD(ジェンダーと開発)イニシアティブ」(注4)を発表しました。

「目標4」の乳幼児死亡率の削減、「目標5」の妊産婦の健康の改善、そして「目標6」のHIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延^{まんえん}の防止をはじめとする保健分野は、いずれも日本が国際社会の取組を主導してきた



マラウィ・チョロ島の病院にてマラリアで入院している2歳の女の子の様子を母親に尋ねる青年海外協力隊の岩崎美穂さん(写真:今村健志朗/JICA)



ボツワナ・ポテティ地域の集落で女性グループの所得向上プログラムとして、民芸品アクセサリーの作り方を指導する青年海外協力隊の圓山佐登子さん(写真:長山悦子)

課題です。2002年には「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」が設立されましたが、これは日本が2000年のG8九州・沖縄サミットで「沖縄感染症対策イニシアティブ」を打ち出したことが契機となっています。また、2008年のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、議長国として、保健分野の行動原則を盛り込んだ「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を取りまとめ、カナダ議長の下での2010年のG8ムスコカ・サミットでは、母子保健分野で2011年から5年間で最大500億円規模の追加的な支援を打ち出すなど、G8サミットの間を通じて、積極的に国際社会の取組を主導してきました。さらに、2010年のMDGs国連首脳会合の機会には、「国際保健政策2011-2015」(注5)を発表し、その下で2011年から5年間で50億ドルの支援を行うことを表明したほか、43万人の妊産婦と1,130万人の乳幼児の命を救うことを目指す母子保健の支援モデルである“EMBRACE”(注6)も打ち出しました。また、2013年のTICAD Vで打ち出した500億円の支援、12万人のアフリカの保健医療従事者の人材育成など、地域レベルでの取組も着実に実施しています。

「目標7」が掲げる環境の持続可能性の確保も、開発途上国の人々の生活に大きな影響を与える、重要な開発課題です。そして、日本が、環境汚染対策に関する多くの知識や経験、技術の蓄積を活かして、様々な取組

注4 日本が2005年に、第4回世界女性会議から10年を経て、開発途上国の女性を取り巻く状況が変化していることを受け、ジェンダー主流化に向けた支援を一層強化するために策定・発表した分野別開発政策。本イニシアティブでは、女性のみならず、ジェンダー不平等を解消する上での男性の役割にも注意を払い、ODAのすべての分野の政策立案、計画、実施と評価のすべての段階においてジェンダー視点を主流化することを目指している。

注5 5年で50億ドルの保健資金をプレッジし、その協力内容として国際的な開発目標であるミレニアム開発目標(MDGs)の達成に貢献すべく、特に母子保健と三大感染症さらに国際的公衆衛生危機分野での支援に焦点を当てたもの。

注6 Ensure Mothers and Babies Regular Access to Careの略。戦後復興時の我が国自身の経験に基づき開発された支援モデルで、産前から産後までの切れ目のない手当てを確保し、母子の命を守ることに焦点を当てている。

を行った分野でもあります。たとえば、気候変動の問題について、日本は、革新的な技術で開発と普及の先頭に立ち、国際的なパートナーシップを強化する「攻めの地球温暖化外交戦略-Actions for Cool Earth、エース(ACE)」を2013年11月に打ち出して、その実施に取り組んできたほか、官民の資金を通じた様々な支援に取り組んできました。また、人々の生活に欠かせない水の分野についても、国際連携の基本方針として「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」(WASABI)を2006年の第4回世界水フォーラムで発表したほか、2013年のTICAD Vでは1,000万人に対する安全な水へのアクセスおよび衛生改善を表明し、都市上下水道や地方給水整備などの具体的な対策の着実な実施にも努めています。

最後の「目標8」として掲げられた「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」の下では、後発開発途上国、内陸国、小島嶼国など様々なニーズや脆弱性を持つ開発途上国がグローバル化の流れの中で経済成長できるよう、貿易、金融、債務問題等も含む諸分野での進展が目指されました。たとえば、2013年の第5回アフリカ開発会議の機会には、2013年から2017年までの5年間で、対アフリカODA約1.4兆円を含む最大3.2兆円の官民の取組で、アフリカの成長を支援することを打ち出しました。

こうした目標ごとの取組に加えて、日本は、MDGsの達成に関連する国際会議の主催等を通じて、国際社会の議論や取組をリードしてきました。

たとえば、MDGsの達成期限まであと約5年となった2011年の6月には、東京で閣僚級の「MDGs フォ



日本の浄水器導入支援によりバングラデシュ・ダッカのスラム地区で水の配給を受けた子どもたち(写真:鈴木華/JICA)

ローアップ会合)を開催しました。この会合には110か国以上(24名の閣僚級首席代表が参加)、20の地域・国際機関、国際・国内NGO、民間部門など計約300名以上が参加し、前年のMDGs国連首脳会合の成果文書を踏まえ、2015年に向けた国際社会の具体的な課題について議論が深められました。

また、その年の9月の第66回国連総会の機会に、日本はMDGs関連閣僚級非公式会合を主催しました。各国政府や国際機関、民間団体、NGO等から約400名が参加し、MDGs達成に向けたモメンタム(機運)の維持・強化を図るとともに、今後の取組を加速させる具体的な方途やポスト2015年開発目標(ポストMDGs)のあり方についても示唆に富む議論が行われました。この会合での議論は、多様な開発の担い手の間の連携強化や、その後の様々な場での国際的な議論の活性化にもつながりました。



2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議



ブラジル・リオデジャネイロの子どもたちが埼玉県教育委員会作成の「日本ブラジル交流カルタ」で遊んでいる様子(写真:渋谷敦志/JICA)

第3節 MDGsの達成状況

こうした日本の取組をはじめ、国際社会が共同して様々な取組を推進してきた結果、MDGsは達成期限である2015年までに一定の成果を挙げることができました。

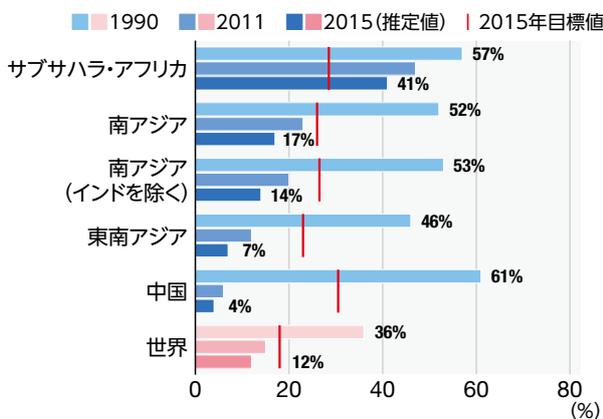
一方で、すべての目標が達成されたわけではありません。2015年までには達成することができなかった

目標や、地域ごとの達成状況のばらつきなど、引き続き課題も残されています。こうした状況は、国連が発行する「ミレニアム開発目標報告書」にまとめられています(以下の数値は、いずれも同報告書2015年版によるもの)。

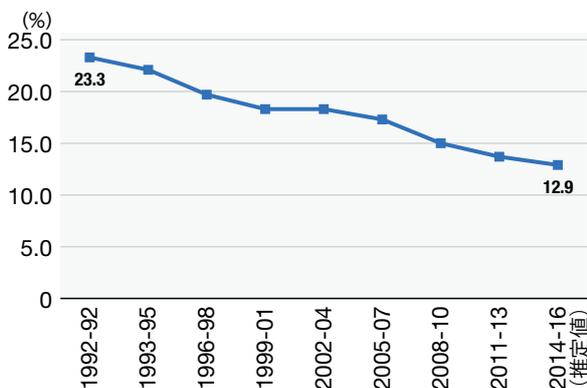
1. 達成された成果

たとえば、MDGsの一番初めに掲げられた極度の貧困の撲滅という目標については、極度の貧困に苦しむ人口の割合を2015年までに(1990年と比べて)半分にするという具体的なターゲットが掲げられました(目標1のA)。結果として、極度の貧困に苦しむ人々の割合は、1990年には世界人口の約36%(約19億人)

● 極度の貧困に苦しむ人の割合



● 飢餓に苦しむ人口の割合



2点ともThe Millennium Development Goals Report 2015より抜粋して作成

を占めていましたが、2015年には約12%(約8.4億人)と、当初の3分の1にまで減少し、目標は達成されました。こ



スーダン・カッサラ州で農産品調査を実施する青年海外協力隊員の鈴木智也さん(写真:鈴木智也)

の背景には、極度の貧困人口を多く抱えていた中国やインドが急速な経済発展を遂げた影響が大きいとされています。ただし、目標達成にもかかわらず、現在でも、サブサハラ・アフリカ地域を見ると、人口の41%が依然として極度の貧困状態にあるという事実を忘れてはなりません。

飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させるという目標(目標1のC)もおおむね達成されました。開発途上地域における栄養不足の人口の割合が、1990-92年期の23.3%から、2014-16年期には12.9%(推定値)まで減少しました。ただし、地域的なばらつきも大きく、サブサハラ・アフリカ地域や南アジア地域、西アジア地域での飢餓削減の進捗には遅れが見られます。

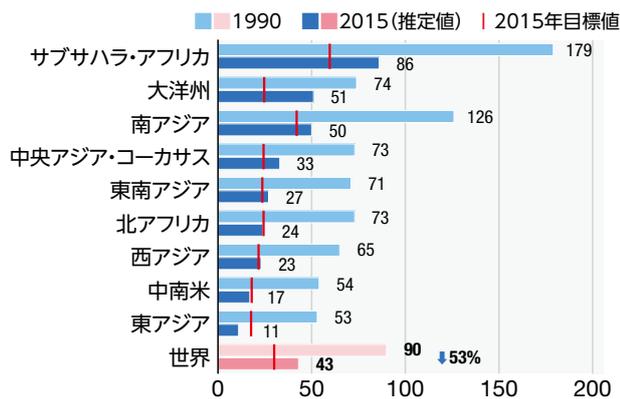
また、感染症対策の分野でも指標の大幅な改善が見られました。たとえば、2000年から2014年までに世界の新規HIV感染者数は約35%減少しました。また、対策の進展によって、マラリアについては2000年から2015年までに全世界で約620万人以上の命が、結核については2000年から2013年までに約3,700万人の命が救われたと推定されています。

2. 残された課題

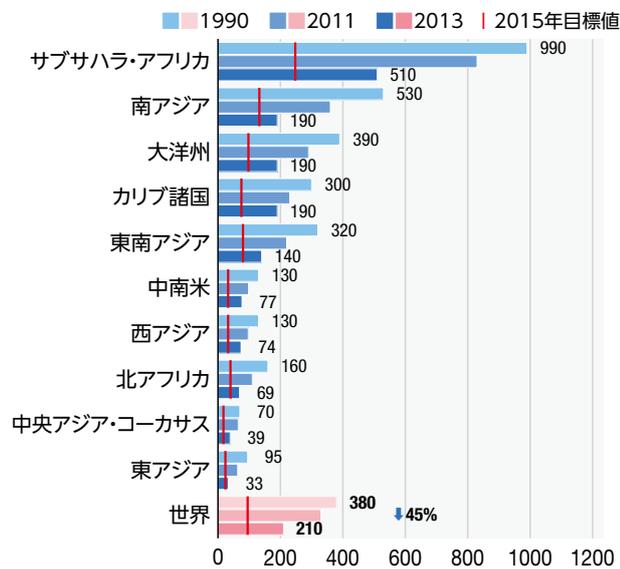
こうした成果が着実に挙げられてきた一方で、特に教育、母子保健、衛生といった分野では、達成が困難な課題が残されています。

教育の分野では、2015年までの初等教育の完全普及の達成が掲げられていましたが、1990年に80%だった開発途上地域の就学率は、2015年には91%ま

● 5歳未満児死亡率(出生数1,000に対して乳幼児の死亡数)



● 妊産婦死亡率(出生数10万に対し妊産婦の死亡数)



2点ともThe Millennium Development Goals Report 2015より抜粋して作成

改善された点

- 世界全体では極度の貧困の半減を達成
 - 世界の飢餓人口は減少し続けている
 - 不就学児童の総数は約半減
 - マラリアと結核による死亡は大幅に減少
 - 安全な飲料水を利用できない人の割合の半減を達成
- など



ザンビアのチサンバ郡で母子健診を受ける農村の親子たち
(写真: 渋谷敦志/JICA)

でしか上昇しませんでした。若年層の識字率の向上、男女格差の解消などは見られましたが、目標達成には至りませんでした。

母子保健の分野では、世界全体の5歳未満児死亡率が1990年から2015年の間に53%減少しましたが、1990年と比べて3分の1まで削減するとの目標の達成には至りませんでした。妊産婦死亡率についても、2015年までに1990年と比べて4分の1まで削減するとの目標が掲げられていましたが、結果的に減少は45%にとどまりました。

衛生の分野では、改良された衛生施設を利用できない人の割合を半減するとの目標が掲げられていました。この割合も、1990年の46%から、2015年には32%に減少するにとどまり、半減には至りませんでした。

MDGsの達成状況が、全世界で一様ではないことも注意を要する点です。先ほど極度の貧困の撲滅の目標の達成状況との関連で述べたように、サハラ以南のアフリカの状況の改善は遅れがちです。南アジア、オセアニア(島嶼国)などの地域でも開発目標の達成の遅れが目立っています。こうした地域ごとのばらつきも、残された課題です。

積み残された課題

- 国内での男女、収入、地域格差が存在
- 5歳未満児死亡率は減少するも、目標達成には遠い
- 妊産婦の死亡率は低減に遅れ
- 改良された衛生施設へのアクセスは十分でない

など

3. 開発をめぐる環境の変化

MDGsが策定されてからの15年間で、開発をめぐる国際的な環境が大きく変化し、MDGsの追求だけでは十分に取り組むことができない、新たな課題が顕在化してきたことにも目を向けなくてはなりません。

一つの例として、格差の問題が挙げられます。MDGsは、一つの国を単位として達成状況を測定するマクロな指標です。しかしながら、アジア諸国のように、経済成長を遂げる一方で、国内の地域間や社会・所得階層間での格差が拡大している国も見られます。また、女

性、子ども、障害者、高齢者、難民など、立場の弱い人々が国内で取り残されないようにする取組もますます重要になっています。しかしながら、このような国内の格差の状況は、国単位のMDGsではとらえきることではできません。深刻さを増している環境汚染や気候変動への対策や、頻発する自然災害に対処するための防災の取組など、MDGsにおいて必ずしも十分に扱われていない課題への取組の重要性も増しています。

開発にかかわる主体の多様化も近年進みました。開発途上国に流入する資金額を見ると、企業の投資など



ペルーのリマで、日本の無償資金協力により建設された国立障害者リハビリセンターで理学療法士として働く廣田美江 JICAシニア海外ボランティア (写真: 岡原祐祐 / JICA)

の民間資金の額はODAの額を遥かに凌ぐようになってきています。これは、各国の政府や国際機関が開発協力に取り組むに当たって、民間企業との連携がもはや不可欠になっていることを示しています。また、NGOなど、市民社会が果たす役割も、開発途上国の開発の現場はもちろん、先進国での政策提言や意識啓発など、様々な場面で拡大しています。さらに、一部の開発途上国(新興国)が急速に発展を遂げ、「先進国と開発途上国」という旧来の二分法が実態を反映しなくなっています。そのような中で、先進国に限らず、新興国を含む各国が、開発協力の分野においても、それぞれの役割を果たすことが求められるようになってきています。

このように2015年までに達成できなかったMDGsの「残された課題」や新たに顕在化してきた課題が、2015年以降に国際社会が取り組まなくてはならない課題として浮かび上がってきました。これらの課題にどう取り組むべきかという点も含めて、各国の間で、2015年より先の国際目標の策定についての議論が進められてきたのです。



スリランカのラージャンガナヤで住民の要望を聞き取り調査している青年海外協力隊の三輪洋子さん (写真: 中原二郎 / JICA)

持続可能な開発のための 2030アジェンダ



ザンビアの特別支援学校リトル・アッシュジで、子どもたちにダンスを教える青年海外協力隊（障害者支援）の吉澤雄介さん（写真：渋谷敦志／JICA）

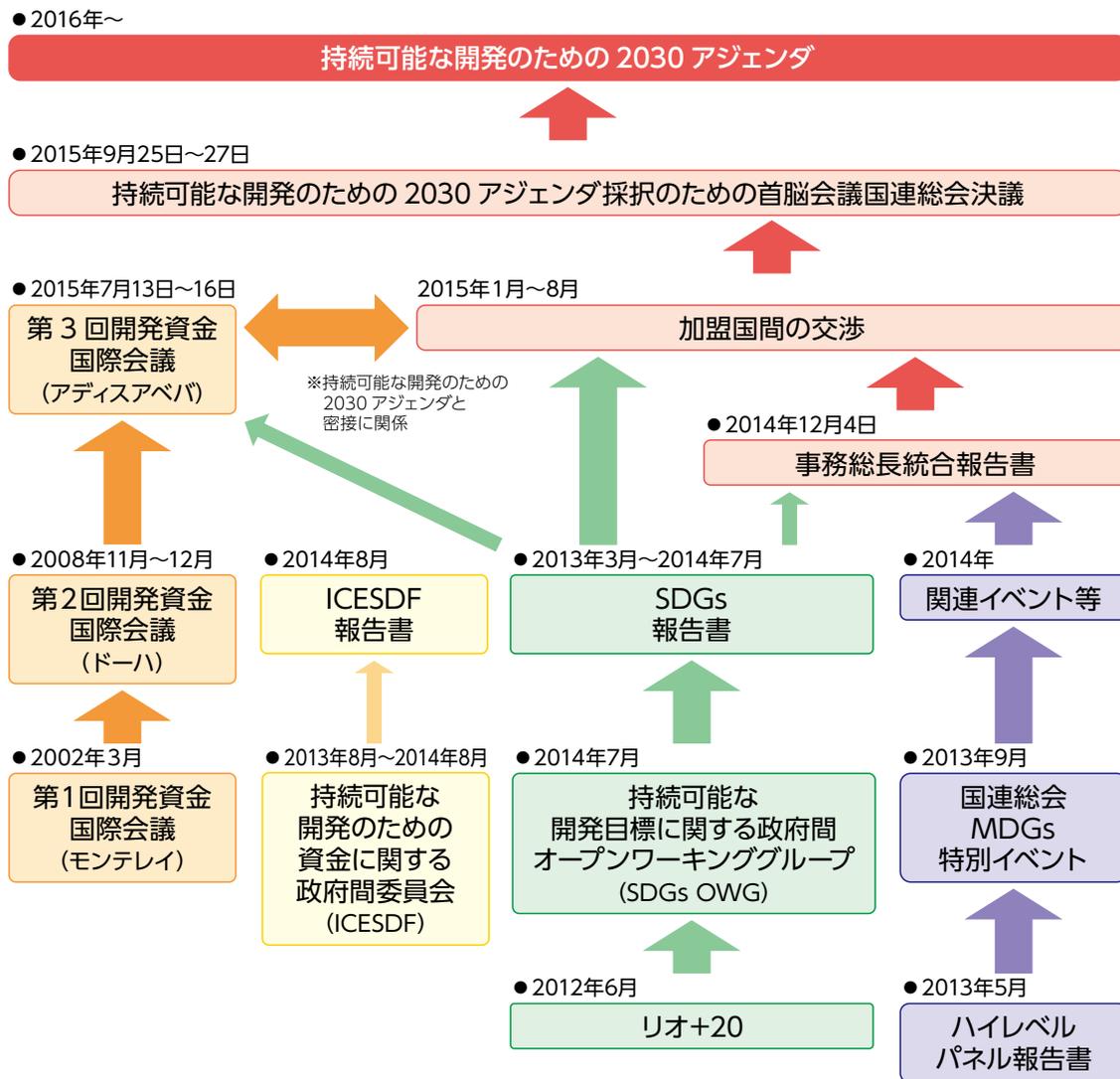
第1節

持続可能な開発のための2030アジェンダに向けた取組

2010年9月に国連で開催されたMDGs国連首脳会合は、各国首脳が「ポスト2015年開発アジェンダ」、すなわち2015年以降のMDGsの後継目標について議論を行う場となりました。そして、翌年（2011年）の6月に日本が国連開発計画や世界銀行などと共催した閣僚級の「MDGsフォローアップ会合」や、同じ年の

9月の国連総会の機会に開かれた「MDGs閣僚級非公式会合」を通じて、ポスト2015年開発アジェンダに関する国際社会の議論は本格化しました。検討作業は、次の3つの流れを通じて主に進められていくことになりました（図-1参照）。

図-1 ◆ 持続可能な開発のための2030アジェンダ策定までの流れ



● 国連事務総長によるプロセス

国連では、2012年7月に潘基文事務総長が立ち上げた27名の有識者から成るハイレベル・パネルで、ポスト2015年開発アジェンダに関する議論が開始されました。このハイレベル・パネルは、2013年5月に、12の目標(ゴール)と54のターゲットから成るポスト2015の目標案を提示する報告書を潘事務総長に提出しました。その後も、2013年9月の国連総会の機会に開かれたMDGs特別イベントや、2014年に行われたテーマ別討論やハイレベルイベントなど、潘国連事務総長が主催する一連の機会を通じ、その後の政府間交渉や採択に向けたタイムフレーム等が定められました。



2015年9月、持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットで、2030アジェンダへの日本の取組について述べる安倍晋三総理大臣 (写真:内閣広報室)

● 国連持続可能な開発会議(「リオ+20」)のプロセス

国連では、従来から、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)」などを通じて、持続可能な開発のあり方について議論が進められてきました。その一環として2012年6月に開催された「国連持続可能な開発会議」(「リオ+20」)では、「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)を策定すること、そして、これをポスト2015年開発アジェンダに統合することが決定されました。これを受けて立ち上げられた政府間オープンワーキンググループ(SDGs OWG)では、ほぼすべての国連加盟国による交渉を経て、2014年7月に、17の目標(ゴール)と169のターゲットから成るSDGsが提案されました。このとき提案されたSDGsは、のちに、ほぼそのまま



キルギス・ビシュケク近郊チュイ州のパイロット農家で有機栽培のタマネギ畑を視察するJICAの本田知大隊員(写真:鈴木華/JICA)

の形でポスト2015年開発アジェンダ(2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」)に組み込まれました。

● 開発資金をめぐるプロセス

ポスト2015年開発アジェンダの検討のプロセスでは、開発の目標やターゲットだけでなく、その達成のために必要な資金の確保や活用も重要な検討課題となりました。この課題を主として扱ったのが、国連が主催する開発資金国際会議のプロセスです。このプロセスの下では、2002年のメキシコのモンテレイでの第1回会議、2008年のカタールのドーハでの第2回会議を通じて、MDGsをはじめとする開発課題の達成のための開発資金について議論が行われてきており、2015年7月のエチオピアのアディスアベバでの第3回会議に向けてポスト2015年開発アジェンダの開発資金を焦点に各国の間で検討作業が進められました。

あわせて2012年の「リオ+20」を受けて立ち上がった「持続可能な開発のためのファイナンス戦略に関する政府間委員会」においてもポスト2015年開発アジェンダのための資金の問題について議論が行われました。

こうした流れを踏まえて、ポスト2015年開発アジェンダや、これに組み込まれる目標やターゲット、指標などの国連加盟国間の正式な交渉が始まったのは、2015年1月のことです。交渉は7回にわたって行われ、基本的な考え方、目標、実施手段、フォローアップ等について、国連加盟の193か国の間で意見が交わされました。また、その過程では、民間企業や市民社会

の代表との対話も行われました。こうしたプロセスを経て、日本時間の2015年8月2日、第7回交渉の最終日に、各国は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のドラフトに合意しました。そして、9月25日から27日に開催された国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、2030アジェンダ)が各国首脳によって正式に採択されたのです。これに先立つ2015年7月には、エチオピアで開催された第3回開発資金国際会議で、ポスト2015年開発アジェンダの開発資金に関する「アディスアベバ行動目標」が採択されていました。



ケニア・キジャバのモデル農家グループにあいさつをする加藤満広専門家(写真:久野武志/JICA)

アディスアベバ行動目標の特徴

- ① 2002年モンテレイ、2008年ドーハの成果文書の構成を踏襲(I.序文、II.行動、III.フォローアップ)。
- ② 「国内資金動員およびその効果的な使用」や「民間企業の重要性」を確認。国際公的資金(ODA等)は各国の国内資金動員努力を補完するものとして、ODA数値目標(GNI比0.7%目標および後開発途上国(LDCs)向け0.15～0.20%目標)を再確認。
- ③ 科学技術・革新が独立の章立てとなったほか、モニタリング能力構築や、フォローアップに関する規定が大幅に強化された。
- ④ 2015年9月に国連サミットで採択された2030アジェンダの実施に本行動目標を役立てていくことになった。

MDGsと2030アジェンダが策定されたプロセスを比較してみると、国連の専門家主導で策定されたMDGsとは対照的に、後者については、多様なプロセスを通じ、国連加盟国をはじめ、国際機関・民間企業・市民社会などの多様なステークホルダー(関係者)の関与の中で進められていったことが分かります。これは、開発途上国も先進国も共に参加し、多様なステークホルダーがかかわるグローバル・パートナーシップを謳う2030アジェンダの策定にふさわしいプロセスであったといえるでしょう。

日本は、この新しい開発アジェンダの策定のプロセスに、①MDGsの経験と教訓を踏まえること、②地域差・国内格差の課題に目を向け、立場の弱い人々を取り



稲作収穫技術に関する研修で来日したガーナの研修員が秋田県大湯村農協の倉庫で出荷前のミニトマトを見学(写真:久野真一/JICA)



ケニア西部シヤヤ郡のミランボ小学校で行われた、「カラドロ西給水計画」の起工式(写真:柴岡久美子/在ケニア日本大使館)

残さないようにすること、③富を創出する源である成長・雇用に十分に光を当てること、④国際社会の変化に対応すること、⑤開発途上国自身のオーナーシップ(主体的な取組)を促進する、との考えの下で積極的に取り組んできました。そのため、先ほど紹介した2011年6月のMDGsフォローアップ会合のほか、2011年12月に立ち上げたポスト2015開発アジェンダに関する非公式な政策対話(コンタクト・グループ)、国連総会やIMF・世銀年次総会東京会合(2012年)での関連のイベント開催等を通じて、日本の考えを説明しながら、国際的な作業の進展への貢献に努めました。

1. 持続可能な開発のための2030アジェンダの概要

こうして国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、2030年までに極度の貧困を撲滅することを含め、あらゆる場所のあらゆる形態の貧

困に終止符を打つことを決意し、持続可能な開発を実現することを目指す野心的な国際目標です。

● 基本的な考え方

2030アジェンダは、冒頭で、持続可能な開発のキーワードとして、人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連帯(Partnership)の「5つのP」を掲げています。そして、このアジェンダの下で追求する開発目標が包括的で「人間中心」の考え方に基づくものであること、そして、2015年までに達成できなかったMDGsの残された課題とともに、

MDGsを超える新たな課題への対応をも目指すものであることが示されています。また、開発途上国と先進国を含むすべての国が目標達成に取り組む必要がある、地球上の「誰一人として取り残さない(no one will be left behind)」といった基本的な考え方も示されています。

● 持続可能な開発目標(SDGs)

2030アジェンダにおいては、17のゴール(目標)と169のターゲットが持続可能な開発目標(SDGs)として位置付けられました。8つのゴールと21のターゲットから成っていた前身のMDGsと比べても、目標の数は大幅に増えており、内容も広範で包括的なものとなっています。

17の目標の中には、目標1から6の一連の目標のように、貧困、飢餓、健康、教育、ジェンダー、水と衛生など、MDGsに掲げられていた目標を引き継いだ上で、これをさらに推し進めたものが含まれています。たとえば、MDGsの目標1は「極度の」貧困^(注1)の撲滅を掲げつつ、具体的には2015年までにそのような「極度」



注1 当時、極度の貧困は、1日1.25ドル、日本円においておおむね150円の生活レベルの貧困として、世界銀行で定義されていた。(現在は1日1.90ドル)

な貧困層の割合を1990年比で半減することがターゲットとして設定されていました。これに対し、2030アジェンダは「あらゆる場所のあらゆる形態の」貧困の撲滅をSDGsの目標1として掲げつつ、具体的なターゲットとしては2030年までに世界中から「極度」の貧困を撲滅するとともに、各国の国内で「あらゆる次元の貧困状態」にある人々の割合の半減を目指しており、さらに一歩踏み込んだものになっています。

その一方で、2030アジェンダの下では、持続可能で、^{ほうせつ}包摂的かつ^{きょうじん}強靱な成長の重要性に関する国際的な認識の高まりも反映して、様々な開発課題がSDGsとして新たに加わりました。目標7から16に掲げられた経済成長やインフラ、格差是正、持続可能な消費・生産や気候変動対策、さらには平和の実現までも含む一

●実施手段

2030アジェンダは、SDGsを達成するための「実施手段(MOI:Means of Implementation)」についても述べています。この関連では、特に、政府、市民社会、民間部門、国連機関をはじめとするすべてのアクター(主体)が利用可能なリソース(資源)を動員する「グローバル・パートナーシップ」の下での取組の重要性が強調されています。2030アジェンダはODAの数値目標(GNI比で0.7%、など)について言及しており、ODAが、民間の資金の動員のための触媒としての役割を含め、引き続き重要な役割を果たすこと、また、技術移転や能力構築の支援なども2030アジェンダの「実施手段」として重要であることが強調されています。

●フォローアップとレビュー

2030アジェンダは、SDGsの達成状況のフォローアップとレビューのプロセスについても定めています。具体的には、2030アジェンダのグローバルな実施状況のフォローアップとレビューを目的とする「ハイレベル政治フォーラム」を4年に1回開催することに加え、国レベル、地域レベルでもフォローアップとレビューを行っていくことが示されています。なお、このプロセスの中でSDGsの達成の度合いを測るために使われるインディケーター(指標)については、今後、国連統計委員会の下に置かれた作業部会での検討を経て整備されることになっています。



ガーナ・アクラのガーナ大学構内に日本の無償資金協力で造られた大規模なソーラーパネル施設(写真:久野武志/JICA)

連の目標はMDGsには明確な形では含まれなかったものです。



タイのバンコク首都圏のバンケン浄水場工事現場(写真:久野真一/JICA)



コートジボワールのブアケ県で国産米振興プロジェクトを支援する日本の専門家が住民とともに水田を視察(写真:大塚雅貴/JICA)

2. 2030アジェンダの特徴

このように、2030アジェンダは、その前身であるMDGsと比べても広範で多様な目標を掲げています。

●ユニバーサリティ（普遍性）

開発途上国に限らず先進国を含むすべての国に開発目標が適用されるという「ユニバーサリティ」（普遍性）は2030アジェンダの大きな特徴です。実際に、2030アジェンダには、開発途上国だけでなく先進国も抱える課題に関する目標がいくつも掲げられています。たとえば、目標10が掲げる格差の問題や、目標12が掲げる持続可能な消費や生産、さらには目標13が掲げる気候変動対策に関する一連の目標は、先進国を含むすべての国が自らの国内で取り組まなければならない課題です。

●分野横断的なアプローチの必要性

2030アジェンダは、開発に関する包括的なメニューを示すと同時に、取り上げられている各々の分野別の目標は相互に関連していることを強調しています。個々の目標やターゲットの達成に向けて取り組むに当たり、それぞれの課題がバラバラに存在するのではなく、相互に密接につながっていることを踏まえて取り組むことが、効果的で効率的に2030アジェンダを推進していくためには必要なのです。

たとえば、水と衛生の分野(目標6)の取組として、コミュニティ内に井戸や安全で清潔なトイレを設けることとした場合、これによって、病気の蔓延を防ぎ(目標3 人々の健康)、下痢などによる栄養不良を防止することができます(目標2 飢餓撲滅と栄養改善等)。さ

このような包括性も反映して、2030アジェンダには、いくつかの特徴が見られます。



カンボジア・プノンペン市内の日本のNGOも支援した障害者施設の工房で、商品製作に取り組む男性(写真:久野真一/JICA)

らに、コミュニティの女兒を1日5時間もかかっていた水汲みの労働から解放し、学校に通う機会を創出することができます(目標4 教育)。そして、インドの農村で実際に行われているように、コミュニティの女性たちをこうした井戸の修理工として育成し、収入の向上を実現すれば、貧困の撲滅や(目標1)、ジェンダー平等(目標5)、格差の是正(目標10)等の目標の達成にも寄与するでしょう。

このように目指すべき開発協力の目標が多様で広範になればこそ、様々な目標が「統合され不可分のもの」であることを踏まえた一貫性のある戦略的なアプローチが重要となってくるのです。



アンティグア・バーブーダの日本の援助で建てられた魚市場で働く人々(写真:岡原功祐/JICA)



パラオのコロール州のアラカベサン島の小学校で学ぶ生徒たち(写真:鈴木華/JICA)

● グローバル・パートナーシップの重視

「グローバル・パートナーシップ」も2030アジェンダの大きな特徴です。旧来の南北の二分法を超えて、先進国も開発途上国も含む各国政府や市民社会、民間部門も含む様々なアクター（主体）が連携し、ODAや民間の資金も含む様々なリソースを相互に補完させながら活用していく「グローバル・パートナーシップ」を構築していくことが2030アジェンダの推進には必要となります。

「グローバル・パートナーシップ」の重要性は2030アジェンダの序文（右を参照）をはじめ、随所で強調されています。SDGsの目標17においても「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」ことが目標として掲げられています。そして、そのために、徴税などを通じた国内資金の動員や、貿易・投資などを含む様々な分野で技

術移転や能力構築、国際的な制度作りなどに取り組むことが具体的なターゲットとして設定されています。このような取組を通じて、2030アジェンダの推進にとって不可欠な「グローバル・パートナーシップ」を幅広く展開していくことが期待されます。

2030アジェンダの序文の「パートナーシップ」の記述内容

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー、及び全ての人々の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

3. 日本の取組

2030 アジェンダは「すべての国で実施し、その進捗^{しんしゆく}を計る」と定めています。2030 アジェンダが採択された2015年9月の国連サミットでも、開発途上国のみならず、多くの先進国の首脳から、自国の国家発展戦略・計画にSDGsを取り込みつつ、自らの国内で2030 アジェンダの実施に取り組むとの発言がありました。そのために必要な体制や具体的な取組について、現在、各国では急ピッチで検討が進められています。ここでは、2030 アジェンダの実施のための日本の基本方針について紹介します。



ブルキナファソの保健社会向上センター建設現場で建設統括管理者の沼田秀一さんおよび現地常駐管理者兼プロジェクト・マネージャーの野崎玲雄さんが地元の人々とサイト仮引渡し式にのぞむ(写真:沼田秀一)

第1節で述べたとおり、日本は、国際社会の議論が本格化する前から、2030 アジェンダの議論や交渉に一貫して積極的に貢献してきました。2030 アジェンダに盛り込まれた「人間中心(people-centered)」、「誰一人取り残されない(no one will be left behind)」などの基本理念は、日本が国際的に主導してきた人間の安全保障の理念を反映したものです。「グローバル・パートナーシップ」の必要性も日本が従来から提唱してきたものです。SDGsの対象となった女性・保健・教育・防災・質の高い成長などの開発課題も、日本が従来から提唱してきたものです。だからこそ、日本は、2030 アジェンダの採択を歓迎し、「グローバル・パートナーシップ」の一員としてSDGsの達成を目指して最大限努力していく考えなのです。

そのような日本の取組の羅針盤となっているのが、2015年2月に定められた新たな開発協力大綱です。新大綱では、これまで日本の開発協力を特徴付けてきた理念を継承し、非軍事的協力、自助努力支援や、一人ひとりの人間を大切に人間の安全保障の推進と



日本の漁業管理技術協力により、マヒマヒの冷凍管理に取り組むドミニカの漁協スタッフ(写真:岡原功祐/JICA)

いった方針が掲げられています。同時に、新大綱は、日本政府が、民間部門や、市民社会、地方自治体、大学などとの連携を強めながら、国際社会が直面する新たな課題にも効果的に対応していく方針であることも示しています。このように、開発協力大綱には、2030 アジェンダの実施になくはならない要素がすでに刻み込まれているのです。

開発協力大綱の中で、今後の日本の開発協力を方向付ける重点課題の一つとして掲げられたのが「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」です。「質の高い成長」とは、誰一人として取り残さず、一人ひとりが開発の果実を享受できるような「包摂性」、経済・社会・環境の3つの側面において持続可能な開発を達成できる「持続可能性」、個人やコミュニティの能力強化やインフラ整備を通じて、紛争や災害、経済危機といったリスクに強い「強靱性」を兼ね備えた経済成長のことです。これは、まさに2030 アジェンダがSDGsを通じて達成しようとしている目標の一つです。

開発協力大綱は、地域紛争、テロ、脆弱国家を含む



モンゴル・ウブスハンガイ県の学校寄宿舎に設置された図書貸出しコーナーで本の管理方法を子どもたちに教える青年海外協力隊の玉井良枝さん(写真:塚越貴子)

様々なリスクが、日本はもちろん、開発途上国を含む各国の経済に深刻な影響を与え得ることを踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から一層積極的に開発協力を推進していく方針であることも強調しています。そして、平和国家としての日本にふさわしい形で、繁栄の基盤となる安定と安全を維持するための支援を行っていくこととしています。このような取組も、目標16として「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」を目標として掲げ、具体的なターゲットとして法の支配の促進や、組織犯罪の根絶、暴力の防止やテロ撲滅のための能力支援などを設定する2030アジェンダが目指しているところと合致しています。



ルワンダ・キガリの変電施設および配電網建設現場(写真:久野武志/JICA)

開発協力大綱では、一国のみでは解決し得ない地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築を目指すとしています。また、民間企業、市民社会、地方自治体、大学も含めたオールジャパンの連携推進の方針や、「開発協力」という言葉にこめられた、開発途上国との対等で互恵的なパートナーシップを発展させていく方針も示されています。開発協力大綱に基づくこのようなパートナーシップの構築は、2030アジェンダの実施に不可欠なものとして位置付けられている「グローバル・パートナーシップ」に大いに資するものです。今後、日本の国内において、開発協力大綱や2030アジェンダの内容や意義、また、その背景にある世界の開発の現状についての理解を広げ、深めていくための政府の努力が一層求められることとなります。

このように、日本は今後、開発協力大綱の下で、国際

協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、人間の安全保障、自助努力支援といった理念を掲げ、官民・NGO・地方自治体も含むオールジャパンの連携を活用しつつ、グローバルな「質の高い成長」に貢献する開発協力を一層積極的に展開していくこととなります。そのため、アジアはもちろん、アフリカを含む世界各地で質の高いインフラ投資(42ページの開発協力トピックスを参照)を推進するとともに、鍵となる人づくりのために、日本の強みである高い教育力と技術力を活かした産業人材育成を推進していくこととなります。エボラ出血熱の感染拡大のような危機対応や「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」^(注2)の推進をはじめとする保健、教育、女性支援などの分野での取組を含め、脆弱な人々に目を配り、誰一人取り残さないための協力も進めていきます。日本は2015年12月の国連総会での「世界津波の日(11月5日)」の採択を主導しましたが、引き続き、世界各地での強靱な社会やコミュニティの構築を支援するため、2015年3月に採択された仙台防災枠組の実施や、津波に対する啓発活動や対策強化など、防災の分野でも国際社会においてリーダーシップを発揮していきます。持続可能な環境・社会づくりの実現に向け、気候変動分野での取組のほか、「リデュース・リユース・リサイクル」の「3R」^(注3)に象徴される日本の循環型社会形成の知見を世界と共有していきます。そして、平和の構築のための支援や、難民を含む人道支援、海上保安や入国管理などの法執行支援など、開発途上国の経済発展、ひいては日本を含む世界の繁栄の基盤となる安定と安全の構築に努めていきます。

開発協力大綱に基づく日本のこうした取組は、国際社会全体による2030アジェンダの実施にも大いに貢献することが期待されています。



ソロモンのガダルカナルの村でマラリア対策で集団血液採取をしている様子(写真:小栗清香)

注2 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)とは、すべての人が生涯を通じて必要となるときに基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられること。日本は2013年策定の「国際保健外交戦略」以来UHCの推進を重要な政策目標に掲げている。

注3 3Rとは、「廃棄物の発生抑制、資源や製品の再使用および再生利用」のこと。

4. 終わりに

2030年までに国際社会が達成すべき目標が国連で15年ぶりに採択されたことは、歴史的な出来事です。ニューヨークや日本の各都市をはじめ、世界各地で、2030アジェンダの採択を歓迎するイベントやキャンペーンが行われました。各国政府はもちろん、多くの国際機関や市民団体が、2030アジェンダを踏まえて、自らの政策や取組をさらに発展させようとしています。民間企業もまた、自らの事業を発展させ、社会的な課題の解決に貢献していくための重要な機会として、2030アジェンダを活用しようとしています。

一方で、これから15年間にわたってこのアジェンダを着実に実施していくことは、決して容易ではありません。MDGsが直面したように、開発を取り巻く国際環境が変化する中で、想定されていなかった新たな課題が顕在化してくる可能性もあります。

あらゆるステークホルダーが参加し、それぞれの役割を果たす新たなグローバル・パートナーシップの一員として、私たち一人ひとりが、2030年の世界の姿を思い描きながら、SDGsの達成に向けて行動していくことが求められています。

第II部

日本の総力を挙げた取組 — 国民と手を携える開発協力



ベトナムの首都ハノイの紅河^{ホン}にかかるニャツタン橋(日越友好橋)(写真: JICA)

第1章 存在感を増す様々な開発の担い手	22
第2章 市民社会との協力	23
第3章 民間企業との連携	25
第4章 地方自治体、大学との連携	28

存在感を増す様々な開発の担い手



パナマにて、CBR（地域に根ざしたリハビリテーション）活動推進支援のため、地域の障害者宅を訪問し、リハビリ支援とともに、その家族、地域住民への指導を行う青年海外協力隊員（作業療法士）の橋本千佳さん（写真：マクシモ・ノバス）

現在の国際社会では、企業や地方自治体、NGOをはじめとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長にも重要な役割を果たしています。企業の関与についても、開発途上国でビジネスを行う日本企業が、社会貢献として、開発支援にかかわるものから、ビジネスの重要な一端として取り組むものまで、そのあり方は多様化しています。多様な主体がそれぞれの得意分野を活かした多

様なアプローチをとることで、相乗効果を上げることが可能です。日本政府は2015年2月に、これまでの「政府開発援助（ODA）大綱」を改定し、名称を「開発協力大綱」に変更しましたが、そこでも、民間企業、地方自治体、NGOも含めたオールジャパンの協力を推進していくこととしています。この第Ⅱ部では、こうした存在感を増す様々な担い手と手を携えて行う開発協力の取組を紹介します。



インドネシア・西ジャワ州バンドン市の工業省繊維センター(Textile Centre)にて、繊維工場における省エネルギー診断の指導を行う深山浩シニア海外ボランティアと指導を受けるセンター職員(写真:ペリー・ラクソノ)

外務省およびJICA(国際協力機構)は、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方に住む人々を含む幅広い層への発信など様々な形で国民参加を強化しています。幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に参加でき、開発協力の現場を体験できる機会も提供しています。中でも市民社会との協力を強化し、開発協力を推し進めていく重要性は一段と増しています。青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなどのJICAボランティア活動、緊急人道支援の際のNGOとの連携はその一例です。

青年海外協力隊事業は、20歳から39歳までの男女が開発途上国に原則2年間滞在し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は、2015年に事業発足50周年を迎え、海外でも高く評価されている日本の「顔の見える援助」の一つです。一方、シニア海外ボランティア事業は、40歳から69歳までの男女が幅

広い技術、豊かな経験を活かして開発途上国のために活動するという国民参加型事業であり、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。現地の人々と協力して開発途上国の開発に取り組むこれらのボランティア事業は、現地の人たちの日本への親しみを深め、日本と開発途上国の間に草の根レベルの友好関係を作り出す効果をもたらします。

JICAボランティアの活躍の一つの好例として、ベトナム北部のドンラム村の歴史的景観の保存活動をここで紹介します。首都のハノイから約60キロメートル離れ、辺り一面を水田に囲まれたドンラム村では、^{あめ}色^{いろ}の板壁の家や^い稲^い藁^{わら}を^た焚^く香りが漂う蜂の巣レンガの小道など、昔懐かしいベトナムの風景が見られます。このような伝統的な景観は、ドンラム村にとって重要な観光資源となり得るものでした。そこで、JICAとドンラム村保存管理事務所は、2007年の初頭から村の景観保存事業に着手しました。「文化財の保存」と「観光開発」。文化財を保存できなければ、観光客を呼び込

むことはできない一方で、観光振興による収入の向上がなければ、文化財の保存もおぼつきません。歴史的建築物である家屋に暮らす住民にとって、「便利なものへの改築」をあきらめて「保存」に協力するためには、「収入向上」というモチベーションが必要でした。そこで、様々な専門性を持つJICAボランティアが派遣されました。たとえば「建築」の職種で派遣されたJICAボランティアは、文化財としての価値を損なうことなしに歴史的建築物を修復する技術を現地に伝えました。



ベトナム・ドンラム村の飴工場で、祭りの看板を飴で作製してもらうためヒアリングをする、村落開発普及員の宗陽香さん(写真:加藤雄生/JICA)

一方、「ビジネス」に関するノウハウを持つボランティアは、観光開発に向けたアイデアの提供や技術指導に携わりました。このように、ドンラム村に派遣されたJICAボランティアたちは「文化財の保存」と「観光開発」の両輪の双方に正面から取り組み、2015年現在も、JICAからは青年海外協力隊の隊員がドンラム村保存管理事務所に派遣され、現地のスタッフと共にハノイ市指定文化財の民家(指定民家)の修復管理や、地域開発の計画・策定に取り組んでいます。

日本政府は、JICAを通じてこうしたボランティアの事業への参加を促進するため様々な取組を行っています。たとえば、海外から帰国したボランティアたちの就職をはじめとする進路開拓支援を従来から行っているほか、仕事を辞めずにJICAボランティアに参加できる「現職参加」^(注1)の制度が広く活用されるよう、広報も含めて積極的に取り組むなど、人々がこれらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。

国民参加型の別の例として、日本のNGOによる活

動があります。NGOは、開発途上国・地域において教育、保健医療、農業・農村開発、難民・国内難民支援、地雷処理技術指導など様々な分野において質の高い開発協力活動を実施しています。開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応し、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援が、NGOの強みです。地震・台風などの自然災害や紛争等の現場では、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。

その一例として、日本政府がジャパン・プラットフォーム(JPF)^(注2)を通じて資金協力を行い、日本のNGO「ピースウィンズ・ジャパン」が緊急人道支援事業として2012年に実施した南スーダンのジョングレイ州における給水・衛生支援の事例をここで紹介します。二十数年に及ぶ内戦を経て、2011年に独立した南スーダンでは、人々の生活を再建する国づくりが進められています。しかしながら、内戦による影響を受け、給水施設が壊れたままの状態となり、井戸の数が絶対的に足りない中で周辺国からの難民の帰還が進んだ結果、ジョングレイ州など多くの地域で安全な水を十分に入手することが困難な状況となっており、衛生面でも問題が生じる事態となりました。

そこで、日本政府の支援を受けたピースウィンズ・ジャパンはコミュニティのために井戸の修復や建設、また、地域住民で組織する水管理委員会を立ち上げる支援に取り組みました。井戸の完成後は、住民の水管理委員会を通じて、住民自らが井戸の維持管理をするための研修も行いました。このような取組を通じて、ジョングレイ州では、安全な水の入手が可能となり、住民にとって衛生的な生活環境が整いつつあります。さらには、政府と反政府勢力による衝突等を逃れた国内避難民への物資の支援や、学校や診療所のトイレの建設、衛生ワークショップの開催などの取組も行いました。



衛生状態の改善された井戸の周囲に集う人々(写真:ピースウィンズ・ジャパン)

注1 現職参加とは、現在、企業や国・地方自治体、学校に勤務している者が、退職や職務専念義務免除などの形で所属先に身分を残したまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアに参加すること。

注2 2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人。



マレーシアで、パームオイル工場における既存の水処理用ラグーン池から水質調査のために採水している阪神動力機械チーム

開発途上国の成長や貧困削減の推進において、ODAをはじめとする公的資金は今後とも中心的な役割を担うことになります。一方で、開発途上国に公的資金を遙かに凌ぐ民間資金が流入し、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となってきた今日の現状を踏まえた対応も必要です。そこで、開発協力大綱では日本として、民間部門主導の開発途上国の経済発展を一層力強く推進し、ひいては日本経済の力強い成長にもつなげるべく、官民連携や地方自治体との連携を通じた開発協力を推進していく方針が示されました。

2015年5月に安倍総理大臣が発表し、同年11月にさらなる具体策を発表した「質の高いインフラパートナーシップ」においても、民間との連携は不可欠な要素です。(詳細は、42ページの開発協力トピックス「質の高いインフラ投資」を参照。)アジアの膨大なインフラ需要に適切に対応するためには、公的資金のみでは

十分とはいえません。したがって、公的資金に加えて民間資金がアジアのインフラ投資に流れ込む仕組みをつくりあげることが極めて重要となります。このため「質の高いインフラパートナーシップ」の下では、アジア開発銀行(ADB)^{〈注1〉}とも連携しつつ、ODAをはじめとする公的資金を「触媒」として民間資金の動員を図るメカニズムを構築することが重要となってきます。これまで、日本は、官民連携方式によるインフラ整備促進および開発途上国のニーズに対応するための円借款制度の改善を図ってきました。また、上記「質の高いインフラパートナーシップ」の具体策として、2015年11月には円借款の手続きの迅速化や新たな円借款制度の創設など円借款および海外投融資の制度改善を行うことも発表されました。

インフラ以外の分野においても、日本の企業の技術やノウハウは開発途上国が直面する様々な課題の解決

注1 アジア開発銀行 ADB: Asian Development Bank

に貢献することが期待されています。特に日本の中小企業の優れた製品・技術、ノウハウの潜在力が注目を集めています。日本政府は、開発途上国の開発課題に関心を持ち、あわせて事業の海外展開に意欲を持つ中小企業との連携を様々な開発の分野で強化してきました。具体的には、政府は、中小企業が開発途上国の開発協力を携わるための様々な調査、たとえば現地にお

けるニーズ調査や、現地情報収集・事業計画策定のための調査、具体的な製品や技術の可能性を探る調査を行っています。また、それら製品や技術の現地適合性を高めるための事業も行っています(以下を参照)。そのような取組を通じて、日本の中小企業の生み出す熟練の技が開発途上国の人々の生活を改善するのに役立つ例が次々と生まれています。

ODAを活用した中小企業等の海外展開支援

(1) ニーズ調査

中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いた調査

(2) 基礎調査

開発途上国の課題解決に貢献する中小企業の海外事業(直接進出による事業)に必要な基礎情報収集・事業計画策定のための調査

(3) 案件化調査

中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を開発途上国の開発に活用する可能性を検討するための調査

(4) 普及・実証事業

中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する開発途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業

たとえば、中小企業の製品・技術等に関する普及・実証事業の例として、フィリピン・セブ島における家庭排水問題への取組があります。セブ島の中心地であるセブ市は、家庭から排出された汚泥が適切に脱水処理されず、汚水が流出することにより、公共水域や地下水の汚染が深刻化しつつありました。

そこで注目されたのが、横浜市の脱水機メーカーであるアムコン社が開発した汚泥脱水装置です。この装置は、設置が容易で安価な上、人の排泄物なども含む汚泥を固形分と水分に分離することができるので、効率的な汚泥の脱水処理が可能になります。

日本政府は、2013年にアムコン社と連携して、セブ



市内で発生した全ての浄化槽汚泥をアムコン株式会社が開発した脱水機で処理し、トラックで移送するところ。水分は適切な処理をして川に放流、固形分は堆肥化が可能(写真:アムコン(株))



1時間に10トンの汚泥処理能力を持つ脱水機。省電力・省水量、運転管理の容易さが特徴で、24時間無人運転が可能(写真:アムコン(株))

市においてこの技術の実用性を実証し、普及させるための事業を行いました。その結果、同市における汚泥処理の問題にたいへん効果的であることが示され、複数の民間企業や周辺自治体も高い関心を寄せることとなりました。日本の中小企業の技術がフィリピンの深刻な衛生問題を解決することに期待が高まっているのです。

このような日本の中小企業の活躍については、この白書の中の「匠の技術、世界へ」のコラムでも紹介されていますので、ご覧になってください。

井戸の寿命を延ばすために

～ボリビアで井戸の維持管理に水中カメラを提案～



井戸内部の状態を映し出す「ボアホールカメラ」
(写真：(株)レアックス)

南米大陸の内陸部にあるボリビアは、世界のリチウムの約50%を埋蔵するなど、豊富な天然資源に恵まれています。しかし、国民の生活を支えるインフラの整備は未だ遅れています。特に、地方の状況は深刻です。

ボリビアの井戸の多くは、揚水量が低下しているにもかかわらず井戸の機能診断が不十分で、機能回復に必要な維持管理が行き届いていません。井戸を長い年月にわたって使い続けると、井戸内に

染み出してくる地下水に混じる不純物を取り除くスクリーンが目詰まりが生じて、汲み上げられる水の量が減少し、衛生状態も悪くなります。



サンタクルス県にて、改修工事の流れまでを説明するセミナー(写真：(株)レアックス)

しかしボリビアでは、深い井戸にあるスクリーンの目詰まりの状況を把握する方法がありませんでした。その結果、目詰まりがひどくなって地下水が出なくなり、井戸が機能しなくなるという問題が生じていました。

また、ボリビアでは、井戸のスクリーンの目詰まりの原因となっている箇所を特定する技術もなく、水量が減少すると、高額な費用をかけて、新たに別の井戸を掘るなどの対策がとられます。しかしこれは費用の負担が大きいため容易に行うことはできません。

このような問題を解決する製品を開発したのが、地質・環境調査が専門の会社で、札幌市に本社を置くレアックス社です。北海道はもちろん日本全国での調査も手がけてきました。この会社が、地中の岩盤や構造物の細かな亀裂の状態まで確認するために開発したのが「ボアホールカメラ」です。「ボアホールカメラ」には、井戸の調査に最適なタイプもあります。最新の機種は、先端部分と側面に取り付けられた複数のフォーカス機能付きのカメラで、井戸の内部の状態を動画と静止画の両方で記録することができ、目詰まりして修復すべき箇所などを鮮明に探り当てられます。

そこで、2014年、レアックス社はODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業^{*1}—案件化調査^{*2}として、ボリビアで「ボアホールカメラ」を使った「井戸診断による長寿命化に関する案件化調査」を開始しました。

レアックス社の技術者は、まずはボアホールカメラの性能を現地の人々に見てもらうために、デモンストレーションを行いました。このデモンストレーションに参加した現地の水道公社の職員は、井戸に挿入されたボアホールカメラによって、スクリーンの目詰まりの状態が鮮やかな映像で映し出されることに非常に驚きました。

レアックス社の技術者は、同様のデモンストレーションを2回にわたって行いました。そして、公開テストで得られた画像やデータも活用しながら、カメラの機能や使用方法、そして井戸の改修工事の全体の流れに関する技術研修会を、ラパス、オルコ、およびサンタクルスの3つの都市で実施しました。

このような活動を通じて、レアックス社のボアホールカメラは、井戸の改修を可能にする画期的な技術としてボリビアで高い関心を集めるようになり、導入を決めた現地自治体も現れ、井戸の改修工事を手がける現地企業と社との提携が進むなど、普及に向けた動きが出始めています。

ボリビアでの事業を担当するレアックス社の最上哲弥^{もがみつや}さんは調査で得られた成果についてこう語ります。

「案件化調査を実施したことで、世界では飲料水の問題が切実であることを実感できました。今後はボアホールカメラだけでなく、現地で必要とされている井戸管理に関する確かな診断や洗浄の技術など総合的な維持管理のノウハウも提供していきたいですね。」

このように、北海道の中小企業の技術が、ボリビアの人々の生活向上に役立てられています。

- *1 ODA等を活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。
- *2 案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。



現地で行われたデモンストレーションの様子(写真：(株)レアックス)



アルゼンチン南部に位置するサンタクルス州、リオ・ガジェゴス大気観測所にてオゾン層合同観測キャンペーンを実施する、名古屋大学太陽地球環境研究所の水野亮教授とアルゼンチン、チリの研究者(写真：三須裕二)

日本政府は、これまででもより効果的な開発協力の実施のため、大学や都道府県および市町村など地方自治体と緊密に連携してきました。今後、新たな開発協大綱の下で、このような連携は一層重要なものとなっていきます。たとえば、政府は、大学が持つ専門的な知識を活用して開発途上国の課題に総合的に取り組むことを目的に、様々な大学と共同で技術協力や円借款事業を推進しています。また、都市インフラの運営ノウハウなど、開発協力に役立つ知見が豊富な地方自治体との間でも、積極的に連携を進めています。

大学との連携の一例として、水災害対策の研究が挙げられます。タイでは、近年、洪水、干ばつといった水分野の災害が拡大しており、気候変動との関係が注目されています。そこで、2009年から、日本政府はJICAを通じて、日本の東京大学が、京都大学、東北大学と共同し、タイのカセサート大学と連携することにより、タイの水資源の有効な管理法や水災害の軽減策を確立するモデルを提示し、タイ政府による対策を支

援するための共同研究を実施しました。その研究の一つの成果が、河川の流量を予測し、数時間から数週間先の水位を予測する技術の開発です。この技術は、タイにおいてほぼリアルタイムで河川の流量や水位をモニターできる観測網の整備につながりました。また、共同研究を通じて、治水・利水対策に役立つ様々な予測モデルが構築されたほか、タイの将来を担う多くの若手研究者が育成されたことで、タイの政府や地方自治体が長期的な視点から総合的に利水、治水事業に取り組む基盤が整えられました。2011年にタイのチャオプラヤ川流域で大洪水が起きましたが、データの収集や水災害の軽減策の立案、タイ政府による迅速な対応には、この共同研究の成果が大いに役立ったと評価されています。洪水、土砂崩れ、水資源管理はタイのみならず、地域の周辺の国々においても大きな課題です。日・タイの大学が参加するこの共同プロジェクトの成果が、東南アジア全域の課題にも活かされることが期待されています。



バンコク北部にあるパトゥンターニ県における浸水の様子
(写真：東京大学生産技術研究所)

日本の地方自治体と政府が連携した取組の一例として、サモアの水道事業を支援するために政府と宮古島市が協力して取り組んだ事例をここで紹介します。海に囲まれた島国でありながら水資源に乏しいサモアでは、雨水や地下水をためる貯水槽が雨季に濁って衛生状態が悪化すること、また、給水システムが漏水するといった様々な問題に苦しめられていました。しかしながら、電力の供給も不安定な中で、設置に高いコストがかかり、高度な維持管理のシステムやノウハウが必要とされる浄水施設を設置することは困難でした。そこで注目されたのが、サモアと同じように、島特有の水問題に取り組んできた沖縄県の宮古島の技術です。平坦な地形で山も川もない宮古島市は、飲料水や農業用水をすべて地下水に依存してきました。そのために、ためた地下水を効果的に濾過する方法を工夫することが必要でした。こうして発展したのが、「生物浄化法」といわれる技術です。これは、何層にも重ねた砂利と砂に緩やかな速度で水を通過させ、その過程で微



水槽事業改善に共同で取り組むサモアおよび宮古島の人々(写真：JICA)



水災害対策のため観測装置の設置を共同で行う日・タイの研究者
(写真：東京大学生産技術研究所)

少な生物が不純物を分解する方法です。安全かつ低コストの「生物浄化法」はまさにサモアのニーズに応えるものでした。そこで、2010年から、宮古島市は、日本政府と連携して、サモアの政府の職員を受け入れて技術研修を行うとともに、市の上下水道担当の職員をサモアに派遣して現地での技術指導も行うようになりました。こうした取組を通じて、今では、サモアの様々な地域で、宮古島の「生物浄化法」が導入されるようになりました。宮古島の技術が、サモアの人々に安全な水とともに、サモアの人々自身によって運営される水道事業をもたらしたのです。

2014年10月には、政府は、国際協力を進める地方自治体の裾野を広げるとともに、海外展開を通じた地域活性化を図ることを目的として、地方自治体連携セミナーを実施し、43の地方自治体関係者を含む計107名が参加しました。このセミナーでは、JICAからODAを活用した地方自治体の海外展開の様々な仕組みの紹介があったほか、帯広市、東松島市、横浜市、駒ヶ根市、大阪市、北九州市および那覇市といった、水、防災、廃棄物などの様々な分野で開発途上国との協力の実績のある自治体から、その知識やノウハウが紹介されました。たとえば、帯広市からは、地元企業と協力して開発途上国の食品業者を対象に食の安全や流通に関するセミナーを実施した経験について、北九州市からは水分野の国際協力事業の経験について紹介がありました。政府としては、こうした取組を通じて、今後とも開発協力の分野での地方自治体との連携を一層強化していく考えです。

世界自然遺産と コミュニティの共生

～エチオピア国立公園でのコミュニティ・ツーリズム～



長野県黒姫・アファンアファンの森でシミエン国立公園初代公園長(1965-1969年)だったC.W.ニコルさん(後列右から3番目)と研修を行う八百板さん(前列中央)(写真:八百板季穂)

1978年にユネスコで最初の世界自然遺産の一つとして登録されたエチオピア北部のアムハラ州にあるシミエン国立公園は、高山が連なる様子から「アフリカの天井」と呼ばれ、珍しい動物や高山植物に富んだ自然公園です。しかし、地域住民の人口増加とそれに伴う羊の放牧や農業の拡大によって、環境破壊が進んでしまい、1996年には危機遺産リストに登録されてしまいました。

アムハラ州政府としては、公園内での放牧と自営農業に食料と家計を頼っていた住民たちに、代わりに公園の外で果樹園や養蜂などで生計を立てる機会を与え、自発的に公園外に移住してもらおうとしました。しかし、多くの住民たちは公園内に住み続けたままでした。放牧された羊たちが公園内の樹木の新芽を食べてしまい、環境破壊が止まりません。公園内に住む住民たちが、シミエン国立公園の自然と「共生」できる生業なりわいを提供することが必要であるということになりました。そのようなアイデアの一つが観光です。

観光は、地域経済の活性化や地域住民の生活向上、貧困の削減につながることを期待されます。そこで、エチオピア政府からの要請を受けた日本政府は、2011年から「シミエン国立公園および周辺地域におけるコミュニティ・ツーリズム開発プロジェクト」を実施することになりました。これは、シミエン国立公園の自然と住民たちの共生自体が観光資源となるよう、住民自身が主体的に取り組むことを支援するプロジェクトです。

このプロジェクトで現地の活動を総括する責任者として、北海道大学・観光学高等研究センターで観光創造を研究している八百板季穂やおいたきほ准教授がぼってき抜擢されました。八百板さんは以前にも、フィジーの古い港町であるレブカを「歴史的港町」として観光開発し、世界遺産登録に取り組む研究・活動をした経験があります。



村の民家が観光客をもてなす風景(写真:八百板季穂)

「文化遺産でも自然遺産でも、観光をうまく取り入れることで、遺産の保全と住民の暮らしの向上を実現していく仕組みづくりは同じです。」と八百板さんは語ります。

2011年11月にシミエンの村落を訪れた八百板さんは、「シミエンの大自然と共生する住民たちの暮らしぶりそのものが観光資源になる」と強く感じました。世界遺産の大自然の中で、人々は工業製品をほとんど使わずに昔ながらの生活をしています。電気もなければ水道もありません。住民たちは村の井戸から水を汲み上げ、炊事や洗濯をしています。伝統的な料理や機織りなどの伝統工芸も昔ながらに残っています。

八百板さんは公園の中の村落にたびたび足を運び、シミエン国立公園の中の自然や人々の暮らしの中で、どのようなものを観光客は魅力的に感じるであろうか、住民は何ができるであろうかを住民たちと話し合い、プロジェクトチームメンバーと共に1年半かけて観光プログラムを完成させました。シミエンの人々の主食である「インジェラ」(テフという穀物で作る少し酸っぱいフレープのようなもの)に舌鼓を打ち、香り高いエチオピア・コーヒーや地ビールを堪能し、昔から伝わる機織りや髪結いの匠たくみの技を目の当たりにし、美しい地元の民芸品をお土産に買うことができる、盛りだくさんのプログラムとなりました。

八百板さんたちは首都アディスアベバから旅行会社を招いて、この観光プログラムを紹介しました。すると、「これはすごい商品になる。この観光プログラムを世界の旅行会社に紹介すれば、世界中から観光客がたくさんやって来る!」と太鼓判が押されました。

こうして、シミエンの村落には観光客がやって来て、観光収入がたくさん入ってくるようになりましたが、それだけではありません。住民たちの意識が大きく変わり、自分たちの「大自然との共生」自体に大きな価値があることを実感し始めたのです。住民たちは、シミエン国立公園の自然環境を守るべく、エチオピア野生生物保護機構の監督の下、羊の放牧地域を自主的に制限するようになりました。環境破壊の進行にブレーキがかかり、シミエンの自然が再生に向かい始めました。

日本政府の支援プロジェクトは2016年2月に終了しますが、観光を通じてシミエン国立公園の自然と人々の生活を豊かにしていく八百板さんらの取組は、アムハラ州の文化観光公園開発局の副局長であったブラハネ・ガブレさんが事務局長を務めるNGOが中心となって、地元の人々によって引き継がれていくことになっています。(2015年10月時点)

2014年度の 開発協力実績



コスタリカ大学で日本語を教える青年海外協力隊員(日本語教師)の玉村香奈さん(写真:今村健志朗/JICA)

第1章 実績から見た日本の政府開発援助	32
第2章 日本の開発協力の具体的取組	38
第1節 課題別の取組	39
第2節 地域別の取組	127
第3節 効果的で適正な実施に向けた取組	165

実績から見た日本の 政府開発援助



ケニアにおいて2014年2月に日本の支援により拡張された、アフリカ理数科・技術教育センター(CEMASTEVA)。科学実験教室でアフリカ諸国の現職教員たちに教授法を伝えるシニア海外ボランティアの新見さん。1998年から続く技術協力「中等理数科教育強化計画(SMASSE)」[アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク(SMASE-WECSA)]がアフリカ地域の競争力を支えている(写真:久野真一/JICA)

2014年、日本の政府開発援助(ODA)の支出総額は約157億754万ドル(約1兆6,626億円)で世界第4位、政府貸付の回収額を差し引いた支出純額^(注1)は約92億6,629万ドル(約9,808億円)で世界第5位の実績でした。^(注2)

< 実績の分析 >

2014年の日本のODA実績(支出総額)は、前年(2013年)に比べ約30.3%減で、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)^{ダック}加盟国における順位は、米国、英国、およびドイツに次いで第4位となりました。また、支出純額でも約20.0%減で、順位は、米国、英国、ドイツ、フランスに次ぎ第5位となりました。^(注3)

対前年比で日本のODA実績が減少した主な要因は、円安の進行によりドルベースでの金額が減少したことに加え、前年には債務救済の実績の増加という特殊要

因によりODA実績が増大したものが、2014年にはその要因がなくなったことなどによるものです。

2014年ODA実績の内訳は、支出総額では二国間ODAが全体の約79.3%、国際機関に対するODAが約20.7%、支出純額では、二国間ODAが全体の約64.9%、国際機関に対するODAが約35.1%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関に対するODAでは、「日本の顔」も見える形で専門的知識や政治的自立性を持った国際機関を支えることを通じて、直接日

注1 支出総額(グロス)と支出純額(ネット)の関係は次のとおり。支出純額=支出総額-回収額(被援助国から援助供与国への貸付の返済額)
援助実績の国際比較においては、通常支出純額が用いられている。

注2 卒業国向け援助を除く。「卒業国を含む」実績値について、詳しくは図表IV-13(210ページ)をご覧ください。

注3 日本以外は、暫定値による比較。

本政府が行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として相手国政府等の要請に基づき必要な生産物および役務を購入するための資金を贈与する協力です。また、無償資金協力では大きな災害が発生したときなど開発途上国や国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応することができ、日本のリーダーシップを発揮できる大きな政策的効果があります。技術協力は、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上地域における経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力で、開発途上国の技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに役立ちます。有償資金協力(政府貸付)は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力です。無償資金協力と比較して、有償資金協力には大規模な支援を行いやすく、開発途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的です。

以上の援助手法別に見ると、二国間ODAでは、無償

資金協力として計上された実績が約24億4,975万ドル(約2,593億円)で、ODA支出総額の実績全体の約15.6%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約11億6,903万ドル(約1,237億円)で全体の約7.4%です。技術協力は約26億3,007万ドル(約2,784億円)で、全体の約16.7%を占めています。政府貸付実行額は約73億7,306万ドル(約7,804億円)で、ODAの支出総額全体の約46.9%を占めています。政府貸付実行額から回収額を差し引いた純額ベースでは、政府貸付等は約9億3,181万ドル(約986億円)となっています。また、債務救済については、2013年に約40億2,086万ドル(約3,924億円)でしたが、2014年の実績はありませんでした。

地域別の二国間ODAは次のとおりです。支出総額(支出純額)の順。

(以下の実績値は、卒業国向け援助を含む。)

- ◆アジア：約72億7,126万ドル(約19億7,713万ドル)
- ◆中東・北アフリカ：約14億4,274万ドル(約8億1,026万ドル)
- ◆サブサハラ・アフリカ：約16億4,327万ドル(約15億5,742万ドル)
- ◆中南米：約4億3,423万ドル(約2,975万ドル)
- ◆大洋州：約1億2,806万ドル(約1億891万ドル)
- ◆欧州：約1億9,237万ドル(約1億3,174万ドル)
- ◆複数地域にまたがる援助：約13億5,307万ドル(約13億5,307万ドル)

図表 III-1 ◆ 2014年の日本の政府開発援助実績

2014年(暦年)	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)		
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)
援助形態						
無償資金協力	2,449.75	7,031.92	-65.2	2,593.00	6,862.52	-62.2
(うち、債務救済)	-	(4,020.86)	(-100.0)	-	(3,924.00)	(-100.0)
技術協力	2,630.07	2,803.60	-6.2	2,783.87	2,736.06	1.7
贈与計(A)	5,079.82	9,835.52	-48.4	5,376.87	9,598.58	-44.0
政府貸付等(D) = (B) - (C)	931.81	-1,224.09	176.1	986.30	-1,194.60	182.6
(貸付実行額)(B)	7,373.06	9,721.31	-24.2	7,804.20	9,487.12	-17.7
(回収額)(C)	6,441.25	10,945.40	-41.2	6,817.90	10,681.73	-36.2
二国間政府開発援助計(総額ベース)(A) + (B)	12,452.88	19,556.83	-36.3	13,181.07	19,085.71	-30.9
二国間政府開発援助計(純額ベース)(A) + (D)	6,011.63	8,611.43	-30.2	6,363.16	8,403.98	-24.3
国際機関向け拠出・出資等(E)	3,254.66	2,970.16	9.6	3,444.98	2,898.61	18.8
政府開発援助計(支出総額)(A) + (B) + (E)	15,707.54	22,526.99	-30.3	16,626.04	21,984.31	-24.4
政府開発援助計(支出純額)(A) + (D) + (E)	9,266.29	11,581.59	-20.0	9,808.14	11,302.59	-13.2
名目GNI速報値(単位:10億ドル、10億円)	4,798.16	5,100.62	-5.9	507,872.90	497,774.40	2.0
対GNI比(%)	0.19	0.23		0.19	0.23	

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 [-]は、実績がまったくないことを示す。

*3 卒業国向け援助を除く。

*4 ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与(国別に分類できるもの)を含む。

*5 政府貸付等は、債務救済を含む。債務救済には、円借款の債務免除、付保商業債権および米穀の売渡し債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

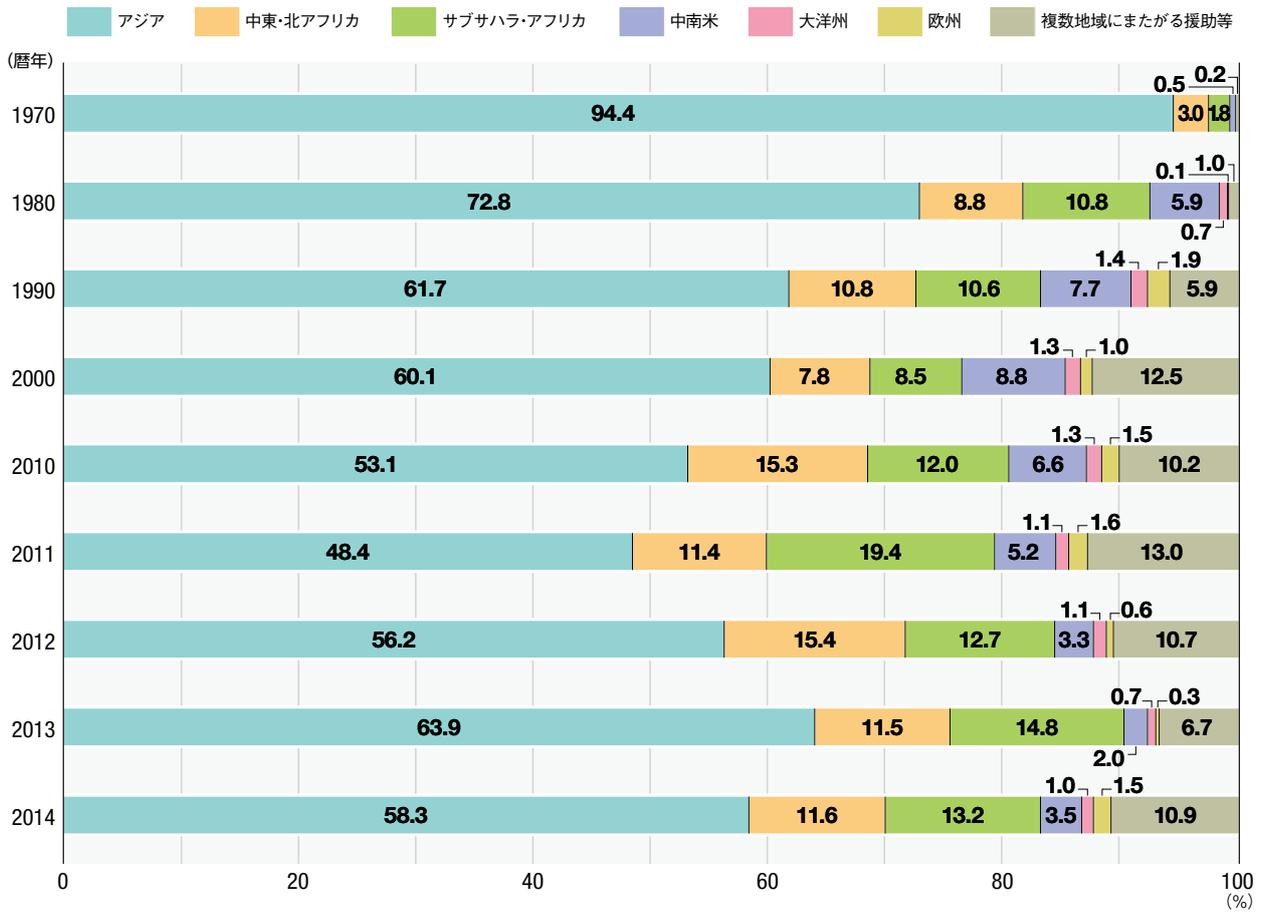
*6 換算率：2014年=105.8475円/ドル、2013年=97.591円/ドル(OECD-DAC指定レート)。

*7 卒業国とはDAC援助受取国リスト(図表IV-37参照、261ページ)の記載から外れた国をいう。

*8 DAC加盟国以外の卒業国で実績を有するのは次の19か国・地域(香港、シンガポール、ブルネイ、アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、バルバドス、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、エストニア、クロアチア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア)。

図表 III-2 ◆ 日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

■ 支出総額ベース

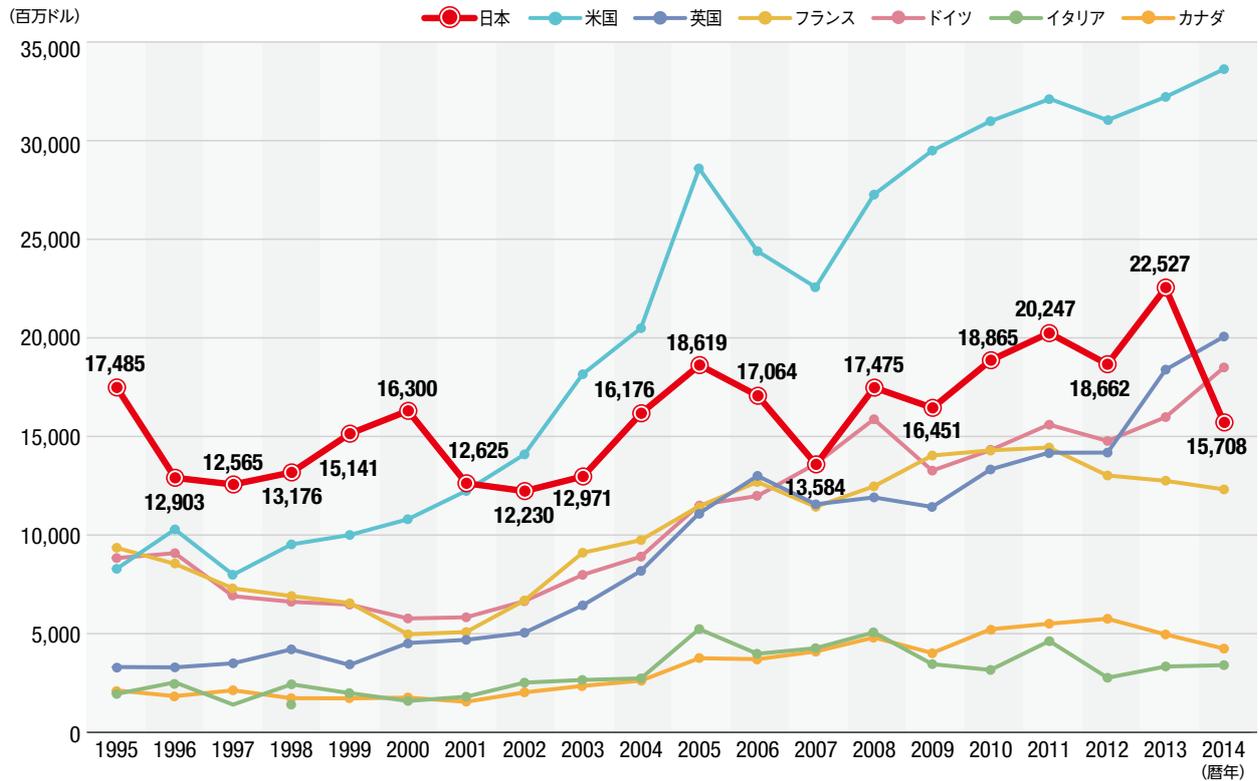


* 1 1990年以降の欧州地域に対する実績には卒業国向け援助を含む。

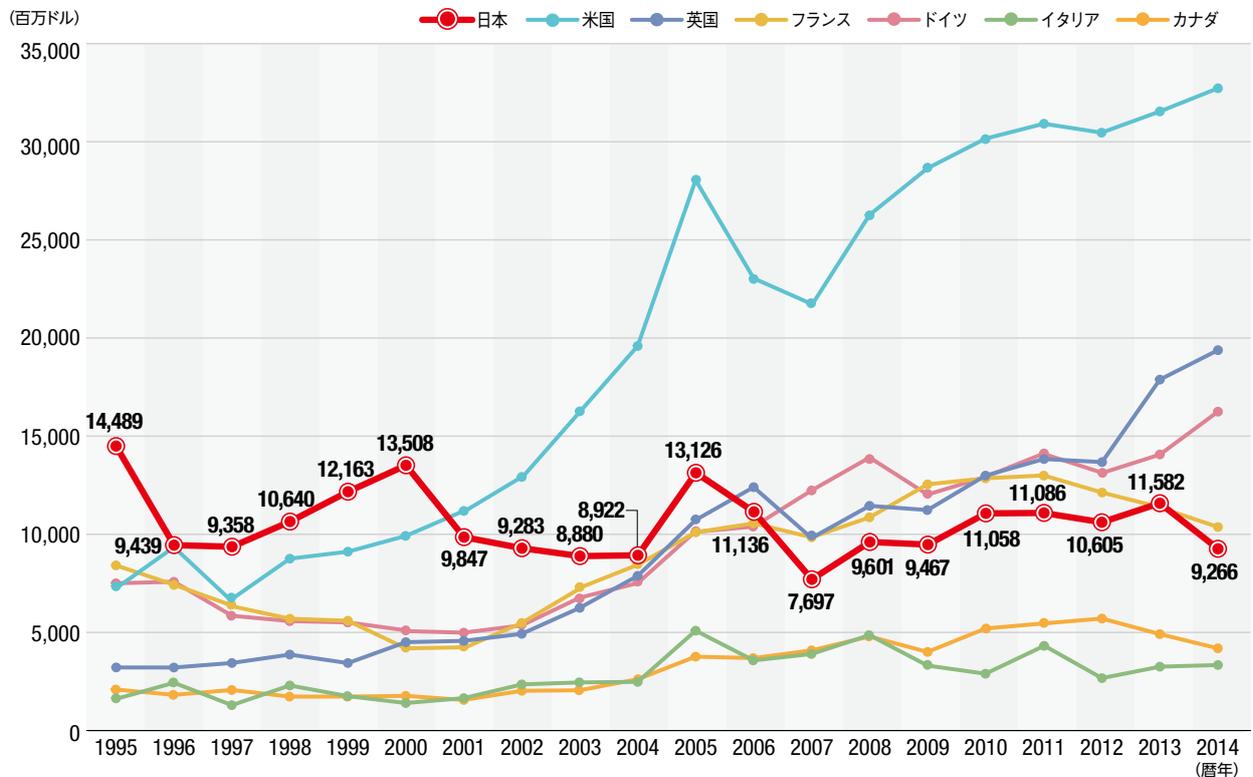
* 2 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

図表 III-3 ◆ 主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

■ 支出総額ベース

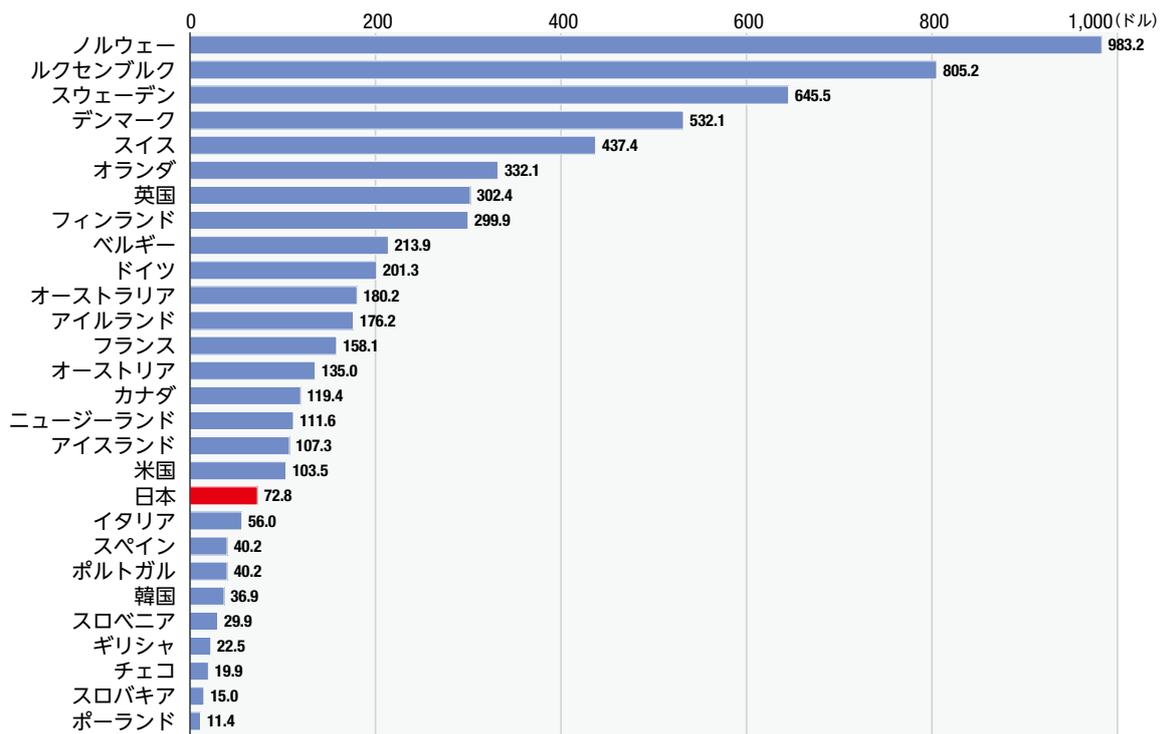


■ 支出純額ベース



出典：DACプレスリリース、DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)
 * 1 卒業国向け援助を除く。
 * 2 2014年については、日本以外は暫定値を使用。

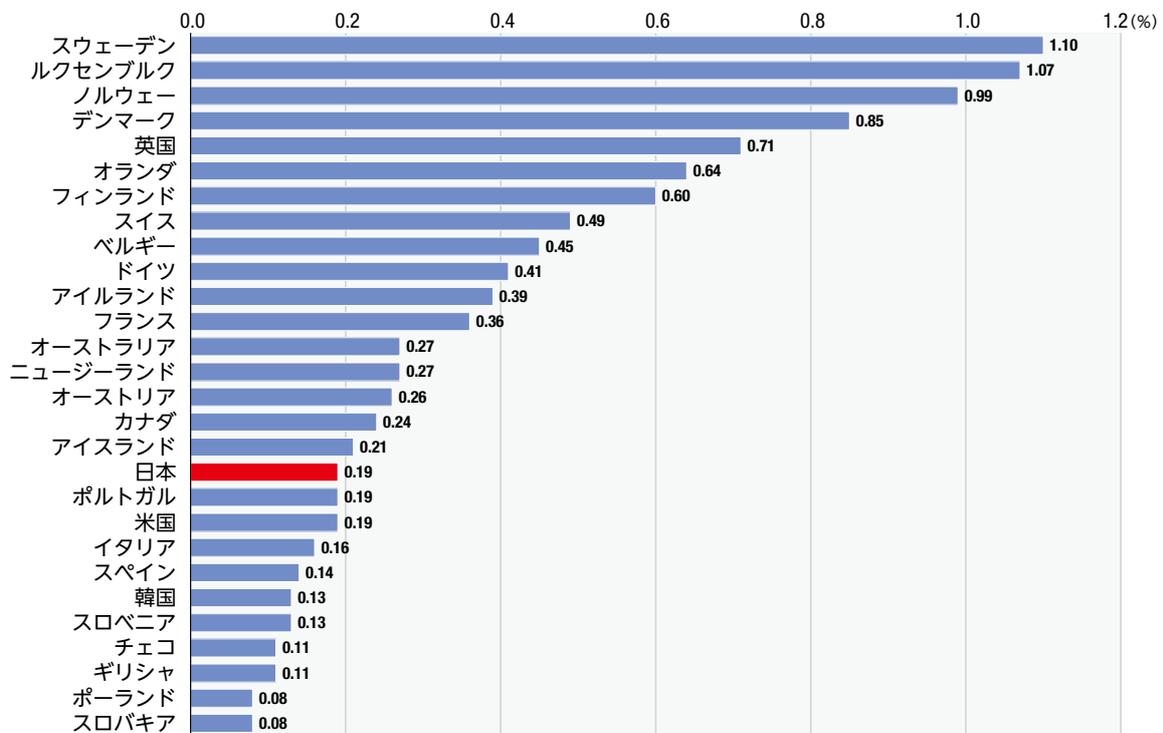
図表 III-4 ◆ DAC 諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額(2014年)



出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

- * 1 支出純額ベース。
- * 2 卒業国向け援助を除く。
- * 3 日本以外は暫定値を使用。

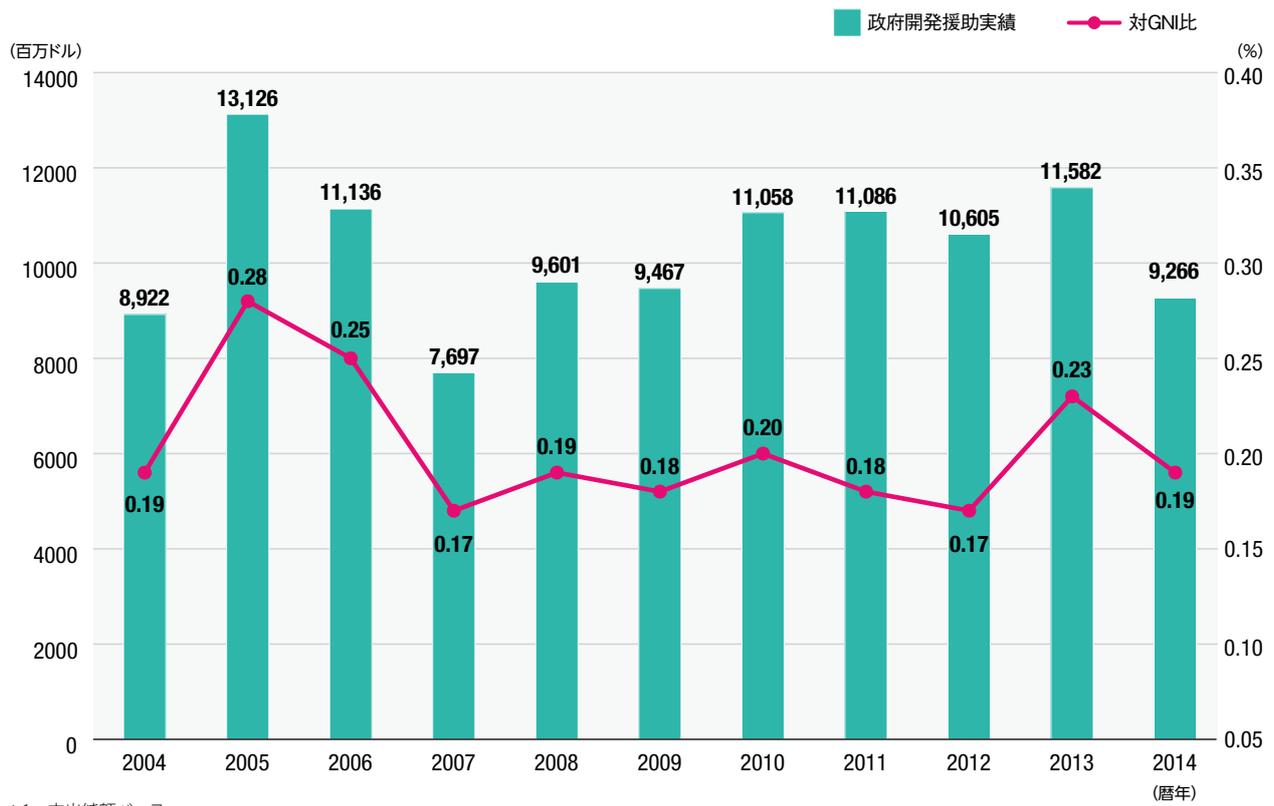
図表 III-5 ◆ DAC 諸国における政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI) 比(2014年)



出典：DAC統計 (DAC statistics on OECD.STAT)

- * 1 支出純額ベース。
- * 2 卒業国向け援助を除く。
- * 3 日本以外は暫定値を使用。

図表 III-6 ◆ 日本の政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI比) の推移



*1 支出純額ベース。
 *2 卒業国向け援助を除く。

日本の開発協力の 具体的取組



ラオスにて、青年海外協力隊の新井貴久さん（コミュニティ開発）とカウンターパートであるウンカム・オンパチャンさん（ウドムサイ県産業商業局・PMC マネージャー・男性）、マイボーン・シリウオンさん（ウドムサイ県産業商業局・製品開発課課長・女性）（写真：今村健志朗 / JICA）

2015年2月に閣議決定された新たな開発協力大綱は、グローバル化に伴う課題やリスクの増大、開発途上国の間の多様化、多極化に伴う開発課題の複雑化および開発協力における新興国の台頭といった現下の国際社会の状況についての認識に基づき、日本が国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進していく方針を明らかにしています。そして、こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性および透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献していくことを示しています。

本章では、日本が世界で行っている開発協力の具体的な取組について紹介していきます。ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含むものとして「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指しています。

第1節は、「1. 『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の3つの開発協力のテーマに焦点を当て、日本が世界各地でどのような取組を行っているかをテーマ横断的に紹介します。

第2節では、世界の様々な地域や国がそれぞれ抱える多様な課題に日本がどのように取り組んでいるのか

について、具体的な事例を挙げながら地域ごとに紹介します。

そして、最後の第3節は、開発協力の政府の中の体制をより効果的・効率的なものにするための取組について、「1. 効果的・効率的な開発協力の実施」、「2. 開発協力の適正性確保のための取組」、「3. 連携強化のための取組」、「4. 開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組」の4つのテーマに分けて紹介します。

第1節 課題別の取組

本節では、「1. 『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、^{きょうじん}「2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の3つの重点課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに貧困にあえいでいる人々が多数存在します。世界における貧困撲滅は最も基本的な開発課題です。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱な国々に対する人道的な観点からの支援や、発展のための歯車を始動させ脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要です。同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた経済成長を実現することが不可欠です。

その成長は、単なる量的な経済成長ではなく、成長

の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行っています。

1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ(経済社会基盤)の整備が重要となります。

また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活

動の活性化が重要となります。

数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。相手国にとって、技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術(ICT)などを整備することです。教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの



2015年11月に開催されたアジア太平洋経済協力(APEC)閣僚会議において、「質の高いインフラ」を促進する取組を通じ地域の連結性強化に貢献していく旨を表明する岸田文雄外務大臣

整備も開発途上国の「質の高い成長」につながる日本の重要な取組です。日本の官民が連携し、施設や機器の整備とあわせて、インフラの設計、建設、管理、運営を含むインフラシステム整備の支援も行われています。これらの取組はインフラシステム輸出*の推進にも寄与するものです。

アジアをはじめとする新興国においては、引き続きインフラ整備をはじめとした大きな需要が見込まれています。日本が培ってきた技術と経験を活かした質の高いインフラ投資の促進は、日本が開発途上国と共に成長を継続していくことにもつながります。また、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好関係構築、連携強化にもつながります（「質の高いインフラ投資」については、42～43ページの開発協カトピックスを参照）。

● 貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)^(注1)ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」*においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するため



ミャンマー財務省関税局で、通関業者が輸出入申請のために慌ただしく行き交う中、税関職員に指導を行う中田麻実専門家(写真:横山裕司)



フィリピン・マニラ首都圏の軽量鉄道1号線のホームにおいて列車を待つ人々。2013年に借款契約を結んだ「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業」において軽量鉄道1号線および2号線の延伸の整備を支援する予定(写真:ハービー・タパン)

の能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度(GSP)^(注2)を導入しており、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構(OECD)^(注3)をはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が活発になっています。日本は、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与や、税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力を実施してきています。

さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促

注1 世界貿易機関 WTO: World Trade Organization

注2 一般特惠関税制度 GSP: Generalized System of Preferences

開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度。

注3 経済協力開発機構 OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development

進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

2013年12月の第9回WTO閣僚会議で成立した「バ



2015年12月、日・フィジー貿易投資セミナーへ出席した濱地雅一外務大臣政務官。このセミナーは、第7回太平洋・島サミットにおいて、日本と太平洋島嶼国との貿易投資促進の重要性が確認されたことを受けたもの

● 国内資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ(主体的な取組)で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が自国内において確実に税収を確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G20、IMF(注4)、およびMDBs(注5)等の議論の場において、重要性が指摘されている分野であり、2015年9月に国連サミットで採択された2016年以降2030年までの新たな国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても取り上げられている分野です。

日本は、関連の国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に取り組むとともに、関連の技術協力を開発途上国に対して実施してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。2014年には、納税者サービス、国際課税、職員研修等の分野について、中国、インドネシア、マレーシア、ベトナム、カンボジアなどへ国税庁の職員を講師として派遣しました。また、多くの開発途上国の職員の受入れも行っており、国内研修において日本の税制・

り合意^{*}には、貿易円滑化分野も含まれており、「貿易円滑化協定」^{*}の早期発効・実施が望まれます。日本は貿易円滑化分野における開発途上国支援に従来から取り組んできており、今後も日本の知見を活用し、積極的に支援に取り組んでいきます。

2015年7月のWTO第5回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では「包括的かつ持続可能な成長に向けた貿易コストの削減」がテーマとなりました。日本の開発協力が貿易円滑化を促進し、国際生産・流通ネットワーク構築の一助となり、開発途上国・地域の経済成長に貢献した事例を紹介し、参加国から好評を得ました。さらに、経済産業省の技術協力として、現地の大学等と連携した企業文化講座、ジョブフェアなどにより産業人材育成・雇用促進とともに高度人材確保など、日系企業の海外展開にも役立つ支援に取り組んでいます。

税務行政全般についての講義も実施しています。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約(注6)や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する開発途上国での理解を深めるために、それらの分野におけるOECDの専門家を開発途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を支援しています。そのほか、IMFが実施する税分野の技術支援についても、日本として、人材面・知識面・資金面における協力を行っています。2015年2月には、東京において、租税目的の情報交換に関する法律・行政上の枠組みや実務の改善を目的としたセミナーをADBとの共催で実施し、多くの開発途上国の実務担当者が参加しました。

また、開発途上国が自国において確実に税収を確保していくためには、企業の透明性を高め、経済活動が行われている場所で適切な課税を可能にすることも重要です。この観点から、2015年10月にとりまとめられたOECD/G20 BEPSプロジェクト^{*}の成果は、開発途上国の国内資金動員を強化する上で有益となるものです。

注4 国際通貨基金 IMF: International Monetary Fund

注5 国際開発金融機関 MDBs: Multilateral Development Banks

注6 所得に対する租税に関して、二重課税を回避したり、脱税を防止したりする二国間の条約。

質の高いインフラ投資

インフラ不足が世界中で経済成長や人々の生活の改善の妨げとなっています。特に、アジアのインフラ需要は膨大であるといわれています。ここで大事なことは、インフラづくり自体が目的であってはならないということです。重要なことは、インフラを通じて、アジアが世界の成長センターとして世界経済を牽引し続けること、そして、その成長の配当が、社会的な弱者を含め、地域や社会の隅々まで行き渡ることです。そのような目的を実現していくためには、「質の高いインフラ投資」が必要であるとの問題意識が世界中で広がっています。質の高いインフラについては、2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、最近のG7サミット、G20、APECなどの首脳文書にも明記されています。

「質の高いインフラ投資」とはどのようなものなのでしょうか？

インフラ自体が使いやすく、安全で、災害にも強い、「質」の高いものであることは当然大事ですが、それだけではありません。インフラの計画が国や地域の開発戦略や成長戦略とちぐはぐであっては困ります。人と人、町と町、国や地域をつなげ、成長の潜在力を開花させるようなものであることが重要です。地元の環境やコミュニティ、人々の生活と調和するものであること、工事やメンテナンスに至る長い目で費用対効果が高いこと、そして、現地に雇用が生まれ、技術が伝

わることも大事です。計画の段階から、長期的な視野からの調整や対話が丁寧に行われること、様々な国際的なスタンダードやルールに従っていくことも重要です。そして、民間の資金やノウハウを活用することも必要です。このような全体像が「質の高いインフラ投資」なのです。

日本は、長年、アジアを中心に、質の高いインフラ投資を推進し、地域の成長の一翼を担ってきました。今日のアジアの目覚ましい成長と繁栄は、そのような日本のアプローチが正しかったことを示しています。

たとえば、インドの首都のデリー市の地下鉄「デリーメトロ」は、日本のODAによって整備が進められ、既に十年以上前から運行を開始しています。首都の人口急増や自家用車の増加に伴う渋滞増と、これに伴う経済的な損失の解消という、インドの成長戦略上の課題の解決のため、綿密な調整を通じて進められた事業です。そして、今日では、1日当たり平均約250万人が利用し、デリー市内の車両が12万台削減され、渋滞が大いに緩和されるという成果を出しています。工事の過程では、地元の住民やコミュニティとも丁寧な対話が行われ、周辺環境にも細やかな配慮がされました。地下鉄の安全運行や車両整備、納期の遵守や安全面を含む日本の作業のスタンダードや現場文化をインド側に伝えることもで

きました。ブレーキ・システムの日本の最先端の省エネ技術の導入によって、二酸化炭素の排出権のクレジットを通じた収入を得ることもできるようになりました。まさに「質の高いインフラ投資」の好例です。

日本のODAによって作られ、2015年に開通したベトナムのニャットン橋も同様です。この橋の開通によって、首都のハノイ市の玄関口である空港から市内への所要時間の大幅な短縮を実現しました。これは物流の効率化をもたらし、ハノイ市を含むベトナム北部地域の経済発展と国際競争力強化という、ベトナム側の成長・開発戦略の前進に大いに役立つものとなりました。最新



2015年に開通したベトナムのニャットン橋

の施工技術を用いることにより、工事の際の環境への影響が格段に削減され、経済性の向上につながりました。そして、地元雇用を生み出すとともに、建設や品質管理に関する日本の技術がベトナム側に伝えられることにもなったのです。

日本は、引き続き、アジアの中で、「質の高いインフラ投資」を主導していきます。時々誤解もある点ですが、日本は、これまでも「質」だけでなく「質も量も」追求してきました。それは今後も同様です。そのために、2015年5月、安倍総理大臣は、様々な国や国際機関と協働してアジアの「質の高いインフラ投資」を推進することを旨とする「質の高いインフラパートナーシップ」を発表しました。

このパートナーシップの一つの側面は、「質」とともに「量的



デリーメトロ (写真: 船尾修 / JICA)

な拡大」です。日本政府は、アジア開発銀行 (ADB) と連携し、今後5年間で約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供することを目指します。これは従来の約3割増しの支援量に相当します。さらに、このような日本の支援やADBの資金が触媒として働くことによって、世界の民間企業の資金が流れることも目指しています。そのために、日本の様々な機関や援助の方法を通じて、支援の量の拡大と迅速化を図るとともに、国際協力銀行 (JBIC) の機能強化、ADBとの連携の強化などを進めていきます。

2015年11月、安倍総理大臣は、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善を行うことや、ADBとの連携をさらに進めること、JBICの制度改正なども行っていくことを発表しました。

また、日本政府として、世界の成長や、貧困や格差などの開発課題の解決にとって「質の高いインフラ投資」を進める必要性を、様々な場面で、アジアを含む世界の国々や国際機関と確認していきます。

「質の高いインフラパートナーシップ」を通じ、可能性あふれるアジアのインフラ整備に、民間を含む資金やノウハウが世界から流れ込むこと、そのことによって、環境やコミュニティと調和し、人々が取り残されることのない、力強い成長が導かれることが期待されます。このように、「質の高いインフラパートナーシップ」は、まさにアジアの未来への投資なのです。

「質の高いインフラ投資」の具体例

デリー高速輸送システム建設計画 (インド、円借款)

- ・1日当たり約250万人もの市民が利用し、快適で便利な移動手段を提供
- ・首都圏の渋滞や大気汚染の緩和
- ・工事現場における「安全第一」の心構えや、「納期」の重要性も浸透
- ・地下鉄のブレーキに採用されている日本の高い技術が、使用電力やCO₂削減にも貢献

●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

金融庁では、2014年10月、11月および2015年3月に、アジアの開発途上国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

用語解説

インフラシステム輸出

海外の電力、鉄道、水、道路などのインフラ整備に当たり機器の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理まで含む「システム」を輸出する考え方。

経協インフラ戦略会議において、開発協力の文脈における関係省庁や国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）等の関係機関、企業や自治体等の連携が図られてきている。

その他の公的資金（OOF: Other Official Flows）

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用供与、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）

WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産品の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた開発途上国の開発も課題の一つ。2013年12月に開催されたWTO第9回閣僚会議においても、後発開発途上国（LDCs）の輸出を促進するための原産地規則ガイドライン、サービス輸出に関する優遇措置の具体化等について合意している。

後発開発途上国（LDCs: Least Developed Countries）

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。2011～2013年の1人当たり国民総所得（GNI）平均1,035ドル以下などの基準を満たした国。2015年7月時点で、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、サブサハラ・アフリカ34か国、中南米1か国、大洋州4か国の48か国（図表IV-37（261ページ）参照）。

無税無枠措置

後発開発途上国（LDCs）からの製品に対して、関税や数量制限などの障壁をなくした先進国による措置。日本は、これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠での輸入が可能となっている。（2015年7月時点）

経済連携協定

（EPA: Economic Partnership Agreement）

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながる事が期待される。

貿易のための援助（Aft: Aid for Trade）

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、開発途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

バリ合意

2013年12月の第9回WTO閣僚会議（於：バリ）で成立したドーハ・ラウンド交渉の部分合意。2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉は新興国と先進国との対立などにより膠着状態が続いていたが、これを打開するために部分的な合意の積み上げなど新たなアプローチが探求されていた。主として①貿易円滑化、②農業の一部、③開発、の3分野から成り、また、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題（農業、鉱工業品、サービス等）については、2014年末までに作業計画を策定することとされた（作業計画についてはその後、WTO一般理事会特別会合にて、2015年7月までの期限の延長が決定された）。

貿易円滑化協定

貿易の促進を目的として通関手続きの簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年11月のWTO一般理事会特別会合にて、同協定をWTO協定の一部とするための議定書が採択された。加盟国の3分の2（108か国）受諾後に発効予定（2015年11月4日時点で、50か国が受諾済み）。日本は2015年5月に国会承認手続きを完了させた。この協定が締結されればWTO設立（1995年）以来、初の全加盟国による多国間協定となる。この締結により年間約1兆ドルのGDP拡大効果があるとの試算もある。

OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転）とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用して行き過ぎた節税対策をとることにより、本来課税されるべき経済活動にもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題。この問題に対応するため、日本が議長を務めるOECD租税委員会は、2012年6月より「税源浸食と利益移転」に関するプロジェクトを立ち上げ、2013年7月には「BEPS行動計画」を示し、2年にわたる議論を経て2015年10月には「BEPS最終報告書」を公表。今後は、実施段階（「ポスト-BEPS」）に入っていくが、日本は、このBEPSプロジェクトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや開発途上国、さらに関係する国際機関と協調しながら議論を先導していく。

コートジボワール

大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト
技術協力プロジェクト(2013年2月～実施中)

西アフリカに位置するコートジボワールの実質的な首都機能を有するアビジャンとその周辺地域(大アビジャン圏)では、1990年代から20年近く続いたクーデター等の内政の混乱により、約300万人の難民・国内避難民が発生しました。その結果、大アビジャン圏の人口は約700万人にまで急激に増加し、無秩序に都市貧困地区が形成されるとともに、市域も500平方キロメートルから750平方キロメートルへと拡大していきました。アビジャンでは、本来2000年に人口350万人を想定した都市計画が策定されましたが、内政の混乱に伴い、人口や資本、都市機能の管理が不全に陥ってしまい、計画と現状に大きな乖離かいりが生じてしまいました。また、学校施設、保健施設、道路、上下水道といった基礎的社会インフラの不足も深刻化しました。

そこで日本は、コートジボワール政府の要請を受けて、同国に調査団を派遣し、2000年に策定された都市計画を分析・評価して、その教訓を導き出した上で、2030年を目標年次とする現状に即した新たな都市整備計画の策定に協力しました。そして、日本はその実現可能性について調査を行い、大アビジャン圏の今後の都市整備開発のための土地利用、都市交通整備、幹線道路整備などを骨子とするマスタープランを策定しました。コートジボワール政府は、日本が提案したマスタープランを踏まえて、アビジャン都市開発計画を策定、幹線道路網整備の推進とともに大量輸送公共交通網の整備による都市交通機能の改善などを今後の都市開発において目指すこととなったのです。

日本の協力により都市計画の具体的な未来像が描かれた大アビジャン圏では、現在その実現のための一歩として日本・コートジボワール友好交差点改善計画が始まっており、コートジボワールの国家開発方針と一致した持続可能な都市計画の実現に期待が寄せられています。(2015年8月時点)



アビジャン市アレペ地区にあるマーケット(写真: JICA)

(2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

様々な国の質の高い成長と、これに伴う貧困問題などの解決のためには、これらの国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が生まれにくい状況にあります。そのため、適切な人材の不足が、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

特に紛争の影響を受けてきた国や地域では、復興期において障害者、女性、除隊した兵士等をはじめとする社会的に脆弱な人々の生計向上は重要な課題であり、ソーシャル・セーフティー・ネット(社会全体で一人ひとりの生活を守る仕組み)の一環としての職業訓練が重要な役割を担っています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと(雇用)による所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるための重

要な手段となります。ところが、2013年、世界の失業者は約2億人に達しており、厳しい雇用情勢が続いています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出し、貧困削減につなげていくためには、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を超えて国際取組として、「ディーセント・ワーク(Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事)」を実現することが急務です。

このような中、2015年9月の第70回国連総会において、ミレニアム開発目標(MDGs)^{注7)}の後継である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中の「持続可能な開発目標(SDGs)^{注8)}」では、目標(ゴール)8で「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」が設定されました。

注7 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

注8 持続可能な開発目標 SDGs: Sustainable Development Goals

< 日本の取組 >

● 職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において多様な技術や技能のニーズに対応できる人材の育成に対する要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓練校に対する支援を実施しています。支援を実施するに当たり、民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。また、8か国12案件で女性・障害者・除隊兵士、難民・紛争の影響下にある人々等の技能開発(スキル・デベロップメント)に貢献しました。

産業人材育成分野においては、2000年から2015年の間に27か国50案件で日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発/改訂、指導員能力強化・産業界との連携を通じた複合的な協力を実施し、6か国11校の施設、機材を整備し、拠点技術職業訓練教育(TVET: Technical and Vocational Education and Training)機関を支援しました。

日本は、女性の経済へのエンパワーメント促進に向けたプロジェクトも実施しています。たとえば、ナイジェリアでは、主に村落部の女性対象の識字・職業訓練の場として女性開発センターが全国に設置されましたが、多くのセンターで十分なサービスを提供できていませんでした。ナイジェリア政府の要請を受け、日本の支援により北部のカノ州で運営モデルを策定し、効果を上げたことから、その成果を全国レベルに普及・定着する支援を実施しています。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア(注9)を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム(日本の国家試験である技能検定試験)のノウハウを移転する研修

等(注10)を日本国内および対象国内で行っています。2014年度にこれらの研修に参加したのは、7か国合計156名で、2013年度以前も含めた累計では約1,900名になります。これによって、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

ほかにも、国際労働機関(ILO)(注11)に対し拠出金(96,000ドル)を拠出することにより、ILOのアジア太平洋地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等の開催等の活動を実施しました。

2015年11月の日ASEAN首脳会議では、アジアの持続的成長に役立つ産業人材育成を後押しするため、「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。このイニシアティブの下、日本は各国との対話を通じて人材育成のニーズを把握し、産学官の連携を強化し、オールジャパン体制でアジア地域の産業人材育成を支援していきます。



2015年3月、日本の協力で設置されたセネガル日本職業訓練センター(CFPT)を視察する宇都隆史外務大臣政務官(前)

● 雇用

日本は、開発協力において重要課題としている貧困削減に対するアプローチの一つとして、雇用創出を挙げています。日本は、この考えに基づき、職業訓練を通じて求職者の生計能力の向上を図るための支援を行うとともに、「ディーセント・ワーク」の実現に向け、社会保険制度の構築支援や労働安全衛生の取組支援など社会的保

護の拡充等についての支援を行っています。

また、フィリピンにおける台風被害を受けた人々を対象とした雇用創出事業(注12)や、アフリカにおける紛争地域への人道支援の実施のため、日本は、ILOに対して任意の資金拠出を行うなど、国際機関を通じた活動にも積極的に関与しており、世界の労働問題の解決のために大

注9 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、カンボジア、ラオスを対象としている。

注10 この事業の研修は、「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験実施・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記の参加者数は、これらの研修の合計値。

注11 国際労働機関 ILO: International Labour Organization

注12 日本政府からILOへの拠出金によって、台風で被災した人々を含む約2万人の労働者を支援する「ハイエン台風被災コミュニティの総合的な生計回復」プロジェクトが実施される。これにより、公共インフラの修復、代替生計手段を提供するための職業技能開発、そして零細・中小企業の再建を支援する。

きな役割を果たしています。

たとえば、国内避難民および隣国からの帰還難民のソマリア定住を目標に、バイドアおよびキスマヨにおける国内避難民および帰還難民を対象とした職業訓練や雇

用の創出を行っています。具体的には、国内避難民および隣国からの帰還難民を対象にして道路や市場などインフラを修復する事業を通じて雇用を創出しています。

インド

包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト 技術協力プロジェクト(2013年4月～実施中)

近年、急速な経済成長を遂げているインドは、情報通信産業を中心とするサービス産業がその成長の牽引役となっている一方、製造業の発展は相対的に遅れています。製造業がGDPに占める割合は16%前後にとどまっており、製造業の潜在的な成長力は活かされていません。とりわけ、製造業発展のための具体的な課題として指摘されるのが、製造業における経営幹部人材の不足です。インドでは、工学系および経営学系の大学卒業生が製造業企業に就職する割合は高くありません。また、製造業の効率性向上のみではなく、環境汚染への対応、貧困層を対象とするビジネス展開というような社会的な要請にも貢献しうる経営幹部の育成は、製造業の持続的な発展にとり極めて重要であると考えられます。

このようなインドの国家的課題に対応するため、日本はインド政府に協力し、産業人材、とりわけ製造業経営幹部育成のための支援に取り組んでいます。2007年から2013年まで日本の支援により製造業経営幹部育成支援プロジェクトを実施し、日本流のものづくりの精神と経営手法を教え、900人近くの経営幹部を育成しました。インド政府は、このプロジェクトを高く評価し、JICA専門家として指導的な役割を果たしてきた司馬正次筑波大学名誉教授に対し、2012年にPadma Shri(パドマ・シュリ)勲章を授与しました。これは各分野において顕著な貢献をした市民に授与されるインドの高位の勲章です。そして、そのプロジェクトで確立された経営幹部育成プログラムの枠組みを基礎とし、2013年から後継プロジェクトである包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクトを実施しており、900人近いプログラム卒業生の協力を得て、人材育成を進めています。この案件では、日本から専門家を派遣し、バリューチェーン間の生産工程の改善などに関する専門的知識や技術の指導のほか、インドの製造業の課題である環境配慮と包括的な成長といった広いテーマを盛り込んだ研修を行っています。さらに日本における研修も実施しており、その中では日本のものづくりの現場視察や、日本の社会文化についての研究・発表も行っています。

本プロジェクトを通じて、インドにおいて日本流の経営手法により同国の製造業の基盤が強化されることが期待されています。(2015年8月時点)



セミナーで自社でのプログラム実践の成功事例を発表するプロジェクト参加者 (写真: JICA)

コンゴ民主共和国

キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画 無償資金協力プロジェクト(2012年6月～2014年10月)

中部アフリカに位置するコンゴ民主共和国では、若年層を中心として失業率が高く、人口増加率が高い都市部での失業率の高さは、治安悪化の要因の一つとなっています。また、同国の東部地域においては紛争により発生した大量の国内避難民への生活支援や、除隊兵士に対する職業訓練等を通じた社会復帰支援も重要課題です。コンゴの社会安定のために、これらの人々が安心して働ける環境を作るとともに、その能力を高め、社会・経済活動に参加できるようにすることが重要です。そのような観点から、職業訓練施設の機能強化が喫緊の課題となっていたのですが、国立職業訓練校をはじめ職業訓練施設の多くが、施設の老朽化やその収容規模の限界、機材の老朽化と不足に直面し、十分な職業訓練ができなくなっていました。

そこで日本は、首都キンシャサに位置し、国立職業訓練校の拠点校であるキンシャサ特別州国立職業訓練校の訓練施設の増設と整備、訓練機材の整備支援に取り組みました。施設整備としては、講義室はもちろん、冷凍・空調科実習室、電気科実習室、電子科実習室、共通コンピュータ室、情報ゾーン、多目的室、資料・自習室を備える地上3階の訓練棟などのほか、管理棟および付属棟の建設を行い、機械、自動車、電気、電子、溶接・板金、建築・土木・木工の各分野、および学科共通の機材などを供与しました。

日本の支援により、キンシャサ特別州国立職業訓練校では、それまでの老朽化した手狭な訓練環境が一新され、新たな機材を通じて、訓練生たちも最新技術に触れることができるようになりました。

職業人材の育成を通じた社会の安定が、切実に必要とされているコンゴ民主共和国において、日本は職業訓練の質の向上に大きく貢献しています。



この協力で建設された施設の一つ、パソコン実習室 (写真: JICA)

自立の心と技を 厳しく育てる

～ルワンダの女性と若者たちへの洋裁技術指導～



電動工業用ミシンの前で訓練生たちの状況を確認する山平さん(中央左)。生徒の中には男性も混じっている
(写真: 山平泰子)

アフリカ大陸の中部に位置するルワンダでは、1994年に起きたジェノサイド(集団殺害)によって、100万ともいわれる人々が犠牲となりました。各国の援助などにより復興を遂げたものの、貧困率はいまだに44.9%に及びます。

国民の約9割が農林漁業に従事していますが、職業別の貧困率では、農業が最も高い状況です。政府は人々が農業以外の職業に就くことで貧困率を削減することを目指して、人材の育成を図っています。

しかしながら、特に女性は教育の機会などにも恵まれず、経済的な安定が得にくい厳しい状況に置かれています。ジェノサイドなどで働き手の男性を失った、女性の筆頭世帯が国全体の27.7%に及びますが、その6割近くが貧困層に属しています。給与所得が得られる技術を身に付ける必要があります。

洋裁の技術指導を通じて40年以上にわたり開発途上国の女性の自立支援を続けてきたNPO法人「リボン・京都」は、2013年7月から、ルワンダの首都キガリで、日本NGO連携無償資金協力事業※1「高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト」を開始しました。プロジェクトでは女性を中心とした若年層が電動工業用ミシンを使った高度な洋裁技術を習得することで、雇用や収入のチャンスを得て、経済的に自立する道を開くことを目標としています。

プロジェクト・ディレクターである山平泰子^{やまひらやす子}さんは現地へ赴任した当初、生徒たちに遅刻者が多いのが悩みの種でした。時間におおらかなルワンダでは遅刻は当たり前で、理由を聞くとどの生徒も「近所の女性の出産を手伝っていました」と同じように答えたといいます。山平さんは「はい、そうですねか」と黙認するのではなく、徹底した厳しい態度で挑むことにしました。生徒には1日に1,000ルワンダフラン(約170円)の交通費を支給していましたが、遅刻した場合は支給しないと宣言しました。また、クラスでは5人ずつに分けた班を作っており、班のメンバーが1人でも遅刻すれば、その班全員で学校のトイレ掃除をするよう義務づけたのです。



ルワンダの伝統的な生地「ギテンゲ」から自分たちで作ったロングドレスを着た訓練生たち(写真: 山平泰子)

「交通費を生活費に充てるために、片道3時間かけて歩いてくる生徒もいましたから、交通費を支給しないと宣言したら反発

も大きかったです。けれども遅刻は一気に減りました。班によるトイレ掃除も効果きました。生徒の7割以上がジェノサイドで家族を失い、厳しい生活を強いられています。しかし、援助する側がかわいそうだから助けてあげるといった態度では援助への依存体質は変わりません。自立には、あえて厳しい態度で挑むことが必要だと考えたのです。」

訓練では、洋裁の基礎を学んだ後に、電動工業用ミシンでシャツ、スラックス、ワンピース、テーラー・ジャケットなどを製作していきました。使用するのは日本全国からリボン・京都へ寄贈された正絹の着物です。柔らかな着物地を縫うのは難しく、これが縫えるようになると、どんな布でも扱えるようになるのです。1、2年目はリボン・京都の既存の型紙を使って、裁断、縫製を行う実習を続けました。訓練参加前は、電動工業用ミシンに触ったこともなかった生徒が、実際に洋服を縫い上げると、「私にもできる!」と自信をつけ、どんどんやる気を高めていきました。

1年目を終えたとき、プロジェクトは優秀な生徒8名を2年目のアシスタントに採用しました。ルワンダは学歴社会なので、洋裁の実力だけで採用したりリボン・京都と山平さんの英断に女性たちはとても感謝したそうです。この8名のアシスタントの参加により、訓練の体制が充実し、翌年には、ルワンダに進出してきている外資大手の縫製工場に、訓練生60名全員が就職することができました。

しかし、工場に労働力を供給するのがプロジェクトの最終目標ではない、と山平さんは語ります。

「工場で働ければ、収入は安定します。でも、毎日が同じ作業の繰り返しです。洋服の型紙を作れるようになれば、服の仕立てを受注できたり、働き方の可能性もさらに広がります。本気で技術を習得すれば人生は変わります。生きること、働くことの喜びがあることを伝えたいですね。」

プロジェクトは今、3年目に入り、いよいよ型紙作りの指導も始まりました。型紙作りには正確な採寸と複雑な計算が必要ですが、貧しくて学校に通うことができず算数が苦手な生徒も数多くいます。山平さんはチームを組んでいる洋裁専門家とともに生徒一人ひとりの特徴を見極めながら、計算が得意な生徒と縫製が得意な生徒でグループを作ることになりました。生徒たちは互いに学び合いながら、型紙づくりの習得を目指して訓練に励んでいます。

※1 日本NGO連携無償資金協力事業は、日本のNGOが開発途上国・地域で行う経済社会開発事業および緊急人道支援事業に対して外務省が資金協力を行う制度。これを受けたNGOが活動実績を積むことで、国際的活動を広げるという意味でNGOの能力強化も目的としている。

(3) 農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまっており、人口の増加等によるさらなる食料需要の増大も見込まれています。このような中、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、目標1で「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の解消」、目標2で「飢餓の終焉、食料安全保障と栄養の改善、持続可能な農

林水産業の促進」が設定されました。これらを達成し、開発途上国における質の高い成長を実現していくためにも、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、4人に3人が農村地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存していることから、農業・農村開発の取組は重要です。

< 日本の取組 >

日本は、2015年2月に閣議決定した「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行います。それとともに、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、^{かんがい}灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備等を実施しています。これらの取組を通じ、生産段階、加工・流通、販売までの様々な支援を展開しています。

また、日本はアフリカにおいて、ネリカ*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム(CAADP)^(注13)に基づいたコメ生産増大のための支援や市場志向型農業振興(SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project)アプローチ*の導入支援等を行っています。そのほかにも、収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)*の削減や食産業の振興と農村所得向上といった観点から、「フードバリューチェーン」の構築支援も重視しています。これは、農林水産物の付加価値を生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組です。

農林水産省は、2014年6月、学識経験者、民間企業、

関係省庁等と共に検討を進め、開発途上国等におけるフードバリューチェーンの構築のための基本戦略や地域別戦略等を示した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」を策定しました。この戦略に基づき、開発協力と日本企業の民間投資の連携を通じてフードバリューチェーンの構築を推進するため、ベトナム、ミャンマー、ブラジル、インドなどにおいて、官民が連携し、二国間対話を開催しました。2015年8月には、日越農業協力対話第2回ハイレベル会合において、日本とベトナムの官民連携の下、ベトナムにおけるフードバリューチェーンを構築していくための具体的な行動計画を示した中長期ビジョンを承認しています。

食料安全保障の観点では、2009年7月のG8ラクイラ・サミット(イタリア)の際の食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明し、2012年末までにおよそ42億ドル(約束額ベース)の支援を行いました。加えて、開発途上国への農業投資が急増し、一部が「農地争奪」等と報じられ、国際的な問題となったことから、同サミットで日本は「責任ある農業投資」*を提唱し、以後、G7/8、G20、APECなどの国際フォーラムで支持を得てきました。さらに、「責任ある農業投資」のコンセプトの下、国連食糧農業機関(FAO)^(注14)、国際農業開発基金(IFAD)^(注15)、国連世界食糧計画(WFP)^(注16)が事務局を務める世界食料安全保障委員会(CFS)^(注17)において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が2014年10月の第41回CFS総会で採択されました。

注13 包括的アフリカ農業開発プログラム CAADP: Comprehensive Africa Agriculture Development Programme

注14 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注15 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注16 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注17 世界食料安全保障委員会 CFS: Committee on World Food Security

2012年5月のG8キャンプ・デービッド・サミット(米国)において立ち上げられた、「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」*については、2013年6月のロック・アーン・サミット(英国)に合わせて開催された関連イベントにおいて、ニュー・アライアンスの進捗報告書が公表されるとともに、新たなアフリカのパートナー国の拡大が公表されました。また日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」が実施されています。

2015年6月のG7エルマウ・サミット(ドイツ)においては、2030年までに開発途上国における5億人を飢餓と栄養不良から救い出すことを目標とした「食料安全保障及び栄養に関するより広範な開発アプローチ」が発表されました。

また、G20において、日本は農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム(AMIS)」*支援などの取組を行ってきました。そのほか、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ(CGIAR)^(注18)、WFPなどの国際機関を通じた農業支援も行っています。

日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、そしてアフリカの経済成長に重要な役割を果たす産業として農業を重視しており、アフリカにおける農業の発展に貢献しています。

2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)^(注19)においては、2008年のTICAD IVにおいて立ち上げられた、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)*への支援を継続することや、市場志向型

農業の振興のための支援策として、技術指導者1,000人の人材育成、5万人の小農組織の育成、専門家派遣等を行うとともに、市場志向型農業振興(SHEP)アプローチの推進(10か国への展開)等を表明しました。

2013年9月にニューヨークにて開催された、日・アフリカ地域経済共同体(RECs: Regional Economic Communities)議長国との首脳会合で、日本は農業開発をテーマに議論しました。2014年5月にカメルーンで開催された第1回TICAD V閣僚会合では、アフリカ連合(AU)^(注20)が2014年を「アフリカ農業と食料安全保障年」と掲げていることもあり、議題として農業が取り上げられました。この会合で日本は、我が国のCARDの取組支援により、2012年時点で1,400万トンだったサブサハラ・アフリカのコメ生産量が2,070万トンにまで増加したこと、SHEPアプローチを先行しているケニアにおいて、2006年から3年間同アプローチを取り入れたことにより小規模農家の所得が倍増している事例の紹介を交えつつ、TICAD V支援策を着実に実施していることを報告し、アフリカ諸国から非常に高い評価を得ることができました。

2015年6月には、ローマで開催された第39回FAO総会の機会に、TICADプロセスを通じた農業開発に関する会合が実施され、アフリカから43か国、その他の国および国際機関を含め合計約200名が参加し、小農に配慮したフードバリューチェーン構築の重要性や各国の具体的取組の事例などについて議論され、その結果はTICADプロセスへの参考とすることが確認されました。



青年海外協力隊の永瀬光さん(村落開発普及員)が現地・ケニアの農家とプロックローの収穫を行っているところ(写真:仙北谷美樹/JICA)



パキスタン中部に位置するラジャー県にて、農業に従事する女性たち(写真:新井さつき/JICA)

注18 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

注19 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注20 アフリカ連合 AU: African Union

用語解説

ネリカ

ネリカ(NERICA:New Rice for Africa)とは、1994年にアフリカ稲センター(Africa Rice Center 旧WARDA)が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥(干ばつ)に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

市場志向型農業振興(SHEP*)アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援する。

*SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project

収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的(食用等)を果たせないまま廃棄等すること。

責任ある農業投資

国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資(外国資本による農地取得)が問題となる中、日本がG8ラクイラ・サミットにて提案したイニシアティブ、農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指す。

食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス
(New Alliance for Food Security and Nutrition)

ドナー(援助国)、アフリカ諸国、民間部門が連携して、持続可能で包摂的な農業成長を達成し、サブサハラ・アフリカにおいて今後10年間に5,000万人を貧困から救い出すことを目的として2012年キャンプ・デービッド・サミット(米国)にて立ち上げられたイニシアティブ。同イニシアティブの下、アフリカのパートナー国において、ドナーの資金コミットメント、パートナー国政府の具体的な政策行動、民間部門の投資意図表明を含む「国別協力枠組み」を策定している。2014年5月までに、エチオピア、ガーナ、コートジボワール、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、モザンビークの10か国において協力枠組みが策定され、取組が進められている。

農業市場情報システム

(AMIS: Agricultural Market Information System)

2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産量や価格等)を共有する。日本はAMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきた。

アフリカ稲作振興のための共同体

(CARD: Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコム生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシアティブを発表。コム生産量の倍増に関連して、日本は農業指導員5万人の育成を行う計画。

パナマ

資源の持続的利用に向けたマグロ類2種の産卵生態と初期生活史に関する基礎研究
SATREPS事業(2011年4月~実施中)

太平洋海域で広く行われているマグロ漁業は、パナマを含む中米諸国にとって重要な産業であり、パナマにおいても年間3万トンを超える冷凍・生鮮マグロの輸出が貴重な外貨収入源になっています。しかしながら、近年の漁獲圧力の増大などにより天然のマグロ類資源の減少が危惧されています。とりわけ、キハダおよび太平洋クロマグロのマグロ類2種は高度回遊性魚種として太平洋地域の共有資源となっていますが、無秩序な漁獲による資源量の大幅な減少が懸念されており、効果的な資源管理の枠組みを導入することが強く求められています。

日本は、マグロ漁業資源の涵濁を懸念するパナマの要請に応え、パナマのロスサントス県アチョティネス研究所とその周辺海域にて、キハダおよび太平洋クロマグロの持続的な資源管理方策策定に必要な両種の産卵形態および初期生活史を解明するため、2011年から共同研究を支援しています。この研究は、クロマグロの完全養殖に成功した近畿大学水産研究所がパナマの水産資源庁、全米熱帯まぐろ類委員会*1と共同で行っています。現在までに、母系解析、家系・個体識別のための遺伝子発見解析などによるデータ収集が進められているほか、飼育されるマグロの産卵状況、繁殖・発育初期の栄養要求、胚発生・発育の条件やメカニズムが明らかになってきています。さらに、キハダの養殖技術についても親魚の遺伝的管理技術、卵からの人工ふ化技術、仔稚魚飼育技術、幼魚飼育技術などについて新たな知識が得られ、実用化のためのデータ解析が進んでいます。

日本のパナマとの共同研究を通じた協力により、パナマをはじめとする米州海域におけるマグロ資源の持続的利用に必要な科学的知見が蓄積・統合され、また、養殖技術を高め、資源管理技術が確立されることに期待が高まっています。

(2015年12月時点)

*1 全米熱帯まぐろ類委員会は、東部太平洋海域におけるカツオ・マグロ類の保存および管理を目的として1950年に設立された地域漁業管理機関。対象魚種(カツオ、キハダ等)の調査研究、勧告等の保存管理措置を行う機関を有し、キハダに関しては、東部太平洋海域の総漁獲量規制の勧告を行う。2015年度10月時点の同委員会強化のための条約締結国等は、日本、パナマを含めた21カ国・地域、協力的非締結国は4カ国。



キハダから採血している短期専門家(向かって左から本領短期専門家、澤田チーフアドバイザー、小林短期専門家)。採血した後、DNAを抽出して様々な遺伝情報を得る(写真: JICA)

25羽のヒナから始める 貧困脱却

～アヒル銀行でベトナムの貧困層を支援～

ベトナムでは、「計画経済」から「市場経済」への転換を目的とするドイモイ政策を1986年から実施してきました。農業分野でも、個々の農家が生産意欲を高めたことで生産高が飛躍的に向上しましたが、農家の間では貧富の格差も広がりました。

1993年に土地法が施行されてからは、土地（使用权）の売買ができるようになった一方で、「土地なし層」と呼ばれる人々が増えてきました。病気や災害、農業経営の失敗などで土地を手放してしまった人々です。日雇い労働などで生計を立てていますが、数多くの世帯がベトナム政府の定める貧困層（月の世帯収入20ドル未満）となっています。

貧困層の身の丈に合った支援を

このような「土地なし層」の現金収入を増やし、貧困からの脱却を進めるために、2012年11月、日本のNGOであるSeed to Tableは日本政府と協力してベトナムで取り組みを始めました。日本NGO連携無償資金協力*1を活用した、「持続的農業の実践による貧困世帯の生計改善事業」という名前のプロジェクトです。対象地域は、メコン川の下流域に位置するベンチエ省ビンダイ郡です。この地域は「土地なし層」の比率が高く、ベトナム戦争のときに撒かれた枯れ葉剤による障害を持ちながら貧しい暮らしをしている人々もいます。

Seed to Table代表の伊能まゆさんは、この地域の土地を持たない貧困家庭でもできる“持続的農業”にはどのようなものがあるかを探るべく、ビンダイ郡の貧困家庭を訪れて調査しました。



牛を大事に世話するタインフック村のグエンさん親子（写真：伊能まゆ）



貯水タンクの支援を受けた世帯を訪れた、伊能さん（左端）とチョウファン村の村づくり委員会のメンバー（写真：伊能まゆ）

「ベトナム政府では大きな予算をかけて、貧困問題の解決に取り組んできました。しかし、実際に土地を持ってない貧しい世帯を訪れてみると、多額のお金を融資してもらっても、借金の返済や医療費に充ててしまい、現金収入を増やす手段には活かせていませんでした。それゆえに、貧しい人々の身の丈に合った支援が必要だと考えたのです。」

そこで伊能さんたちが取り組んだのは、「アヒル銀行」でした。1世帯当たり25羽ほどのヒナを借りて、成鳥に育てて市場などで売り、ヒナ代を返済する仕組みです。すべてのヒナを育てて売れば、10,500円ほどの売上げになりますので、ヒナ代の約1,600円とエサ代を差し引いた分が参加世帯の収入になります。アヒルであれば庭先でも飼えますので、土地を持たない人々でも取り組みます。

アヒルの飼育が軌道に乗った世帯には、アヒル銀行と同じ仕組みで子牛を貸し出す「ウシ銀行」を利用する機会も提供しています。さらに、そうした世帯には、雨の降らない乾季の間にも必要な真水を確保するための簡易貯水タンク設置を支援します。

アヒル銀行を運営するのは村づくり委員会です。村の副村長や集落の代表者、農業普及員などで構成します。委員会では、対象となる貧困世帯をリストアップし、その中からアヒルを育てることのできる世帯を選びました。

参加する世帯は、宣誓書にサインをします。アヒルの肥育方法や帳簿の管理などを学ぶ3つの研修を受け、月に1回行われる意見交換会に出席してヒナの生育状況を報告しながら参加者同士で学び合い、4か月後にはヒナの代金を返す、という約束をします。農業普及センターから各世帯にヒナが送られ、アヒルの肥育がスタートします。村づくり委員会では定期的に参加世帯を訪問し、肥育の状況を管理していきます。伊能さんも月に1回のペースで村を訪れました。

優遇措置の導入で意識が変わった参加者たち

初年度は5つの村で約120世帯が参加しましたが、利益を上げられたのは3割ほどにとどまりました。伊能さんは結果の出せなかった世帯を訪問し、原因を探りました。

「もうかっていない世帯は、事前の研修にも出ていないし、エサ代の帳簿もつけていない場合がほとんどでした。帳簿をつけるように指導しても『字が書けないから無理だ』の一点張りです。挙げ句の果てには『アヒルが死んだのは、貸してもらったヒナが悪いからだ。ヒナ代は返さない!』と主張

する人もいました。』

では、利益を出せた世帯は何が違ったのでしょうか？ 研修では、ヒナの育て方を学びます。ポイントはエサの工夫です。市販されている飼料だけで育てるとエサ代がかさみ、利益が出ません。バナナの木の皮や水草、カニやエビなどを飼料に混ぜて、エサ代を節約しながらアヒルを上手に育てるノウハウを研修では学べるのです。

また、帳簿管理も重要です。夫婦ともに文字の読み書きができなくても利益を上げた家庭もありました。数字だけは書けたのでヒナ代とエサ代、そして成鳥の売上げの収支をきちんと管理していたのです。

伊能さんは、成果を上げている家庭を優遇する方針を決めました。村で数名しか借りられないウシ銀行から子牛を優先的に借りられたり、アヒルの肥育の規模を拡大するためのヒナも優先的に借りられることにしました。

こういった優遇措置が始まると、それまで不平ばかり言っていた世帯に変化が現れ始めました。研修や意見交換会にも参加して上手にアヒルを育てている世帯のノウハウを学び、帳簿もきちんとつけ始めたのです。貧困から脱したいという思いは共通のものであり、まじめに取り組まなければ貯水タンクや牛が手に入らないと実感したことが行動の変化を起こしたのです。

伊能さんは、「素晴らしい変化だと思います。政府やNGOから何かをもらうのではなく、自分の頭と手足を使って、貧困から脱却しようとする変化が起きたのです。自主的な行動につなげることの大切さを改めて実感しました」と語ります。こういった対策が実を結び、プロジェクトの2年目は、当初は成果を出せていなかった世帯も含め、約7割の世帯が

利益をあげられるようになりました。

現場で得た確信が事業を進める

プロジェクトが始まった当初、伊能さんはベンチエ省農業普及センターの担当者から、「たった25羽のアヒルで貧困が解消するはずはない」といわれていたそうです。しかし、貧困世帯の生計が改善され始めると、プロジェクトへの評価が変わり始めました。

2014年2月には、日本の県知事に相当するベンチエ省人民委員長のヴォー・ティン・ハオ氏がアヒル銀行に取り組み村を訪れました。省の行政機関の最高責任者であるハオ氏も現地を訪れるまでは「ヒナ25羽で貧困から脱却できたなんて信じられない」といっていました。しかし、アヒルづくりで得た利益で5,000平方メートルもの土地を買った世帯を、実際に見学し話を聞いて、考えが大きく変わりました。

視察を終えたハオ氏は伊能さんに、「貧困削減は、大きな予算をかければよいわけではないのだと身にしみました。貧困家庭が主体的に日常生活で取り組める小さなことから始めて、徐々に大きくしていくほうが、貧困からの脱却には有効だということが理解できました」と語ったといいます。

ベンチエ省ではその後、アヒル銀行を運営する村づくり委員会の必要経費を補助し、省内の他の地域にもこの活動を広げていくことを検討し始めました。

プロジェクトの最終年となる2015年、対象の5村で参加する約9割の世帯がアヒル銀行によって利益を上げ、参加する2割から3割の世帯が貧困層(世帯収入月20ドル以下)から脱却できる見込みです。また新たに二つの村で同様の取り組みがスタートしました。伊能さんは成果を上げられた理由をこう語ります。

「貧困層の家庭に実際に行ってみないと分からないことがあります。現場に接し、現実の状況を自分の目で確かめ、確信を得ることが大切です。その確信があるからこそ、自信を持ってプロジェクトを進めることができます。」

今後もベトナムでの活動を続けていくSeed to Table。伊能さんはプロジェクト終了後も、それぞれの村を訪れ、現場でしか得られない確信を大切にしながら、NGOとしての支援を続けていきます。

※1 日本NGO連携無償資金協力は、日本のNGOが開発途上国・地域で行う経済社会開発事業および緊急人道支援事業に対して外務省が資金協力を行う制度。これを受けたNGOが活動実績を積むことで、国際的活動を広げるという意味でNGOの能力強化も目的としている。



アヒルの肥育によって貧困から脱却したダイホアロック村のディエップさん(写真:伊能まゆ)



攻めの農業技術で貧困削減

～ケニアで安心・安全なトマト作りの事業案件化調査～



地元農家との試験栽培でできあがったトマト
(写真: IMG)

ケニアの農業セクターは、国内総生産(GDP)の約30%を生み出す国家経済の根幹をなす産業です。「革新的、商業志向を持った競争力のある近代的農業の実現」はケニアの国家的な目標でもあります。しかし、ケニアでは農業生産量の70%を小規模農家が担っており、その多くがまだ貧困状態にあります。日本は、これまでケニアの農業省などと協力し小規模園芸農家の組織強化と収入向上のための技術協力を行ってきました。その狙いは、「作ってから売る」ではなく「売のために作る」という発想の転換です。しかしそのためには、まずは個々の農家が自らしっかりした「品質管理」を行いながら、商品の「付加価値」を高め、販路を開拓していく、自発的な取組が必要です。

そのような課題に対応したのが、千葉県を拠点に活動する農事組合法人和郷園と和郷社(以下、和郷)です。和郷は、農業生産者の自立を基本にとらえつつ、生産者の技術の向上や、加工事業、販売事業、リサイクル事業など、農業を軸に幅広く事業展開している企業グループです。生産、加工、流通の各段階で、個々の事業者の自発的な取組を通じて、新たな付加価値を生み出す工夫をしながら、産地直送や地産地消^{※1}、無農薬バナナの輸入販売などに積極的に取り組んでいることで注目を集めています。そのような和郷のノウハウが、海外でも応用できるとの手応えを感じ始めたころ、ケニアにおける農業の現状を聞かされ、「私たちのこれまでの経験によって、ケニアの農業が抱える課題を解決できるのではないかと考えました」と、和郷でケニア事業・業務主任者を務める柘植^{つげともやす}大育さんは語ります。

そこで2014年、和郷はODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業^{※2}としてケニアの地で、日本で培ってきたノウハウが活かせるか否かの案件化調査^{※3}を開始しました。

和郷はまず、現地のマーケットや消費者のニーズを調査しました。そこで浮かび上がったのが、ケニアの人々の食卓に欠かせないトマトです。安心・安全なトマトの需要に応えることができれば、農家の収入が大いに改善される見通しがあることが明らかになりました。そこで和郷は、現地の小規模農家を対象に



現地のビニールハウスで、トマトの栽培方法を教える日本人農業者(写真: IMG)

ワークショップを実施し、実際に現地の農家とビニールハウスでの栽培実証を行いました。和郷のノウハウを活かして、トマトの試験栽培を行って

きたところ、平均収穫量がそれまでの1.3倍に向上し、ケニアの大手スーパーマーケットチェーンのバイヤーからは品質についても高い評価を得ました。特に、適切な害虫予防や栽培管理のノウハウ導入によって、ビニールハウスの基本的な使い方や化学肥料使用の抑制などの対策により、大きな収穫量増加と品質向上の効果が得られることが分かりました。この結果を踏まえて、試験栽培に参加した農家は、その後も和郷のノウハウを取り入れてトマトの収量・品質の向上を進めています。

さらに、マーケットやニーズの調査では、ケニアの富裕・中間所得層の間で、安心・安全で新鮮な青果物や新たな食材へのニーズが高まっていることも分かりました。特に若い中間所得層の間では、付加価値のある新たな食材を積極的に取り入れる傾向にあり、たとえば、生産者の特定が可能なオーガニック野菜などに高いニーズがあり、和郷が栽培ノウハウを持つ、味が濃く甘いトマトやイチゴなども受け入れられる可能性が高いことが判明しました。そこで和郷は、「売のために作る」小規模農家がどんどん増えるためのモデルの一つとなるように、現地の大学と共同して、高付加価値な青果物の商品開発と栽培管理ノウハウの整備・普及のための実証事業に着手する計画です。

また、ケニアの貧困農家が商品作物の栽培によってさらに収入を増やしていくにはケニア国内だけでなく、将来的には国外でも販売できるようにならなくてはなりません。そこで和郷は、ヨーロッパや中東への流通網についても研究を行っています。

東アフリカの中でもその安定した気候と良質な土壌が農作物の生産に最適であるとされるケニア。そのケニアの農業の大部分を占める小規模農家が自発的な取組を通じて、市場ニーズも開拓し、付加価値をつける農業も展開するようになれば、貧困農家の数が減っていくことが期待されます。「日本で培った『農家のための農業技術』が、ケニアでもその“品質管理”、“付加価値の創造”、“供給・販売体制の強化”に役立つ手応えを強く感じています」と、和郷の柘植さんは語ります。ケニアの大地に、日本で育まれた「攻めの農業」の種が撒かれ、少しずつ芽吹き始めています。

※1 地産地消は、地元で生産されたものを地元で消費すること。また、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることでも位置付けられている。

※2 ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。

※3 案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、製品/技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。

(4) 持続可能な都市

都市は人間の主要な居住地であり、経済・社会・政治活動の中心です。近年、そのような都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組

< 日本の取組 >

日本は、2015年2月に閣議決定した「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、持続可能な都市の実現に向けた協力を実施するとともに、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や、災害後において被災前より強靱なまちづくりを行う「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等も実施しています。

このほか、日本は人間居住の課題解決に向けた活動を中心とした国際機関である国連人間居住計画(UN-Habitat)^(注21)への支援を通じた取組も進めています。

(5) 情報通信技術(ICT)や先端技術の導入

情報通信技術(ICT)*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進

< 日本の取組 >

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、日本の経済成長に結びつける上でも有

むことは重要な開発協力課題となっています。

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発に向けた2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、目標11として「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

特に、UN-Habitatのアジア・太平洋地域事務所の本部が福岡県に所在していることもあり、同事務所本部や日本の民間企業とも連携した事業も実施しています。また、アジア・太平洋地域事務所本部は、20年に1度、都市化に伴う課題をはじめ、人間居住にかかわる課題解決のための国連会議(人間居住会議)を開催しています。

2016年10月には、南米エクアドルのキトで開催される第3回国連人間居住会議(HABITAT III)で、前回国連会議からの20年間に進められてきた各国の取組実績をもとに、幅広い人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ」が採択予定です。日本としても、同会議への貢献に向けた取組を進めていく考えです。

し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、便利さとサービスの向上を通じた市民社会の強化と質の高い成長にとってICTは非常に重要です。

効な、地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2015年8月時点で、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、計17か国で採用されるに至っており、ISDB-T採用国^(注22)への支援の一環として、2009年度

注21 国連人間居住計画 UN-Habitat: United Nations Human Settlements Programme

注22 ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、モルディブ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、スリランカ、ニカラグアの17か国(2015年8月時点)

から現在までフィリピン、エクアドル、コスタリカなど8か国に専門家を派遣し、技術移転を実施しています。ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省においても、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じたICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

また、総務省では「防災ICTシステムの国際展開」に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、防災ICTシステム国際展開の支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上等に寄与する考えです。（「防災」について、詳細は118ページを参照。）

これらの取組は、各種国際機関とも積極的に連携して取組を行っており、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）*と協力して、日本は開発途上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を行っています。2014年12月には、ITUおよびフィリピン政府と協力して、2013年に大規模な台風被害を受けたフィリピン・セブ島において、災害時に通信を迅速に応急復旧させることが可能な移動式の情報通信システム「移動式ICTユニット（MDRU）*」を用いた実証実験を行う共同プロジェクトを開始しました。また、2015年11月から12月まで、広島市において日本政府とITUの共催で情報通信の開発指標を考える国際シンポジウムが開催されました。年1回開催されているこのシンポジウムには、多数の閣僚が参加し、



ペルー・リマの運輸通信省で、災害が発生した際に、テレビを通じて災害速報を伝えるために導入を促している、地上デジタル放送についてプレゼンをする廣瀬克昌専門家（写真：岡原功祐/JICA）

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における開発目標に関して、ICTの果たす役割が議論されるとともに、各国におけるICTのアクセス、利用、技能の発展度合を総合的に評価するICT開発指標が発表されました。

アジア太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）*が、2014年9月にブルネイで開催されたAPT大臣級会合において、アジア・太平洋地域における「スマートデジタルエコノミー」の創造に向けて今後加盟国およびAPTが協力して取り組んでいくための共同声明を採択するなど、地域的政策調整役として、アジア太平洋地域における電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本はICTの格差解消や開発途上国が抱える防災・医療等の社会的課題を解決するため、APTを通じたICT分野の研修やICT技術者／研究者交流等の人材育成支援を行っています。

2014年6月には、防災と通信に関し、緊急通信や警報システムの有効性や活用等について知識や経験を共有し、今後の課題や取組について意見交換などを行うワークショップ（参加型の講習会）を東京で開催しました。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）においては、2015年12月31日に、6億人の単一市場や共生社会を掲げる「ASEAN共同体」が発足しました。同年11月にASEAN関連首脳会議において採択された2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）では、ICTはASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられており、ICTの役割の重要性を踏まえ、同じく11月に開催された日・ASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICT マスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。また、こうした動きを受け、同情報通信大臣会合において、日本のASEANに対する協力ビジョンである「ASEAN Smart ICT Connectivity（ASIC）」を示し、引き続き、ASEANにおけるICTの発展、およびICTを活用した地域課題解決の取組を支援することとしています。このビジョンを具体化するものとして、日本はODAも活用してミャンマーのICTインフラ整備を支援するなど、ICT分野における協力を進めています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についても、2015年10月に第8回となる日・ASEAN情報セキュリティ政策会議がインドネシア

(ジャカルタ)にて開催されるなど、ASEANとの間で
情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化するこ
とで一致しています。

用語解説

情報通信技術

(ICT:Information and Communication Technology)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting - Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

国際電気通信連合

(ITU:International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関(本部:スイス・ジュネーブ。193か国が加盟)。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

移動式ICTユニット (MDRU: Movable and Deployable ICT Resource Unit)

東日本大震災での教訓を踏まえて総務省が研究開発を行った、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に応急復旧させることが可能な通信設備。車載型、アタッチケース型等の小型化に対応し、通信設備が被災して使えない状況であっても通話やデータ通信を行うことが可能。

アジア・太平洋電気通信共同体

(APT:Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を実施。

フィリピン

移動式ICTユニットに関するITUとの共同プロジェクト
総務省技術協力(2014年12月～実施中)

2013年11月にフィリピンを襲った巨大台風によりセブ島では大規模な台風被害を受けました。台風の直撃を受けて、セブ島北部のサンレミジオ市では地域のワイヤレスネットワークが全滅し、台風直後は通信が途絶える中、人の力で情報収集を行わざるを得ませんでした。また、被害状況の国への報告など、市から外部への連絡は、市長が持つ衛星携帯電話端末1台だけで行われました。こうした自然災害に伴うリスクの軽減は差し迫った課題です。

こうした背景の下、フィリピン政府からの要請を受け、日本政府と国際電気通信連合 (ITU) *1が協力して、サンレミジオ市において災害対策用の移動式ICTユニット*2を用いた実証実験を行う共同プロジェクトを2014年12月から開始しました。

移動式ICTユニットとは、東日本大震災での教訓を踏まえて、2011年度から総務省が日本電信電話株式会社 (NTT) 等に委託して研究開発を行った、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に応急復旧させることが可能な移動式の通信設備です。移動式ICTユニットには、車載型やアタッチケース型等があり、簡単に被災地へ搬入することができます。既存の通信設備が被災して使えない状況であっても、迅速に通信環境を構築し、通話やインターネットを利用することが可能となります。

実証実験では、市庁舎等に移動式ICTユニットを設置して、災害対策本部と避難所の間(約500メートル)を含む広域でWi-Fiネットワークを構築して、スマートフォンを利用した通話や写真や動画等のファイル共有などのデータ通信等を行い、フィリピンの環境下でも有効に動作し、災害時等に活用できることを確認しました。さらに、市の職員や住民向けに平時から移動式ICTユニットを適切に管理・運用するための技術トレーニングを行い、大規模災害時を想定して移動式ICTユニットを活用する訓練も実施するなど、市の防災体制整備にも貢献しました。

今後は、実証実験の成果を国内外へ発信しながら移動式ICTユニットの導入・普及に向けた活動を推進し、ITU等の国際機関とも連携して、フィリピンをはじめ自然災害を課題とする諸外国への貢献につながる取組を進めていきます。(2015年8月時点)

*1 ITU: International Telecommunication Union

*2 (英語名)MDRU: Movable and Deployable ICT Resource Unit



プロジェクトの実施場所であるサンレミジオ市庁舎、および車載型やアタッチケース型の移動式ICTユニット(写真:総務省)



車載型ICTユニット

アタッチケース型ICTユニット

法案づくりでジンバブエの情報通信政策に貢献

～謙虚な熱意で専門性を広げた青年海外協力隊員～

「青年海外協力隊に必要なのは専門性と謙虚さ、そして熱意だと思います。」

こう語るのは2012年3月からの2年間、アフリカのジンバブエにコンピュータ技術の協力隊員として赴任していた新美融さんです。ジンバブエは情報通信技術の活用度では世界124位の国であり、国が発展していくためにはこの分野の発展が急務とされています。

大学卒業後、約7年間にわたり大手ソフトウェア会社で働いていた新美さんは、同社のソフトウェアを導入する企業にITコンサルタントとして派遣され、システムを構築する上で生じる課題を発見し、技術的な解決へと導く業務を担当していました。赴任したジンバブエの情報通信技術省でも、その経験を活かし、同省の抱える課題を見つけ、解決策の提案を実践してきたのです。

赴任1年目の大きな仕事は情報セキュリティの改善です。同省では、財務省から政府の財務管理システムの業務を委託されていましたが、大切なデータを守るセキュリティの体制が整っていませんでした。新美さんは現場の技術者たちと一緒に働きながら、システムの課題を洗い出し、情報セキュリティのポリシーを立案しました。

その仕事は、同省の事務次官であるサム・クンディシヨラ氏に高く評価されました。2年目からは月に1度、次官に個別で面会し、ジンバブエが解決すべき情報通信分野の課題と解決策を直接報告しました。国内の主要都市を結ぶネットワーク速度の改善や、天災・テロ・政治的混乱などが起きた場合でも政府の情報処理・管理のシステムを継続的に稼働させるための対策づくりは、有益な提案として次官に認められました。

クンディシヨラ次官は、新美さんにある仕事を依頼しました。IT3法の法案づくりです。当時、南部アフリカ地域では、国際電気通信連合やEUの提案によって、個人情報保護法、サイバー刑法、電子商取引法の法律づくりが呼びかけられ



ジンバブエ情報通信省と財務省の合同会議後の記念写真(写真：新美融)



サム・クンディシヨラ情報通信技術省次官と新美さん(左)
(写真：新美融)

ていました。次官はジンバブエでもIT3法を制定するために、顧問弁護士とともに法案づくりに取り組むよう新美さんに依頼したのです。

新美さんは法律の専門家ではありません。しかし、日本の民間企業でITコンサルティングをしていたときに、個人情報保護法の運用について学んだ経験がありました。新美さんは、ジンバブエの情報通信分野の現状を踏まえながら、どのような項目を法案に盛り込むべきかを検討し、顧問弁護士と法案づくりを進めていきました。

「残念ながら、大統領選挙のために国会の審議が止まり、2年間の協力隊の任期が終わるまでに、IT3法は法律の制定には至りませんでした。しかし、次官に、『法制化が終わるまで残ってくれ』といわれたのはすごくうれしかったです。」

ジンバブエの事務次官から厚い信頼を得た新美さんですが、任務終了前にもう一つうれしい出来事がありました。

新美さんが任期1年目に手がけた情報セキュリティのポリシーが固まり、関連する財務省、情報通信技術省、そして業務を受託する民間企業でそのポリシーを議論し、採択する大きな会議が開かれました。その席上で、共にポリシーづくりに励んできた現場の技術者たちが内容について発表する場面に立ち会えたのです。

「ポリシーを作っても実行されなければ意味がありません。情報セキュリティの実務を担う技術者たちが自分たちの言葉でポリシーを堂々と説明する姿を見て、今後、自分が携わったルールが実行されていく手応えを感じました。」

帰国した新美さんは、大手IT企業に再就職が決まりました。同社が海外で展開するサービスを現地の法律と照らし合わせながら調整する担当になったのです。採用では、ジンバブエでの経験が大きく評価されたといいます。

「ジンバブエでは、IT技術の専門性を深めるだけでなく、中央省庁での法案づくりという民間企業では得難い経験をすることができ、視野を広げることができました。そして、現地の人と目線をそろえて課題を発掘、共有し、焦らず丁寧に一つひとつの仕事に全力を尽くして向き合う姿勢を学びました。とても大きな収穫のあった2年間でした。」

IT分野の専門性を持ちながら、謙虚な姿勢で現場での課題を観察し、その解決策を絶え間なく提案し続けてきた新美さん。その仕事は、ジンバブエの情報通信分野の政策に大きく貢献するとともに、自身の職域を広げるという成果に結びついたのでした。

(6) 科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT) の普及が進み、研究開発のグローバル化や、研究成果を広く共有するオープン化が進む中で、データサイエンス (膨大なデータを分析することで科学研究を進める手法) やサイバーセキュリティが重要性を増し、科学技術・イノベーションは本質的に変化しています。

こうした科学技術の分野は、国の安全保障やイノベーションを通じた経済成長、さらには人類の生活と

福祉の発展を支える基盤的要素です。

国際社会においては、経済・産業の持続的発展、地球環境問題、資源エネルギー問題、保健衛生問題等の諸問題の解決のために、科学技術を駆使した国際協力が重視されています。科学技術・イノベーションのプロセスに根底的な変化が起こりつつある現在の国際社会においては、より戦略的でより積極的な科学技術外交の取組が求められています。

< 日本の取組 >

そうした背景から、日本は、科学技術外交を日本外交における重要な柱の一つとし、科学技術・イノベーション促進、研究開発を通じて開発途上国の支援を行っています。G8で初めての科学技術大臣会合やODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)* の実施などを通じ、科学技術外交の推進を図ってきました。チュニジアにおいて実施された「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」は、乾燥・半乾燥地域で生育する植物資源の有効性を確認し、その利用法に関する技術開発等を目的として行われたプロジェクトです。研究の結果、現地のオリーブ等の植物の成分から、抗がん、抗アレルギー等の有効成分を発見しました。将来的には、この植物資源を活用した産業化や気候的に類似した北アフリカ諸国への波及効果も期待されます。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク



マレーシア、クアラルンプールのマレーシア日本国際工科院 (MJIT)
(写真: 安田菜津紀 (スタジオアクトモード) / JICA)

構築を進めています。マレーシアでは、1982年から進めてきた「東方政策」^(注23)の集大成として、日本型工学教育を行う高等教育機関であるマレーシア日本国際工科院 (MJIT: Malaysia-Japan International Institute of Technology) が設立され、日本はこのMJITに対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の26大学と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。

ほかにもタイに所在する国際機関であるアジア工科大学 (AIT: Asian Institute of Technology) は、工学・技術部、環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学です。同大学に対する日本の拠出金は、日本人教官が教鞭をとるリモートセンシング (衛星画像解析) 分野の学科の学生に対する奨学金として支給されており、「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」の要となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人材育成に貢献しています。



「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」のプロジェクトチームがチュニジア産オリーブの機能性を明らかにした。写真は、チュニジアのオリーブ畑 (写真: JICA)

注23 東方政策は、1981年にマハティール・マレーシア首相 (当時) が日本の発展の経験や労働倫理、経営哲学等を学ぶことを目的として提唱したマレーシアの人材育成政策。

エジプトでは、2008年から、日本型の工学教育の特長を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする国立大学「日・エジプト科学技術大学(E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology)」の設立を支援しています。日本全国の大学が協力して教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラム作成を支援してきており、オールジャパンの体制で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝えていくことを目指しています。

さらに、日本は開発途上国の経済社会開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをするものとして期待されています。



エジプト・アレクサンドリア郊外の日・エジプト科学技術大学(E-JUST)。ロボットを製作し、動作を確認する、大学院の研究者(写真:久野真一/JICA)

用語解説

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー・生物資源、防災および感染症の地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装(研究成果を社会に普及させること)を目指し、開発途上国および日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。文部科学省、科学技術振興機構(JST)および日本医療研究開発機構(AMED)と、外務省および国際協力機構(JICA)が連携し、日本側および相手国側の研究機関・研究者を支援している。

トンガ

災害対応型沖縄可倒式風力発電システム普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業(2014年8月～2015年12月)

太平洋の島嶼国であるトンガは、約160の島々および約40の有人島から成り立っており、その地理的特性から再生可能エネルギーの一つである風力発電の積極的な導入を図っています。しかし、トンガにはサイクロンの襲来が多いことから、強風により風力発電装置のブレード(羽根)の倒壊を防ぐ技術を必要としていました。

このようなニーズに対し、同様に台風の襲来が多い沖縄県の企業(プログレッシブエナジー社)が、風力発電の風車を台風が接近したら倒し、通過したら立て直して再び発電することが可能な可倒式風力発電の技術を提案しました。日本は、民間技術普及促進事業として、トンガでこの技術移転を支援しています。可倒式風力発電は、日本が持つ高い技術であり、他の設備には無い優れた特長があります。サイクロンに伴う強風による故障を回避できることに加え、故障してもクレーンを使って高所での作業が不要で、地上でメンテナンス作業が容易な点も優れています。



トンガの大臣が南大東島の可倒式風力発電設備について設備の優位性などを視察した(写真:プログレッシブエナジー社)

この事業を通じて、トンガの公営企業省大臣自身による沖縄の設置現場の視察が実現し、また、提案企業の技術者がトンガにて現地調査を行い、現地でのニーズがあることを確認しました。現在、引き続き導入に向けての検討を先方政府と共に進めています。この案件は沖縄の技術の海外展開という地方創生につながるものでもあり、将来的には、島サミットを通じて沖縄県とつながりのある大洋州各国への展開も目標にしています。

1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

日本は、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するという「人間の安全保障」の考え方を、国際社会の中でこれまで積極的に提唱してきました。このような

「人間の安全保障」なくして、質の高い成長は実現され得ません。こうした人間中心の視点から、基礎的生活を支える保健・水・教育・文化などを紹介しています。

(1) 保健医療、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。現在、衛生環境などが整備されていないため、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間660万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。^(注24)また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間28万人以上の妊産婦が命を落としています。^(注25)さらに、貧しい国では、高い人口増加率により一層の貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などに苦しめられています。

このような問題を解決する観点から2000年以降、国際社会は、ミレニアム開発目標(MDGs)の保健関連の目標(目標4:乳幼児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改善、目標6:HIV/エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延の防止)の達成に一丸となって取り組んできましたが、MDGsの達成期限(2015年)を迎え、低所得

国を中心に進捗が遅れ、目標は未達成に終わりました。また、指標が改善している国であっても、貧しい世帯は依然として医療費を支払えないため医療サービスを受けることができない状況にあり、国内の健康格差も課題として浮かび上がってきています。

MDGsの後継として新たに17の目標と169のターゲットから成る持続可能な開発目標(SDGs)^(注26)では、目標3で「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」と設定されました。加えて近年では、栄養過多を含む栄養不良、糖尿病やがんなどの非感染性疾患、人口の高齢化などへの対処が新たな保健課題となっています。

このように、世界の国や地域によって多様化する健康課題に応じて、すべての人が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに経済的な不安なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)^(注27)」*の達成が重要となっています。

< 日本の取組 >

● 保健医療

日本は従来、人間の安全保障に結びつく保健医療分野での取組を重視し、保健システム*の強化などに関する国際社会の議論をリードしてきました。2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げ、これがきっかけとなって2002年には「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」が設立されました。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴え、G8としての合意をまとめた「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を発表しました。また、2010年6月のG8ムスコカ・サミット(カナダ)では、母子保健に対する支援を強化

するムスコカ・イニシアティブが立ち上げられ、日本は2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行うことを発表しました。

2010年9月のMDGs国連首脳会合では、日本は「国際保健政策2011-2015」を発表し、保健関連のMDGs達成に貢献するために、2011年から5年間で50億ドル(グローバルファンドへの当面最大8億ドルの拠出を含む)の支援を行うことを表明しました。「国際保健政策2011-2015」では、①母子保健、②三大感染症*(HIV/エイズ・結核・マラリア)、③新型インフルエンザやポリオを含む公衆衛生上の緊急事態への対応を3本柱としました。また、日本は2013年5月に「国際保健

注24 (出典) UN "The Millennium Development Goals Report 2014"

注25 (出典) WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank "Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2010"

注26 持続可能な開発目標 SDGs: Sustainable Development Goals

注27 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ UHC: Universal Health Coverage

外交戦略」を策定し、世界が直面する保健課題の解決を日本の外交の重要課題に位置付け、世界の健康改善に向けて官民が一体となって取り組む方針を策定しました。同年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）^{ティカッド}では、安倍総理大臣が開会式のオープニング・スピーチにおいて、この戦略を発表し、人間の安全保障を実現する上ですべての人々の健康の増進が不可欠であるとして、すべての人が基礎的保健医療サービスを受けられること、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の推進に貢献する決意を述べました。また、5年間で保健分野において500億円の支援、および12万人の人材育成を実施することを表明しました（「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進・感染症対策」について、詳細は109ページを参照）。

2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、9月には、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、今後、我が国として日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、②すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示したものです。これらの取組は、国連の新しい目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に特定された保健分野の課題を追求していく上でも重要なものです。さらに、日本政府は、2015年9月「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」を定め、国際的に脅威となる感染症対策の強化について、今後5年程度を目途として、基本的な方向性、重点的に強化すべき事項等を示しました。

安倍総理大臣は、同年9月の第70回国連総会の機

会をとらえ、日本政府がグローバルファンド等と共催したサイドイベント「UHCへの道筋」において、前述の基本方針に基づき、エボラ出血熱^{まんえん}のような公衆衛生危機に対する国際社会の対応能力の強化、および多様な保健課題に対応するために各国でUHCを実現することが重要であることを述べました。また、安倍総理大臣は、同年12月外務省等が共催して開催した国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靱^{きょうじん}で持続可能な保健システムの構築を目指して」^{（注28）}の冒頭セッションでG7伊勢志摩サミットおよびTICAD VIを通じて、公衆衛生危機への対応およびUHCを推進し、保健システムの強化に積極的に貢献していくことを表明しました。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。新しい方針の下、二国間援助のより効果的な実施、国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内の体制強化と人材育成などに、今後も取り組んでいきます。

ほかにも、2014年10月、厚生労働省は、ASEAN10か国の社会福祉、保健衛生政策を担当する行政官等を招き、第12回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しました。同会合では、「高齢化する社会に対応するしなやかなコミュニティを育む」をテーマとし、高齢化とコミュニティの関係に着目し、地域の中の医療保健福祉システムの充実や高齢者の住みやすい街づくりについて議論し、今後のASEAN地域の高齢化施策の強化および国際協力について議論を行いました。



2015年9月29日、第70回国連総会のサイドイベントとして開催された「UHCへの道筋」で発言する安倍晋三総理大臣（写真：内閣広報室）

注28 「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」は、外務省、（公益財団法人）日本国際交流センター、財務省、厚生労働省、JICAが共催し、2015年12月16日、東京都内で開催された。各国の政府関係者、国際機関の代表、民間の専門家等、約300名の参加を得て議論がなされた。

医療僻地に広がる 医療ネットワーク

～東ティモールで巡回診療と住民ボランティア指導支援～



村の巡回診療で、ヘルスワーカーと共にレイミアクライク村住民へ産後の危険な徴候について保健指導する菊地さん(写真:地球のステージ現地スタッフ セルシオ)

2002年に独立した東ティモールは、その独立に至る紛争で、保健医療システムとそれにかかわる人的資源に壊滅的な打撃を受けていました。その影響で現在でも、住民が医療を受けられない地域が数多く存在します。そのため、同国では2008年から包括的地域保健サービス(SISCa)を開始しました。これは、郡の保健センターの医師・看護師が無医村地域などを巡回診療し、住民ボランティアである地域コミュニティ・ヘルスワーカーが住民の疾病発見や健康管理を行う制度です。しかし、実際には、このSISCaが機能していない地域が数多く存在しています。

こうした背景から、途上国で医療支援活動をしてきた日本のNGOである“地球のステージ”は、2008年から東ティモールで母子保健の支援活動を実施してきました。2014年1月からは、JICAの草の根技術協力事業^{※1}の仕組みを用いて「ハトリア郡における包括的地域保健サービス(SISCa)向上事業」というプロジェクトを展開しています。

現地で活動するのは、菊地陽さんです。自治医科大学看護学部で僻地医療に関心を持った菊地さんは、2011年からの2年間、母子保健分野の青年海外協力隊員としてインドネシアの僻地で活動しました。協力隊の活動を終了後、菊地さんは、これからも開発途上国で「救える命を救いたい」と強く思い、“地球のステージ”の活動に参加し、東ティモールへと赴任しました。

菊地さんは現地スタッフと一緒に、SISCaの実施状況を調査しました。村人たちからは「1年半、巡回診療は来ていないし、コミュニティ・ヘルスワーカーは何もしていない」といった実態が聞かれました。

“地球のステージ”が活動対象とするハトリア郡の7つの村はどこも街からのアクセスが悪い僻地にあります。雨季になれば、道路が冠水して自動車が通れなくなることも日常茶飯事です。しかし、菊地さんはこの7つの村にある34の地



6人の医療チームとアスラウサレ村の循環診療に行く最中の風景。道中で、車がぬかるみにはまったり、道が壊れて補修するなどのハプニングがしばしば起きる(写真:地球のステージ事務局長 後藤明子)

区のすべてに赴き、新たなコミュニティ・ヘルスワーカーを募りました。そして、SISCaの毎月の巡回診療で医師や看護師が各々の村を訪問する際に、妊婦や栄養不良児、結核などの患者の看護・処置法をヘルスワーカーに具体的に伝授し、ヘルスワーカーは学んだことを地区の住民たちに教えるという体制を整えました。菊地さんはすべての巡回診療に同行し、それぞれの村でヘルスワーカーたちの仕事ぶりを観察し、個別に看護・処置法の指導をしています。

こうした研修と巡回指導によって、地域のヘルスワーカーを中心とした地域保健体制は大きく改善しました。地域住民の健康に異変が起きればすぐさま発見し、郡の保健センターに報告するヘルスワーカーの人材が育成され、人的資源が整いました。ヘルスワーカーが研修で教わった知識を活かし、死亡リスクの高い患者を発見し救急搬送するなど、たくさんの命が救われています。

しかし、もう一つ課題がありました。ハトリア郡の保健センターの医療スタッフの意識改革です。プロジェクトの当初、菊地さんが現地スタッフと郡の保健センターを訪れても、多くの医療スタッフは巡回診療に行くことを嫌がりました。当地の妊産婦死亡率は10万人当たり270人(日本は10万人当たり6人)、新生児死亡率は1,000人当たり24人(日本は1,000人当たり1人)です。このような状況を変えるためにも、巡回診療が必要なのだと、菊地さんは根気よく、医療スタッフたちと個別に話し合いを続けました。「わかってもらうまで、何度でも話し合いをすることが必要なのです。」

こうした地道な努力によって、医療スタッフの意識が変わり始め、現在(2015年7月)では1回の巡回診療に最低3名が参加するまでに変わりました。

巡回診療の対象となる7つの村はどこもアクセスの悪い僻地にあります。“地球のステージ”と医療スタッフチームは道なき道を進み、巡回診療を待っている住人たちの元に向かいます。以前はまったく医療看護を受けられなかった僻地の住民たちが、定期的な巡回診療を受けられるようになりました。

プロジェクトの目標はコミュニティ・ヘルスワーカーが各地区で継続的に活動を続けながら、郡保健センターの医療スタッフと連携できるようになることです。しかし、菊地さんによれば、現状は理想とする活動の2割程度。「まだまだ道りは遠く、とにかく村と一緒にいって指導をしていくしかありません」と語る菊地さんは今日も現場でのトレーニングに奮闘しています。

※1 草の根技術協力事業は、P179を参照

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)

すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること(詳細は、109ページを参照)。

保健システム

行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

三大感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は現在も年間約360万人に及ぶ。これらの感染症の蔓延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障における深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる(感染症について詳細は、111ページを参照)。

グアテマラ**ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト
技術協力(2011年3月～2015年3月)**

グアテマラは中米諸国の中で保健指標の改善が遅れており、妊産婦・乳幼児の死亡率が周辺国よりも高く、特に先住民が多く居住する西部地域ではその傾向が顕著です。2010年には、出生数10万に対し妊産婦の死亡が120、出生数1,000に対して乳幼児の死亡が15～32(新生児～5歳未満児)に上りました。これらの原因として、出産の多くが正規の医療訓練を受けていない伝統的助産師による分娩^{ぶんべん}介助に頼るものであること、都市部以外で住民が診療を受けられる医療施設が保健省管轄の地域保健センターに限られ、その質が劣悪であることなどが挙げられています。

日本はグアテマラ政府の要請に基づき、2005年からケツアルテナンゴ県内6市を対象に「こどもの健康プロジェクト」を行い母子保健サービスの質の改善を支援してきました。そして、2011年からはケツアルテナンゴ県に加え、トニカパン県、ソロラ県の西部地域3県を対象に「ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト」を実施し、医療施設で妊産婦・乳幼児ケアを実施する医療従事者の能力向上、保健省および地域保健事務所の管理能力強化、地域住民への妊産婦と乳幼児の健康改善のための知識の普及に取り組みました。医療従事者を対象とした妊婦健診や栄養管理、低出生体重児など6つのテーマを含む研修後は、保健センター待合室にビデオ教材(分娩の取扱い、妊婦栄養、新生児の取扱い、乳幼児の栄養)が配布されるなどフォローアップも徹底され、質の高いサービスを提供するための能力強化が図られました。地域住民に対しては、女性たちを集めて母親教室を開き、乳幼児や妊産婦の危険な兆候とその対処法をゲーム形式で学ぶ機会を設けるなど、保守的な風土の中で抵抗の少ないやり方で知識の普及を行うことに成功しました。

これらの努力により、女性たちの妊娠・出産に対する知識が深まり、家族計画の立て方や妊娠中の注意、乳幼児の栄養などに対する関心も高まりました。あわせて必要医療機材の提供と、医療施設での母親とその子どものデータを管理するデータの収集・分析能力の強化への試みなどが功を奏し、母親・医療関係者・助産師の間に社会的な連携が進み、2010年と比較して2013年には各県で妊産婦死亡率が24～34%減少しました。

日本の専門家たちとグアテマラの医療従事者たち、そして母親たちの取組と連携が、母と子のいのちを守るための効果を発揮しています。



機材使用に関する研修(ケツアルテナンゴ県コアテペケ病院)(写真: JICA)

マラウイ

子どもに優しい地域保健プロジェクト

草の根技術協力(草の根パートナー型) (2013年5月～実施中)

マラウイ北部のムジンバ県を中心とする地域では、子どもたちが様々なタイプの栄養障害を起こしており、その背景には食習慣に起因する食物摂取量の不足や栄養バランス不良といった問題があることが分かってきました。この地域の市場には多様な種類の食物が豊富に流通している一方で、適切な離乳食や子どもの栄養バランスについての知識を母親たちが十分に持ち合わせていなかったのです。また、そのような栄養障害が寄生虫症や下痢などを助長する要因の一つにもなっていました。

そこで、福岡県久留米市にある聖マリア病院を母体とするNPO法人ISAPH(International Support and Partnership for Health)が、JICAの草の根パートナー型支援※に参加し、幼児の栄養摂取の向上、栄養摂取の障害となる疾病の予防、その疾病に対するプライマリメディカルケア(初期的治療)の3つを主軸とするムジンバ県住民への健康教育とムジンバ県保健当局の保健要員の能力強化に乗り出しました。ISAPHはこの地域において村人の健康増進を支援する活動をしてきましたが、地域住民等への教育を通じた乳幼児の栄養状態改善をより積極的に進めることとなったのです。

ISAPHは、ムジンバ県の村々を回り、母親たちによる乳児への授乳頻度が低いことや、消化器官が発達していない生後6か月未満の乳児に対して栄養価のバランスがとれた適切な離乳食が与えられていないことなどの問題点を把握しました。その上で地域の母親グループを立ち上げて、バランスのとれた離乳食の作り方を教えるとともにその普及を図り、また、子どもの疾病予防、疾病にかかったときの通院治療の必要性といった知識普及を住民に根付かせてきています。

マラウイの子どもの健康改善のために、家庭はもちろん地域住民、行政が栄養や疾病に対する認識を高め、統合的に問題に対応するアプローチが日本のNGOの支援で始まっているのです。(2015年8月時点)

※ JICAの草の根パートナー型支援についてはP179～180ページを参照



保育器の発送準備をするISAPH山崎氏(写真: ISAPH)



パナマ中部ベラグアス県の保健省県事務所に配属され、県内の山間部の保健センターを定期的に訪問し、周辺住民、特に幼児の栄養状況を調査し、栄養改善に向けて必要な指導を行う前寺末緒青年海外協力隊員(栄養士)(写真: マクシモ・ノバス)

(2) 安全な水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2015年に世界で約6億6,300万人、トイレや下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約24億人に上ります。^(注29)安全な水と基本的な衛生施設が不足しているた

< 日本の取組 >

日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保(衛生施設の整備)、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援(農業用水など)、④水質汚濁を防止(排水規制)・生態系の保全(緑化や森林保全)、⑤水に関連する災害の被害を軽減(予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化)など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施しています。

また、MDGsの達成期限であった2015年に向けた「持続可能な衛生の5年」を含め地球規模での取組を支援してきました。具体的には、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)^{ティカッド}では、向こう5年間に約1,000万人に対して、安全な飲料水や基本

めに引き起こされる下痢は、5歳未満の子どもの死亡原因の11%を占めています。^(注30)

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、目標6に「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことが設定されています。

的な衛生施設へのアクセスを確保するための支援を継続するとともに、1,750人の都市水道技術者の人材育成等の支援をそれぞれ実施することを発表しました。

アジアの多くの国々においても深刻な水質汚濁や水系生態系破壊などの問題が生じており、これらの問題に関する情報・知識不足は、アジア地域における持続可能な発展を妨げる要因の一つとなっています。こうした状況の中、環境省はアジア水環境パートナーシップ(WEPA)^(注31)を開始しました。アジアの13の参加国^(注32)の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、ステークホルダーの能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指しています。



ケニア・ビクトリア湖畔に位置するビタ県にて、雨水タンクの完成を喜ぶ児童と先生たち(写真:風間春樹)



スーダンの浄水場を視察するモロッコ人専門家。同じ北アフリカ、アラビア語圏で共通するモロッコを選び、研修や専門家の招聘を実施してきた(写真:小野寺純/JICA)

注29 (出典) WHO/UNICEF "Progress on Sanitation and Drinking-Water: 2015 Update and MDG Assessment"

注30 (出典) UNICEF "Committing to Child Survival: A Promise Renewed" (Progress Report 2014)

注31 アジア水環境パートナーシップ WEPA: Water Environment Partnership in Asia

注32 日本、カンボジア、タイ、ラオス、マレーシア、中国、インドネシア、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、スリランカ、ネパール

モロッコで希望と意欲を引き出す

～スーダンの水供給分野における人材育成～



スーダンのメディアから取材を受ける上村さん
(写真：上村三郎)

スーダンでは1956年の独立以来、内戦状態が続いてきました。国内に著しい人権侵害状況が見られたため、我が国は1992年以降、緊急・人道支援を除き、同国に対するODAを原則停止。しかし、2005年の南北包括和平合意^{*1}の締結を受け、我が国は援助方針を見直しました。

紛争による多数の国内避難民に加え、生活困窮者も多く、生活基礎インフラの整備がなされていない地域が多いスーダンに対し、人間の安全保障の推進を開発協力の基本方針に掲げる我が国は、当時のODA大綱に照らし、同国の民主化、法の支配および基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払いながら、平和の定着と復旧・復興のための支援を再開しました。この方針は新たな開発協力大綱の下でも同様であり、我が国は同国の状況に十分注意を払いながら、国民の生活基盤整備を支援しています。

平和の定着と復旧・復興のためには、国民の基礎的生活を支えることが不可欠であり、とりわけ安全な水を安定的に供給するインフラ整備は国民の死活的な課題です。国民の安全な水へのアクセス率は1990年代には65%を記録したものの、国内の混乱により57%にまで下がってしまっていました。不純物の混じった不衛生な水すら足りない地域もあるほどでした。

上水設備の新規建設はもちろんのこと、その維持管理をするための人材育成が必要です。過去に他国の援助で作られた井戸や上水設備の中には、適切な維持管理がされてこなかったため、安全な水を届けるという機能を果たせなくなったものが少なくありませんでした。同国から要請を受け、日本は「水供給人材育成計画」を、2008年6月にスタートさせました。専門家の上村三郎さんがプロジェクトリーダーです。

「スーダンには世界最長のナイル川が流れ、地下水の豊富なヌビア砂岩層と呼ばれる帯水層もあります。一方、雨水の溜め池や効率の悪いハンドポンプに頼らざるを得ない地域もあります。安全な水へのアクセスを実現するには、こうした様々な水施設を維持管理する技術が必要であり、水道料金を徴収するシステムなど水行政の向上も必要です。スーダンではそうした水行政を担う人材の育成が不可欠なのです」と上村



水源用ダムの建設現場にて(写真：上村三郎)

さんはいます。

上村さんは、1980年代からアフリカ、中近東、アジアの開発途上国における開発協力の現場で技術指導

を行ってきた給水分野でのプロフェッショナルです。

プロジェクトは2008年に開始され、最初の3年間は各州の水公社の中核を担う管理職とエンジニアクラスに対し、質の高い水行政の実現に必要な知識と技術を、徹底的に指導しました。また、上村さんは、研修などを通じて州を越えたエンジニア同士の交流や情報交換も積極的に行うよう後押しをしました。

力を入れたのは、現場で働く技術者たちの研修です。上村さんは、長年培ってきた給水分野での国際協力の経験を活かし、かつて専門家として2度にわたり赴任したモロッコでの三角協力^{*2}による研修を実施するようにしました。

上村さんが初めてモロッコを訪れたのは1985年。その後、モロッコは国家計画として水行政の改革を図り、当時は14%だった地方の給水率が現在では95%にまで上昇しました。スーダンとモロッコにはいくつかの共通点があります。同じアフリカの国で、国内には砂漠があり、水資源が限られています。上村さんは、同じような状況を抱えながらも、水行政の改革に成功したモロッコを手本とすることで、スーダン人に希望を示そうとしたのです。

「『何をやっても変わらない』と思い込んでいたスーダンの技術者たちは、モロッコでの研修に参加すると明らかに態度が変わりました。自国の水行政がいかに遅れているかを実感するとともに、同じアフリカのモロッコがここまで改善できたのなら、自分たちにもできると希望を感じたようです。困難な状況を改善していくには、イメージできる達成目標を示すことが必要です。」上村さんは、何よりもスーダンが他国からの援助を卒業して、自立した水行政を確立することが重要だと強調します。

「私たちの役割は鍼灸師のようなものでしょう。鍼灸師は、凝り固まった身体に鍼を刺し、血行をよくします。でも、患者本人が自発的に体を動かさなければ健康にはなれません。スーダンの人々が自発的に改善に取り組む行動を起こすことが自立をかなえる唯一の道なのです。」

今回のプロジェクトで研修を受けた各州のエンジニアたちは、自ら積極的に州政府に働きかけ、水行政に必要な予算の獲得に奮闘しています。また、現場の技術者たちに技術を教え、老朽化した井戸用のポンプを改修するなど、研修で得た技術を広めています。安全な水をスーダンの人々に供給する取り組みは、確実に実を結び始めています。

^{*1} 南北包括和平合意は、二十数年に及び、400万人を超える国内避難民が発生したスーダンおよび南スーダンの内戦を終結させた和平合意。

^{*2} 三角協力は、ある分野で開発の進んでいる国が別の途上国の開発を支援する南南協力を、援助国(ドナー)や国際機関が支援すること。

南スーダンの首都ジュバ市では、帰還民の流入等による人口の急増などに伴い、内戦で荒廃・老朽化した都市インフラの整備が緊急の課題となっています。中でも1930年代に建設された上水道施設は、南スーダン独立をめぐる内戦中に維持管理がほとんど行われませんでした。また、浄水場の処理能力が人口増加に対応できていないほか、配水管網も老朽化し漏水が多発しています。多くの住民が頼る給水車も、浅井戸や河川からの水をそのまま運搬・販売するため、劣悪な水質による水因性疾患の発生といった問題が起きています。

2005年に開催されたスーダン支援会合にて、日本は人間の安全保障に不可欠な水・衛生分野への支援等を行う方針を発表しました。それ以来、日本は、南部スーダンの水道事業調査を行い、2012年からジュバ市の浄水施設の拡張および給水施設・送配水管網の新設に取り組んできています。

具体的な整備内容としては、^{ろくすいせい}着水井、^{ろくろ}急速濾過池、沈殿池、浄水池、消毒設備等を備えた浄水施設を増設するとともに、長さ4.8キロメートルの送水管に加え、20.3キロメートルに及ぶ配水本管、32.5キロメートルに及ぶ配水二次管を埋設しています。また、より衛生的な水を供給するため、ジュバ市内に120か所の公共水栓を設けるとともに、給水車による給水拠点を8か所設けることとしています。

以上を通じた水供給システムの改善により、安全で安定的な水供給が実現し、水因性疾患の罹患率^{りかん}軽減に貢献するとともに、児童および女性に対する過重な水汲み労働負担の改善に寄与することが期待されます。また、2013年の第5回アフリカ開発会議^{ティカッド}(TICAD V)において、日本はアフリカ諸国の1,000万人に対する安全な水へのアクセスおよび衛生改善が実現するよう取り組むことを表明しました。ジュバにおける水供給システム改善計画はこの取組の一つです。(2015年8月時点)



ナイル河岸での給水車の取水(写真: JICA)

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また個人個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、普遍的な初等教育の普及は2015年を達成期限としたミレニアム開発目標(MDGs)にも含まれていませんが、未だ世界には学校に通うことのできない子どもが約5,700万人もいます。また、紛争の影響下にある国や地域で学校に通えない児童の割合が1999年は30%であったものが2012年には36%に上昇しているなど、新たな問題も指摘されています。^(注33)

このような状況を改善するために、2015年5月に韓国^{インチョン}(仁川)で開催された「世界教育フォーラム2015」*

では、2015年より先の教育についての提言をまとめた「インチョン宣言」が発表され、国際社会に教育普及のための努力を呼びかけています。

また、MDGsの後継として国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、MDGsの残された課題としての「教育」に対応すべく、持続可能な開発目標(SDGs)の目標4として「すべての人々への^{ほうせつ}包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられています。

国際社会では、これまで「万人のための教育(EFA)」*実現に向けて取組を進めてきましたが、今後はより包括的な目標4の達成を目指し、2015年11月に開催された「教育2030ハイレベル会合」において、「教育2030行動枠組」*が採択されました。

注33 (出典) UN "The Millennium Development Goals Report 2015"

＜日本の取組＞

日本は従前から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。

2015年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。新しい戦略は2015年2月に閣議決定された開発協力大綱の教育分野の課題別政策として策定されたもので、策定に当たり、開発教育専門家や教育支援NGO、関連国際機関等と幅広く意見交換を行いました。新戦略では基本原則として①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。今後、新戦略に基づき教育分野の支援に一層貢献していきます。

2015年3月には、米国と共に女子教育支援推進を謳った「世界における女子教育を推進するための日本と米国の協力」を発表したほか、2015年11月に採択されたEFA行動枠組の後継行動枠組策定に向けた議論にも積極的に貢献しています。

また、初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」*に関しては、2016年より先のGPEの



ボツワナ東部に位置するマハラベ地域のムパチャラ小学校にて、草の根無償資金協力により電化された校舎で学ぶ児童たち
(写真：ジョンストンゆかり/ボツワナ日本大使館)



ミャンマー・ヤンゴン市のヤンキン教育大学付属校にて、プロジェクト作成の新教科書のパイロット授業をうける児童たち。図工で、お互いの書いた絵を見せあっている(写真：山岡智互/JICA)

新戦略計画策定の議論や改革への取組に積極的に参加してきています。そして、GPEの関連基金に対して、2007年度から2014年度までに総額約2,060万ドルを拠出しました。

アフリカに対しては、2013年6月に開催されたティカッド TICAD V^(注34)において、理数科教育の支援拡充や学校運営改善プロジェクトの拡充等を通じて、2013年からの5年間で新たに2,000万人の子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明し、その着実な実施に努めています。

さらに、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関(UNESCO)^(注35)に信託基金を拠出し、識字教育等のためのコミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口が約1,100万人(人口の4割程度)と推定されており、アフガニスタン政府は、国民に対する識字教育を推進しています。日本は、2008年からUNESCOを通じた総額約53億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約100万人のための識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れも含め、これらの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

注34 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注35 国連教育科学文化機関 UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

ほかにも、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」*を通じて、日本の現職教員が青年海外協力隊に参加しやすくなるよう努めています。開発途上国へ派遣され

た現職教員は、現地において教育の普及・発展に取り組み、帰国後は青年海外協力隊の経験を国内の教育現場で活かしています。

用語解説

世界教育フォーラム2015

2015年5月に仁川(韓国)において開催された国際教育会議。国連事務総長や教育大臣等の出席の下、2015年より先の教育についての議論が行われ、最終日にはインチョン宣言が採択された。同会議において日本政府代表団は持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の推進等を唱えた。

万人のための教育(EFA: Education for All)

世界中のすべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA))のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

教育2030行動枠組

(Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開催された「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動枠組の達成期限が2015年までとなっており、その後継となる行動枠組。2015年11月のUNESCO総会とあわせて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、成人識字教育などを指す。

教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE: Global Partnership for Education)

EFAダカール行動枠組やMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み(旧称はファスト・トラック・イニシアティブ(FTI))。

青年海外協力隊現職教員特別参加制度

文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を通常2年3か月のところ、日本の学年暦に合わせて4月から翌年の3月までの2年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

エチオピア

理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト 技術協力(2014年9月~実施中)

産業の工業化を目指し、科学技術の発展に資する理数系人材育成に取り組むエチオピアでは、政府が「教育セクター開発プログラム」を策定・実施しています。しかし、初等教育修了率は2009年時点で55%と依然として低く、とりわけ、理系専攻学生を増やすためにも初等教育修了率の向上は切実な課題です。

こうした課題に取り組むためには、指導教員育成を通じた教育の質の向上が重要です。日本は、エチオピアにおいて初等7~8学年担当の理数科教員を対象とする現職教員研修システムのモデル確立を支援し、教員の指導力向上に一定の成果が上がりました。しかし、子どもたちが受験する試験問題が知識偏重となっているため、依然として丸暗記中心の授業から脱却できず、子どもが学習すべきスキルや技能カリキュラムを消化できない教員が多いという課題がありました。これは、教員の指導力不足だけではなく、教育関係者の間でカリキュラムや学力評価のための試験問題についての認識が異なるため、その内容に一貫性がないということに問題があります。そこで、2014年から日本は、カリキュラムの策定から授業実践をして学力評価をするまでが、一貫した内容となるように、カリキュラム戦略の質の強化支援に乗り出しています。

この支援プロジェクトでは日本人専門家が、初等教育の対象となる7~8年生の理数系科目の試験問題や教材の開発を通じて教育関係者の能力強化を行うことを担当しています。具体的には、日本人専門家が指導するワークショップ(参加型の講習会)に試験問題作問担当者と共に理数科教員に参加してもらい、数学、生物、物理等の個別の科目に関するワーキンググループに分かれ、各々のグループにて、子どもたちが学習到達試験でも成果を上げられるような「良い試験問題」の作問や教材づくりに挑戦してもらっています。ワークショップに参加した教員たちは、熱心に作問に取り組みつつ、学習指導に関する討論にも加わっています。

このような日本の取組により、エチオピアの理数系教員の質の強化が図られれば、子どもたちの初等教育修了率と中等教育就学率の向上に、それら教員たちが貢献することになるとの期待が寄せられています。(2015年8月時点)



真剣に理数科の問題アイテムの作問に取り組む様子(写真:津久井純)

テレビ授業による 質の高い教育の普及

～パプアニューギニアで遠隔教育支援～

南太平洋のパプアニューギニア(PNG)には、3,000メートル級の山々が連なる山間部や1,500島以上の離島があります。都市部から遠く離れたこれらの地域では、教育施設や教員そのものの数が不足し、十分に配備できていません。これらの地域の小学校高学年の教員の中には、1人で英語・算数・理科・社会など全教科を教えなければならない教員もいます。教員自身に苦手な教科があって間違っただけを教える学校や、理科や算数の授業を行わないという学校もあります。

そのため、多くの子どもたちが9年間の義務教育を終える前に登校しなくなるという問題が発生しています。PNGでは正確な統計が整備されていませんが、2007年の調査では義務教育を終える生徒の割合は半分にも届いていないとされ、国家の重要課題の一つとなってきました。

PNG政府は、こうした教育課題の解決のため、日本政府に支援を求めました。そこで、日本は映像による遠隔教育を普及させるため、1999年にPNGにおいて国立教育メディアセンターの建設に着手し、そのメディアセンターの運営と教育番組制作の技術支援のために、2001年にJICA専門家の伊藤明徳^{いとうあきのり}さんを派遣しました。伊藤さんは、PNGに青年海外協力隊員として赴任した経験もある、映像による遠隔教育のプロフェッショナルです。

伊藤さんは、教育課題を改善するために、PNGの教育省に対して、適切な指導ができる教員の授業を収録し、全国にテレビで放送する“模範となる授業”の制作を提案しました。放送後は、テレビ授業の内容を生徒たちが理解できたかを、現地の教員が確認し、テレビ授業の内容を補講するという授業方法がとられます。2002年には、草の根技術協力事業^{※1}として放送機器メーカーのソニーも番組制作の環境整備と指導を行い、試行的に“模範となる授業”が収録・放映され、40校でテレビ授業方式の教育の有効性が確認できました。

テレビ授業に参加した学校の教員たちから、「子どもたちはテレビ授業に夢中だ」、「海を見たことがない山間部に生まれ育った生徒たちが、テレビで海を見ることができた。映像の



算数の授業では、教員はDVDを再生・ストップさせ、説明を加えながら、生徒の学ぶスピードに合わせて授業を進行する(写真：山岡智互)

効果で理科や社会が教えやすくなり、生徒の理解も向上した」などの高い評価が得られました。

PNGの教育省は、テレビ授業



テレビ活用と運営状況を確認するために学校訪問をする伊藤さん(写真：山岡智互)

による効果を高く評価し、より教育効果を高めるために、テレビ授業の質を向上させるための教材開発支援を日本側に対して求めてきました。その結果、JICAのプロジェクトである「テレビ番組による授業改善プロジェクト(通称EQUITV)」が2005年から始まりました。2州78校に放送の受信機器を設置し、伊藤さんたちはその活用および機器のメンテナンスのための研修を行い、教員が正しくテレビ授業を活用する方法を教えました。伊藤さんはその成果をこう説明します。

「放送時間に合わせて時間割を組みますから、何よりも各地の教員がきちんと時間通りに授業を行うようになりました。そして、テレビ授業のおかげで、教師自身も教科内容の理解を深め、多くの教員が自信を持って授業ができるようになりました。」

その結果、多くの生徒が学校に戻り、授業に集中し、その効果によって、EQUITVの対象校の生徒たちの成績は向上し、中学への進学率も向上していきました。PNG政府は、さらにEQUITVを全国に普及するため、教育省の職員と予算を増やしました。

しかし、EQUITVを活用した教育をさらに全国に効果的・効率的に広めるためには、様々な教員や地域のことを考えたきめ細かい計画づくりとその実行管理ができる専門家が必要です。また、対象とする学年・教科を拡大するための番組作りの技術者も必要です。そこで日本側は、2012年からEQUITVプロジェクトフェーズ2をスタートさせました。

このフェーズ2は、全国の半数を超える12州2,220校を対象を拡大してテレビ授業を実施するプロジェクトです。離島や山間部の場合、電気の供給されていない地域がほとんどです。そこで、発電機やソーラー電源を学校に導入するなど、それぞれの州や学校が積極的に取り組みました。プロジェクト対象の12州全体の約50%の学校で必要な機器が導入され、テレビ授業を子どもたちが受けられるようになりました。残りの50%の学校でも導入に向けて準備が進んでいます。また、PNG教育省は、フェーズ2で対象外となってしまった10州の学校でもテレビによる模範授業が受けられる計画づくりを始めています。

長年にわたる日本の映像による遠隔教育支援が、PNG国内全域に広がりつつあります。

※1 草の根技術協力事業は、国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を、JICAが政府開発援助(ODA)の一環として、促進し助長することを目的に実施する事業。

(4) 格差是正 ^{ぜいじゃく} (脆弱な立場に置かれやすい人々への支援)

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に向けた取組が進められる中、大局的に国家レベルで見ると課題がどこにあるのかを特定して的確に対応することが困難であるという問題が顕在化しており、「格差の拡大」はその一つです。また、貧困・紛争・感染症・

テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、女性や子どもなど、個人個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、従来の国家を中心とした枠組みだけではなく、人間を中心としたアプローチが有効であり、不可欠といえます。

< 日本の取組 >

●人間の安全保障

このような背景から、日本が重視している理念が「人間の安全保障」です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという考え方です。

日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

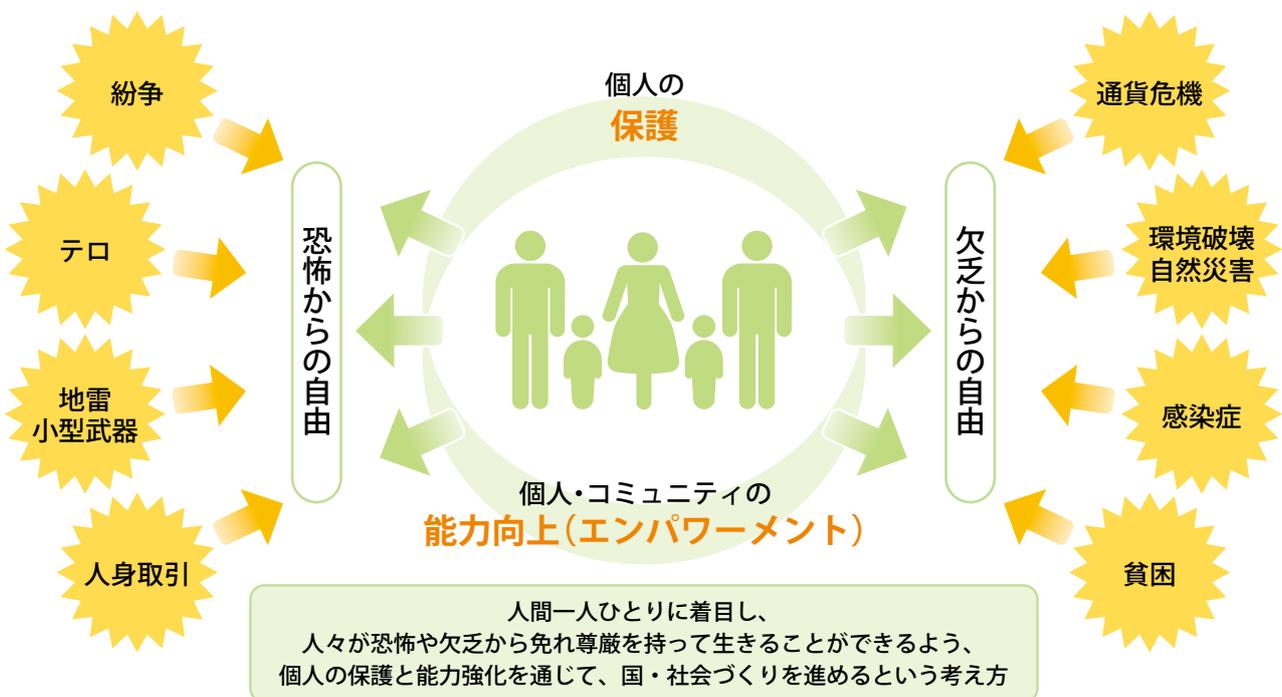
①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会である「人間の安全保障委員会」の設置や、関心を持っている国が増えるよう非公式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」の開催を主導してきました。これらの取組の成果も踏まえて、2012

年9月には、日本が主導して、人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間の安全保障基金」の設立(1999年)を主導しました。これまで日本は累計で約436億円を拠出し、88の国・地域で、国連関係機関が実施する人間の安全保障の推進に資するプロジェクト237件を支援していきました(数字はいずれも2015年12月末時点)。2015年2月に閣議決定された新たな開発協力大綱でも、人間の安全保障は、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。

(「人間の安全保障基金」は、198ページを参照)

「人間の安全保障」の考え方



● 障害者支援

若者や女性など、社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが、社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことも重要です。

日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の



ケニア西部に位置するカメガ郡の職業訓練学校（聖ジョセフ・ワーラー精神障害およびかんしゃく児童のための施設）で裁縫を習う知的障害者の男子（写真：カロリーヌ・ヴィゴ／在ケニア日本大使館）

派遣などの幅広い技術協力も行っているところです。

2014年1月には、日本は国際障害者権利条約を批准しました。同条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています（第32条）。日本は、今後もODA等を通じて、開発途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

南アフリカ

障害主流化促進アドバイザー 技術協力(2012年12月～実施中)

南アフリカ共和国では、経済格差拡大により享受できる基本的な社会サービスに不平等が生じています。特に障害者は教育や就業の機会が限定的であり、国内では最貧困層に位置付けられ、社会の発展から取り残されています。南アフリカ政府は、2007年に批准した国連障害者権利条約に基づき、障害者サービスの拡充などを通じて、社会における障害主流化、すなわち障害者と健常者の平等を図るための手段の普及に向けて取り組んでいます。しかし、現場レベルでは情報や政策実施能力の不足といった多くの課題を抱えています。

そこで日本は、南アフリカ政府の中央・社会開発省(DSD)の要請を受け、障害者福祉関連の知見や技能を有し、同政府が抱える課題の解決に向けた支援を行うための専門家を派遣しました。現在、日本から派遣された専門家は、障害分野を担当するDSD障害課と協働して、障害主流化に向けた能力強化のための研修を南アフリカ全土で開催しているほか、南アフリカの各地方における障害主流化に向けた活動視察とモニタリング評価も行っています。さらには、DSD職員による障害者・障害者団体との協力関係の構築を支援するとともに、南部アフリカ開発共同体(SADC)諸国であるスワジランド、レソト等と情報を共有するネットワークの構築も支援しています。DSD職員と障害者が参加する研修は、南アフリカの地方を含む全9州で開催され、バリアフリーな社会のあり方や、障害者に対する合理的な配慮、障害に係る啓発、主流化実行計画の作成について話し合いがなされ、障害者団体の組織化も進められています。また、現地視察を通じて公共施設のスロープやトイレなどを障害者の目線から改善するための調査が進み、具体的な改善計画が話し合われています。

このように、日本の支援が南アフリカにおける障害主流化と、障害者の社会的地位の向上に活かされてようとしています。(2015年8月時点)



アクセシビリティ改善を目的とした模擬トイレのデザインワークショップ(参加型の講習会)(写真：JICA)

二人三脚で社会参加を促進

～ NPO によるコスタリカでの

障害者の自立生活支援～



モルフォが販売しているコーヒーを飲みながら、運営会議をするルイスさん(中央)と井上さん(右)(写真:井上武史)

「障害に関係なく、すべての人が日常生活を安全で快適に送れるように」。1981年の「国際障害者年」をきっかけに、国際社会は障害者に対する取組を強化してきました。しかし、制度や財政、健常者の人々の障害者に対する理解などの課題があり、多くの国では未だ障害者の社会参加が十分に実現されているとはいえません。

そうした中、中米のコスタリカでは、今、画期的な法律が制定されようとしています。障害者への介助者派遣の制度化を定める「障害者自立推進法」です。障害者が自分らしく生きるために必要な制度を整えることを目的としたこの法案は、可決されれば中南米初となります。実は、この法案制定に向けた動きの中心に、日本の支援者と二人三脚で、同国の障害者の自立的な生活を推進してきたルイス・カンブロンネロさんという人物がいます。

ルイスさんは2003年、20歳のときに事故で頸椎^{けいつい}を損傷し、入浴やトイレにも介助が必要な車椅子生活となりました。コスタリカでは1996年5月に「障害者の機会均等法」が制定されましたが、多くの障害者は自宅で家族の介護に頼った生活をしており、家族の負担と社会からの断絶が問題となっています。ルイスさんも、仕事を続けることはできず、家に引きこもる日々が続きました。

しかし、日本の国際協力機構(JICA)が実施する技術協力「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」(2007年～2012年)の一環として現地で開催された、障害者の社会参加を促進するためのイベントに参加したのをきっかけに、ルイスさんは外の世界への関心を徐々に取り戻し始めました。

そして2009年に、ルイスさんは兵庫県のNPOであるメインストリーム協会が受入団体として行う、障害者による途上国の障害者自立生活運動を支援する日本でのJICA研修「中南米地域障害者自立生活研修」(2007年～2013年)



国会議員に、障害者が自立して暮らせる街づくり・社会づくりを訴え、障害者自立法可決に向けた動きかけを行うモルフォの運営スタッフたち(写真:井上武史)

に、中南米各地の6人の障害者とともに参加しました。6週間の研修の中で、介助を受けながら一人住まいをする障害者のア

パートにホームステイし、介助者と一緒に神戸の街を散策するなどの体験学習を通じ、ルイスさんの考え方が大きく変わりました。

「日本では、障害者が車椅子を使って自由に買い物に行ける街づくりがされている。介助者の助けを借りて、居酒屋に行きカラオケを楽しむ重度障害者もいる。障害者だから不自由なのが当たり前なのではない。神戸市のようなバリアフリーの街づくりをして、適切な介助制度が作られれば、障害者でも自由に生きられるのだ。」

帰国後、JICAの障害者自立イベントなどを通じて、ルイスさんは仲間と語り合い、障害者の自立生活と社会参加についての考えを育み合っていました。そして2011年に、障害者自立生活センター「モルフォ(morpho)」が活動の拠点として設立され、2013年にはルイスさんが代表に就任し、障害者自身による社会活動が大きく動き始めたのです。

2012年4月からは、JICAの草の根技術協力事業^{※1}「コスタリカ自立生活推進プロジェクト」がスタートしました。このプロジェクトは、ルイスさんたちが運営するセンターの、介助者の募集や養成、行政との折衝活動などを、ルイスさんたち障害者が研修を受けた兵庫県のメインストリーム協会のメンバーが側面支援するというものです。

このプロジェクトマネージャーである井上武史^{いのうえたけし}さんは次のように振り返ります。「ルイスさんは活動を通じて変わりました。当初おとなしく、消極的に見えたルイスさんは、責任を負う立場につくことで本領を発揮し、物事から逃げることはない、皆のリーダーとなっていきました。」

また井上さんは、こう述べます。「障害者の社会参加を実現するには、非障害者が障害者を支援するという構図ではなく、障害者自身が自分たちを取り巻く環境を改善するための力をつけ、行政などに働きかけることが重要です。」

ルイスさんたちの様々な活動が実を結び、モルフォの所在するペレスセレドン市を走るバスは100%がバリアフリー化されました。「障害者自立推進法」も成立に向けて機運が高まっています。障害者の、障害者による、障害者のための街づくりが、このコスタリカの地で中南米地域の先駆けとして行われようとしています。

「将来的にはコスタリカのイニシアティブで、他の中南米諸国にも運動を広げたい。多くの障害者に自分の可能性を知ってほしい」。日本の支援をきっかけに、障害者の自立のために立ち上がったルイスさんたちの挑戦は広がっています。

※1 草の根技術協力事業は、179ページを参照

(5) 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標(MDGs)が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率は格段に向上し、女性の政治参加は増加し、より多くの女性が幹部公務員級、大臣級のポストに就いています。^(注36)しかし、政府による高度な意思決定など公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を、女性が男性と同じように持っているとはいえない状況が続いている国や地域もまだまだ多くあります。

一方で、女性は開発の重要な担い手でもあり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い

効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が進学能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症、予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワーメントの促進にもつながります。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等(男女間の不平等な関係を改善していくこと)と女性の地位向上、そしてジェンダー主流化*の推進が不可欠であり、そのためには男女が等しく開発に参加し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

< 日本の取組 >

日本は、これまで開発協力において、開発途上国の女性の地位向上に取り組むことを明確にしています。

1995年に、女性を重要な開発の担い手であると認識し、開発のすべての段階(開発政策、事業の計画、実施、評価)に女性が参加できるよう配慮していく考え方である「開発と女性(WID)^(注37)イニシアティブ」を策定しました。2005年には、WIDイニシアティブを抜本的に見直し、持続的で公平な社会を目指そうとするアプローチ「ジェンダーと開発(GAD)^(注38)イニシアティブ」を策定し、従前より重点分野としていた女性の教育、健康、経済社会活動への参加に加え、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを明記しました。

2015年2月に決定した開発協力大綱においても、「女性の参画の促進」を実施上の原則の一つに掲げ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組むことを明記しました。

日本は、2011年に国連システムの中の4つの部門を統合し設立された、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント(自らの力で問題を解決することのできる



2015年12月、「女性に対する暴力終焉に向けた世界会議」の機会にムランボ=ヌワカUN Women事務局長と会談する山田美樹外務大臣政務官

技術や能力を身に付けること)のための国連機関(UN Women)^(注39)を通じた支援も実施しており、2014年度には約1,850万ドルの拠出を行い、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。

また、紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問題であるという立場から、「紛争下の性的暴力」担当国連事務総長特別代表(SRSG: Special Representative of the Secretary General)事務所との連携を重視しており、2014年度は同事務所に対

注36 (出典) The Millennium Development Goals Report 2015

注37 開発と女性 WID: Women in Development

注38 ジェンダーと開発 GAD: Gender and Development

注39 UN Women ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関: United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women

し、255万ドルの拠出を行いました。

2013年6月のTICAD V^{ティカッド}では、女性と若者のエンパワメントを基本原則の一つに掲げ、女性の権利確立や雇用教育機会の拡大のため、アフリカ諸国、開発パートナー等と共に取り組んでいくことを表明しました。また、2013年9月、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化を打ち出しました。具体的には、「女性の社会進出推進と能力強化」、「国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化」、「平和と安全保障分野における女性の参画・保護」を3つの柱として、2013～2015年の3年間で30億ドルを超えるODAを実施することを表明し、2014年の1年間で約14.76億ドルの支援を実施しています。

2014年9月に、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」“World Assembly for Women 2014” (WAW!

2014)を初めて開催しました。また、2015年8月に2回目となるWAW! 2015を開催し、2014年開催時の約2倍近い国から女性分野で活躍する国内外のリーダー145人が参加しました。WAW! 2015では、2014年に引き続き、参加者からのアイデアや提案をとりまとめたWAW! To Do 2015(国連文書：A/C.3/70 /3)を発出しました。

2015年3月にミシェル・オバマ米大統領夫人が訪日した際には、安倍昭恵総理夫人との間で女兒・女性のエンパワメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、2015年からの3年間で420億円以上のODAを実施することが表明されました。

2015年9月、安倍総理大臣は、国連総会一般討論演説においては、安保理決議第1325号に基づく女性の参画と保護に関する「行動計画」を定めたことを発表し、2014年に続き2015年もWAW! 2015を開催したことに触れ、女性のエンパワメント、活躍促進の分野で日本が世界をリードしていく決意を示しました。

用語解説

ジェンダー主流化

あらゆる分野での社会的性別(ジェンダー)平等を達成するための手段。GADイニシアティブでは、開発におけるジェンダー主流化を「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、影響を明確にしていくプロセス」と定義している。

コートジボワール

西部内戦被害女性の自立を通じた社会統合支援

UN Womenを通じた支援(2014年4月～2015年6月)

西アフリカに位置するコートジボワールの西部地域は、内戦の影響を最も多く受けた地域の一つです。避難民・帰還民の流入によって貧困層と若者の失業が増加し、その中でも特に女性の多くが家長や仕事を失ったことから貧困に陥り、また、治安情勢の悪化により暴力の危険に晒されています。その上、内戦により深まった民族間の不信感は社会全体が安定していく上での障壁となっています。紛争の被害を受けた女性が自立し、社会的な活動に参加することは、この状況を早急に改善するための鍵となります。

日本は、2014年より「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」を通じて、コートジボワール西部地域のトンピク州、ゴマ州および低ササンドラ州の3州で所得創出活動促進、社会融和促進、女性の権利啓発活動を支援しました。具体的には、45団体(965名)

に及び女性と若者のグループを結成し、技術研修・識字教室や簡素な機材を供与し、農業や農産品加工業の支援を行い、所得の増加につなげました。複数の民族が混在する「グループ」で活動することによって、民族間の信頼関係構築にも効果が見られました。また、女性の権利や社会的統合に関しての啓発により、女性のエンパワメントや社会の安定化の定着が期待されます。

日本の支援によりコートジボワールをはじめ、世界各地にジェンダー平等が芽吹きつつあります。



川村裕大使らによるアチャケ(キャッサバを粉状にしたもの)加工作業場の視察(写真: UN Women)

縫製の仕事で収入を創出し、 農村の女性の自立を目指す

～バングラデシュで協同組合活動を支援～



組合員にミシンを教える土岐さん(左) (写真:土岐三輪)

アジアの最貧国の一つであるバングラデシュは2007年11月のサイクロン「シドル」によって、死者が4,234人に及ぶほどの甚大な被害を受けました。認定NPO法人の「国境なき子どもたち」は日本の支援の一環として、2008年から南部沿岸部にあるピロジュープール県の5村で被災民に対する活動を行ってきました。以前から貧困問題を抱えていたこの地域では、災害によってさらに困窮し、学校に通えない子どもや出稼ぎに送られる10代の子どもが増加しました。

子どもたちが置かれた状況を改善する方法の一つは、父親だけでなく母親も収入を得ることです。「国境なき子どもたち」は、2012年12月、日本NGO連携無償資金協力*1を活用して「ピロジュープール県における女性のエンパワーメント事業」を開始しました。天候の影響を受けやすい農業や漁業に従事する男性の収入だけに頼るのでなく、女性たちにも縫製や機織りの技術を教えて収入を得てもらうのです。仕事の受注や縫製の技術を高める協同組合も設立し、収入の向上と安定を図る仕組みづくりを後押しするのが目標です。

この事業のため現地に派遣されたのは土岐三輪さんです。学生時代に環境問題について学んだ土岐さんは、イギリスへの留学、そしてアジアやアフリカへの旅を経て、開発途上国の持続可能な開発に寄与したいと考えました。卒業後、ITコンサルティング会社や環境ベンチャーなどの民間企業で働いていた土岐さんがバングラデシュへ派遣されたのは民間企業でのビジネス経験を買われてのことでした。

当時、協同組合では「国境なき子どもたち」が発注する雑貨類を生産していました。しかし、日本からの発注メールの翻訳、資材の仕入れ、生産の分担、日本への商品発送などの業務を、日本人スタッフに頼らず組合の女性だけで行うのは困難でした。また、商品のデザインや品質に対する感覚も異なることから日本側の要望に応える商品づくりも難しかったのです。

「私たちの使命は3年間という限られた期間に、女性たちが継続的に収入を創出できる仕組みを構築することです。私たちが去った後も活動が続かなければ意味がないと思



小学校にできあがった制服を納品 (写真:土岐三輪)

い、活動方針の変更を検討しました。」

土岐さんはあることに気づきました。女性たちは、村の人々から服などを仕立てる仕事を個人的に受注していたので

す。既にある地元の需要をベースにして地域での注文を増やしたほうが現実的ではないかと考えました。

「私たちは縫製の技術とビジネスのやり方を指導する。それぞれの組合員が村人から仕立て物を受注し、組合のミシンを使って縫製をする。また、個人では受けられない大きな仕事の営業をするときには、組合の仲間と誘い合って行くように促しました。」

組合としての受注で大きな成果となったのが小中学校の制服です。土岐さんはスタッフや女性たちと共に、制服が発注される時期や仕組み、そして誰が発注の権限を持っているかを調べました。また、学校の校長先生も参加するワークショップでは、女性たちが制服を縫製できることをPRしたのです。

「制服の縫製には大きなハードルがありました。男子生徒は襟付きのシャツを着るのですが、女性たちにはそのようなシャツを縫製する技術はありませんでした。まず縫製インストラクターが技術を習得し、女性たちに指導してもらいました。練習で作ったシャツは、女性たちの夫や父親にプレゼントしました。この作戦は功を奏しました。当初は、女性が外に出て働くことに反対していた夫や父親も、自慢げにシャツを着て歩き回り、歩く広告塔になって妻や娘たちの仕事を応援するようになったのです。」

こういった活動が実を結び、2014年は10校から397着だった制服の受注数は、2015年には38校から758着へと倍増しました。結果として、この期間の組合の女性たちの収入は2割も向上したのです。

女性たちの活動は、世帯の現金収入を高めただけでなく、女性たちに自分で判断して使える現金と、自分たちだけでビジネスができたという大きな自信を与えました。

「彼女たちに自信と身に付けたスキルがあれば、これから先どんな環境の変化があっても彼女たち自身の力で乗り切っていけるのではないのでしょうか。」

開発援助は押しつけたやり方でなく、その地域の人々の社会や生活に根ざしたものでなければ定着しない。現場で学び、協同組合の女性たちと共にビジネスの仕組みを作り上げていった土岐さん。プロジェクトは2015年12月に終了しますが、バングラデシュでの活動を続ける「国境なき子どもたち」は今後も女性たちの仕事を見守っていきます。

(2015年10月時点)

*1 日本NGO連携無償資金協力は、日本のNGOが開発途上国・地域で行う経済社会開発事業および緊急人道支援事業に対して外務省が資金協力を行う制度。これを受けたNGOが活動実績を積み重ねることで、国際的活動を広げるといった意味でNGOの能力強化も目的としている。

(6) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は、国民の誇りであるとともに、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、開発途上国には、保護・維持の面で危機にさらされている文化遺産も多く存在します。

このような文化遺産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象とな

る国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、誰にとっても親しみやすい話題であり、老若男女を問わず、参加が容易な分野です。健康の維持・増進を通じて、人々の生活の質を向上させることができ、公正なルールにのっとり競うことを通じ、同じ体験を共有することで相手を尊重する気持ちや、相互理解の精神、規範意識を育むものです。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たします。

< 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、開発途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援や日本のコンテンツ普及につながる支援にも力を入れています。

2014年度には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・



エクアドル中部に位置するチンボラソ県スポーツ連盟に所属し、幼児への水泳指導の実演を行っている青年海外協力隊の糸井紀さん(写真:パティ・シヤ)

フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAを活用したスポーツ支援を積極的に行ったほか、文化遺産保全や日本のコンテンツを活用した支援など幅広い分野で支援を実施しました。スポーツ支援としては、草の根文化無償資金協力を活用して12か国に対してスポーツ

施設・器材を整備するとともに、258名のスポーツ分野のJICAボランティアを派遣しました。また、草の根文化無償資金協力を活用した文化遺産の保全のための支援として、モンゴルの国立博物館収蔵品保存やキューバのハバナ歴史地区における文化振興のための機材整備の実施を決定しました。このほか、4か国において、日本のテレビ番組ソフトの提供整備なども行っています。

日本は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行っている



2015年7月、東ティモールのサッカーU19ナショナルチーム練習を視察する中根一幸外務大臣政務官(前)

ます。特に開発途上国の人材育成には力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップ(参加型の講習会)の開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの事業に対し支援しています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招聘し、研修事業を実施しています。



2015年12月、「ミャンマーラジオテレビ局番組ソフト及び放送編集機材整備計画」として、供与された機材を使用し、日本のテレビ番組に字幕の挿入編集を行っている様子(写真：在ミャンマー日本大使館)

文化無償資金協力

用語解説

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

コロンビア

カジェタノ・カニサレス体操体育館器材整備計画 草の根文化無償資金協力(2015年2月～2015年7月)

コロンビアといえばサッカーの強豪国として知られており、コロンビア代表は2014年のブラジルW杯に出場し、日本代表とも対戦しました。コロンビアでは国民の生活の質を向上させるため、スポーツ全般の強化に取り組んでいます。体操競技についても各地にある体操連盟を中心に普及活動やレベル向上に向けた取組が行われています。日本の体操競技のレベルが高いこともあり、日本人3名の体操コーチが現地で活躍しています。

しかし、コロンビアではスポーツ予算が限られているため、スポーツ活動の場所が十分に整備されていませんでした。たとえば、首都ボゴタ市内のカジェタノ・カニサレス体操体育館では、古いスプリング式床の交換ができなかったため、体操の練習を行う際、身体にかかる衝撃を十分に吸収できず、練習中に捻挫や骨折を起こしてしまう選手も少なくありませんでした。そこで、日本政府は「草の根文化無償資金協力」の実施によって、この体育館のスプリング式床を新調しました。

その結果、この体育館で練習する約500名の選手や体操教室の参加者が、腰にかかる負担が少なく、安全な環境で安心して体操競技の練習を行うことができるようになりました。現在、この体育館で日夜練習に励んでいる若い選手の中から、2020年の東京オリンピック開催時にコロンビア代表となる選手が羽ばたくことが期待されます。



器材引渡し式で披露された体操クラブメンバーの演技
(写真：在コロンビア日本大使館)

2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」による安定的な発展のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会が基盤となります。そうした基盤強化の観点

から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保は、国づくりや開発の前提となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

開発途上国の質の高い成長のためには、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎に立つ必要があります。自助努力による国の発展の基礎を築くには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等が

鍵となります。この観点から、実定法の整備や、法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

< 日本の取組 >

日本は、法制度支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、カンボジア、バングラデシュ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ガーナ、タンザニア、マラウイ、パレスチナ自治区などの国や地域で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人の協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI)^{注40}を通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年国際研修(年2回)と国際高官セミナー(年1回)を実施しています。毎回国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を

図ってきました。春の国際研修では主として犯罪者の処遇を、秋の国際研修では主に犯罪の防止や犯罪対策の問題を、そして、国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも法務省では、開発途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、カンボジア等のアジア諸国から司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘し、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナー等を実施しました。

さらに、開発途上国のニーズに沿った支援を能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度やその解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

注40 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済が発展する中で、公務員の収賄など汚職事件が発生し、これが国家の健全な経済発達を妨げる要素ともなっています。「質の高い成長」のためには、経済社会活動が公正かつ安定的に運

営されることが前提となります。公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

< 日本の取組 >

日本は、腐敗対策について、2014年度に約8万ドルを犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)^(注41)に拠出し、東南アジア諸国法執行機関向けに外国公務員贈賄事案における国際協力に関するハンドブックを作成するなど、腐敗対策の取組強化に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「汚職事件の効果的な予防・摘発と汚職犯罪収益の特定・追跡・保全・没収及び財産回復」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。汚職防止刑事司法支援研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐

敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国の「法の支配」と「グッドガバナンス(良い統治)」の確立に向けた取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2014年はマレーシアのクアラルンプールで、「汚職事件の捜査、訴追及び公判における現状と問題点」をテーマに開催しました。

モンゴル

調停制度強化プロジェクト(フェーズ2) 技術協力(2013年4月～実施中)

モンゴルでは、1990年の市場経済化以降、経済活動の活性化等に伴い、市民間のトラブルが絶えなくなりました。市民や企業の権利を保障する法制度の整備や紛争解決のための手段を多様化するニーズが高まってきました。特に、簡易な事件や話し合いによる解決に適した少額の金銭請求事件や離婚事件などを調停によって解決することに対する必要性がモンゴル国内において高まりました。「質の高い成長」による安定的な発展のためには、公正で安定的に運営される社会が基礎となります。調停制度の導入により、市民が納得する形で早期に合理的な紛争解決を図ることが急がれていました。

日本は2010年から、このようなモンゴルにおける一般民事および家事事件における調停制度導入のための調停人養成、制度構築等を支援してきました。その結果、2012年に、モンゴルは調停法を成立させ、全国の一審裁判所に調停制度を導入する方針を打ち出し、2013年に日本は「調停制度強化プロジェクト」フェーズ2として、調停制度の本格導入と定着のための支援を開始しました。

このプロジェクトでは、日本から調停制度の専門家をモンゴルに派遣して、多くの調停人養成研修をモンゴル全土で実施し、これまでに505名の調停人資格保有者を養成しました。また、調停人資格保有者には訪日研修を通じて日本の制度を学ぶ機会が提供されました。さらに、日本は、調停制度の全国導入に向け、モンゴルの全国37か所の裁判所に調停室を整備し、パソコンや調停実施用テーブルなどの機材提供も行ってきました。このほか、モンゴルの司法機関と協力し、必要な調停制度の設計および実務運用の改善にも取り組みました。その結果、現在モンゴルでは、常勤調停人および書記官が全国の一審裁判所にて勤務し、全国で本格的に調停が実施された2014年2月から12月の間にも調停件数は6,427件に上っています。

モンゴルでは日本の支援で「質の高い成長」に向けた司法制度の整備が進んでいます。



「家事事件の心理」の研修受講者(写真: JICA)

注41 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

(3) 民主化支援

開発途上国における民主主義の基盤強化は、統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進につながり、中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組ん

< 日本の取組 >

2013年12月に開催された日・カンボジア首脳会談において、フン・セン首相から安倍総理大臣に対して、選挙改革への支援が要請されました。これを受け、日本は2014年5月から、支援ニーズの把握および具体的協力内容の検討を目的とした調査団の派遣や、カンボジア与野党関係者の本邦招聘（衆院選を視察する機会を提供）などの取組を実施しました。そして、2015年7月4日に開催された日・カンボジア首脳会談においては、安倍総理大臣から、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じて、引き続きカンボジアの選挙改革を支援する旨が表明され、フン・セン首相からも高い期待が示されました。これを受け、日本は2015年9月から専門家を派遣し、選挙改革のための具体的な活動を開始しています。

ほかに、日本は、2014年に実施されたアフガニスタン大統領選挙等を支援するため、「大統領選挙及び県議会選挙支援計画」（国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）との連携）とし

● メディア支援

世界では、紛争の影響下にある国で、メディアが政治に利用されるケースも多くあります。政治家に利用されない、公正・中立・正確なメディアの育成が紛争予防の大きな課題ともなっています。

たとえば、2011年にスーダンから独立した南スーダンでは、国際社会の支援を得ながら国家建設を進めています。民主的な国家建設のプロセスにおいて、最新の治安情勢や、戦闘の拡大や再発を予防・抑制するためのメッセージを発信するメディアの役割が非常に重要です。南スーダン国営テレビ・ラジオ局は、国営の放送局として政府が発信する情報を中心に報道を行っているというイメージが強いのですが、より公正、正確な情報を人々に届けることを目的とした準備が進められています。政府の情報源に頼らないで、独自の視

ている開発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

て16億3,900万円の無償資金協力を通じ、必要な選挙関連用品の調達・供与と、これら選挙関連用品のアフガニスタン全土の各投票所への輸送を支援しました。2014年12月、ザンビアにおける大統領補欠選挙の円滑な実施を支援することを目的として、UNDPを通じて、約64万ドル（約7,640万円）の緊急無償資金協力を実施すること決定しました。2015年11月のミャンマーの連邦議会総選挙の平和・平穏な実施に向けて、選挙の実施に必要とされる物品を供与するために、1億1,100万円の無償資金協力「2015年ミャンマー総選挙支援計画（UNDP連携）」を実施しました。選挙の実施に当たっては、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表を団長とする選挙監視団を派遣しました。

このような支援を通じて、選挙が公正かつ透明性を持って円滑に実施され、その国の平和や民主主義の定着に寄与するとともに、国際社会の平和と安定につながることを期待されます。

点に基づく報道が大切です。このような中、2012年から日本は、「南スーダンテレビ・ラジオ組織能力強化プロジェクト」によって、南スーダンの国営テレビ・ラジオ局の取組を支援しています。2014年2月～3月には、隣国ケニアを訪問し、ケニア公共放送や日本の事例を交えながら、経営体制・資金調達・公共放送の役割や、選挙報道について研修が行われました。特にケニア自身の経験に基づいた、政府のプロパガンダから、より中立で公正な情報の発信を推進することで、人々の信頼を得てきた経緯などに参加者は熱心に聞き入りました。こうした日本によるメディア支援の取組を通じて健全なメディアの役割が強化されることにより、南スーダンのさらなる安定と発展が図られることが期待されます。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開

発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われているほか、国連総会の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されています。

< 日本の取組 >

日本は、紛争下における難民の支援や食料支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^(注42)への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ(経済社会基盤)の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築に

おける女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた二国間支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

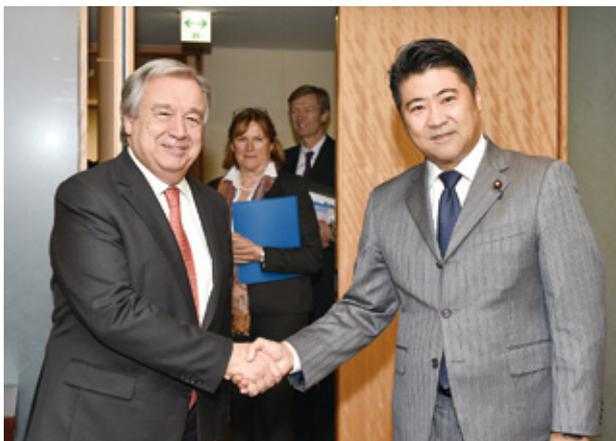
2015年2月に閣議決定された開発協力大綱において、国際連合平和維持活動(PKO)等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが掲げられました。国連PKO等の現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護や基礎的インフラの整備など、開発に役立つ取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが、引き続き重要です。



注42 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

● 紛争関連の緊急人道支援

日本は、最も脆弱な立場にある紛争犠牲者の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるよう自立を支援するため、人道支援の基本原則(①人道原則、②公平原則、③中立原則、④独立原則)にのっとり、二国間の協力に加えて、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)^(注43)や赤十字国際委員会 (ICRC)^(注44)などの国際機関等を通じて緊急人道支援を行っています。20年以上の内戦の末、2011年に独立を果たした南スーダン共和国において、2013年末に武力衝突が発生し、これにより生じた国内避難民お



2015年11月、アントニオ・グテーレス国連難民高等弁務官による表敬を受ける木原誠二外務副大臣

● 難民・国内避難民支援

シリア等の情勢を受け、2014年末には世界の難民・国内避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増す中、日本は、人間の安全保障の確保の観点から、最も脆弱な立場にある難民・国内避難民に対する支援を行っています。

具体的には、UNHCRをはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的生活物資等の支援を世界各地の難民・国内避難民に対し、継続的に実施しています。国連世界食糧計画 (WFP)^(注45)、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)^(注46)、赤十字国際委員会 (ICRC) などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用しつつ、難民等への人道対策を実施しています。

また、難民・国内避難民をめぐる日本の取組として、安倍総理大臣は、2015年9月のニューヨークでの国

連総会における一般討論演説の中で、日本は同年、約8.1億ドルのシリア・イラクの難民・国内避難民、および難民を受け入れている周辺国向けの支援を実施する旨を表明しました。同じく、国連総会の機会に、「難民への人道支援に関するG7関連会合」と「新たな開発アジェンダの下での移民及び難民に関する協力の強化」会合に出席した岸田外務大臣は、難民・国内避難民支援策の強化、人道支援と開発支援の連携の一層強化を呼びかけるとともに、2016年5月にトルコで開催予定の世界人道サミットに向けて協力していくことを表明しました。

ようび周辺国に流出した難民に対して、2014年5月に1,200万ドル(約11億6,400万円)の緊急無償資金協力による支援を実施しました。

また、日本は、国際機関を通じた緊急人道支援を行う際、日本の開発援助実施機関であるJICAや民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえばUNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援から復興支援への移行期における継ぎ目のない支援を実施しています。

ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム (JPF)」(177～178ページ「ウ. NGOが行う事業への資金協力」を参照)には、2015年7月時点で47のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。

2014年度には、イラク・シリア難民・国内避難民支援、南スーダン緊急支援、アフガニスタン・パキスタン人道支援、ミャンマー少数民族帰還支援、ガザ人道支援2014など、11プログラムで81件の事業を実施しました。

連総会における一般討論演説の中で、日本は同年、約8.1億ドルのシリア・イラクの難民・国内避難民、および難民を受



イラクにおいてシリア難民のために日本が提供したテント

受け入れている周辺国向けの支援を実施する旨を表明しました。同じく、国連総会の機会に、「難民への人道支援に関するG7関連会合」と「新たな開発アジェンダの下での移民及び難民に関する協力の強化」会合に出席した岸田外務大臣は、難民・国内避難民支援策の強化、人道支援と開発支援の連携の一層強化を呼びかけるとともに、2016年5月にトルコで開催予定の世界人道サミットに向けて協力していくことを表明しました。

こうした支援の一環として日本は、シリア・イラク

注43 国連難民高等弁務官事務所 UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

注44 赤十字国際委員会 ICRC: International Committee of the Red Cross

注45 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注46 国連パレスチナ難民救済事業機関 UNRWA: United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

の難民・国内避難民に対する保健、衛生、教育、食料分野などにおける支援や、シリア難民を受け入れている周辺国に対する支援を行っています。たとえば、シリア難民の受け入れに伴い、財政負担が増加したヨルダンに対して、医療機材等を調達するための資金を供与

しました。また、シリア難民を受け入れているトルコの地方自治体に対し、インフラサービスの改善を通じた自治体住民の生活環境の改善を目的として、長期資金を供給することを決定しました。

レバノン

パレスチナ難民キャンプでのシリア難民の教育・保健支援

日本NGO連携無償資金協力(ジャパン・プラットフォーム(JPF)事業)(2014年2月～2015年2月)

レバノンではシリアからの難民が2015年3月末時点で約120万人に達し、それまでのパレスチナ難民を含めると総人口の約29%が難民となり、国内人口に対する難民の割合が周辺国の中で最も高くなっています。日本のNPO法人「パレスチナ子どものキャンペーン」は、30年にわたり、レバノン国内で難民支援活動を行っており、2013年からはレバノンでのシリア難民支援も行っています。2014年には、6か所のパレスチナ難民キャンプに流入しているシリア難民、特に弱い立場にある子どもと女性を対象とした教育・保健支援を行いました。

2014年を通して、シリアから避難してきた1,101人の子どもたちを幼稚園と補習クラスに受け入れ、また心理サポートを目的にした遠足やスポーツ大会などのイベントには、2,461人の子どもたちが参加しました。その中には初めて集団教育を受けた子どもがたくさんいます。

パレスチナ子どものキャンペーンによる保健支援では、7,238人の子どもたちが歯科医師による集団検診と治療を受けることができました。また、紛争の影響によりトラウマなどに苦しむ子どもたち433人が、精神科医師と臨床心理士によるカウンセリングを継続的に受診し、多くの子どもたちの症状が緩和されました。さらに、母子家庭の母親などを対象に心のサポートを目的としたワークショップ(参加型の講習会)を開催し、240人の女性たちが受講しました。シリア危機がますます深刻化している中、2015年以降も、日本のNGOは日本政府との連携の下、教育・保健・食料・生活物資配布など、弱い立場にある難民への支援活動を拡大、継続しています。



過酷な体験をしたシリア難民の子どもたちがパレスチナ難民キャンプ内の幼稚園でワークショップを楽しむ様子(写真:パレスチナ子どものキャンペーン)

ヨルダン

シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト 技術協力(2013年12月～実施中)

北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画 無償資金協力(2014年3月～実施中)

ヨルダンは国土が乾燥地・半乾燥地に位置し水資源が世界で最も少ない国の一つです。2011年のシリア危機発生以降、シリアからヨルダンへの約63万人に上る難民の流入などにより水需要量は増加を続け水問題がさらに深刻化し、特にシリア難民が多数居住する北部のイルビッド、アジュラン、ジェラシュ、マフラクの4県では、給水事情の悪化に加え、下水や廃棄物の発生量が増加し、不法投棄も増えていることから、衛生環境の悪化や下水管の閉塞などの問題も発生しています。

そこで日本は、シリア難民の流入による上下水道サービスの影響を評価し、ホストコミュニティ(難民を受け入れている地域)における上下水道サービスの現状について包括的に調査し、持続的な解決策について提言する事業を行っています。具体的には上下水道施設改善計画、難民支援等に関する調査団を派遣してヨルダンの政府機関、水道公社の協力を得つつ調査を行いました。現状では、難民の流入によりただでさえ少ない水供給が減少し、給水車による2週間に1回の給水を待たざるを得ず、その対価も払えない人々が増えていることや、水不足のためトイレの水も流せず不衛生な状態を甘受せざるを得ない現状が分かってきました。

これら調査を踏まえ、2014年3月には、ヨルダン北部地域におけるシリア難民のホストコミュニティにおける水セクター緊急改善計画に関する日・ヨルダン政府間の無償資金協力贈与契約が締結されました。現在、難民の増加により需給がひっ迫するホストコミュニティに対し、新規に開発された水源の水を届けるための送水管の新設、既設配水管網の改修などを行い、水セクターの改善が優先的に行われるとともに、上下水道サービス維持のための中期計画が策定されています。さらに漏水探知・修繕や下水管清掃などの対策を行い、コミュニティのニーズに応える取組も始まっています。

水問題と難民問題、人類の持続的成長にもかかわる二つの困難な問題への取組が、ヨルダンにおいて日本の支援により開始されています。(2015年8月時点)



ヤムルーフ水道公社(YWC)職員による配水管の漏水調査

● 社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、国内避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

2013年4月のG8外相会合では、紛争下において女性の人権が侵害されている状況を打開し、性的暴力を防止するための国際的な取組を強化するため「紛争下の性的暴力防止に関する宣言」が採択されました。2014年6月にロンドンで開催された「紛争下における性的暴力の終焉^{しゅうえん}にむけたグローバル・サミット」に岸

信夫外務副大臣(当時)が出席し、女性のエンパワーメントや政治的、社会的、経済的参画が重要であることを訴えました。

日本は、2014年には、政治的、社会的、経済的に極めて制限された中での生活を余儀なくされているアフガニスタンの女性に対する暴力撤廃を促進するため国際連合人口基金(UNFPA)^{注47}と連携して警察および司法関係者の能力向上を支援したほか、日本のNGOと連携したシリア難民妊産婦支援などを実施しています。

● 社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興については、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健

医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

● 治安・統治機能の回復

治安と統治機能は、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至る切れ目のない支援を行う上でたいへん重要です。こうした観点から、日本は紛争当事国に平和が定着し、再び紛争状態に戻ることがないように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^{注48}への取組を支援する必要があります。また、国内の安定・治安の確保を図るとともに、行政体制の復旧、選挙

制度改革等を通じた統治機能の回復に対する取組への支援や行政・司法・警察の機能を強化する取組を進めています。

選挙制度改革の一環として、日本はカンボジアに対し、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じた支援を表明しており、2015年9月からは専門家を派遣するなど、具体的な活動を開始しています。



コートジボワールのアビジャン警察大学校で、治安維持能力の強化を通じて平和で安定した社会の構築を目指し、2014年2月から開始された現職警察官の再教育の様子(写真:大塚雅貴/JICA)

注47 国連人口基金 UNFPA: United Nations Population Fund

注48 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

●地雷・不発弾除去および小型武器回収

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法的な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、両条約の普遍化(なるべく多くの国が条約を締結するように働きかけること)を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、(特活)^{注49}日本地雷処理を支援する会(JMAS)は、2014年から日本NGO連携無償資金協力を通じて、カンボジアにおける国立の地雷処理センター(CMAC)^{注50}に地雷処理の教育課程を新設し、地雷処理教育の基盤づくりを行っています。さらに、この課程で教育を受けた職員は、カンボジアの国内および周辺国において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。

また、アフガニスタンにおいては、(特活)難民を助ける会が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。2009年度から、日本NGO連携無償資金協力およびジャパン・プラットフォーム(JPF)^{注51}事業を通じて、アフガニスタン各地において、移動映画教室等を通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓蒙^{けいもう}が進んできています。

ほかにも、地雷回避教育支援としては、国連児童基金(UNICEF)^{ユニセフ}経由で2014年3月から2015年2月までシリア、イエメン、チャド、マリ、南スーダンにおいて支援を実施しました。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、

2011年に不発弾対策に特化したプロジェクトが形成され、①不発弾専門家の派遣、②機材供与、③南南協力の3つの柱から成る協力が行われています。このうち、南南協力については、日本が1990年以来カンボジアに対して行ってきた地雷処理支援の経験を広める観点から、カンボジアとラオスとの間で、不発弾処理支援に関するワークショップ(参加型の講習会)が数回行われ、3年間にわたり技術・訓練・国家基準策定・犠牲者支援等に関する両国の知識・経験を互いに共有するための協力が行われました。

2015年3月には、アフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、パレスチナ自治区(ガザ地区)に対して、国連PKO局地雷対策サービス部(UNMAS)^{アンマス}^{注52}を通じた地雷・不発弾対策支援(除去・危険回避教育等)を行っています。特に、南スーダンにおいては、PKO活動実施中の自衛隊と連携した支援を実施しています。加えて、日・UNDPパートナーシップ基金を通じ、これまでにガーナ・コフィ・アナン国際平和維持訓練センターによる西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)^{注53}地域における小型武器削減プロジェクトや、ベナン地雷・不発弾処理訓練センター(CPADD)^{注54}によるアフリカ地域の地雷除去員の訓練の支援も実施しています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を



国内の地雷・不発弾の処理を行う、カンボジア地雷対策センター(CMAC)の中央整備工場。網羅政樹シニア海外ボランティア(重機整備保守)は、重機整備・保守の指導を行っている(写真:久野真一/JICA)

注49 特定非営利活動法人

注50 カンボジア地雷処理センター CMAC: Cambodian Mine Action Centre

注51 ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織(NPO法人)。2000年8月設立。

注52 国連PKO局地雷対策サービス部 UNMAS: United Nations Mine Action Service (PKO: Peacekeeping Operations)

注53 西アフリカ諸国経済共同体 ECOWAS: Economic Community of West African States

注54 ベナン地雷・不発弾処理訓練センター CPADD: Centre de Perfectionnement aux Actions post-confliktuelles de Déminage et de Dépollution (フランス語)

行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上させ

る支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から2014年度にかけて、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援を柱とし、これまでに302名の日本人および外国人が研修コースに参加しました。その修了生の多くが、南スーダン、コンゴ民主共和国やアフガニスタンなどの平和構築の現場で活躍しています。2015年度以降は、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、事業内容を拡大して実施しています。

2015年には、「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」を開催しました。アジア諸国の平和構築、国民和解および民主化にこれまで携わってきた国内外の政府関係者等を招待し、アジアの経験から得られる教訓につき意見を交わし、国際社会に対し発信しました。



平和構築人材育成事業の研修で討論する参加者たち

ア. ミンダナオ和平

フィリピン南部のミンダナオ地域では、フィリピン政府とイスラム反政府勢力との間で40年間に及ぶ紛争が続いていましたが、この歴史に終止符を打つべく、2001年から政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)^(注55)との間で和平交渉が行われてきました。そして、2014年3月27日、両者の間で包括和平合意文書が署名され、ミンダナオ紛争の根本的な解決に向けて、大きな一歩を踏み出しました。

この合意では、2016年に新自治政府(バンサモロ^(注56))が発足するまでの移行プロセスとして、バンサモロ基本法の制定、住民投票、暫定統治機関の設置などが

予定されています。これと同時に、MILF正規軍の武装解除と兵士たちの社会復帰、現地に数多く存在する私兵グループ等の解体、新たな警察組織の創設による治安の回復、紛争のため立ち遅れている経済社会開発の促進など、様々な「正常化」プロセスを円滑に実施することも課題となっています。

和平合意が着実に実施され、2016年に向けてこれらのハードルをクリアしていけるかどうか、ミンダナオ地域における真の和平達成の重要な鍵となります。そのためには、フィリピン政府とMILFのたゆまぬ努力に加え、日本を含む国際社会の支援が求められています。

注55 モロ・イスラム解放戦線 MILF: Moro Islamic Liberation Front

注56 「バンサモロ」とは、イスラム反政府派が自分たちを指す呼び方。

＜日本の取組＞

日本は、ミンダナオ和平が地域の平和と安定に寄与するとの考えから、長年にわたり和平プロセス支援を継続しています。たとえば、国際監視団(IMT)^{注57}の経済社会開発部門へJICAから開発専門家を派遣し、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための支援に結びつけました。また、元紛争地域に対して人間の安全保障・草の根無償資金協力など開発協力プロジェクトを集中的に実施しています。これらは「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」(J-BIRD)^{注58}と呼ばれる支援で、現地住民やフィリピン政府から高く評価されています。また、和平交渉にオブザーバーとして参加して助言を行う国際コンタクト・グループにも参加し、ミンダナオ和平プロセスの進展に貢献しています。2011年8月には、日本の仲介により、アキノ大統領とムラドMILF議長との初のトップ会談が成田で実現し、ミンダナオ和平問題の解決に向けて信頼関係が築かれるきっかけになりました。

2014年3月の包括和平合意文書への署名後、同年6月にはJICAが「ミンダナオ和平構築セミナー」を広島市で開催し、アキノ大統領出席の下、MILFのムラド議長、デレス和平プロセス大統領顧問室(OPAPP)^{注59}長官をはじめとする関係者が一堂に会し、和平プロセス推進に向けた決意を表明しました。このアキノ大統領訪日の際には、バンサモロ地域の経済的自立の確保により一層焦点を当てる「J-BIRD2」への移行を表



フィリピン・ミンダナオ、平和教育を実践する「平和の学校(School of Peace)」校舎前で。学校できれいな水が使えるようになった(写真:アイキャン)

明しました。日本は、引き続き、学校・診療所・井戸などの建設、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発(農業、鉱工業、インフラ整備などを見据えた協力)などの分野を柱として、真の和平達成のため、支援を継続・強化していく考えです。

ほかにも、日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる平和構築活動事業を支援しています。たとえば、(特活)アイキャンは、フィリピンのミンダナオ島において2011年度から3年間、初等・中等教育における平和研修や学校建設を行い、また2014年度からは紛争当事者間の調停能力研修などを実施し、現地草の根レベルによる和平定着を図る事業に取り組んでいます。



2014年6月広島市で開催されたバンサモロ新自治政府設立に向けた方針や課題について話し合う「ミンダナオ和平構築セミナー」。左からカマルザマン・アスカンダル・マレーシア科学大学教授、アル・ハジ・ムラド・イブラヒムMILF議長、湯崎英彦広島県知事、デル・ロサリオ・フィリピン外務大臣、ベニグノ・アキノ3世フィリピン大統領、田中明彦JICA理事長(前)、テレシタ・フイントス・デレスOPAPP長官、ミリアム・コロネル・フェラー・フィリピン政府和平交渉団長、モハゲール・イクバルMILF和平交渉団長(写真:JICA)

注57 国際監視団 IMT: International Monitoring Team

注58 J-BIRD: Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development

注59 OPAPP: Office of the Presidential Adviser on the Peace Process

イ. アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の平和と安全にとっても問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。2014年には同国史上初となる民主的な政権交代が実現し、ガーニ政権が発足しました。また、同年末に

は国際治安支援部隊 (ISAF)^(注60) からアフガニスタン治安部隊に治安権限が移譲され、アフガニスタンの安定の確保がますます重要となっています。2015年7月にはパキスタン政府の仲介によりアフガニスタン政府とタリバーンの対話が行われるなど、アフガニスタンの安定にとって、パキスタンの協力も一層重要となっています。

< 日本の取組 >

● アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約59億ドルに上ります(2015年10月末時点)。

2012年7月8日、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク (TMAF)^(注61)」を構築しました。日本は、アフガニスタンに対し、「2012年よりおおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明し、2012年以降、2015年10月末までに約25億ドルの支援を実施してきました。

2014年4月には、アフガニスタン大統領選挙および県議会選挙が実施され、2009年の大統領選挙を大きく上回る数の国民が投票に参加し、2014年9月に

は、アフガニスタン史上初となる民主的な政権交代が実現しました。日本は、このときの選挙に対する支援として、国際社会と連携し、大統領選挙および県議会選挙を実施するために必要な選挙関連用品の調達・供与と、これら選挙関連用品のアフガニスタン全土の各投票所への輸送を支援するため、16億3,900万円の無償資金協力を実施しました。

2014年12月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン会合」では、TMAFに基づく国際社会とアフガニスタン政府双方のコミットメントが再確認されるとともに、同枠組みのさらなるフォローアップの必要性が確認されました。

また、2015年9月にカブールで開催された「東京会合フォローアップのための高級実務者会合 (SOM)^(注62)」において、アフガニスタンの現政権が掲げる優先事項に即した「相互責任を通じた自立のための枠組み (SMAF)^(注63)」がTMAFの後継として新たに策定され、「相互責任」の理念に基づきアフガニスタンが直面する問題に同国と国際社会が取り組んでいくことを確認しました。

● パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本は同国に対して積極的な支援を行っています。2009年4月、日本はパキスタン支援国会合を主催し、同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明し、これを着実に実施してきています。^(注64) 2014年には、同国が進める電力セクター改革を支援するため、50億円の円借款を供与しました。

また、日本はパキスタンにおける治安改善に貢献す

るため、アフガニスタンとの国境地域で教育、保健、職業訓練等について協力をを行い、民生安定化を支援してきています。2013年には、パキスタンの主要国際空港の保安能力強化のため、手荷物検査装置の整備等、約20億円の支援を行うなど、同国のテロ対策への支援を実施しました。また、2015年にはテロ掃討軍事作戦に伴い発生した国内避難民に対し、国連機関を通じた約13億円の支援を実施しました。

注60 国際治安支援部隊 ISAF: International Security Assistance Force

注61 相互責任に関する東京フレームワーク TMAF: Tokyo Mutual Accountability Framework

注62 東京会合フォローアップのための高級実務者会合 SOM: Senior Officials Meeting

注63 相互責任を通じた自立のための枠組み SMAF: Self-Reliance through Mutual Accountability Framework

注64 2010年度大洪水に対する支援も含む。

ウ. 中東和平(パレスチナ)

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエルの紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持しています。これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナの社会経済の開発を通じて、国づくりに向けた準備を行っていくことが不可欠と考えます。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領

< 日本の取組 >

日本は、開発協力の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、米国、EU(欧州連合)などに次ぐ主要ドナーとして、パレスチナに対して総額約14.7億ドルの支援を実施しています。具体的には、日本は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その悲惨な生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民生の安定・向上、行財政能力の強化、持続的経済成長への促進のためにパレスチナ自治政府を積極的に支援し、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。



ジェリコ市郊外の農産加工団地

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力

に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。また、イスラエルの占領政策や停滞する経済により広がる地域格差や高い失業率も、地域の情勢を不安定にする要素となっています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと交渉できるような環境を整備するためには、こうした人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題となっています。



ヨルダン北部に位置するアジュルン県にあるパレスチナ難民キャンプにて、起業家支援研修で古着を利用したバッグ作りを習う女性たち(写真:新岡真紀/JICA)

により、ヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ市郊外の農産加工団地建設に取り組んでいるところです。この農産加工団地は、将来的には約7,000人の雇用を創出することが見込まれています。

さらに、2013年、日本は新たな取組として、人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)^(注65)」を開始し、2014年3月には、インドネシアで第2回閣僚会合が開催されました。このほかにも、これまでに人材育成のための三角協力(153ページを参照)や貿易・投資拡大に向けた会合等が実施されています。

2014年6月にガザ地区において発生したイスラエ

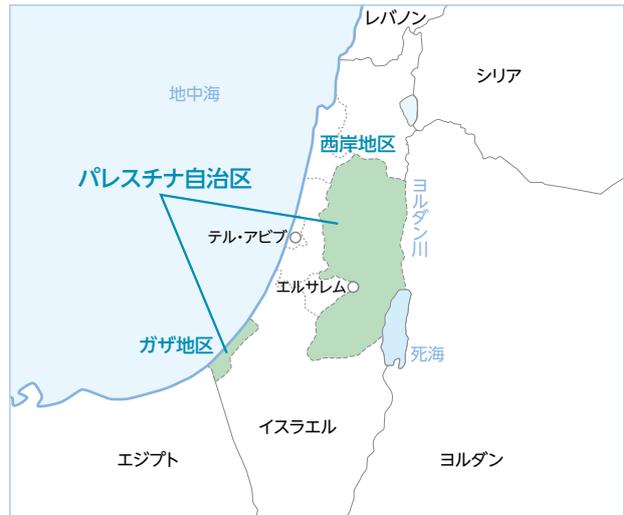
注65 パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development

ル・パレスチナ武装勢力間の衝突に際し、日本は、緊急のニーズへの対応として、国際機関や日本のNGO経由で食料、水、衛生分野で約780万ドルの支援を実施しました。

2015年1月には、安倍総理大臣がパレスチナ自治区を訪問し、アッバース大統領と会談し、ガザ復興、経済社会開発、財政、医療・保健分野等での支援を目的に、総額約1億ドルの新規支援を行い、これにより2014年3月のCEAPAD第2回閣僚会合の際に表明された2億ドルの支援プレッジ(公約)が実現することを伝え、アッバース大統領から、これらの支援についての謝意表明がありました。

2015年9月の国連総会の機会に「拡大カルテット会合」が開催され、国連安保理常任理事5か国、主要アラブ諸国、欧州諸国と共に日本も参加しました。この場で、岸田外務大臣が約1,200万ドルの支援を新たに行うことを表明しましたが、これはパレスチナの経済社会的な開発を支えるものとなることが期待されます。

パレスチナ自治区の地図



パレスチナ自治区

ガザ地区

- 面積：365平方キロメートル
(東京23区の約6割)
- 人口：170万人

西岸地区

- 面積：5,655平方キロメートル
(三重県とほぼ同じ)
- 人口：280万人

パレスチナ自治区

イスラム開発銀行・パレスチナ計画庁と信託基金を設立 技術協力(2014年3月～実施中)

2014年3月、日本はインドネシアのジャカルタで開催された「パレスチナ開発のための東アジア促進会合(CEAPAD※1)」にて、イスラム開発銀行(IDB※2)とパレスチナ自治政府計画庁(MoPAD※3)との間で、信託基金「CEAFAM(CEAPAD Facilitation Mechanism)」の設立のための合意文書を締結しました。開発協力において、日本とアラブの開発金融機関が信託基金を設立するのは初めてです。

このCEAFAM設立により、イスラム開発銀行が資金提供およびイスラム諸国とのネットワークを活かした協力を、パレスチナ計画庁は開発ニーズの検討や調整を行っています。また、東アジア諸国はパレスチナが持つ開発ニーズに資する研修やセミナーを企画すると同時に、資金面や開発プロジェクト運営に関する技術支援をCEAFAMから受けています。そして、JICAは開発支援のノウハウ提供といった技術協力を行い、また、東アジア諸国が優位性を持つ分野とパレスチナの開発課題とのマッチングを行っています。また、特にパレスチナにおける農業開発、観光業開発、情報通信技術開発、および電灯の製造・開発が現在具体的な支援分野になっています。

パレスチナ支援は中東和平の実現や当該地域の安定のためにも重要です。CEAFAMの設立を通じて、日本がこれまで培ってきた技術協力の経験と人的ネットワークに、イスラム開発銀行を通じてペルシャ湾岸諸国の資金力やネットワークが融合し、パレスチナからの信頼を深めつつ、より質の高い広範囲でのパレスチナへの開発支援が開始されています。

(2015年8月時点)

- ※1 CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development
- ※2 IDB: Islamic Development Bank
- ※3 MoPAD: Ministry of Planning and Administration Development



署名式の様子(写真: JICA)

エ. サヘル地域

「サヘル^(注66)諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの8か国を指します。

サヘル地域は、干ばつ等の自然災害に加え、貧困、国家機能の脆弱^{ぜいじやく}さなどにより、政情不安の問題、テロや武器・不法薬物等の不法取引、誘拐等組織犯罪の脅威が深刻になっています。さらに、砂漠を含む広大な領

< 日本の取組 >

日本は、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件^(注67)を受けて、1月29日に岸田外務大臣が外交の3本柱^(注68)を発表しました。また、2013年6月に開催されたTICAD V^{ティカッド}において、1,000億円の開発・人道支援をはじめとする平和の定着支援の継続を表明しました。さらに、昨今頻発するテロ事案に際し、2015年2月には、邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交として、新たな3本柱^(注69)を打ち出し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

2014年にはマリ難民支援として約1,000万ドルの拠出を表明し、マリから周辺国に流出した難民向けに食料や居住用テントの提供や、西アフリカ諸国の軍・警察能力向上のため、国連平和維持活動(PKO)訓練センターへの支援などを実施しました。また、マリ・サヘル地域の和解・政治プロセス促進に取り組む「マリ及びサヘル地域のためのAUミッション」の活動を支援しています。

また、サヘル地域の平和と安定に貢献する支援として、①サヘルにおける人道調整およびサービスの強化計画、②ニジェール共和国・移民および国境管理によるサヘル地域の安全保障強化計画、③モーリタニア・イスラム共和国・テロおよび国境を越える犯罪対策能力強化計画等を実施しています。

これらの支援を通じて、小型武器の流入増大・拡散

土を持つリビアや周辺諸国は、テロリスト等の出入りを防ぐために十分な国境管理を行うことが難しく、テロリストの出入りを助長し、武器密輸の温床となっています。こうした中、この地域全体が無法地帯とならないようにするための治安能力・ガバナンスの強化や、難民等の人道危機への対処および開発が地域および国際社会の課題となっています。

に対応する能力が強化され、司法サービスが改善されます。その結果、サヘル各国における治安状況が改善されて、テロなど潜在的脅威が低減し、ひいては地域全体としての対処能力が向上することが期待されます。

さらに、北アフリカ・サヘル地域のテロ・治安対策関係者との対話や協力を促進する観点から、2014年11月、東京において「サヘル地域に関する日・アフリカ貿易・投資フォーラム」を開催しました。このフォーラムでは、サヘル地域の治安情勢および対アフリカ・ビジネスにおいて講じるべき安全対策等についての講演や意見交換を実施し、日本企業関係者のサヘル地域情勢への理解を促進しました。

法務省では、UNAFEI^(注70)を通じて、「第2回仏語圏アフリカ刑事司法研修」として、仏語圏アフリカ諸国の刑事司法実務家を対象に、捜査・訴追・公判能力の向上および組織犯罪対策をテーマとした研修を実施しました。この研修は、仏語圏アフリカ諸国における刑事司法を充実・発展させることで、これら地域において世界的な課題ともなっている治安の悪化や深刻な汚職問題の解決に寄与するものです。

日本は、サヘル諸国の平和と安定が達成されるよう、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。

注66 「サヘル(Sahel)」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語の「岸辺」という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう。

注67 武装集団が、アルジェリア東部のティガントウリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した事件。

注68 ①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の3本柱。

注69 ①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援の3本柱。

注70 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

オ. 南スーダン

南スーダンにおいては、2013年12月15日以降、政府側と反政府勢力の衝突が発生し、国内避難民や難民の発生等、人道状況が悪化しました。周辺諸国から成る政府間開発機構 (IGAD) ^(注71)等が仲介役となり、和平に向けた取組が進められ、2015年8月、キール大統領、マシャール前副大統領等の当事者が南スーダン

における衝突の解決に関する合意文書に署名し、即時発効しました。この合意文書は、衝突の即時停止、国民統一暫定政府の創設、国政選挙の実施等について規定しています。なお、長引く衝突により、南スーダン経済は、財政赤字、インフレ、外貨準備不足等の困難を抱えています。

< 日本の取組 >

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、スーダンおよび南スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、両国はアフリカにおいて重点的に平和の定着支援に取り組まねばならない地域の一つです。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し14億ドル以上の支援を実施しています。

今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR) の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、平和の定着を両国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないよう基礎生活分野等に対する支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基本的ニーズ (BHN) ^(注72)の充足の確保および食料生産基盤の整備を重視した支援を行っています。南スーダンに対しては、上述に加え、インフラ整備やガバナンス (統治) 分野を重視した支援を行ってきています。

現在、南スーダンにおいて、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) ^(注73)に派遣されている自衛隊施設部隊が活動中です。南スーダンの安定と国づくりに日本として一体的に取り組むため、同部隊の行う活動と連携した開発・人道支援案件を実

施しています。2013年には草の根・人間の安全保障無償資金協力と連携し、「ナバリ地区コミュニティ道路整備計画」を実施したほか、日本の無償資金協力でJICAが行う南スーダンの首都ジュバにおける「ジュバ河川港拡充事業」で支援を行っている港における安全確保のための防護フェンスの整備を行いました。2013年12月以降の治安状況悪化を受け、現在、同部隊は文民保護区域施設整備等の活動を実施しています。また、UNMISSの活動地域において地雷の除去等に当たる国連PKO局地雷対策サービス部 (UNMAS) ^{アンマス}を支援することで、日本の自衛隊を含むUNMISSの活動が円滑に推進するように貢献しています。



南スーダンの首都ジュバ市内のジュバ河川港において安全確保のための防護柵を設置している様子 (写真：防衛省)

注71 政府間開発機構 IGAD: Inter-Governmental Authority on Development

注72 人間の基本的ニーズ BHN: Basic Human Needs

人間の基礎生活分野 (衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの)

注73 国連南スーダン共和国ミッション UNMISS: United Nations Mission in the Republic of South Sudan

南スーダン

国内避難民等及び周辺国に流出した難民に対する緊急無償資金援助
緊急無償資金協力(2014年5月～実施中)

20年以上続いた内戦の後、2011年7月にスーダンから南スーダンが分離・独立しました。しかし、2013年12月15日に発生した南スーダン政府と反政府側の衝突は、政府内の派閥抗争とも相まって拡大していきました。この衝突により、国内各地で大規模な暴力行為・人権侵害が深刻化し、100万人近い国内避難民や20万人を超える難民が発生しました。連日多数の女性や子どもを含む罪のない市民が犠牲となりました。

日本は、南スーダン独立直後から、南スーダンの国づくりのために多大な貢献を行ってきています。また、情勢が混乱した後も外交活動および支援活動の両面から、国際社会が注視する南スーダンの情勢改善への努力を続けてきました。2014年5月には、国連世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)、国際移住機関(IOM)、赤十字国際委員会(ICRC)および国連人道問題調整事務所(OCHA)を通じて、南スーダン国内の避難民等に対する食料、水・衛生、保健、医療等の分野および、周辺国に流出した南スーダン難民に対するシェルターの提供などの緊急に人道支援が必要な分野に対し1,200万ドル(約11億6,400万円)の緊急無償資金協力を実施することを決定し、オスロで開催された南スーダン人道支援会合で表明しました。

これらの人道支援の実施により、弱い立場にある女性、子どもをはじめとする南スーダンの人々に緊急支援物資やサービスが提供され、人間の基本的ニーズの充足が図られています。また、南部の国境を越えてエチオピア側に逃れた避難民のキャンプ生活改善のためにも役立てられています。

日本はこのような支援が、南スーダンの人々の生活改善に活用され、また、南スーダンの人々が一日も早く平和な社会を享受できるようたゆまぬ努力を続けていきます。(2015年8月時点)



安全で衛生的な水を得た南スーダンの国内避難民
(写真: UNICEF)

(2) 災害時の緊急人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム(被災者の捜索・救助活動を行う)、②医療チーム(医療活動を行う)、③専門家チーム(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う)、④自衛隊部隊(大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う)の4つがあるほか、「平和と健康のための基本方針」に基づき、感染症対策チームを新設し、効果的な支援に向けた取組が始まっています。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。2014年度においては、フィリピン、パラグアイ、モザンビークなど19か国に対して計23件の緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被

災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。2014年度においては、災害緊急援助として、インドやパキスタンなどアジアにおける自然災害の被災者への人道支援を主な目的として、国際機関等を通じ、緊急無償資金協力を行いました。

また、日本のNGOがODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・国内避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。

2014年度には、アフガニスタン北部水害支援、東南アジア水害被災者支援等を実施しました。また、2015年4月のネパール地震の際には、被災者支援プログラ

ムを立ち上げ、加盟NGO団体は被災が甚大であった山間部を中心に現地のニーズに合った支援活動を行いました。さらに、アジア5か国の緊急人道支援NGOや民間団体等と広い連携関係を持つ日本発の防災協力のネットワークであるアジアパシフィックアライアンスも、日本政府からの拠出金を活用し、捜索活動、医療支援や食料物資配布事業を行いました。

2015年4月にネパール中西部で発生したマグニチュード7.8の大地震に対し、日本は、ネパールとの伝統的な友好関係およびネパール政府からの要請を踏まえ、緊急援助物資の供与(テント、毛布等)および1,400万ドル(約16.8億円)の緊急無償資金協力の実施に加え、国際緊急援助隊(救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊)を派遣し、被災者に対する緊急人道支援



物資の引渡し式を行う樋口建史駐ミャンマー日本国大使とス・ス・フライン社会福祉・救済復興副大臣(写真:在ミャンマー日本大使館)

を実施しました。ネパールでの国際緊急援助隊の活動は約4週間にわたり、首都カトマンズ市内やその近郊、最も被害の大きかったシンドゥパルチョーク郡において活動しました。

ほかにも、2014年12月のインドネシア発シンガポール行きエア・アジア機墜落事案に対し、海上自衛隊の護衛艦2隻およびヘリコプター3機から成る国際緊急援助隊を派遣し、捜索・救助活動を実施しました。

2015年7月、ミャンマーでは大雨に伴い、甚大な被害が発生しました。日本は、同国の復旧・復興に貢献するため、合計40億円程度の無償資金協力2件の実施を決定しました。さらに学校の再建、浄水車や井戸掘り機材の供与など、ミャンマーの要望を踏まえて、50億円をめどに必要な支援を迅速に進めます。



ミャンマー・ヤンゴン国際空港に到着した日本の緊急援助物資(写真:在ミャンマー日本大使館)

タイ

パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画 無償資金協力(2012年8月～2015年4月)

タイでは、2011年から断続的に続いた記録的な大雨により、全国61県以上が被災する大規模な洪水が発生しました。特に、首都バンコクから70キロメートル北上した場所に位置するアユタヤ県は沖積平野であり、農用地が広がるほか日系企業も進出するアユタヤ工業地帯があることでも重要な地域です。しかし、バンコク近郊の農工業地帯であるこの県は平坦で標高も低く、また、多くの河川が流れているため、最も洪水被害が大きい場所の一つとなってしまいました。このまま放置すると、タイの産業振興に引き続き大きな影響が出ることとなります。

そこで日本は、アユタヤ工業団地を流れるパサック川に接続するハントラ水路、クラマン水路を対象に水門の整備を行うとともに、水門設置箇所上下流の護岸整備を行い、排水ポンプ車を追加配備することにより、工業団地が浸水するリスクを低減させる取組を支援することとなりました。2013年10月に起工式が行われてから、このプロジェクトはおよそ2年間続き、2015年8月には水門2基が完成しました。

周囲の護岸整備とともに完成した水門は、今後大雨によりパサック川の水かさが増えても、ハントラ、クラマンの両水路に雨水が流れ込むのを効果的に抑制するものと期待されます。また、あわせて供与されたポンプ車10台が、洪水時に迅速な排水を実施することとなっています。

ASEAN諸国の中で力強い開発を進めるタイにとって、日本の支援により、日系企業をはじめとする外国企業の安定的な進出が確保されることはたいへん重要なものといえます。



クラマン水門建設予定地の様子(写真: JICA)

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」^(注74)への協力を行っています。このファシリティ(基金)は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略(UNISDR)^(注75)事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

日本は防災に関する自身の豊富な知見・経験を活か

し、積極的に国際防災協力を推進している立場から、国連防災世界会議を第1回(1994年横浜市)、第2回(2005年神戸市)に続き、第3回の会議もホスト国となり、2015年3月に仙台市で開催しました。第3回会議では、仙台防災枠組2015-2030および仙台宣言が採択され、防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました(詳細は、「開発協力トピックス」120～121ページを参照)。

また、ASEAN^{アセアン}防災人道支援調整センター(AHAセンター)^(注76)に対して、情報通信システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引*、サイバー犯罪、資金洗浄(マネーロンダリング)*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。国際テロ組織アル・カーイダ等の影響を受けた各地の関連組織等はアフリカや中東において活動を活発化させているほか、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるテロや外国人テロ戦闘員の問題も深刻な脅威をもたらしています。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾・東南アジアにおける海賊問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海

賊行為に効果的に対処するには、一国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対応能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。



2015年4月、カタールのドーハにおいて、第13回国連犯罪防止刑事司法会議(5年ごとに開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議、通称コンGRESS)が開催され、日本が次回コンGRESS(2020年)の開催国になることが決定した

注74 世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注75 国連国際防災戦略 UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注76 ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター) AHA Centre: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

< 日本の取組 >

● 治安維持能力強化

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。

日本は、治安情勢が引き続き予断を許さない状況のアフガニスタンに対し、2001年以降2015年10月末までに同国における治安維持能力の向上を目的として約17億ドル(約1,653億円)の支援を行いました。日本を含む国際社会の支援もあって、アフガニスタンの国家警察官(ANP : Afghan National Police)の数は、

2008年の7.2万人から2012年には15.7万人と倍増しました。

警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。

ほかにも、トルコ警察幹部を招聘し、日本の警察庁幹部との意見交換や都道府県警察視察等を行い、相互理解、協力関係の向上、強化を図っています。

ブラジル

地域警察活動普及プロジェクト 技術協力(2015年1月~実施中)

都市部を中心に殺人、強盗、傷害などの発生率が高いブラジルでは、社会不安を取り除くため「市民と共にある市民のための警察」を目指した取組が1990年代から強化されてきました。特にサンパウロ州軍警察は1997年から独自に日本の交番システムを取り入れる取組を始め、その後、日本からの協力を得て、地域警察活動を強化してきました。そして、サンパウロ州における地域警察活動の強化が進む中、ブラジル政府は、日本からのノウハウの提供を受けつつ、サンパウロ州以外の州でも地域警察の強化に乗り出しました。

その一方で、ブラジルでは2014年のサッカー・ワールドカップ開催に続き、2016年にはリオオリンピック・パラリンピックが開催されることとなっています。今後、各種の大規模なイベントを誘致・開催する上でも治安対策の強化は差し迫った課題です。そこで日本は、これまでの地域警察活動に係る支援実績も踏まえ、2015年からブラジルにおける地域警察活動のさらなる質の向上、および全国展開を図るための支援を開始しました。

現在までの地域警察活動の普及により、ブラジルでは警察による犯罪発生後の対処のみならず、その予防活動の重要性についての意識が高まり、まさにこの取組が機能しつつあります。また、ブラジル政府によれば、地域警察活動と犯罪予防の意識が浸透したことで、地域によっては、10年前と比べ犯罪発生件数が大幅に減少したところもあるとのこと。

ブラジルにおける様々な治安対策の一つとして、日本の支援による地域警察活動の強化が全国的に定着し、犯罪発生件数のさらなる減少に貢献することが期待されます。(2015年8月時点)



サンパウロ州警察の交番にて
(左から3人目が田中明彦前JICA理事長) (写真: JICA)

● テロ対策

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにしなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、日本と密接な関係にある東南アジア地域、2013年に日本人が犠牲となるテロ事件が発生したアルジェリアおよびその周辺の北アフリカ・サヘル地域におけるテロを未然に防ぎ、安全を確保することは、日本にとってとりわけ重要であることから、これらの地域に力を入れて支援を実施しています。

2015年には、シリアにおける邦人殺害テロ事件が発生したほか、パリにおいては1月に銃撃事件が、また、11月には同時多発テロ事件が発生しました。このほかにも、ISIL(「イラク・レバントのイスラム国」)^{注77)}等のイスラム過激派組織によるとみられるテロ事件が世界で相次ぎ、これらテロ組織やその暴力的で過激な主張に影響を受けている者への対策が、国際社会でま

● 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧^{あんねい}の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を

■ 麻薬取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)^{注78)}に拠出し、東南アジア諸国やアフガニスタンを中心に薬物対策を支援しています。2014年度には、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトに総額約430万ドルを拠出して、世界規模で拡散している危険ドラッグや覚せい剤などの合成薬物対策を推進したほか、西アフリカ地域における前駆物質(覚せい剤の製

■ 人身取引対策

人身取引対策に関しては、日本は2014年12月、5年ぶりに改定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引は重大な人権侵害であるとの認識の下、様々な支援を行っています。

特に、日本で保護された外国人人身取引被害者には、国際移住機関(IOM)への拠出金の支出を通じて、母国

をますます大きな課題となっています。

こうした課題に対して、日本政府としても取組を強化しており、安倍総理大臣は、2015年1月、中東の国々に約2億ドルの人道援助を行うことを発表しました。さらに、シリアにおける邦人殺害テロ事件後、同事件を受けた新たな3本の柱から成る日本の包括的外交政策として、①テロ対策の強化(約1,550万ドルの中東・アフリカ地域での法整備、国境管理強化等のテロ対処能力向上支援等)、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援(失業対策・格差是正への取組、教育支援、人的交流の拡充、穏健主義の促進に向けたASEANとの連携等)を策定しました。

日本はこれに基づき、テロ対策、外国人テロ戦闘員対策、暴力的過激主義対策などについて、各国への支援を積極的に実施し、積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定に向けた取組を加速させていきます。

破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために、日本は主に次のような国際貢献を行っています。

造原料)管理、アフガニスタンにおける代替開発や国境管理、あるいは中央アジアにおける薬物乱用防止など、幅広く支援を行いました。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部を招聘^{しょうへい}して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

への安全な帰国、そして帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等を実施しています。2014年度には、特に東南アジア・アフリカ地域の人身取引への法執行能力強化を目的に、総額約97万ドルを、UNODCを通じて支援しました。さらに、日本は人の密輸・人身取引および国境を越え

注77 ISIL: Islamic State in Iraq and the Levant

注78 国連薬物・犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

る犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」にも積極的に参加し、人身取引の撲滅の

■ 資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題となっています。そのため日本としても、G8が主導して1989年に設立された「金融活動作業部会(FATF)^(注79)」等の政府間枠組みを通じて、国際的な資

ため、各国と情報共有を行っています。

金洗浄(マネーロンダリング)対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、2014年度には、サヘル地域におけるテロ資金対策を支援するため、UNODCのプロジェクトに約30万ドルを拠出しました。

● 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■ 海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。海上の安全の確保は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題であり、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案^(注80)が多発していましたが、国際社会の取組により、2011年に237件あった海賊事案の発生件数は2013年には15件、2014年には11件、と激減しました。しかし、海賊事案は減少したものの、海賊を生み出す根本的な原因となるソマリア国内の貧困や若者の就職難等の問題は解決していません。また、ソマリアは、2012年8月に暫定連邦政府から連邦政府に移行したばかりであり、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力は未だ十分な水準に達していない状況です。そして、海賊行為を行う犯罪組織が壊滅していない状況を踏まえれば、依然として状況は予断を許さず、国際社会がこれまでの取組を弱めれば、状況は容易に逆転するおそれがあります。

ソマリア海賊問題への取組として、2009年6月に成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(海賊対処法)に基づき、日本は海賊対処行動として海上自衛隊の護衛艦2隻とP-3C^{しょうかいま}哨戒機2機を派遣し、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為に対処するための護衛活動および警戒監視活動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取り調べ等の司法警察活動を行うため、海上保安官が護衛

艦に同乗しています。2013年12月以降、海賊対処を行う諸外国の部隊と協力して効果的に活動を実施するため、海賊対処のための多国間の連合任務部隊である第151連合任務部隊(CTF151)^(注81)に参加しています。なお、2014年7月には自衛隊からCTF151司令官・司令部要員を派遣する方針を決定し、2015年5月から8月まで自衛隊から初めて司令官を派遣しました。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上での活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)^(注82)が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOが設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを設立しました。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締り強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り

注79 金融活動作業部会 FATF: Financial Action Task Force

注80 ソマリア沖・アデン湾の海賊は、航行中の船舶に対して自動小銃やロケット・ランチャーを使って襲撃し、船舶そのものを支配しつつ、乗組員を人質として身代金を要求することが一般的。

注81 第151連合任務部隊 CTF: Combined Task Force 151

注82 国際海事機関 IMO: International Maritime Organization

海事に関する国際協力を促進するための機関。世銀グループ、IMFと同様、15ある国連専門機関の一つ。

研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治

安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約3億7,137万ドルの支援も実施しています。

ジブチ

海上保安能力向上のための巡視艇建造計画 無償資金協力(2013年5月～実施中)

ジブチが面するアデン湾には、年間約17,000隻の商船(うち日本関係商船約1,700隻)が通行しますが、近年海賊の出没によりハイジャックなどの被害が多発し、世界貿易の大動脈の治安が脅かされています。また、この海域は、密漁、密航、ならびに密輸などの問題も抱えています。ジブチ政府は同海域がエチオピアをはじめとする内陸国への貿易中継地点として重要であることを踏まえ、沿岸警備隊を設立し対策に取り組んでいます。しかしながら、沿岸警備隊は設立間もなく、広範囲の海域をカバーする巡視艇が十分に整備されていないため、効果的なパトロール活動の実施が困難な状況にありました。

このようなジブチの状況を踏まえ、日本は、2014年に無償資金協力により巡視艇2隻の建造支援を行いました。

詳細設計などを含め工期21か月で完成した巡視艇は、全長20メートルのクラフト・ラージ型と呼ばれるものです。これら巡視艇が就航することで、ジブチ沿岸警備隊の機動領域の拡大や出動体制の強化を実現し、今後国際商業取引の重要なルートであるジブチ沿岸の安全と経済社会活動の確保に寄与していくでしょう。

また、あわせてジブチ沿岸警備隊の人材育成、組織強化を行う沿岸警備隊能力拡充プロジェクトも実施されており、海上保安官などの専門家が派遣されてソフト、ハードの両面からジブチの沿岸警備能力の強化が目指されています。

国際的な交通の要衝である「アフリカの角」で、国際犯罪を防ぐための日本の支援が活かされようとしています。
(2015年8月時点)



供与された巡視艇(写真:墨田川造船(株))

■ 宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用したODAの実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。日本は、2010年から2014年にかけて、世界有数の森林地域アマゾンを抱えるブラジルにおいて、アマゾンにおける森林破壊の阻止と炭素排出の抑制のために、衛星データを利用した広域な森林の炭素動態の評価技術の開発に取

り組みました。

また、2014年、国土交通省ではアジア・太平洋地域地殻変動監視事業として、巨大地震多発地域であるアジア・太平洋地域において、各国が協働で宇宙測地技術を活用し、プレート運動、地震、火山噴火等に伴う地殻変動を把握するとともに、これら観測データや解析結果および災害情報等を各国で共有する取組を行いました。



アマゾン川上流の調査地で、20メートル四方にあるすべての木の重さを測り、炭素数を推定する「地上班」(写真:JICA)



1,000か所以上の地上の森林・土地データと最新の衛星画像技術を使い、アマゾン森林の炭素動態測量技術を確認する(写真:JICA)

■ サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間で、国際社会の平和と安定の基礎となっています。情報通信技術 (ICT) の発展により、サイバー犯罪はより高度化・複雑化しています。また、サイバー犯罪には国境がありません。日本は、増大するサイバー犯罪に対処するための国際協調を推進し、特に、アジア・太平洋地域における司法・法執行機関の能力構築支援に取り組んでいます。2014年度には10万ドルを犯罪防止刑事司法基金 (CPCJF) ^(注83) に拠出し、米国やオーストラリアと協調して、東南アジア諸国のサイバー犯罪対処能力向上に向けた取組を支援しました。

加えて、総務省では、サイバー攻撃に関する情報を収集・分析の上、情報共有を行い、サイバー攻撃発生の予兆を検知し、即応を可能とする技術を確立するためのプロジェクト「PRACTICE」や国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) ^(注84) による、マルウェア感染をリアルタイムに警告するシステム「DAEDALUS」を通じて、サイバー攻撃に関するデータ交換等を行うことで、サイバーセキュリティ分野におけるASEAN諸国

との連携を推進しています。

2015年1月には、警察庁の協力の下、JICAの課題別研修にて、アジアや中南米、アフリカの12か国^(注85)からの参加者に対し、各国のサイバー犯罪対処能力向上のためのアクションプラン作成等の実践的な研修を実施しました。

また、インドネシアに対しては、2014年から2017年にかけてJICAの技術協力プロジェクトを実施しており、専門家派遣や研修の実施、ソフトウェア等の導入を通じ、インドネシアの情報セキュリティ能力の向上のための支援を行っています。

さらに、2015年7月には、外務省、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターおよびJICAの関係者から構成される、サイバーセキュリティに関する調査団をベトナムに派遣しました。ベトナム政府関係機関からサイバーセキュリティ分野の現状や人材育成の取組や課題等を聴取するとともに、関連施設の視察等を行い、今後、ベトナムに対する同分野の能力構築支援の検討を進めていきます。

用語解説

人身取引

人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受する行為。

資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例) 麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注83 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

注84 情報通信研究機構 NICT: National Institute of Information and Communications Technology

注85 インドネシア、フィリピン、ミャンマー、モンゴル、パキスタン、バングラデシュ、メキシコ、パナマ、ボリビア、コートジボワール、セーシェル、ボツワナ

3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて人類が共通して直面する環境、気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず、国際社会全体に大きな影響を及ぼします。こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が一致団結して取り組むべき必要があります。こうした中、特に、2015年は、ミレニアム開発目標(MDGs)^(注86)の後継である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択さ

れた国連サミット(9月、ニューヨーク)や、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されたCOP21(11月～12月、パリ)といった重要な国際会議が開催され、様々な地球規模課題に対する国際社会の取組にとって重要な節目の年となりました。

日本は、こうした地球規模課題への積極的な取組を通じて、持続可能で強靱な国際社会の構築に貢献しています。

(1) 環境・気候変動対策

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議(UNCED^(注87)、「地球サミット」)、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)^(注88)、そして2012年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。リオ+20を受け、持続可能な開発目標(SDGs)^{*}の議論等が進められたほか、G7/8、G20サミットに

おいても、環境・気候変動は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、首脳間で率直かつ建設的な議論が行われています。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいくべき課題です。地球規模の課題に取り組み、持続可能な社会を構築するため、UNESCOが中心となり、「持続可能な開発のための教育(ESD)^{*}」を推進しています。

< 日本の取組 >

● 環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善への支援を進めています。2013年10月9日～11日には、熊本県熊本市、水俣市において、「水銀に関する水俣条約」の採択・署名のための外交会議が開催されました。この条約は、水銀が人の健康および環境に及ぼすリスクを低減するため、採掘から廃棄まで水銀のライフサイクル全体を包括的に規制するものです。

日本は、水俣病の教訓を踏まえ、同様の健康被害や環境汚染が繰り返されてはならないとの強い決意の下、条約交渉に積極的に参加し、また、外交会議のホスト国を務めました。その際、開発途上国における大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理分野に対する3

年間で20億ドルのODA支援や、水俣から水銀技術や環境再生を世界に発信する「MOYAIイニシアティブ」^(注89)を表明しました。

また、日本は、開発途上国におけるオゾン層破壊物



パナマのパナマ運河流域地帯に位置するチャグレス国立公園周辺の小学校を巡回し、環境保全の大切さについて、児童に対し、啓発活動を実施する青年海外協力隊の玉置遠さん(写真:マクシモ・ノバス)

注86 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

注87 国連環境開発会議 UNCED: United Nations Conference on Environment and Development

注88 持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD: World Summit on Sustainable Development

注89 環境省による資金・技術支援。「もやい」とは、船と船をつなぎとめるもやい綱や農村での共同作業のこと。「もやい直し」は、対話や協働による水俣の地域再生の取組。

質の削減活動を支援するため、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金に対し

て拠出を行っています。

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべき差し迫った課題です。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^(注90)が2014年11月に公表した最新の第5次評価報告書^(注91)統合報告書によると、1880年～2012年において世界の平均気温は0.85度上昇しているとされています。このような中、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。気候変動枠組条約に基づき、国際的な取組について交渉が進められており、日本はこれに積極的に参画しています。

日本は、2013年のCOP^(注92)19に際して、開発途上国の緩和・適応対策^(注93)に対し、2013年から3年間で官民合わせて1兆6,000億円(約160億ドル相当)の支援を表明し、2013年から1年半余りでこれを達成しました。

また、2014年12月にペルー・リマで開催されたCOP20では、COP21に十分先立って提出を招請^{しょうせい}されている約束草案*を提出する際に示す情報等が決定されました。これに基づき、日本は2015年7月に2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%(2005年度比で25.4%)削減する約束草案を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

COP20に続くCOP21(2015年11月30日～12月13日、於：パリ)は、2020年以降の新たな国際枠組みを構築する極めて重要な国際会議となりました。日本は、この重要な合意妥結を後押しすべく、COP21に先立ち、開発途上国支援とイノベーションの二本柱から成る「美しい星への行動2.0(Actions for Cool Earth: ACE2.0)」を策定し、COP21首脳会合に出席した安倍総理大臣より発表しました。特に、途上国支援については、2020年に官民合わせて、これまでの1.3倍となる年間約1兆3,000億円の気候変動関連の支援を行うことを表明するとともに、日本企業が取り組んできた地熱や太陽光等の再生可能エネルギー事業の支援や、日本の都市の経験のアジア新興都市との共有、太平洋島嶼国^{とうしよ}における早期警戒システムの構築等



2015年11月フランス・パリで開催されたCOP21首脳会合でスピーチをする安倍晋三総理大臣(写真：内閣広報室)

を紹介しました。

こうした日本の貢献もあり、歴史上初めて、すべての国が参加する国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本としては、長年主張してきたすべての国に適用される、公平で実効的な法的枠組みが採択されたことを高く評価しています。

このほか、この差し迫った課題の解決に積極的に貢献するべく、日本としても約束草案の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、途上国における気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。

その一つとして、優れた低炭素技術などを世界に展開していく二国間オフセット・クレジット制度(JCM)*を推進しています。これは開発途上国への低炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度です。2013年1月に、モンゴルとの間で初めてJCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2015年12月までに16か国(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ)との間でJCMを構築しました(これら16か国に加え、

注90 気候変動に関する政府間パネル IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

注91 2013年から2014年にかけて公表された、第1・第2・第3作業部会の3部の評価報告書、およびこれらの報告の知見を統合した報告書。

注92 条約の締約国会議 COP: Conference of Parties

注93 緩和・適応対策とは、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する(緩和)ための対策と既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対応する(適応)ための対策。

フィリピンと二国間文書の合意に向けた覚書に署名)。

また、2014年11月には、G20 ブリスベン・サミットにおいて、日本は気候変動分野での開発途上国支援を行う「緑の気候基金(GCF*)」に対する拠出表明を行いました。「緑の気候基金への拠出、及びこれに伴う措置に関する法律」(平成27年法律第24号)が2015年5月20日に成立したことを受け、日本政府からGCFに15億ドル(約1,540億円)を拠出することを決定しました。これにより、GCFによる支援を開始するために必要な条件が充足されたことから、開発途上国に対す

る資金供与を行えるようになりました。その後、最初のプロジェクトとして、11月に行われた第11回理事会において、島嶼国案件を含む8案件が承認されました。

さらに、2015年12月には、東アジア低炭素成長の方向性について議論する「第4回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」をCOP21のサイドイベントとして開催しました。このイベントに合わせて、第3回までの成果を踏まえた提言集を発表し、低炭素成長の優良事例をベトナム、カンボジア、マレーシア、日本から紹介しました。

●生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつけられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用*、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から開発途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

日本は、2010年10月に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市で開催するなど生物多様性の分野を重視しています。2014年10月には、平昌(韓国)にて第12回締約国会議(COP12)が開催され、COP10で採択された愛知目標*の中間評価を行い、愛知目標達成に向けた機運を維持すべく、積

極的に貢献しました。

COP12では、開発途上国向けの生物多様性保全に関連する国際資金量を、2006年から2010年までの年間資金の平均額を基準として、2015年までにその額を倍増させ、それを2020年まで維持することなどが決定されました。



パラオ・コロール州、マカラカル島の近くの環礁(写真:鈴木革/JICA)

生物多様性



生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生態系の多様性



森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること

種間の多様性



動物、植物や、細菌などの、微生物まで、多くの生物種がいること
(地球上の推定生物種:500万~3,000万種)

種内の多様性



乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

(写真:3点とも環境省、アオウミガメとギンガメアジ(パラオ):鍵井靖章、アサリ:ふわ しん)

● 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

日本は、持続可能な開発を実現するための教育を重視しており、我が国の提唱により始まった「国連ESDの10年(DESDE)^(注94)」の最終年である2014年11月に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を岡山市および愛知県名古屋市におい

て開催しました。また、DESDEの始まった2005年からUNESCOに信託基金を拠出し、ESDに関するプロジェクトを実施するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

用語解説

持続可能な開発目標

(SDGs:Sustainable Development Goals)

2012年6月、ブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」で議論され、政府間での交渉プロセスの立ち上げが合意された開発目標。国ごとの能力等を考慮しつつ、すべての国に適用されるもの。2015年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に統合された。

持続可能な開発のための教育

(ESD:Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たす」ような社会づくりのことを意味しており、これは私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で意識し、行動を変革することが必要であり、このための教育を「持続可能な開発のための教育」という。

約束草案

2020年以降の新たな国際枠組み(2015年合意)に向けてCOP21に十分先立って各国が提出する気候変動対策に関する目標のこと。

二国間オフセット・クレジット制度

(JCM:Joint Crediting Mechanism)

開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

緑の気候基金(GCF:Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動適応を支援する基金。

生物資源の持続可能な利用

人間の生活は農林水産業による食料生産や工業原料の採取など、様々な形で生物資源を利用することによって成立しているが、世界的に見れば、気候変動や開発行為による環境悪化等によって生物多様性が損なわれている。将来にわたり生物資源を利用するため、地球上の生物多様性を生態系、生物種、遺伝子の各レベルで維持し、生物資源の保全と持続可能な利用を図ることが重要である。

愛知目標(戦略計画2011-2020)

中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%が管理され、かつ保全される」など20の個別目標を採択。



コスタリカ・グレンシア市内の学校で環境教育の授業を行う青年海外協力隊員(環境教育)の塩谷和樹さん。校内の売店などから出されるごみを分別し、生ごみは堆肥(コンポスト)にしている(写真:今村健志朗/JICA)

注94 国連ESDの10年 DESDE:Decade of Education for Sustainable Development

タイ

バンコク都気候変動マスタープラン(2013年-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト
技術協力(2013年3月~2015年9月)

タイの首都バンコクには、1,000万人以上の人々が暮らしているといわれ、順調な経済発展により、その温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。バンコク首都圏庁(BMA:Bangkok Metropolitan Administration)は、2007年から「バンコク都気候変動対策実行計画」(以下、バンコクアクションプラン)を作成し、①大量輸送網システムの拡大、②省エネルギーおよび再生可能エネルギー利用促進、③ビルの省エネ・効率化、④廃棄物管理・下水処理効率の向上、⑤都市緑化の拡大を位置付け、それらの実現に取り組む一方、日本はその知見・経験を提供しバンコクアクションプランの実施を支援してきました。

その後BMAでは、これまでのアクションプランの実施結果と評価を踏まえ、省エネ等の温室効果ガス削減を行う気候変動緩和策のみならず、洪水等の気候変動の負荷影響に対する適応策も加えた、より包括的な気候変動対策「バンコク都気候変動対策マスタープラン2013年-2023年」を策定し、取組を強化することとなりました。そこで、日本はこの新プランの推進を支援するため、タイの国家レベルの政策と整合性のある計画の策定、BMAと関連機関との協力関係の構築、マスタープラン(基本計画)の実施に関するBMA職員の能力強化に重点的に取り組みました。たとえば、運輸交通、エネルギー、廃棄物/排水管理、都市緑化、適応分野といった分野別の専門家をタイに派遣し、BMA職員の日本での研修も行ってきました。また、本プロジェクトにはバンコクとの都市間連携の下、横浜市が協力参加し、横浜市の持つ低炭素な都市づくりのノウハウ等が共有されました。

バンコクの持続可能で環境に優しい都市としての発展に向けて、日本の支援が貢献しています。



小学校にて、交通分野についての普及啓発イベントの様子
(写真: JICA)

ブラジル

“フィールドミュージアム”構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト
技術協力プロジェクト-科学技術(2014年7月~実施中)

アマゾン川最大の支流に位置するブラジルのアマゾナス州の州都マナウスは、多様で貴重な自然環境を有し、多くの国立公園や保護区が隣接している一方、約200万人の人口を抱え、急速な都市の拡大により自然環境の喪失が起きています。人間の活動の拡大によって熱帯林の破壊や劣化が引き起こされ、生物多様性が大きく失われているのです。これらをいかに食い止め、地域社会の持続可能な発展を図るかは差し迫った課題です。

近年、一部の先進的な動植物園・水族館は、環境教育や地域生態系の研究・保全の拠点としての役割を担うようになってきていますが、アマゾンにはそのような動植物園・水族館がありませんでした。また、アマゾンの生物は継続して観察することが困難なため、それらの生態はほとんど解明されていない状況でした。これでは地域に適した環境政策を立案できません。

日本は、このような状況を踏まえ、アマゾン地域において、フィールドミュージアムの構築などを支援しています。「フィールドミュージアム」とは一般的な建物としての博物館ではなく、その土地の自然環境や風土をあたかも「博物館」のように見立てる方法です。日本と共にフィールドミュージアムで活動する国立アマゾン研究所(INPA)では、密猟で傷ついたアマゾンマナティをミュージアム内で保護しています。また、市内中心部に位置しているため多くの市民がアマゾンの珍しい動物の生態を学ぶことができます。

日本から派遣された専門家たちは、このプロジェクトを通じて、絶滅が危惧されているアマゾンカワイルカの音声を記録し、分布や行動を調査しています。これらのデータは保護活動にも活かされます。また、日本の支援によりマナウス近郊の川辺にリサーチステーションも建設される予定です。これは主にアマゾンの川と森を研究する研究者のための施設ですが、エコツアーなど市民が身近な自然に対する理解を深めるための利用も考えられています。

このほか、半野生の環境で保護・飼育したアマゾンマナティを野生へ戻す事業を行うなど水生生物の生態研究や保全の取組を支援しており、最新の技術・機材によって生態系を明らかにすることも目的の一つです。このように、フィールドミュージアムを核とする人間と自然の共生モデルづくりに向け、プロジェクトは着実に歩みを進めています。(2015年8月時点)



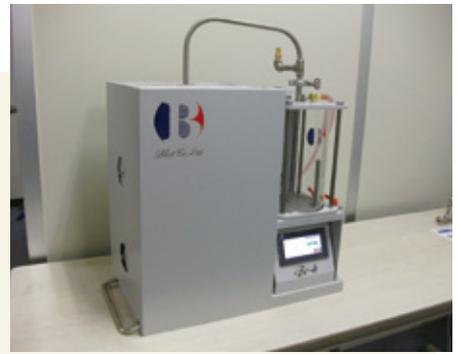
絶滅が危惧されているアマゾンカワイルカの音声を記録し、分布や行動を調査している。これらのデータは保護活動に活かされる
(写真: JICA)



の技術、世界へ—— 3

ポップコーンマシンで、リサイクル意識を高める

～パラオでの廃プラスチック油化装置の試み～



卓上型の廃プラスチック油化装置(写真:(株)プレスト)

太平洋に浮かぶ人口2万人のパラオ諸島には、パラオの美しい自然に惹かれて人口の6倍に相当する観光客が訪れます。しかし、近年こうした観光客や住民が出す大量のごみが、美しい自然の中に投棄される環境問題が深刻になっています。

そのため、パラオのコロール州では、日本の支援を受けて2007年にリサイクルセンターを設立し、缶や瓶、ペットボトルのリサイクル処理を始めました。一方で、食品トレーなどのプラスチックごみは、パラオで年間に排出されるごみの約3分の1の2,000トンにも上りますが、ほとんどがごみ処分場に投棄されるだけになっています。国土が限られたパラオでは、ごみ処分場のスペースも限られています。廃プラスチックごみをリサイクルし、ごみを減らすことが、重要な観光資源でもある美しいパラオの自然を守る上でも欠かせない課題となりました。

パラオのこうした状況を知り、プラスチック油化装置の開発・販売を手がける神奈川県平塚市のプレスト社が、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業^{*1}—案件化調査^{*2}を2013年8月に開始しました。プレスト社の開発した技術を、パラオのプラスチックごみ問題の解決に役立てられるのかを検証することが目的です。

プラスチックのごみをリサイクルする一般的な方法として、「油化技術」と呼ばれるものがあります。これは、プラスチックごみを高温で熱して、油の成分を気化させて、冷やして液体の油に蒸留する方法です。しかし、この技術を使った設備にはこれまで、あらゆる種類のプラスチックごみが持ち込まれ、油化処理に先立って、ごみを厳密に分別する必要がありました。そのための仕組みづくりや人員の投入にも多くのコストがかかるという問題がありました。そのような設備や仕組みを作ることはパラオにとって困難です。

そこでプレスト社は、自社で開発した卓上型の小型油化装置を現地に持ち込んで、運用のテストをしてみました。この小型油化装置は持ち運びが可能で、100ボルトの家庭用電力でも操作が可能です。この装置が処理する主なものは、家庭のごみとして出る、



「スクール油田授業」で、油化の仕組みにふれる現地の子どもたち(写真:(株)プレスト)

レジ袋やお菓子の包装袋、食料品トレー、飲料用コップ、そしてプラスチックの食器などです。分別の手間や人手が

不要なので、その分のコストも節約できます。さらに、従来のバーナーではなく、加熱する温度を一定に保ち、適切な温度でプラスチックを気化できる電熱ヒーターを採用したという技術的な利点もあります。

プレスト社は、この卓上型の小型油化装置を使いプラスチックごみの油化を実現する「スクール油田授業」を、パラオの学校で実施しました。日ごろ捨てているプラスチックが、プレスト社の小型油化装置を通して油化され、できた油が発電機を動かし、その電気でポップコーンマシンを動かしてポップコーンを作るという授業です。子どもたちは、ポップコーンをおいしく食べながら、今まではごみでしかなかった廃プラスチックが、リサイクルできる有益な資源であることを学びます。

この授業が行われた小学校では、「学校の油田(School Oil Field)」という回収箱が設置されました。子どもたちは家庭や近所で捨てられた廃プラスチックのごみを正確に選り分け、その回収箱に持ち寄るようになりました。そして子どもたちに触発されて、その家族にもプラスチック分別の意識が高まり、分別回収の習慣が広がりました。

プレスト社の社長である伊東昭典さんは、「廃棄物のリサイクルは、住民の参加なしでは成り立ち得ません。スクール油田授業のように小さく始めて、リサイクル運動を日常化していくことが大事です」といいます。

こうした試みが実を結び、コロール州では、普及・実証事業^{*3}として、産業用の大型プラスチック油化装置を導入することとなりました。コロール州庁舎の電力を100パーセント、廃プラスチック油化装置でリサイクルされた燃料で賄うという実証事業です。コロール州が新たに制定したリサイクル条例の下で、住民たちにも積極的にリサイクル活動に参加してもらいます。「このプロジェクトでは、コロール州が必要とする電力の一部を賄うのが目標ですが、廃プラスチックのごみの量などから換算すると、将来的には、州が必要とする大部分の電力を供給することも夢ではない」と、伊東さんは語ります。

今までパラオの電力は、高価な輸入石油に頼ってきました。日本の中小企業の技術によって、廃プラスチックのリサイクルが進むことで、電力供給の低コスト化と美しい自然環境の保全の両方が実現することが期待されています。

^{*1} ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。

^{*2} 案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。

^{*3} 普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。

(2) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進・感染症対策

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)とは、すべての人が基礎的な保健サービスを必要なときに負担可能な費用で受けることができることを指します。ミレニアム開発目標(MDGs)^(注95)の後継枠組みである「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標(SDGs)^(注96)」の保健項目の達成のためにも、保健医療サービスの格差を是正し、すべての人の保健ニーズに応え、被援助国が自ら保健課題を検討解決するためにも、このUHCが重要であると考え、

< 日本の取組 >

● ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

「国際保健外交戦略」では、「日本ブランド」としてのUHCの主流化、日本の知見の発信、開発途上国の健康改善・経済成長の支援、さらに日本のプレゼンス向上に取り組んできました。国連総会の一般討論演説やサイドイベントで安倍総理大臣がUHC推進を表明し、持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)交渉など国連交渉の場でもUHC推進を主導してきました。その結果、採択された新アジェンダにおいても、持続可能な開発のための2030アジェンダの重要な要素としてUHCが明記され、UHCの重要性の国際的共通認識を獲得しました。

「国際保健外交戦略」において具体的施策の一つとして掲げられている「アフリカにおけるUHCに向けた取組み」では保健システム強化、母子保健推進、効果的

日本の国際保健協力の中心の概念に据え、取り組んでいます。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症やインフルエンザやエボラ出血熱などの新興・再興感染症^{*}は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。そして、感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があります。日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

な感染症対策を挙げていることを踏まえ、アフリカを中心にUHCに関する各種取組を技術協力や円借款を通じて実施しています。また、アジア地域においても同様の協力を行っています。また、「健康・医療戦略」においては、「国際保健外交戦略」を踏まえ、国際保健を日本外交の重要な課題と位置付け、UHCの普及を推進すると示されています。

2015年9月に開発協力大綱をもとに日本政府が定めた「平和と健康のための基本方針」においても、国際社会でのUHCの主流化のために必要な支援を引き続き行うことを挙げています。病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障害



2015年12月、東京都内で開催された「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)国際会議」でスピーチする安倍晋三総理大臣(写真:内閣広報室)

注95 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

注96 持続可能な開発目標 SDGs: Sustainable Development Goals



ザンビアの子レンジェ・ヘルスセンターの母子保健センターで働く看護師の梅木民子シニア海外ボランティア。巡回診療を行うほか、母子保健センターでは、6歳以下の乳幼児健診や実習生への指導を行う(写真: 渋谷敦志/JICA)

者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民などの「誰一人取り残さない」UHCを実現することが示されています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護などすべてのサービスが含まれます。

栄養改善の取組に関し、二国間支援では母子保健や保健人材育成の枠組みの中で支援を行ってきました。また、多国間支援では、^{ユニセフ}UNICEFやWFPへの拠出を通じて協力しています。ほかにも、国際的に栄養改善の取組であるSUN(Scaling Up Nutrition)には2009年の設立時から世界銀行への拠出を通じて貢献しています。近年では、民間企業と連携した栄養改善事業にも力を入れており、2015年3月には健康・医療戦略推進本部の下に栄養改善事業の国際展開検討チームを設置し、官民連携による取組をより一層推進させるための検討を行っています。

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。^(注97)しかしながら、必要な予防接種を受けることができない子どもが2,100万人もいます。開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス^{*}に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約5,380万ドルの支援を行いました。Gaviは2000年の設立以来の15年間で、4億4,000万人の子

どもたちが予防接種を受け600万人の命が救われたと推計しており、2016年から2020年までにさらに3億人の子どもたちに予防接種を行い、500万人以上の命を救うことを目標にしています。また、二国間援助においては、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン(低温に保つ物流方式)維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献していきます。

MDGsにも含まれている母子保健分野(目標4:5歳未満児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改善)においては、5歳未満児死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立ち会いによる出産の割合の増加など大幅な改善は見られたものの、残念ながらその達成はならず、SDGsにおいても母子保健には大きな課題が残されています。日本政府は包括的な母子継続ケアを提供する体制強化を目指し、開発途上国のオーナーシップ(主体的な取組)と能力向上を基本とし、持続的な保健システム^{*}を強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的に支援を実施しています。それらを通じ、妊娠前(思春期、家族計画を含む)・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。また、支援の実施国においては、国連人口基金(UNFPA)^(注98)や国際家族計画連盟(IPPF)^(注99)など、ほかの開発パートナーと共に、家族計画など性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健の推進によって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指します。

注97 (出典) WHO “Health topics, Immunization” <http://www.who.int/topics/immunization/en>

注98 国連人口基金 UNFPA: United Nations Population Fund

注99 国際家族計画連盟 IPPF: International Planned Parenthood Federation

● 三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」を通じた支援に力を入れています。グローバルファンドは2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同ファンドの生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってきており、設立から2015年3月末までに約23.5億ドルを拠出しました。同ファンドによる支援により、これまでに救われた命は1,700万人以上と推計されています。さらに、2015年12月には、第5次増資準備会合を東京で開催し、グローバルファンドの2017年～2019年の活動や資金需要等、同ファンドの今後の活動の方向性に関する議論に貢献しました。また、日本は、支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、日本の二国間支援でも補完できるようにしてい



2015年12月17日、東京において開催された世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)第5次増資準備会合の冒頭で挨拶する岸田文雄外務大臣(写真: Yuki Kato)

ます。保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「感染症・エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」(注100)に基づき、世界保健機関(WHO)(注101)が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年の「ストップ結核世界計画2011-2015年」改訂を踏まえて2011年にアクションプランを改訂し、また、2014年にWHOが採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする新たな世界戦略(Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015)を踏まえ、2014年7月には「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(UNICEF)(注102)との協力による支援を行っています。

注100 ストップ結核世界計画2006-2015 Global Plan to Stop TB 2006-2015

注101 世界保健機関 WHO: World Health Organization

注102 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

● 三大感染症以外の感染症(ポリオ、顧みられない熱帯病など)

また、新型インフルエンザや結核、マラリアなどの新興・再興感染症への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」*には、世界全体で

約10億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

● ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅を支援しています。パキスタンでは、1996年以降UNICEFと連携した累計110億円を超える支援を行っているほか、2011年8月には民間のビル&メリンダ・ゲイツ財団と連携して、約50億円の円借款を供与しました。この円借款については、新しい方法(ローン・コンバージョン)が採用されました。これは一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務をゲイツ財団が肩代わりするものです。2014年4月には、高いワクチン接種率などの事業成果が確認されたことから、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって、返済を行いました。同じ方式で、2014年度には、ナイジェリアの「ポリオ撲滅事業」に対し、約83億円の円借款を供与しました。さらに、2014年度には、ポリオ

常在国のアフガニスタンに対する約14.5億円の支援、パキスタンに対する約5.6億円の支援を行ったほか、非常在国のザンビアについても約2.2億円の支援を行いました。また、ソマリアには2013年度に緊急対策として1.1億円の支援を行いました。



ビル&メリンダ・ゲイツ財団と、ナイジェリアにおけるポリオ撲滅に向けた連携の合意文書を締結した際の署名式の様子。JICA(東京)とゲイツ財団(米国)をテレビ会議で接続(写真: JICA)

● 顧みられない熱帯病(NTDs: Neglected Tropical Diseases)

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

さらに2013年4月、NTDsを含む開発途上国の感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund: Global Health Innovative Technology Fund)を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、低価格で効果の高い、治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指します。

● 公衆衛生危機(エボラ出血熱)

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は、容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えます。2014年のエボラ出血熱の流行は、ギニア、リベリア、シエラレオネの3か国を中心に多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こしました。また、世界保健機関(WHO)による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)^(注103)」の宣言、感染症に関するものとしては3例目となる国連安保理決議(第2177号)の採択が行われるなど、エボラ出血熱の流行終息は国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。

日本は、2014年4月にギニアに対していち早く緊急無償資金協力を実施して以降、流行国や国際機関に対し、様々な支援を切れ目なく実施してきました。2015年6月までに総額約1億8,400万ドルの資金的支援に加え、専門家派遣や物資供与といった支援を実施しました。人的な面ではWHOのミッションに2015年6月時点で延べ20名の専門家を派遣したほか、国連エボラ緊急対応ミッション(UNMEER)^(注104)へ医師免許を有する外務省職員を派遣しました。物的支援に関しては、個人防護具(PPE: Personal Protective Equipment)を含む物資を感染国に供与しました。さらに、日本の技術を活かした治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィカメラの開発等、官民挙げてエボラ危機の克服を後押ししてきました。(日本の取組については、さらに116～117ページの「開発協カトピックス」を参照。)

今回のエボラ出血熱の流行拡大は、流行地域における保健システムが脆弱であったことが一因と考えられています。日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本となるとの観点に立ち、エボラ出血熱の流行前から、人間の安全保障に直結する課題である保健分野における開発協力を重視し、UHCの推進を掲げ、西アフリカの保健システムの強化に継続的に取り組んできました。日本は、流行3か国が新たに策定した復興計画に沿って医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援や、インフラ整備、農業生産性向上、食料安全保障強化等、社会的・経済的復興に資する支援を迅速に進めています。そして、今後も、2013年の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)^(注105)で表明したアフリカ地域の保健分野に対する5億ドルの支援、12万人の人材育成支援を活用して、中長期的な取組を進めていきます。

また、「平和と健康のための基本方針」においても、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、さらにはG7/8サミット、TICADなどの国際会議での議論を通じて国際保健分野の議論を主導してきた国家として、これからもエボラ出血熱の流行終息・再発防止に貢献します。さらには他の感染症の予防・早期発見・対応に向けた公衆衛生危機への世界的対応体制の構築に関し、国際社会と一丸となって取り組み、主要な役割を担っていく方針を示しており、被災国での迅速な人的支援を行う、国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、効果的な支援に向けた取組が行われています。



スーダンにおけるエボラ出血熱対策支援のため、エントリーポイントとなるハルツーム国際空港検疫所の医療従事者に対するトレーニングの様子。写真は日本人専門家によるエボラ防護服の着付けの指導(写真:赤尾邦和/JICAスーダン)

注103 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 PHEIC: Public Health Emergency of International Concern

注104 国連エボラ緊急対応ミッション UNMEER: UN Mission for Ebola Emergency Response

新興・再興感染症

新興感染症：SARS(重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。

再興感染症：コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、終息したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

**Gavi ワクチンアライアンス
(Gavi, the Vaccine Alliance)**

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー(援助国)および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

保健システム

行政・制度、医療施設、医薬品供給、保健情報、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材を含めた保健サービス提供のための仕組みのこと。

**顧みられない熱帯病
(NTDs: Neglected Tropical Diseases)**

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。2015年のG7エルマウ・サミット(ドイツ)においてもNTDs対策の重要性が確認された。

フィリピン

**コーディレラ地域保健システム強化プロジェクト
技術協力プロジェクト(2012年2月～実施中)**

フィリピン・ルソン島北部のコーディレラ地域では、山岳地に住む言語や文化の異なる先住民族が人口の70%を占めています。また地理的にも孤立し貧困率が高い地域であり、地域住民の保健医療サービスへのアクセスが向上するよう、保健医療サービス利用体制の整備が差し迫った課題となっていました。同地域では自宅で出産する女性が多いことと相まって、妊産婦と幼児の死亡率が高く、本プロジェクト実施前の2009年には、医療施設での分娩率は55%に過ぎない状態でした。

この課題に対応するため、日本は2012年に地域保健システムを強化するためのプロジェクトを開始しました。母子保健サービスの向上を目指し、新たな病院、助産所、保健所を開設したほか、既存の医療施設では分娩台等の医療設備の整備も行いました。さらに、それら施設への機材の設置、医師、看護師、助産師の配備を通じ、それら施設が、フィリピンの保険会社から診療報酬を受け取るための認定を取得できるような支援も行いました。「妊婦皆保険」の目標の下、地元的女性たちの間で妊婦の国民健康保険加入を進め、女性たちが医療費の心配なく安全な施設で分娩し、産前・産後もそれら施設で健診を受ける習慣が普及するよう取り組んでいます。妊産婦の啓発活動にはコミュニティ・ヘルス・チーム(CHT)の女性たちがボランティアで活動をしています。

こうしてコーディレラ地域では、便利で信頼できるそれら施設にアクセスする人々が増え、施設分娩率が95%に向上しました。多くの母親が国民健康保険に加入し、母子手帳を手にして自身と子どもの健康管理により一層関心を払うようになったことは大きな成果です。

日本は、国際社会において、すべての人が基礎的な保健サービスを必要ときに負担可能な費用で受けることのできるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を推進しています。母子保健分野でもUHCの達成は重要です。UHCはフィリピンのコーディレラでも定着しつつあります。(2015年8月時点)



施設分娩、産前産後検診を啓発するための広報マテリアル (写真: JICA)



メインカウンターパートである保健省コーディレラ地域局とのプロジェクト内容に関する協議風景 (写真: JICA)

ウイルス性人獣共通感染症の制圧を目指して

～ 30年にわたる北海道大学とザンビア大学獣医学部の協力～



防護服に身をまとい調査に出かけるスタッフと梶原さん(前列右2番目)・森さん(前列左2番目)(写真:梶原将大)

2014年に西アフリカで流行し、1万人を超える犠牲者を出したエボラ出血熱(エボラウイルス病)は、現在もその感染経路の特定や治療法が確立されていません。このエボラ出血熱をはじめSARSや鳥インフルエンザは動物および人間の両方に感染するウイルスにより引き起こされます。加えて、これまで知られていなかった新たな「ウイルス性人獣共通感染症」が世界各地で発生しており、その対策が重要な課題となっています。

南部アフリカのザンビアでもこうしたウイルス性人獣共通感染症の発生が確認されています。しかし、まだ、その対策のための感染症の疫学情報や検査診断能力は乏しく、教育や研究の基盤も整っていません。

2013年6月、日本は「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究」プロジェクトをザンビアで開始しました。ウイルスに関する診断法を確立・改良するための支援と、ウイルス性人獣共通感染症の研究および検査診断能力の向上への寄与がその目的です。

このプロジェクトの下で、首都ルサカのザンビア大学獣医学部を拠点に活動を展開しているのは、北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターの研究者でJICA専門家でもある梶原将大さんと森亜紀奈さんのご夫妻です。北海道大学とザンビア大学獣医学部は古くからの縁があります。ザンビア大学獣医学部は日本の無償資金協力によって1985年に設立され、技術協力には北海道大学の教師陣が尽力しました。以来、両大学は約30年にわたり留学や研究などの交流を続けています。

ウイルス性人獣共通感染症の研究では、ウイルスの生息状況を把握し、人間社会に入ってくる経路を突き止めることが重要です。プロジェクトでは、渡り鳥の糞やコウモリの血液、そしてダニなどを採取し、ザンビア大学の研究者と共に解析をしています。梶原さんはその意義をこう語ります。

「たとえば、ザンビアで仮に高病原性鳥インフルエンザが



ザンビア国内の洞窟でコウモリを捕獲している様子(写真:梶原将大)

発生したときに、自国の研究者だけでいち早く発見し、対応できるようにするためにもウイルス学研究の能力強化が

必要です。」

地道な調査によって、これまでに新しいウイルスを3株、インフルエンザウイルスを9株検出することに成功しました。

2014年8月、ザンビアでもエボラ出血熱が疑われる患者が現れ、ザンビア大学獣医学部に診断依頼が持ち込まれました。エボラ出血熱の診断には重大な責任が伴います。自身が感染するリスクはもちろん、ひとたびエボラ出血熱であると診断が下れば、ザンビアが感染の危険性がある国だという情報が世界中を駆けめぐります。幸いなことに、これまで検査した16例の疑わしい患者はすべて陰性でした。

このような重圧のかかる診断をザンビア人研究者だけで確実にできるよう支援することもプロジェクトの目標です。高い診断技術を習得するためには、検査の重要性を理解し、自主的に検査に参加する必要があります。しかし、診断開始当初は、ザンビア人研究者たちの多くが及び腰でした。そこで森さんは、「研究者には『あなたにしかできない』と信じて自信を持たせました」と当時の様子を語ります。「人間は頼りにされると実力を発揮するものです。そして、プロジェクト終了後は自分たちだけで診断しなければならないという自覚が芽生えたと思います。」

一時は深刻であったエボラ出血熱の流行も、世界各国の様々な努力により終息しつつありますが、その他の感染症も含め、いつ再び発生するか誰にも分かりません。梶原さんは「感染症の被害を最小に抑えるには正確かつ迅速な診断が重要です。自分の技術を過信せず、失敗のリスクを最小限に減らす努力を惜しまないでほしいのです」と語ります。

診断の技術を高めるためにも、研究を盛んに行う必要があると、梶原さんは指摘します。海外で博士号を取得し、研究のアイデアを持つ優秀なザンビア人研究者も少なくありません。ただ、ザンビア大学獣医学部の予算は乏しく、アイデアを実現できないのが現実でした。プロジェクト開始当初は遠慮からか、ザンビア人研究者たちの多くは自分の研究アイデアを口にすることはありませんでした。そこで、梶原さんは「これは君たちが主役のプロジェクトだから、自分が意義があると思う研究をすればいい」と伝えるようにしました。その言葉に後押しされ、プロジェクトを活用して、自らの研究テーマに打ち込む研究者が増えました。

ウイルス性人獣共通感染症の制圧のためにザンビア人研究者の情熱を支援したい。梶原さんと森さんは、その思いでザンビア大の研究者たちとのプロジェクトに取り組んでいます。

エボラ出血熱と日本の支援

2014年9月18日、感染症に関するものとしては異例の国連安保理決議が採択されました。日本も共同提案国となったこの決議で、エボラ出血熱（エボラウイルス病）の流行が「国際の平和と安全に対する脅威」として位置付けられ、各国政府は大きな危機感を持ってこの感染症に対処することになりました。

エボラ出血熱の流行地域における対策では、医薬品、医療スタッフ、感染症対策の専門家はもちろん、大量の医療消

耗品（防護具など）、患者を隔離できる集中治療施設から出国時の検疫まで、多様なニーズが存在します。これらに対応しながら、いかに流行の拡大を阻止し終息させるかが課題でした。

この課題の解決に向けて、日本は資金面だけでなく、専門家派遣や物資供与といった幅広い支援を実施してきました。ここでは、その中から、高い技術を駆使した「日本らしい」支援を、二つの事例を取り上げて紹介します。

■(1) 迅速検査キット

エボラ出血熱の流行を阻止する上での障害の一つは、都市部以外での感染拡大の詳細がなかなか把握しにくいことでした。患者の発熱がエボラ出血熱によるものか確認するために都市部の病院やエボラ治療施設を受診するのは容易ではありません。したがって、病院や治療施設での受診なしに、地元での感染を迅速かつ正確に把握できる体制を整えることが非常に重要になります。

「エボラ出血熱迅速検査キット」の特徴は、その迅速性、軽量性と正確性にあります。従来、エボラ出血熱の検査は、1回の検査ごとに約1時間半かかっていました。また、用いられる

機材は、持ち運びが不便な上、安定電源を必要としていましたが、流行地域の多くではその確保が簡単ではありません。ところが、長崎大学と東芝が開発した迅速検査キットは、正確性で既存の検査法に匹敵しながら、迅速さや軽量性に優れ、加えて安定電源が不要なため、たとえば地方など基礎的インフラが十分に整っていない地域でも検査を容易に実施することができます。

流行国の一つ、ギニアでは、2015年3月～5月、エボラ出血熱の流行終息に向けた「強化緊急衛生宣言」の下で、集中的な撲滅キャンペーンが行われていました。日本政府は、ギ



迅速検査装置
(写真：東芝メディカルシステムズ株式会社)



エボラ出血熱迅速検査装置の使い方を技術指導する安田二郎・長崎大学教授(右)と黒崎陽平・同大助教(左端)

ニア政府から、キャンペーンでこの迅速検査キットを活用したいとの要請を受け、この年の4月、このキットを供与しました。同時に、このキットで使用される試薬を開発した安田二郎長崎大学熱帯医学研究所教授と黒崎陽平同大学助教が、日本の支援の一環として、自ら現地に赴き、現地政府関係者に対してキットの使い方に関する技術指導を行いました。二人は地方でのキャンペーンにも参加し、最前線での実地指導にも協力しました。このように、日本の供与した迅速検査キットは、エボラ患者の早期診断に大きく貢献しています。



移動式ラボにおける安田長崎大学教授(左)と黒崎同大助教(右)。後ろは、迅速検査キットを使用するギニア人検査技師

■(2) サーモグラフィカメラ

エボラ出血熱はギニア、リベリアおよびシエラレオネの西アフリカ3か国を中心に流行しましたが、7月にナイジェリア、9月にセネガル、そして10月にはマリといった周辺国に感染が拡大し、さらに治療に当たっていた医療従事者への二次感染(スペイン、英国、米国)といった問題を引き起こしました。

このような状況の中で、流行の拡大がアフリカ全体に経済的にも大きな被害を及ぼすことが懸念されるようになりました。これは、エボラ出血熱の水際対策として、世界各国において入国管理が過剰に強化されるようになり、流行国のみなら

ずアフリカ地域全体への人の移動が減少したことが大きな要因です。そのためエボラ出血熱とその経済的被害を防ぐためには、信頼のおける検疫体制を整え、安全・安心な人の移動を確保することが重要でした。

NECのグループ会社である日本アビオニクス株式会社が製造した赤外線サーモグラフィカメラは、日本の成田空港でも使用されています。同時に複数の人の体表温を非接触で測定できるため、このカメラを使うことで検疫時の感染の拡大を防ぐと同時に、人の往来が激しい空港において、安心・安全な出入国管理が期待できます。

日本政府は、エボラ出血熱を中心にした感染症対策として、リベリアなど西アフリカを中心にアフリカ7か国(2015年8月時点)にサーモグラフィカメラを供与しています。供与されたカメラは各国の国際空港等に設置され、出入国時の検疫業務に役立っています。日本の高い技術が人々の安全と安心に貢献することで、人の移動が引き続き確保され、アフリカのさらなる経済発展のための素地が強化されることが期待されます。



コートジボワールのアビジャンにあるフェリックス・ウフェ・ボワニ国際空港で、同時に複数の人たちの体表温度を測定しているサーモグラフィカメラ
(写真：日本アビオニクス株式会社)

(3) 防災の主流化、防災対策・災害復旧対応

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が開発途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な

影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

< 日本の取組 >

● 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。

2005年、兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択され、持続可能な開発の取組に防災の観点の効果的に取り入れることの重要性が確認されました。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協カイニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

2012年7月には、東日本大震災の被災地である東北3県で「世界防災閣僚会議in東北」を開催し、防災の主流化・強靱な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向けて発信しました。また、「21世紀型の防災」を実際に推進していくために、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における防災の位置付け、および、同会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。また、2013年～2015年の3年間で防災分野に30億ドルの資金提供を行うことを表明しました。

2015年3月14日～18日に、仙台において第3回国連防災世界会議が開催されました。これは、国際的な防災戦略について議論するために国連が主催して開かれ

る会議で、日本は防災に関する知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進していることから、第1回(1994年横浜)、第2回(2005年神戸)に続き、第3回会議もホスト国となりました。今回の会議には185の国連加盟国、6,500人以上が参加し、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加する、日本で開催された史上最大級の国際会議となりました。(詳細は、120～121ページ「開発協カトピックス」を参照)

今回の会議に当たって、日本として目指していたことは以下の3点でした。

- ①様々な政策の計画・実施において防災の視点を導入していくこと(防災の主流化)
- ②防災に関する日本の知見・技術を発信すること
- ③東日本大震災からの復興を発信すること、また被災地の振興

会議の結果、仙台宣言とともに、第2回会議で策定された防災の国際的指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。仙台防災枠組には、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、日本は新たな協カイニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協カイニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～2018年の4年間で40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。

2015年9月の持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットにおいて、安倍総理大臣は「仙台防災枠組」の実施をリードする決意を示すととも

に、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、12月23

日、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。

ペルー

地震・津波減災技術の向上プロジェクト 技術協力プロジェクト—科学技術(2010年3月～2015年3月)

ペルーは、日本と同様に環太平洋地震帯に位置する地震・津波の多発国であり、自然災害はペルーの社会・経済開発にとって大きな障害となっています。近年においては、2001年6月23日にペルー南部の沿岸部を震源とするマグニチュード8.4の地震が発生し、100人を超える死者と4万棟を超える建物の倒壊という被害をもたらしました。また、2007年8月15日にもペルー中部(イカ州ピスコ沖)でマグニチュード8.0の地震が発生し、500人を超える死者と8万棟を超える建物が倒壊しました。中でも、日干しレンガづくりの家屋など、耐震性の不十分な建物に住んでいた貧しい住民が、大きな被害を受けました。いずれの地震も、周期性のある海溝型地震であり、今後も同様の地震・津波が発生することは確実といわれています。被害を軽減するためには、将来の地震・津波発生リスクと生じ得る被害を科学的に予測し、これに基づいた具体的な対策を講じることが重要です。

日本は1986年から1991年まで実施した「日本・ペルー地震防災センタープロジェクト」により、日本・ペルー地震防災センター(以下、CISMID)の設立を支援しました。以来、約30年の長きにわたり、CISMIDはJICAおよび日本の大学・研究機関と協力・交流を続けています。2010年には「地震・津波減災技術の向上プロジェクト」を開始し、将来の地震・津波被害リスクを的確に予測し、被害を軽減するための技術の研究・開発を支援しました。同プロジェクトでは、ペルー側はCISMIDが、日本側は千葉大学が共同研究代表となり、将来甚大な被害を及ぼし得る想定地震シナリオの設定、地震シナリオに基づく地震動・津波シミュレーションと被害予測、耐震技術に関する最新の手法とデータを用いた分析、研究成果に基づく防災啓発活動を行いました。

現在も、ペルー側共同研究者はプロジェクトを通して得られた新たな知見や技術を活用し、行政とも連携した上で、ハザードマップ作成および建築基準改正、関係機関の能力強化等に取り組んでおり、今後は中南米地域における防災人材育成への貢献も期待されます。(2015年8月時点)



子ども向け防災教育教材
(写真: JICA)

モーリシャス

地すべり対策プロジェクト 開発計画調査型技術協力(2012年4月～2015年4月)

モーリシャスは、その面積がほぼ東京都と同じ小さな火山島です。急な傾斜が多いために地すべりの危険が極めて高いといわれています。とりわけ、近年は人口の増加や都市の拡大に伴って傾斜地の家屋・住民が増える傾向にあり、地すべりが発生する度に深刻な被害が発生しています。

1986年から87年にかけて首都ポートルイスの西部で大規模な地すべりが発生し、大災害となりました。そこで、日本は1989年から様々な地すべり対策に協力し、この地区の地すべり防止に貢献してきましたが、2005年3月にポートルイスの北部でまた大規模な地すべりが発生しました。

モーリシャス政府は、地すべり災害への対応を強化するため、中央災害委員会を設置し、2009年にはインフラ省内に地すべり対策ユニット(LMU: Landslide Management Unit)と修繕・修復ユニット(RRU: Repair and Rehabilitation Unit)を設置しました。それでも、モーリシャスでは、限られた人員による限定的な対策にとどまっていた。加えて地質工学の専門家がほとんどいないため、専門的な知見に基づいた地すべりのリスク把握・モニタリングおよび危険地における土地利用の改善のための取組が実施されてきませんでした。

このような背景から、モーリシャス政府は防災の観点からより根本的な「モーリシャスにおける地すべり対策」の策定を日本に要請しました。日本は、地すべりの進行によりポートルイス市で発生した家屋の被害状況や地すべり時の状況について調査を行いました。また、このプロジェクトで供与した伸縮計やパイプ歪計の設置方法や設置位置の選定方法についても指導してきました。さらには、モーリシャスで行った技術移転セミナーでは、モーリシャス公共インフラ省(MPI: Ministry of Public Infrastructure)だけでなく、地すべり災害に関連する各種機関、大学関係者などが多数参加し、活発な意見交換が行われました。ほかにも、このプロジェクトで供与・設置した地すべり観測装置の孔内傾斜計および地表伸縮計などが供与・設置され、専門的なデータの収集が可能になりました。2012年にはMPIの職員5名を日本での研修に招聘し、国土交通省関東整備局の監視モニター室などを視察しました。

こうした協力を通じて、RRU/LMUの職員による地すべり管理に関する技術能力が強化されることや地すべり管理計画の策定に役立てることが期待されます。



来日研修で国土交通省関東整備局の監視モニター室を視察している様子(写真: 国際航業)

第3回国連防災世界会議報告

2015年3月14日から18日にかけて仙台において第3回国連防災世界会議が開催されました。



第3回国連防災世界会議の開会式(写真:内閣広報室)

この国連主催の会議では、国際的な防災戦略が議論されました。日本は防災に関する自身の豊富な知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進している立場から、第1回(1994年横浜)、第2回(2005年兵庫(神戸))に続き第3回会議もホスト国となりました。今回の会議には185の国連加盟国が参加し、元首7か国、副大統領級6か国、副首相7か国、閣僚級84か国を含め6,500人以上が、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加し、日本で開催され



第3回国連防災世界会議の全体会場(写真:UNISDR)

た史上最大級の国際会議となりました。

また、会議に合わせて「女性のリーダーシップ発揮」、「リスクに対応した投資」、「包摂的な防災」をテーマに3つの首脳級会合(ハイレベル・マルチステークホルダー・パートナーシップ対話)が開催され、そのうち「女性のリーダーシップ発揮」セッションでは安倍総理大臣が基調講演を行い、東日本大震災の経験も踏まえ、防災における女性の役割の重要性について論じました。そのほか、5つの閣僚級ラウンドテーブルセッション、350以上のシンポジウム・セミナーも行われ、様々なレベルの多様な関係者が、幅広い視点から防災という問題に取り組む場となり、国際社会の防災に対する理解を深める重要な機会となりました。

今回の会議開催に当たって、日本としては3つの狙いがありました。第一に、様々な政策の計画・実施において防災の視点を導入していくこと(防災の主流化)、第二に、防災に関する日本の知見・技術を発信すること、そして、第三に、東日本大震災からの復興を発信し、被災地の復興に貢献することです。

「防災の主流化」については大きな成果がありました。会議の結果、第2回会議で策定された防災の国際的指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組みとなる「仙台防災枠組2015-2030」が採択されましたが、同枠組みにおいては、防災投資

の重要性、多様なステークホルダー(関係者)の関与、女性と若者のリーダーシップ促進、「より良い復興(Build Back Better)」など、日本から提案した考え方が多く取り入れられ、2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても防災の視点が盛り込まれました。また、日本の新たな協カイニシアティブとして、安倍総理大臣から、今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協カイニシアティブ」を発表しました。同イニシアティブでは、災害は貧困撲滅と持続可能な開発の障害であり、人間の安全保障に対する脅威であると位置付け、あらゆる開発政策・計画に防災の観点

被災者の心に寄り添いながら災害と闘ってきた日本の経験を共有

～ミャンマーで移動式防災教室～



ミャンマーのネピドーにて開催された2014年国際防災式典で防災学習ツールキットを紹介する鹿田さん
(写真: SEEDS Asia)

2008年5月、東南アジアのミャンマーを襲ったサイクロン・ナルギスは、最大風速毎時215キロメートルの暴風と3.6メートルの高潮によって、死者・行方不明者約14万人に及ぶ甚大な被害をもたらしました。開発途上諸国で災害救援や防災の事業を展開する特定非営利活動法人SEEDS Asiaは、同年からミャンマーでの活動を開始。2013年からは、JICAの支援を受けて草の根技術協力事業*1の枠組みも活用して、災害危険地域における防災能力向上に取り組んでいます。

現地で継続的に活動しているのは鹿田光子さん。鹿田さんは、大学時代に神戸で阪神大震災遺児との交流活動にボランティアとして参加していました。その後、インドに研究留学し、デリーの日系商社に勤めていた際、ナルギスによる被災を知り「遺された子どもたちはどんな状況にあるのだろう」という想いで、SEEDS Asiaへ転職。翌年、ヤンゴンに赴任しました。

ナルギスで甚大な被害を受け、津波や気候変動による風水害のリスクを抱える、低デルタ地帯のヤンゴンとエヤワディが活動の対象地域です。まず鹿田さんが驚いたのは、学校の先生ですら災害の仕組みや対処について理解していないこと。そして住民はただ恐怖を抱えるか、諦めるしかない状況だったことでした。そこで、SEEDS Asiaでは、自然現象は止められなくともその被害を最小限に抑えることはできる、という防災の基本を分かりやすく理解するための教材を開発し、トラックに積み込んで学校を訪問する「移動式防災教室」を開始。2015年9月時点で、訪問校は350校を超え、3万人を超える教員や子どもたちが受講してきました。教員は防災教育を実施できるようになり、子どもたちの防災知識や意識の著しい向上を防災テストで確認し、その実践をモニタリングで確認してきました。

鹿田さんは活動の意義をこう語ります。「『移動式防災教室』は“広げる支援”という位置付けでした。防災知識や意識が普及していなかったためです。今は各地域に『防災活動センター』を設立して浸透・発展させていく“根づかせる支援”



防災移動教室で、津波・洪水・サイクロン・地震のリスクから地域を守る10のポイントについて、真剣に聴き入る子どもたち(写真: SEEDS Asia)

へ移行しつつあります。ナルギスの襲来後、政府では国家防災行動計画が策定されましたが、住民レベルでの取組への支援、特に学校と

地域の連携がほとんどなかったのです。そこで、地域住民の防災拠点となるセンターを設立し、地域と学校をつなぎ継続的な防災活動をしていくための能力向上とネットワークの構築に向けて活動しています。」

活動地域は見渡す限りの水田が広がる低デルタ地帯。津波や高潮、暴風雨から身を守る高台はほとんどありません。ナルギスの襲来後に避難用シェルターが建設された場所もありますが、建物があれば十分というわけではありません。情報を収集し、状況に基づき避難の判断をすること、避難所の運営のほか、応急処置や捜索活動をするには、日ごろから防災に関する能力向上に努め、避難時の体制と防災設備を整えておく必要があります。

プロジェクトではまず、移動式防災教室を活用して防災の基礎知識を広く共有し、防災活動センターの中心的な運営を担っていく教員や地域住民の中心人物を「防災リーダー」として選抜します。災害に弱い地域や要素を調べて防災マップを作成し、特定されたリスクに備えるために必要な機材や能力を明らかにした上でトレーニングを計画・実施し、地域で普及を図っていくというものです。

ナルギスによって大切な人を失い、サイクロンのことなど思い出したくもないという住民もたくさんいます。「自然には立ち向かえない」と悲観的に考える住民が数多くいるのも現実です。だからこそ、鹿田さんは、日本の災害の経験と戦ってきた歴史を共有すること、そして住民の心に寄り添うことが大切だと語ります。

「住民の声に耳を傾け、そして想像力を最大限にして想いを馳せませす。『救えた命があったかもしれない』『大切な人を失いたくない』『生き残りたい』。そういった気持ちに共感し、そして災害に備えることの大切さを住民の心に訴えていきました。」

プロジェクトの成果はすでに現れています。モデルケースとして他の地域に先行して防災活動センターの整備を進めてきたクンジャゴン区では、地域と学校が連携して自発的な活動を始めており、防災訓練を実施するとともに、他の地区の住民を招いて、防災啓発活動を行っています。

来るべき災害に日ごろから備える地域ぐるみの防災活動が根づき始めたミャンマーの低デルタ地帯。その背景には、被災地の人々の心に寄り添う日本の繊細な支援がありました。

*1 草の根技術協力事業は、国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を、JICAが政府開発援助(ODA)の一環として、促進し助長することを目的に実施する事業。

(4) 食料安全保障および栄養

国連食糧農業機関 (FAO) ^(注105)、国際農業開発基金 (IFAD) ^(注106)、および国連世界食糧計画 (WFP) ^(注107) 共同の報告「世界の食料不安と現状 2015年報告 (SOFI2015) ^(注108)」によると、世界の栄養不足人口は過去10年間で1億6,000万人以上、1990年～1992年以降では2億人以上減少しているという良好な傾向が確認されたものの、依然として約8億人(2014年～2016年、推計値)が栄養不足に苦しんでいます。

この報告書によれば統計上は未達であったが、開発の観点からは、2015年までに飢餓人口の割合を半減

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2014年度には、二国間食糧援助として14か国に対し総額55.7億円の支援を行いました。

国際機関を通じた支援では、主にWFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。2014年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額1億5,655万ドルを拠出しました。

また、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ (CGIAR) ^(注109)が行う品種開発等の研究にも支援を行うとともに、研究者間の交流を通じ連携を進めています。

ほかにも日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染

するというミレニアム開発目標 (MDGs) は達成したと見なせるとされています。また、社会的セーフティー・ネット (人々が安全で安心して暮らせる仕組み) の確立や栄養状態の改善、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、食料安全保障 (すべての人がいかなるときにも十分に安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態) を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

さらに、妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1,000日間における栄養改善は特に効果的であるため、そのための取組が進められています。

病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADS) ^(注110) など国際獣疫事務局 (OIE) ^(注111) やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。さらに、日本は国際的な栄養不良改善への取組である Scaling Up Nutrition (SUN) に深く関与し、支援の強化を表明しました。



ザンビア・ブルング小中学校で給食を受け取る生徒たち (写真: 渋谷敦志/JICA)

注105 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注106 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注107 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注108 SOFI2015: The State of Food Insecurity in the World 2015

注109 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

注110 越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADS: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

注111 国際獣疫事務局 OIE: Office Internationale des Epizooties 通称はWorld Organisation for Animal Health

マダガスカル

中央高地米生産性向上プロジェクト 技術協力(2009年1月～2015年7月)

マダガスカルの国土は、日本の約1.6倍で、世界で4番目に大きい島です。コメを主食としており、日本人と比べ約2倍に当たる、年間国民1人当たり約120キログラムを消費しています。コメの生産面積は140万ヘクタールで、毎年300万トン前後のコメを生産していますが、サイクロンなどの影響により年間生産量の変動が大きく、自国のコメ消費量の約10%を輸入に頼っています。

国家開発計画であるマダガスカル・アクション・プラン(MAP:2007-2012年)において、最も重要な改革イニシアティブの一つとして、コメの生産量を2005年の342万トンから2012年までに倍増させることが目標とされました。

日本は、マダガスカル中央高地の主要な稲作形態に対応した技術開発と普及支援を行うとともに、稲作関連機関の連携強化を図ることを目的に支援を開始しました。

コメ増産に取り組むに当たり、首都アンタナナリボと第三の都市アンチラベがある人口集中地域の中央高地において、コメの生産量を増大させることは重要な課題でした。このプロジェクトの対象地域5県は中央高地に位置しており、標高は約600メートルから1,500メートルで、多様な自然・生態環境の下、^{かんがい}灌漑稲作、谷地田における天水稲作および高冷地における稲作が主な稲作形態です。コメの生産性向上のためには、稲作形態に適し、かつ市場と農家の評価を踏まえた推奨品種の選定、その種子の普及、および品種に適した栽培技術の確立とその普及が欠かせません。

このプロジェクトでは、重点県であるアロチャ・マンブル県の灌漑稲作、ブングラバ県の天水稲作、ヴァキナカラチャ県の高冷地稲作といった典型的な稲作条件に対応して、3種類の基本的な技術パッケージを作成し、技術開発から技術の普及へと取り組みました。各県に設置したモデルサイトを中心に周辺農家への普及活動を実施してきましたが、2013年～2014年からはモデルサイト以外の地域での技術普及も本格的に開始しました。さらに、プロジェクトでは品種選定、種子増殖、配布体制の整備を推進してきました。マダガスカルでは農業技術普及員の人材不足が大きな問題でしたが、2013年6月時点では、重点県において技術パッケージを用いた技術指導経験を持つ研修員が、全研修員数119名中104名(87.5%)であったところ、2015年2月の調査時点では、全研修員数228名中217名(95.2%)へと増加しました。

モデルサイトにおけるコメ生産農家のコメの平均単位収量が1ヘクタール当たり1トンの増加という目標においても、2011/12年作期に示された収量増分1ヘクタール当たり0.67トンから、2013/14年作期に示された収量増分は1.50トンへと、単位面積当たりの収量の向上が示されました。この増加は達成指標を満たすものと評価されています。



ブングラバ県のプロジェクト実証農場で収穫を行う実証農家。彼らの笑顔は、協力を行う日本人たちにとっての励みとなる(写真: JICA)

日本の食料安全保障のための外交的取組

世界の食料生産の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●投資促進 責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会(CFS)が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、FAO・世界銀行等による調査研究の支援、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催 等 ●農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進 アフリカ稲作振興のための共同体(CARD) 等 ●気候変動への対応等 干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築 等
安定的な農産物市場および貿易システムの形成	<ul style="list-style-type: none"> ●自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視 WTOの下での輸出制限の原則禁止、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー(農業市場情報システム(AMIS)等)、価格変動への対策 等
脆弱な人々に対する支援・セーフティー・ネット	<ul style="list-style-type: none"> ●食糧援助 穀物等の供与 等 ●栄養支援 栄養指導、栄養補助食品の供与 等 ●社会的セーフティー・ネット構築支援 最貧困層に対する生活手段付与 等
緊急事態や食料危機に備えた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●国際的な協力枠組み ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)、G20の迅速対応フォーラム(RRF) (※国内体制整備としては、緊急事態食料安全保障指針がある)

(注) FAO：国連食糧農業機関

(5) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電気にアクセスできない人々は約13億人(世界の人口の18%に相当)、特に、サブサハラ・アフリカでは、人口の約3分の2(約6億2,000万人)に上るといわれています。また、サブサハラ・アフリカでは、人口の約5分の4(約7億3,000万人)が調理に際して屋内大気汚染をもたらす、木質燃料(木炭、薪^{まき}など)に依存しており^(注112)、若年死亡の主要因となっています。^(注113)電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー(水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など)を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ(経済社会基盤)整備を支援しています。

2015年6月のG7エルマウ・サミット(ドイツ)においては、首脳宣言付属書としてアフリカにおけるエネルギーアクセスを改善させることを目的とした「アフリカにおける再生可能エネルギーに関するイニシアティブ」を発表しました。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行(JBIC)^(注114)、日本貿易保険(NEXI)^(注115)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)^(注116)による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。また、国際的な取組としては、2014年6月のG7ブリュッセル・サミットにおいて、開発途上国が天然資源に関する契約

は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

を交渉する能力を強化するため、複雑な契約交渉の支援強化(CONNEX)^(注117)に係る新たなイニシアティブを発表しました。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)^(注118)を積極的に支援しています。EITIとは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をEITIに報告し、資料の流れを透明化します。48の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。



2015年11月、ファティ・ピロル国際エネルギー機関(IEA)事務局長と会談する武藤容治外務副大臣

注112 (出典) World Energy Outlook 2014

注113 (出典) 国際エネルギー機関(IEA)「2014年世界エネルギー展望」(2012年時点の推定)、国際エネルギー機関(IEA)「アフリカエネルギー展望(2014)」

注114 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注115 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注116 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC: Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

注117 複雑な契約交渉の支援強化 CONNEX: Strengthening Assistance for Complex Contract Negotiations

注118 採取産業透明性イニシアティブ EITI: Extractive Industries Transparency Initiative

ケニア

太陽光発電によるロイトキトク県ンカマ地区住民の生活環境改善計画 草の根無償資金協力・官民連携（2014年3月～2014年11月）

ケニアは配電線網が以前よりも整備され、配電線網の延伸によって未電化世帯の電化を進めていくことが可能となつてはいます。しかし、実際には引き込み料金負担や不安定な電力供給などの問題から、配電線が架設された地区においても電気の引き込みを行わない家庭が多くあります。そうした家庭では灯油ランプを使用していますが、子どもたちが夜間に家庭学習をする際には、目や呼吸器に深刻な障害が生じます。

ODAの国際協力では、日本のNGOや民間企業が開発途上国などを支援する際の、官民連携案件に関する提案を受け付けています。ケニアにおいては、「太陽光発電によるロイトキトク県ンカマ地区住民の生活環境改善計画」が、日本の京セラ株式会社から、そのCSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)活動、BOP(Base of the Pyramid: 開発途上地域の生活向上や社会的課題解決への貢献を目指す)ビジネスの官民連携案件として提案され、ンカマ地区に太陽光発電システムを導入し、教育水準の向上と住民の生活の改善を図る協力を始めました。

赤道にまたがり日差しの強いケニアでは、太陽光発電は非常に有益です。ンカマ地区の小学校に設置されたソーラー発電システムは20年以上の耐久性を持ち、今後とも安定した電力提供がされていきます。また、夜間用の小型ソーラーランプが家庭学習をする子どもたちのために配布され、携帯電話の充電も可能になるなど、住民の生活向上に大きく貢献しています。

ンカマ地区の太陽光発電における官民連携の取組の実績が、ケニアならびに近隣のアフリカ諸国に広がり、子どもたちの学習環境や人々の生活改善に大きく寄与していくことが期待されます。(2015年8月時点)



マウント・サウス・ンカマアカデミーの児童たちの歓迎を受ける寺田達志大使(写真: 在ケニア日本大使館)

モルドバ

バイオマス燃料有効活用計画 環境・気候変動対策無償資金協力(2013年6月～実施中)

モルドバは鉱物資源に乏しく、天然ガス、石炭といったエネルギー源のほとんどをロシア、ウクライナ等の周辺国からの輸入に頼っています。旧ソ連時代は連邦から安価な燃料が供給されていましたが、独立以降は国際市場価格で燃料を購入することになり、国家財政を圧迫しています。また、地方では、行政府の財政難により厳冬期に暖をとるための十分な量の燃料を購入できず、地域の学校等の公共施設に十分な暖房が行き届かない状況にあります。暖房を供給できない地方では冬季に学校を一時閉鎖することもあります。こうしたことから、安定的な暖房の供給をいかに確保するかが大きな課題です。

2013年、このようなモルドバからの要請を受けた日本は、11億5,400万円を供与限度額とする環境・気候変動対策無償資金協力「バイオマス燃料有効活用計画」に関する取り決めを交わしました。

この協力により、モルドバにおいて、ワラ、麦や果樹の枝の切りくず等のバイオマスから燃焼効率の高い燃料(ペレット)を製造するシステムが導入され、そのペレット専用のボイラーが教育施設等において整備されます。

この協力は、日本による2013年以降の気候変動対策に関する途上国支援の一環として実施するものです。また、中小企業を含む日本の技術・製品(ペレット製造機およびボイラーなど)を積極的に活用することによって、優れた技術を持つ日本企業の国際展開を後押しする事業の一つとしても行われるものです。

この協力により、公共施設の暖房設備が整備され、各施設の燃料費が削減されるほか、モルドバの二酸化炭素の排出量も削減されることが期待されます。さらに、ペレットが代替燃料として普及することにより、モルドバのエネルギー安全保障の強化も期待されます。

日本は、すべての国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、モルドバと引き続き気候変動分野で連携していきます。(2015年8月時点)



ペレット製造設備。原料乾燥設備(写真: JICA)

第2節

地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。現在の国際社会における開発課題の多様化、複雑化、広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に、その必要性和特性に応じた協力を行っていく必要があります。日本は、これらの問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に開発協力などを行って開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表 III-7 ◆ 二国間政府開発援助の地域別実績(2014年)

(単位：百万ドル)

援助形態 地域	二国間政府開発援助							支出純額		支出総額		
	贈与			計	政府貸付等			合計	対前年比 (%)	合計	構成比 (%)	対前年比 (%)
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)	(A) - (B)					
アジア	854.95	321.57	695.86	1,550.81	5,720.45	5,294.13	426.32	1,977.13	-42.7	7,271.26	58.3	-42.0
東アジア	390.08	42.60	486.02	876.11	3,297.00	4,124.49	-827.49	48.62	-97.4	4,173.11	33.5	-57.2
北東アジア	22.51	—	36.47	58.98	202.94	1,047.83	-844.89	-785.91	-23.4	261.93	2.1	-48.4
東南アジア	366.50	41.53	441.92	808.42	3,094.06	3,076.66	17.40	825.82	-67.0	3,902.48	31.3	-57.7
南アジア	148.59	22.98	152.10	300.69	2,251.40	1,083.43	1,167.97	1,468.66	10.4	2,552.09	20.5	4.7
中央アジア・コーカサス	52.34	4.41	32.74	85.08	172.05	86.21	85.85	170.93	8.4	257.13	2.1	3.5
アジアの複数国向け	263.93	251.58	25.00	288.93	—	—	—	288.93	218.1	288.93	2.3	218.1
中東・北アフリカ	433.52	330.44	165.42	598.94	843.80	632.49	211.32	810.26	-47.4	1,442.74	11.6	-36.1
サブサハラ・アフリカ	760.01	340.72	386.14	1,146.16	497.11	85.85	411.26	1,557.42	-27.1	1,643.27	13.2	-43.3
中南米	105.57	18.10	158.22	263.79	170.43	404.47	-234.04	29.75	187.1	434.23	3.5	12.1
大洋州	78.23	0.35	44.93	123.16	4.90	19.14	-14.25	108.91	-10.5	128.06	1.0	-9.5
欧州	32.76	7.16	15.17	47.93	144.45	60.63	83.81	131.74	4,118.6	192.37	1.5	200.6
複数地域にまたがる援助等	184.97	150.85	1,168.10	1,353.07	—	—	—	1,353.07	2.9	1,353.07	10.9	2.9
合計	2,450.01	1,169.20	2,633.84	5,083.85	7,381.14	6,496.72	884.42	5,968.28	-30.0	12,464.99	100.0	-36.4

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 [-]は、実績がまったくないことを示す。

*3 卒業国向け援助を含む。

*4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*5 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

*6 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。

*7 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

1. 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国(LDCs)^(注1)、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国など様々な国が

< 日本の取組 >

日本は、インフラ(経済社会基盤)整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、これまでのインフラ整備と並行して、防災、環境・気候変動、法の支配

● 東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合(ASEAN)^{アセアン}諸国^(注2)は、日本のシーレーン上に位置するとともに、多くの日系企業が進出するなど経済的な結びつきも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。ASEANは2015年の共同体構築を最大の目標とし、ASEAN域内の連結性強化と格差是正に取り組んできました。日本は、こうしたASEANの取組を踏まえ、連結性強化と格差是正を柱として、インフラ整備、法の支配の強化、海上の安全、防災、保健医療、平和構築等の様々な分野でODAによる支援を実施しています。

連結性の強化に関しては、2010年10月のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」*が採択されたことを踏まえ、日本は、マスタープランの具体化に向けてODAの活用や官民連携を通じて積極的に支援を行ってきました。メコン地域にお

存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力内容の変化に対応しながら、開発協力活動を行っています。

の強化、保健医療、海上の安全など様々な分野での支援を積極的に実施するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

日本と東アジア地域諸国がより一層繁栄を遂げるためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

ける東西・南部経済回廊の構築、インドネシア、マレーシア、フィリピン等における海洋ASEAN経済回廊の構築を二大構想として、道路・橋梁、^{きょうりょう}鉄道、空港、港湾建設等のハードインフラの整備に加え、税関システムの向上等制度面、ソフトインフラの整備も推進しています。

日・ASEAN友好協力40周年であった2013年には、



2015年11月、マレーシア・クアラルンプールにおいて開催された第18回日・ASEAN首脳会議の集合写真(写真:内閣広報室)

注1 後発開発途上国 LDCs: Least Developed Countries

注2 ASEAN諸国: Association of South East Asian Nations プルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。(ただし、シンガポール、プルネイはODA対象国ではない。)

12月に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議において「日・ASEAN友好協力ビジョン・ステートメント」が採択され、日・ASEAN関係の強化に向けた中長期ビジョンが打ち出されました。この際、日本は、2015年の共同体構築を目指すASEANが掲げる「連結性の強化」、「格差是正」を柱に、5年間で2兆円規模のODAによる支援を行うことを表明しました。また、防災分野については、2013年11月に発生したフィリピン中部における台風ヨランダによる甚大な被害の発生を受け、防災ネットワークの拡充や災害に対して強靱な社会の実現に向けた支援の実施を内容とする日・ASEAN防災協力強化パッケージを発表し、ASEANにおける高品質な防災インフラ整備と災害対応能力向上のため、5年間で3,000億円規模の支援と1,000人規模の人材育成を実施することを表明しました。

インフラ整備に関しては、日本は、東南アジア諸国に対するこれまでの支援の経験も踏まえ、「質の高いインフラ投資」の重要性を表明しています。2014年11月に開催された日・ASEAN首脳会議では、持続可能で包摂的かつ強靱な「質の高い成長」の実現に向けて、東南アジアにおけるインフラ投資において、①効果的な資金動員、②被援助国や国際機関等とのパートナーシップの強化、③ライフサイクルコストや環境社会面での配慮、④包括的、かつ、きめ細かい支援の4つのアプローチをとる姿勢を表明しました。2014年12月にはベトナムの首都・ハノイの空の玄関口であるノイバイ国際空港第2ターミナルビルが完工し、2015



工事のクレーンが外され開通間近のネアアクルン橋。「つばさ橋」と命名された
(写真：久野真一／JICA)

年4月にはカンボジアにおける南部経済回廊の要であるネアアクルン橋(通称「つばさ橋」)が開通式を迎えるなどASEANにおける「質の高いインフラ投資」推進の取組は着実に成果を上げています。こうした取組を進めるため、2015年5月に東京で開催された「第21回国際交流会議 アジアの未来」では、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ—アジアの未来への投資—」(注3)を発表、アジア開発銀行(ADB)(注4)とも連携し、今後5年間で総額約1,100億ドル(13兆円)規模の「質の高いインフラ投資」をアジアに提供することを表明しました。

11月の日・ASEAN首脳会議では、安倍総理大臣が「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善を行うことや、ADBとの連携をさらに進め、国際協力銀行(JBIC)(注5)や日本貿易保険(NEXI)(注6)の制度改正・運用改善を行うことなど、抜本的な制度拡充策を発表しました。また、同首脳会議において、アジアにおける持続的成長には、インフラ整備に加え、各国の基幹産業の確立や高度化を担う産業人材の育成が不可欠との考えの下、今後3年間で4万人の産業人材の育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。日本は今後、アジアにおける産業人材育成を積極的に支援していきます。

メコン地域(注7)に対する支援に関しては、おおむね3年に1度日本で開催している日本・メコン地域諸国首脳会議(日・メコン首脳会議)において、その方針を策定しています。過去3年間、2012年4月の第4回日・メコン首脳会議で採択された「日メコン協力のための東京戦略2012」の3本柱①メコン連結性の強化、②貿易・投資の促進、③人間の安全保障および環境の持続可能性の確保に基づき、毎年開催される首脳会議および外相会議を通じて、日メコン協力を着実に実施してきました。

2015年7月に開催された第7回日・メコン首脳会議(日本における開催は4回目)では、今後3年間の日メコン協力の方針として、①メコ

注3 「質の高いインフラパートナーシップ」は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行(ADB)との連携、③国際協力銀行(JBIC)の機能強化等によるリスク・マネーの供給倍増、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着、を内容の柱としている。(43ページ参照)

注4 アジア開発銀行 ADB: Asian Development Bank

注5 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注6 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注7 メコン諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム)

ン地域における産業基盤インフラの整備と域内外のハード連結性の強化、②産業人材育成とソフト連結性の強化、③グリーン・メコン^(注8)の実現、④多様なプレイヤーとの連携を4つの柱とする「新東京戦略2015」を採択しました。同時に、メコン地域



ミャンマー・タイラワ経済特別区(SEZ)完成予想図(写真: JICA)

に対して、包摂性^{ほうせつ}、持続可能性、強靱性^{きょうじん}を兼ね備えた「質の高い成長」を実現するため、今後3年間で7,500億円のODAによる支援を実施する方針を表明しました。



フィリピン・「メトロマニラ立体交差建設事業」においてマカティ市内のビジネス地区に建設された立体交差。交通渋滞の緩和に貢献している(写真: ハービー・タバン)

メコン地域の中では、特に民主化の進展に取り組むミャンマーに対して、2012年4月、日本は経済協力の方針を見直し、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため幅広い支援を実施していくこととしました。具体的には、少数民族に対する支援を含む国民の生活向上、法整備支援や人材育成、ヤンゴン・タイラワ経済特別区(SEZ: Special Economic Zone)を中心とするインフラ整備などであり、日本はミャンマーに対して様々な支援を積極的に行っています。タイラワSEZ開発に関しては、2014年5月に経済特別区(SEZ)内の早期開発区域について土地使用権の販売が開始され、2015年9月には、麻生副総理大臣も出席して、開所式典が開催されました。

ASEAN連結性マスタープラン

用語解説

2010年10月のASEAN首脳会議で採択された2015年のASEAN共同体実現に向けた連結性強化のためのプラン。ASEANの連結性強化とは、運輸、情報通信、エネルギー網などの「物理的連結性」、貿易、投資、サービスの自由化・円滑化などの「制度的連結性」、観光・教育・文化などにおける「人と人との連結性」の3つから成る。

● 中国との関係

日本は、1979年以降、日中関係の柱の一つとして中国に対するODAを実施してきましたが、経済・技術も含む様々な面での中国の大きな変化を踏まえ、対中ODAの大部分を占めていた円借款および一般無償資金協力は新規供与を既に終了しました。これまでの支援は、中国经济の安定的な発展に貢献し、ひいてはアジア・太平洋地域の安定、さらには日本企業の中国における投資環境の改善や日中の民間経済関係の進展に大きく寄与しました^(注9)。

現在の中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品の安全等の協力の必要性が真に認められる分野における技術協力^(注10)、および草の根・人間の安全保障無償資金協力など、ごく限られたものを実施することとしています。また、対中ODAの大部分を占める技術協力については、日中双方が適切に費用を負担する方法を段階的に実施しています。

注8 日本とメコン地域諸国が豊かな緑、豊富な生物多様性および自然災害への強靱性を有する「緑あふれるメコン(グリーン・メコン)」を達成しようとする取組。

注9 2014年度までの有償資金協力の累計は33,165億円(約束額)、無償資金協力の累計は1,575億円(約束額)、技術協力は累計1,832億円(JICA支出額)。(ただし、円借款(有償資金協力)および一般無償資金協力は既に新規供与を終了している。)

注10 2014年度は、「オゾン及び微小粒子物質(PM2.5)抑制のための計画策定能力向上プロジェクト」などの技術協力プロジェクトを実施(技術協力実績額(JICA支出額)は14.36億円)。

ミャンマー

ヤンゴン市フェリー整備計画
無償資金協力(2013年3月～実施中)

ミャンマーは、国土の南北を貫くエーヤーワディ河とそこから分岐した多くの河川および海岸線に広がるデルタ地帯等から成る、内陸水路網が発達した国です。人口5,141万人(2014年度)の4割強が内陸水運を利用していると推定され、重要な交通輸送網となっています。

国内最大の都市ヤンゴン中心部も三方を河川で囲まれており、ヤンゴン中心部とヤンゴン河を挟んだ住宅街のグララ地区を結ぶフェリー航路は1日3万人以上が利用し、朝・夕のピーク時における定員超過が常態化していました。しかし、現在就航しているフェリーはいずれも老朽化により船体の傷みが激しく、浸水も度々発生していました。そのため、年に3か月間のドック入りが必要で、安定した運航が困難な状況でした。急速に経済成長するヤンゴンの通勤の足となっているフェリーの運航が不安定であれば、経済成長に水を差します。日本はミャンマー政府の要請を受けて、ヤンゴン河の老朽化したフェリーに代わる新規のフェリー3隻と船着き場の整備を支援しました。

具体的には、フェリー3隻(全長41.35メートル、幅9.40メートル、高さ7.40メートル、総トン数290トン、旅客定員1,200人)のほかに、船着き場の改修のための整備用工具、フェリー整備用工具(各船一式)、予防的保守管理システム用交換部品(各船一式)を無償資金協力で整備しました。

住民の多くが利用する公共交通機関であるフェリーを整備することは、輸送の安全性や信頼性を向上させ、ヤンゴン市民の生活環境を改善し、安定した社会の実現に寄与することが期待されます。このように日本は、経済発展を続けるヤンゴンの市内交通網を整備することで、国民の生活向上に寄与しています。(2015年8月時点)



この協力で建造されたフェリー(写真: JICA)

カンボジア

ネアックルン橋梁(つばさ橋)建設計画
無償資金協力(2010年6月～実施中)

カンボジア王国の国道1号線はアジア・ハイウェイ(AH-1)の一部として、ホーチミン(ベトナム)～プノンペン～バンコク(タイ)を結ぶ、「南部経済回廊」と呼ばれる国際幹線道路です。2015年末からASEAN経済共同体(AEC)が本格的に始まり、より一層この国道1号線は産業車両をはじめとした交通量が増えることが予測されています。

しかし、これまでの国道1号線のメコン河を渡る手段はフェリーしかなく、繁忙期には最大7時間程の待ち時間が発生し、また、深夜0時から5時はフェリーで渡河ができず、国道1号線の交通のボトルネックとなっていました。カンボジア政府は、日本がこれまでカンボジアに対して道路網を整備してきた実績を踏まえ、この国道1号線がメコン河を渡る地点に、全長5,460メートルのネアックルン橋梁を建設すべく支援を要請しました。そして、日本は2010年から橋を建設することになりました。

橋の建設工事では様々な困難に直面しました。橋の建設地付近には過去の内戦中に作られた弾薬庫があり、工事が始まる前に4,000発以上の不発弾を処理したものの、完全には除去できず、幸い負傷者は出ませんでした。幸い負傷者は出ませんでした。幸い負傷者は出ませんでした。また、2011年には、カンボジアで過去最大ともいわれる大洪水が起こり、架橋工事を行っている部分の川岸が30メートルにわたって削り取られてしまいました。

そのような紆余曲折の末、2015年4月に「つばさ橋」と命名された橋梁が開通し、利用者は昼夜を問わずこの道を使ってメコン川を渡れるようになりました。近隣住民にとって、病院、学校、職場などへのアクセスが大きく改善しました。また、南部経済回廊を通じた物流・交通・交流などが円滑になり、カンボジア国内のみならず、メコン地域全体のさらなる経済発展が期待されます。(2015年8月時点)



つばさ橋(写真: JICA)

◆ 東アジア地域における日本の国際協力の方針



図表 III-8 ◆ 東アジア地域における日本の援助実績

2014年

(単位：百万ドル)

順位	国または 地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ベトナム	39.67	—	88.76	128.43	1,755.54	360.89	1,394.65	1,523.09	1,883.98
2	インドネシア	32.22	1.15	79.20	111.42	458.52	1,762.15	-1,303.63	-1,192.21	569.94
3	フィリピン	25.87	12.06	56.35	82.21	391.07	565.87	-174.80	-92.59	473.28
4	タイ	9.95	3.05	39.45	49.40	366.32	258.62	107.70	157.10	415.72
5	ミャンマー	119.68	15.44	83.10	202.78	11.14	—	11.14	213.92	213.92
6	中国	3.32	—	15.69	19.01	123.12	1,027.80	-904.68	-885.67	142.13
7	カンボジア	63.72	4.16	40.08	103.80	23.16	2.65	20.51	124.31	126.96
8	モンゴル	19.19	—	20.72	39.91	79.82	15.67	64.15	104.06	119.74
9	ラオス	65.47	2.83	29.13	94.60	12.31	3.58	8.73	103.33	106.91
10	マレーシア	2.94	2.83	14.33	17.27	75.20	122.89	-47.69	-30.42	92.47
11	東ティモール	6.97	—	11.39	18.36	0.81	—	0.81	19.17	19.17
	東アジアの 複数国向け	1.07	1.07	7.64	8.70	—	—	—	8.70	8.70
	東アジア地域合計	390.08	42.60	486.02	876.11	3,297.00	4,124.49	-827.49	48.62	4,173.11
	(ASEAN合計)	359.53	41.53	430.53	790.06	3,093.25	3,076.66	16.59	806.65	3,883.31

* 1 順位は支出総額の多い順。

* 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 3 「—」は、実績がまったくないことを示す。

* 4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

* 5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

* 6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

* 7 「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。

* 8 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



GPSで路線バスを復活させる

～ラオスの首都での

「バス事業改善システム」導入を目指して～



日本が供与した新しいバス(写真:イーグルバス(株))

ASEAN(東南アジア諸国連合)の一つであるラオスは、経済の急激な成長とともに、市民のバイクや自家用車が急増し、激しい交通渋滞と交通事故が増えています。この交通渋滞を緩和するためにも公共交通の整備が重要です。

しかしながら、ビエンチャンのバス公社には、耐用年数を超過し老朽化したバスが多く、2001年に120台あったバスは2010年には77台に減ってしまいました。人々の「バス離れ」も進み、バイクや自家用車の利用が増えました。2002年には760万人だったバスの利用者数は2009年には285万人と半以下に、公共交通の利用率は4%にまで減り、バス公社はその経営維持が困難な状況になりました。

老朽化したバスを交換し、バス運行本数を回復させる手立てが必要です。ラオスから要請を受けた日本は、2012年6月に無償資金協力でビエンチャン・バス公社に42台のバスを供与しました。しかし今後は、バス公社自身が自力でバスを新しくし、市民の生活の足としての地位を取り戻さなくてはなりません。そのためには、バス公社の経営改善が必要です。

埼玉県川越市のイーグルバス社は、2014年11月、自社の経営改善ノウハウをこのバス公社に活かさないかと考え、ODAを活用した中小企業等の海外展開事業^{※1}—案件化調査^{※2}を開始しました。

イーグルバス社は観光バスの会社でしたが、2006年に、赤字経営が続いていた東秩父村などのバス路線を引き受け、路線バス事業に参入しました。日本の公共バス会社の9割は赤字経営という中で、独自に「バス事業改善システム」を開発し、路線バスの経営革新に成功した会社です。

イーグルバス社の谷島賢社長は、この「バス事業改善システム」をビエンチャンの路線バスで試すことにしました。具体的には、バスにGPS(全地球測位システム)を取り付け、「いつ、どこを走行し、どこに停留しているのか」がわかるようにします。それから、バスの乗降口にセンサーを取り付け、「どこで何人が乗り、何人が降りるのか」がわかるようにしま



現地のバスにGPSを取り付ける日本人スタッフ(写真:イーグルバス(株))

す。そして、システムから得られたデータをデータベースに記録し、バス運行の実態が一目で分かるようにしました。加えて、バス

の運転手や乗降客からも聞き取り調査をしました。

こうした調査からビエンチャンのバス事業の実態が見えてきました。運転手1人が1台のバスを、朝から夕方6時まで専任で運行します。バス停はありますが、運転手はそこを専らずに自分が把握しているバス利用者がいるルートを通り、利用者が手を挙げたところでバスを停車させ、利用者が降りたいといったところで停車します。乗客が多いバス停では長く停留し、乗客がいっぱいになるまで出発しません。このようにバスの運転手は自分の判断でバスを運行して乗客を乗せていたのです。運転手は仕事が終わると、決められた金額を公社に入金し、残りは自分の報酬にしていました。

つまり、バス公社はそれぞれのバスの売上げがいくらかなのか、何人の乗降客がいるのかを把握してこなかったのです。路線バスであるのに、運行ルートも運行ダイヤも定まっていないという実態も分かりました。

イーグルバスの谷島社長はいいいます。「バスの運転手は、どこにバス利用者がいて、いつバスを利用したいのかを知っています。GPSと乗降客感知センサーをバスにつけて、データを『測定し、実情を把握し、対策を考える』取組をしていけば、最適なバス・ルートと運行ダイヤが組めるようになっていきます。」このようにバス運行を最適化して、新しい42台のバスを最大限に活用できる運行計画が立案できれば、バスの老朽化で「バス離れ」していた市民も戻ってくるはずという確信も生まれました。

谷島社長の視点はさらに先の、バスの観光戦略にも向けられています。「これまでは、夕方6時にバス運行を終了していましたが、観光客などのためにも夜も運行すればいいのです。ラオスは、ヨーロッパ観光貿易評議会の“2013年世界のベスト観光地賞”を取りました。首都ビエンチャンには、長期滞在のバックパッカーなど、欧米などから多くの観光客が来ています。川越市などで成功したように、観光旅行者の方々にも公共バスを利用してもらう観光ビジネスが企画できるはずです」と、観光業界出身の谷島社長は、観光客を取り込んだ経営革新の可能性も考えています。

ラオスがますます発展する中で、公共交通はより一層重要なものとなります。日本のバス会社のバス運行を最適化する技術とノウハウが、ビエンチャンの公共交通の整備と観光戦略にも活かされていくことに期待が掛かっています。

※1 ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、108ページの注釈を参照。
※2 案件化調査は、108ページの注釈を参照。

2. 南アジア地域

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめとして、大きな経済的潜在力を有する国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、テロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如、人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健医療制度の

未整備、不十分な母子保健、感染症、そして法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、この地域に住んでいる16億人を超える人口のうち約5億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。^{（注11）}「持続可能な開発目標（SDGs）」^{（注12）}達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています。

日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

< 日本の取組 >

南アジア地域の中心的存在であるインドとは、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）^{（注13）}の中核となる貨物専用鉄道（DFC）^{（注14）}建設計画などの経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて電力や運輸などの経済インフラの整備等を支援しています。2014年9月のモディ首相訪日時の日印首脳会談において、今後5年以内に、日本の対インド直接投資とインド進出日系企業数の倍増という日印両国の共通目標を実現するために、インド側がビジネス環境のさ



2014年3月、日バンラデシュ外相会談における岸田文雄外務大臣

らなる改善に向けて努力するのに合わせ、日本側からは、インドに対し今後5年間でODAを含む3.5兆円規模の官民投融資を実現するとの意図を表明しています。また、農村環境の整備など貧困削減に向けて社会分野での開発協力も進めています。

2015年12月には、安倍総理大臣がインドを訪問しモディ首相との間で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道に日本の新幹線システムを導入することを確認しました。また、安倍総理大臣は、2015年度の対インド円借款の供与額がインド向けとして過去最高となる約4,000億円に達し得ることへの期待を表明しており、これらが日印間の経済協力関係の一層の推進に寄与することが期待されています。



インド・チェンナイの地下鉄建設事業で整備された車両。開業式当日に撮影されたもので、車両に花などの装飾が施されている（写真：吉田啓史/JICA）

注11 2015年のMDGsレポートによれば、1日約1.25ドル未満で生活する人の割合は17%（2015年）で、これはサブサハラ・アフリカに次いで高い数字である。

注12 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

注13 デリー・ムンバイ間産業大動脈構想 DMIC：Delhi Mumbai Industrial Corridor

注14 貨物専用鉄道 DFC：Dedicated Freight Corridor

近年、発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加しているバングラデシュとは、2014年3月の岸田外務大臣のバングラデシュ訪問、5月のハシナ首相の訪日および9月の安倍総理大臣のバングラデシュ訪問という一連の要人往来の中で、5月に「包括的パートナーシップ」が立ち上げられました。また、その際、2014年よりおおむね4年から5年を目標に、バングラデシュに対し、最大6,000億円の支援を実施する意図を表明しました。このような二国間関係強化の中で、①バングラデシュの経済インフラの開発、②投資環境の改善、および③連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)」構想を中心に、政策対話を強化し、経済協力を進めています。

スリランカとの協力関係は、2014年9月の安倍総理大臣による日本の総理大臣として24年ぶりの訪問に続き、2015年1月の新政権樹立後も幅広い分野で深化・拡大しつつあります。2015年10月にはウイクラマシンハ首相が訪日し、両首脳は「包括的パートナーシップに関する共同宣言」を発表しました。この共同宣言は、①投資・貿易促進、②国家開発計画に係る協力、③国民和解・平和構築に係る3つのイニシアティブのほか、海洋協力、人材育成・人的交流等の促進を表明しています。今後もスリランカの一層の経済発展とともに、進出している日系企業の活動環境の改善にも寄与する運輸・電力基盤などのインフラ整備の分野で協力を行っていきます。また、同国の紛争の歴史や開発の現状を踏まえ、後発開発地域を対象に生計向上や農業分野を中心とした産業育成など、国民和解に役立つ協力および災害対策への支援を継続していきます。

パキстанは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っており、アフガニスタンの安定にとって、パキスタンの協力は極めて重要です。これまで日本は、2009年4月に世界銀行と共に東京で開催したパキスタン支援国会合の際に表明した10億ドルの支援を実施したほか、空港・港湾の保安能力向上支援や、テロ掃討軍事作戦で発生した国内避難民への支援

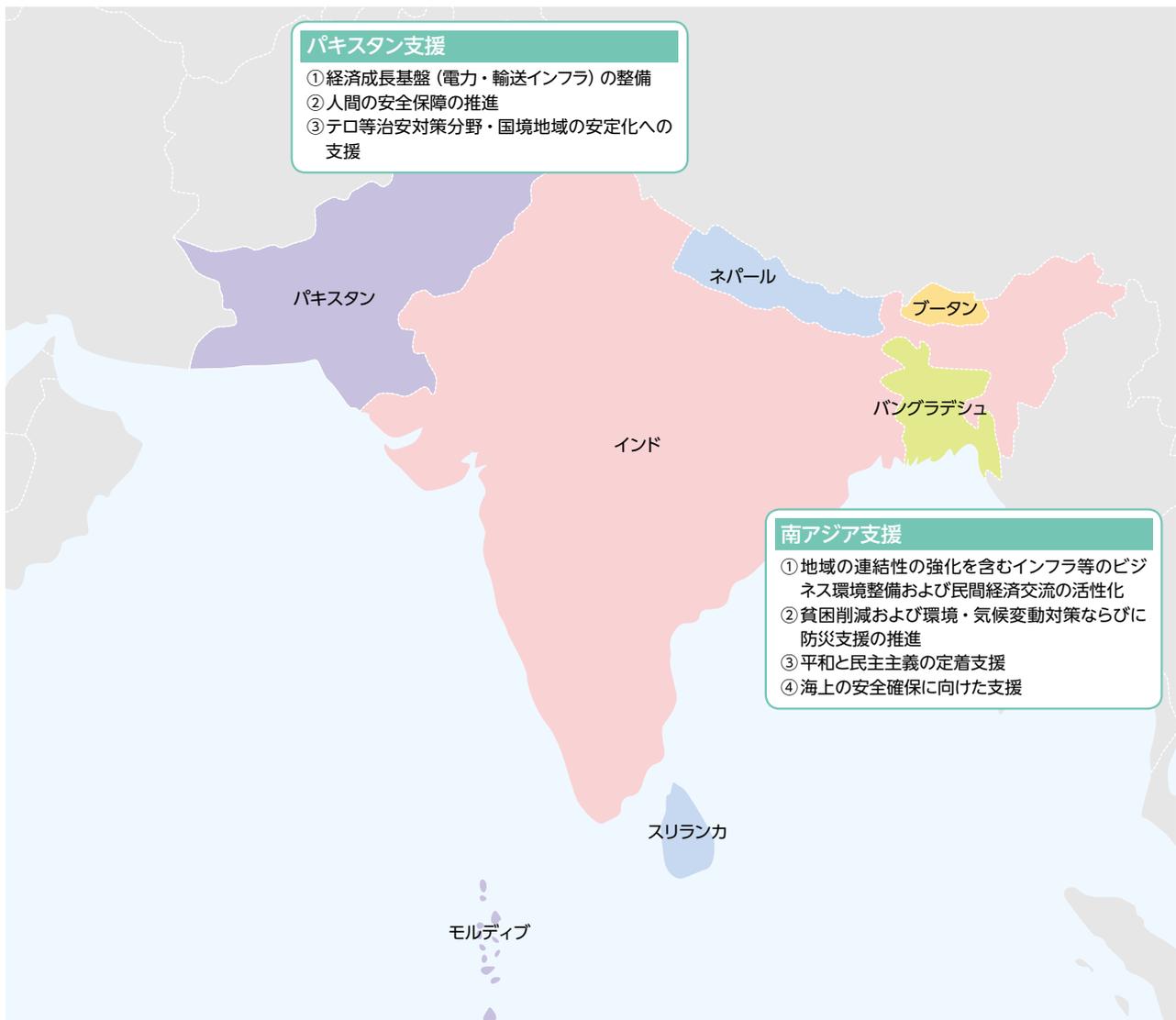
を実施しています。2013年6月に発足したシャリフ政権は、治安の改善に取り組むとともに、同年9月に承認された新規IMFプログラム(3年間、66.4億ドル)の下で、経済・財政の立て直しを進めています。日本としてもパキスタンの改革努力を後押しするため、2014年6月には50億円の電力セクター改革プログラムローンを供与するなど、電力等の経済社会基盤(インフラ)整備および人間の安全保障の面で支援しています。

新憲法制定プロセスを通じて民主主義の定着と発展に向けた取組をしているネパールに対しては、2014年10月および2015年3月に訪日したパンディ外務大臣と岸田外務大臣との間で会談を行い、日本としてネパールの民主化への努力を継続的に支援していくとともに、施策面を含め様々な分野での協力をさらに拡大・強化することを表明しました。2015年3月には、第1回日・ネパール外務省間政務協議を実施するなど、二国間関係は近年飛躍的に深化しつつあります。2015年4月に発生したネパール大地震に対して日本は、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与および1,400万ドル(16.8億円)の緊急無償資金協力を実施したことに加え、総額2.6億ドル(約320億円超)規模の住宅、学校および公共インフラの再建を中心とする日本の支援策を表明し、ネパールの中長期の復興プロセスに、仙台の国連防災世界会議の成果である「より良い復興」のコンセプトを活用し、強靱なネパールの再建に向けて最大限の支援を実施しています。



ネパールにおける国際緊急援助隊・救助チームの活動の様子(写真: JICA)

◆ 南アジア地域における日本の国際協力の方針



図表 III-9 ◆ 南アジア地域における日本の援助実績

2014年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
1	インド	1.15	0.44	41.35	42.50	1,407.58	745.27	662.31	704.81	1,450.08
2	バングラデシュ	17.36	—	43.37	60.74	344.93	97.97	246.96	307.70	405.66
3	スリランカ	33.25	5.07	19.89	53.14	275.44	195.10	80.35	133.49	328.58
4	パキスタン	55.15	16.97	13.79	68.94	211.50	36.14	175.36	244.30	280.45
5	ネパール	34.72	0.50	20.95	55.67	9.65	8.96	0.70	56.37	65.32
6	ブータン	4.68	—	8.88	13.56	2.29	—	2.29	15.85	15.85
7	モルディブ	2.27	—	2.14	4.41	—	—	—	4.41	4.41
	南アジアの複数国向け	—	—	1.73	1.73	—	—	—	1.73	1.73
南アジア地域合計		148.59	22.98	152.10	300.69	2,251.40	1,083.43	1,167.97	1,468.66	2,552.09

*1 順位は支出総額の多い順。
 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 *3 「—」は、実績がまったくないことを示す。
 *4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 *5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
 *7 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。

インド

タミル・ナド州投資促進プログラム
有償資金協力(2012年5月～実施中)

7,000万人を超える人口を抱えるインド最南端の州のタミル・ナド州は、「南インドの玄関口」とも呼ばれるコンテナ港を持ち、自動車・IT産業の集積地として有名なチェンナイ市を抱えるほか、生物化学産業、重工業、金融業、衣料産業などの産業集積地があり、外資系企業の進出や投資が活発になってます。

しかしながら、日本を含む海外投資家から道路、電力、上下水道等のハードインフラの未整備に対する強い改善要望が出るなど、経済発展のために海外から直接投資を誘致するには、ハードインフラの整備と制度面の改善による投資環境の整備が課題となっています。そこでインド政府は2012年3月に「Vision Tamil Nadu 2023」という10年にわたる長期戦略を掲げ、インフラ整備を含む投資環境整備に乗り出しました。そして、インドでは日本の初めての試みとなる開発政策借款^{*1}という方法による支援を始めました。

この円借款は、特定のインフラ施設の建設を支援するものではありません。支援対象となるタミル・ナド州政府による①投資環境整備に資する政策・制度・手続きの改善(投資申請プロセス、用地取得制度の見直しや産業人材育成促進等)、②道路、電力、上下水等のインフラ整備への取組について、各年度に達成すべき政策アクションの進捗状況を確認した上での段階的な貸付を実行していくものです。つまり、ハード面のインフラ整備とともに投資を促進するソフト面の政策・制度の改善を総合的に促します。

インドのGDP成長率は7.3%(2014年度)と目覚ましいものがありますが、1人当たりGDPは1,596米ドル(2014年度)と低く、今後は最先端のビジネス・産業を発展させることでインドのGDPもさらに上昇することが期待されます。日本が、様々な産業の集積地であるタミル・ナド州のビジネス・インフラを整備することは、インドの経済発展、産業高度化を具現化し、インドの人々の暮らしの改善に貢献する開発協力活動です。(2015年8月時点)

^{*1} 開発政策借款は、政策・制度の改革を目指す開発途上国を支援するための借款であって、事前に合意した改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して資金を供与するもの。



調印後、握手を交わすラジェシュ・クッラー・インド財務省経済局長(右)と江島真也JICAインド事務所長(写真: JICA)

パキスタン

ギルギット・バルティスタン地域高付加価値果樹産品振興プロジェクト
技術協力プロジェクト(2012年5月～実施中)

「最後の桃源郷」と呼ばれる、パキスタン北部のギルギット・バルティスタン地域。カラコルム山脈の壮大な山々に囲まれ、春になると白やピンクのアプリコットの花などが一帯を覆い幻想的なたたずまいを見せます。冷涼な気候で果樹農業には最適な地域です。しかし、ここで暮らす人たちは、果物は“勝手に育つもの”として考え、実りすぎた果実は販売することなくそのまま放置してきました(2012年で、アプリコットの廃棄量は生産量の37%、リンゴの廃棄量は22%)。都市部へのアクセスも悪く、採れた果物を“販売する”ことができず、人々の収入も向上してきませんでした。

パキスタン政府は貧困対策として、高付加価値な農業をそれぞれの地域ごとに開発・推奨するとの方針を定め、日本に対しギルギット・バルティスタン地域での新たな農業開発に向けた協力を求めました。

日本は、2012年から専門家派遣を開始しました。専門家は農家の人たちとともに、首都イスラマバードの市場に調査に行った際に、「ギルギット・バルティスタン地域のリンゴは、見た目が汚くサイズも形もバラバラで売り物にならない」と、市場関係者からいわれた経験を踏まえ、「日本の農業技術を学ぼう」と奮起しました。パイロット農家が、日本の長野や青森のリンゴ農家などで訪日研修を受け、苗木の管理、液肥作り、収穫方法などを習得したほか、アプリコットの加工技術も身に付け、おいしいドライアプリコットの製法を開発しました。

この有機栽培のドライアプリコットは、日本最大の食品輸入見本市に出展され大反響を呼びました。現在では高級なドライアプリコットとして、日本の高級デパートに並び人気を博しています。日本の農業技術が、遠く離れたギルギット・バルティスタン地域にも活かされ、農家の所得を向上させています。(2015年8月時点)



フンザー帯を彩るアプリコットの木。宮本輝原作の映画「草原の椅子」の舞台になった(写真: JICA)

大規模災害と緊急人道支援～ネパール地震被害に対する国際緊急援助隊・医療チームと日本のNGOの活動～

2015年4月25日正午ごろ(現地時間)、ネパール中西部をマグニチュード7.8の大地震が襲い、ネパールと周辺国に大きな被害を与えました。日本政府は、ネパール政府からの支援要請に応え、テント、毛布といった緊急援助物資を供与したほか、現地で支援活動を行う国際機関や日本のNGOを支援しました。また、日本から国際緊急援助隊(救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊)を派遣し、被災者に対する緊急人道支援を実施しました。ここでは、今回複数派遣された国際緊急援助隊のうち、医療チームの現地での活動と日本のNGOの被災者支援の一端を紹介します。

国際緊急援助隊・医療チームは、医師、看護師、薬剤師等の医療関係者を中心に構成され、今回、第一次隊・第二次隊計80名が派遣されました。ネパール国内で最も被害の大きかった地域の一つ、首都カトマンズから東へ約60キロメートルのバラビセの中学校の敷地に病院 TENT を設置し、医療活動を実施しました。このチームは、約30年に及ぶ国際緊急援助隊の歴史の中で初めて手術機能を備えており、周辺地域で活動する他の医療チームの手に負えない重傷患者も受け

入れました。約4週間に及ぶ活動の総診療数は、延べ約980人、手術件数は12件に上りました。日本チームが手術を行う際には、患者とその家族に対し、治療方針や術後フォローを現地の医師を含めて説明します。これは、日本チームの活動終了後も現地の医師が治療を続けられるようにするためです。左肘を脱臼骨折した8歳の男児の手術に際しては、事前に医師が通訳を通じ、家族に治療方針等を丁寧に説明し、手術を行いました。手術は無事に成功。手術が遅れていたら、男児の左腕は不自由になったかもしれません。手術後には、心配してずっと付き添っていた父親と男児共に笑顔が戻りました。

医療チームの活動に対しては、患者の家族、ネパール政府のみならず、活動拠点となったバラビセの中学校の校長先生からも感謝状をいただきました。

このような日本チームの現地での活動を支えたのは、多くのネパールの人々でした。たとえば、ネパール政府保健人口省(現在の保健省)とチームは毎日のように連絡を取り合っており、活動内容について緊密に相談しました。また、活動場所近く



医療チームの手術室内の様子(写真: JICA)



英語通訳ボランティアの少年を介して患者に丁寧に薬の説明を行う医療チーム隊員(写真: JICA)

の保健所に勤務する医師は、近隣医療機関と日本チームが連携して被災者支援に当たられるよう協力してくれました。加えて、現地の学生たちが通訳やボランティアとして活躍し、チームの病院テントを訪れた患者とチームとの橋渡し役を担いました。

日本のNGOの活躍もありました。NGO、経済界、政府が協力・連携して緊急人道支援を行う組織「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」は、ODA資金を活用して、被害が大きかった山間部を中心に現地のニーズに沿った支援活動を行いました。具体的には、ネパールの人々の生活用水を確保し、衛生状況の改善が図れるよう公共水道の応急修復をしたり、震災後に到来する雨季まで被災者が安心して生活できるよう仮設家屋や仮設校舎の建設を支援する、などです。トタン板などの配布資材は、大切な食料の仮設保管庫をつくる際にも役立ちました。また、地震発生直後に現地入りした「アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)」は、ODA資金により、バングラデ

シュの民間医療チームと協力し、支援の届いていなかった地域の集落で医療活動を行ったり、災害救助犬と共にながれきに埋もれた人の捜索活動を行うなど、連携団体のネットワークと専門性を活かした様々な支援を行いました。

長年にわたって大規模災害に対応する中で、日本政府は様々な成功や困難を経験してきました。その中で得た教訓は、「ひとりよがり、押しつけの支援はかえって被災現場を混乱させることがあり、支援国は常に被災国が支援活動の中心にあるべきことを強く意識しなければならない」ということです。災害で混乱した被災国でのさらなる混乱を避け、支援が一刻も早く被災者に届くようにするには、日本の支援が持つ強みを活かしながらも、必要に応じ、様々な組織とも連携し、被災国政府を中心とした国際調整に基づく支援を行うことが重要であると考えます。

日本政府は、今後も大規模災害に対して、復旧・復興の段階に至るまで、切れ目のない迅速かつ効果的な支援を行っていきます。



JPFを通じた日本のNGOによる支援(被災地にシェルター用防水布を提供する様子)(写真: ADRA Japan)

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれていることから地政学的に重要な地域です。また、この地域には石油、天然ガス、ウラン、レアメタル(希少金属)などのエネルギー・鉱物資源が豊富な国も含まれることから、資源供給国の多様化を目指して、資源・エネルギー外交を展開する日本にとって戦略的に重要な地域です。そのため、こ

< 日本の取組 >

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展を支援するため、法制度の整備、保健医療など社会システムの再構築、経済発展に役立つインフラ整備(経済社会基盤)、市場経済化のための人材育成など様々な支援活動を行っています。たとえば、ウズベキスタンに対して電力インフラ分野における支援を実施してきており、2014年11月には総額868億3,900万円を限度とする円借款「電力セクター・プロジェクト・ローン」の交換公文を締結しました。これは、同一セクター等の複数案件に対して包括的に円借款を供与するものであり、①トゥラクルガン火力発電所建設計画、②タシケント熱電併給所建設計画、③電力セクター能力強化計画の3案件(サブ・プロジェクト)から成ります。この計画の実施により、ウズベキスタンの電力の安定供給およびエネルギー効率が向上し、同国の持続的な経済発展と天然ガス消費量およびCO₂排出量の削減を通じた気候変動の緩和に貢献することが期待されます。また、ウズベキスタンおよびキルギスにおける日本センター*では、日本の経験に基づくビジネスコースなどを提供することで、市場経済化に対応できる人材の育成に貢献しています。

の地域の安定と発展は、日本を含むユーラシア地域全体の安定と発展にとっても重要です。この観点から日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう、そして同時にアフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに近接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

カザフスタンおよびアゼルバイジャンのカスピ海沿岸には、世界有数の規模を誇る油田が存在し、日本企業も権益を有しています。この地域で安定し経済が発展することは、国際エネルギー市場の安定と国際社会のエネルギー資源の確保のためにも重要であり、公共サービスの改善や人材育成、発電所などのインフラ整備といった支援を行っています。

また、日本は、2004年に中央アジアの地域協力を進めることを目的として「中央アジア+日本」対話の枠組みを設立し、これまで外相会合や高級実務者会合など様々なレベルで対話や協力を実施しています。10周年を迎えた2014年7月には、キルギスにて第5回外相会合を開催し、農業、麻薬対策、国境管理、防災といった分野について議論を行いました。

2015年10月には安倍総理大臣が中央アジア5か国を訪問し、二国間関係の抜本的強化、地域共通の課題への関与、およびグローバルな舞台での協力という日本の中央アジア外交の3本柱を明らかにしました。とりわけ、開発協力の分野において、日本は、道路、空港、医療等の経済社会インフラの整備のほか、高等専門学校をはじめとする日本型工学教育を活用した高度



草の根・人間の安全保障無償資金協力によってアゼルバイジャンのイスマイリ地区ミジャン村に建設された幼稚園で学ぶ子どもたち
(写真：瀬戸寛／在アゼルバイジャン日本大使館)



ウズベキスタンの首都タシケントにあるウズベキスタン日本人材開発センター(UJC)にて、企業管理者向けコーチング・コースで熱心に学習する若者たち
(写真：ナタリヤ・ウシャロヴァ／在ウズベキスタン日本大使館)

産業人材の育成支援を含む人材育成等、各国の開発課題に応える協力を表明しました。また、日本は「中央アジア+日本」対話の主要課題である国境管理、麻薬対

策、農業等について、引き続き協力していくことを確認しました。



2014年7月キルギス・ビシケクにて開催された「中央アジア+日本」第5回外相会合に参加する岸田文雄外務大臣

用語解説

日本センター

中央アジアやインドシナ地域の市場経済移行国における市場経済化を担う人材育成を目指し、日本の「顔の見える援助」として、また、日本との人脈を築く拠点として、市場経済を目指す9か国に10センターが設置され、現在、7か国8センターでJICAプロジェクトを継続中(プロジェクト終了の2センターも現地で活動を継続)。ビジネスコース、日本語コース、相互理解促進事業を活動の柱としている。

アフガニスタン・タジキスタン

アフガニスタン・タジキスタン国境バダフシャーン地域における農村開発プロジェクト
技術協力プロジェクト(2012年2月～2015年2月)

アフガニスタンとの国境に隣接するタジキスタンのゴルノ・バダフシャーン自治州(GBAO)では、2007年の貧困人口比率が全国平均を大幅に上回り、最貧農村地域の活性化を支える経済社会基盤の整備や基礎的な社会サービスの充実が差し迫った課題です。若い人々が農村を離れ、農村地帯は出稼ぎ労働者の仕送りに頼るなど、タジキスタンの都市部に比べて開発から取り残されてしまっています。

そこで、日本政府はGBAO政府との連携の下、GBAOのアフガニスタン国境沿い5県における住民参加型の地域開発推進に乗り出しました。この協力では、1990年代から同地域において活動を続けているアガハーン財団の支援も受け、州内各郡の村落組織や村落開発社会組合のそれぞれの代表者から構成される県社会組合協会が結成され、住民と行政が連携して日本の支援を受け入れる体制が整いました。

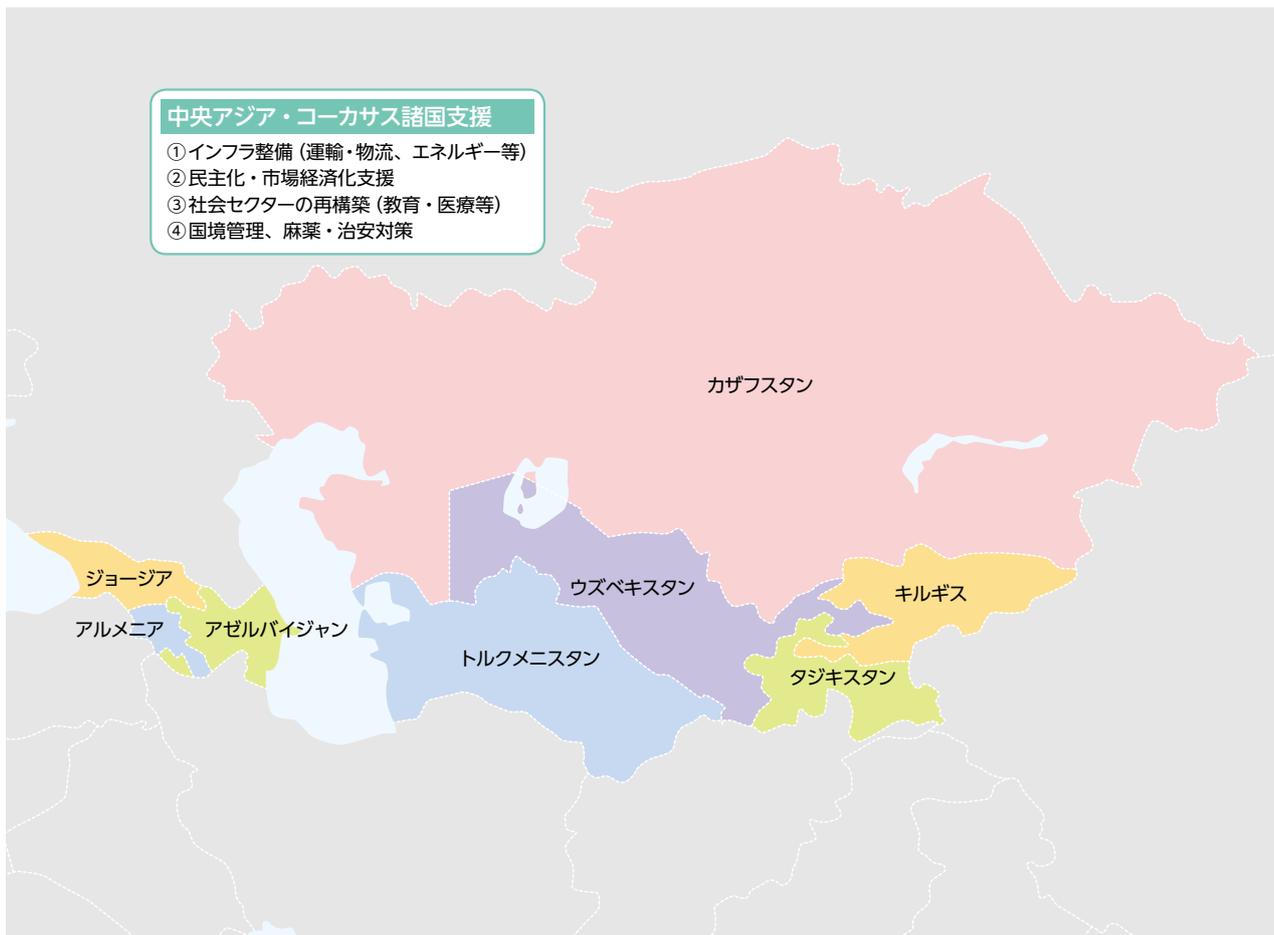
日本はGBAO政府や地元共同体による優先順位を踏まえ、GBAOにおける基礎インフラの改善・整備、農村開発、道路や橋梁の整備を進め、住民の社会基盤を整え、また、移動の自由の確保を図りました。また、教育を通じた人材育成、健康など住民の要望に基づいた社会サービスを提供できる体制の構築を支援しています。さらには、GBAOが国境を接するアフガニスタン側バダフシャーン県との交流・意思疎通を支援し、文化的・歴史的・地理的に共通点を有する双方に開発を進めるに当たっての合意形成を促進しています。具体的にはタジキスタン側県調整委員会とアフガニスタン側郡開発会議が協議する場であるクロスボーダー委員会を設置して、共同開発に向けた関係者の間の調整能力向上を図っています。

日本の支援を通じて、GBAOの住民が極度の貧困から抜け出すための主体的な取組が行われています。



タジキスタン側AKF(アガハーン財団)スタッフと住民代表が、アフガニスタン側住民を訪問した際の様子(写真: JICA)

◆ 中央アジア・コーカサス地域における日本の国際協力の方針



図表 III-10 ◆ 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2014年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
			うち国際機関 を通じた贈与							
1	アゼルバイジャン	8.51	—	2.09	10.60	70.20	12.08	58.12	68.72	80.80
2	ウズベキスタン	2.81	—	7.64	10.45	50.58	26.86	23.73	34.18	61.03
3	ジョージア	8.00	—	0.58	8.58	51.27	2.46	48.82	57.39	59.85
4	タジキスタン	17.49	—	6.05	23.55	—	—	—	23.55	23.55
5	キルギス	11.00	2.40	10.65	21.64	—	0.40	-0.40	21.24	21.64
6	アルメニア	2.21	—	1.91	4.12	—	2.43	-2.43	1.69	4.12
7	カザフスタン	0.31	—	2.86	3.18	—	39.93	-39.93	-36.75	3.18
8	トルクメニスタン	—	—	0.46	0.46	—	2.06	-2.06	-1.60	0.46
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	2.01	2.01	0.49	2.50	—	—	—	2.50	2.50
	中央アジア・コーカサス地域合計	52.34	4.41	32.74	85.08	172.05	86.21	85.85	170.93	257.13

*1 順位は支出総額の多い順。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 「—」は、実績がまったくないことを示す。

*4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

*7 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

4. 中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、石油と天然ガスの埋蔵量がともに世界の約5割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。また、日本の原油輸入の8割強を中東地域に依存している上、日本と欧州とを結び貿易の中心となる航路は中東地域を経由しており、日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からも極めて重要な地域となっています。

中東・北アフリカ地域は2011年以降、大きな政治的変動を経験しました。長期政権が崩壊した国では民主化プロセスが進められています。そうした国の改革努力を、経済的支援を通じて後押ししていくことは、その国自身や周辺諸国だけでなく、世界全体の平和と安定にもつながります。

その一方で、これらの地域の中には未だに情勢が不安定な国もあります。シリアでは、2011年3月から、

4年以上経過した現在も弾圧と暴力が継続し、多数の難民や国内避難民が発生していることに加え、2013年8月には国内で化学兵器が使用され、多くの市民が死亡するなど、大きな人道問題となりました。2014年には、イラクおよびシリアにおいて国境をまたぎ、「国家」の樹立を一方的に宣言したISIL（「イラク・レバントのイスラム国」）^(注15)による活動が国際秩序にとって重大な脅威となっています。また、イエメンやリビアの情勢は、この地域を不安定化させる原因となっています。

さらに人口に占める若者の割合が高く、高い経済成長を続ける国が多いことも中東・北アフリカ地域の特徴であり、そうした伸び盛りの国が今後も安定した成長を実現できるよう援助していくことは重要です。

< 日本の取組 >

中東・北アフリカ地域には、パレスチナ問題に加え、アフガニスタンやイラクなど、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在します。これらの国や地域の平和と安定は、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすことから、これらの国・地域に対しては、持続的な平和と安定の実現、国づくりや国家の再建のために国際社会が一致団結して支援していくことがとても重要です。このような中東・北アフリカ地域の位置付けから、日本として積極的に支援を行う大きな意義があります。



ヨルダン北部に位置するアジュルン県にあるパレスチナ難民キャンプにて実施された行動変容プログラムワークショップで、男女それぞれができる仕事について考えるコミュニティリーダーの男性（写真：新岡真紀/JICA）

2012年12月の第二次安倍政権発足から2015年1月までの間に、安倍総理大臣はこの地域を5度訪問し、「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」の構想の下、日本と中東諸国との関係の抜本的強化を進めています。2015年1月の中東訪問時には、安倍総理大臣は中東全体を視野に入れ、人道支援、インフラ整備など非軍事の分野で、25億ドル相当の支援を新たに実施することを表明しました。また岸田外務大臣は、同年2月、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、同月、①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築を3本柱とする「邦人殺害テロ事件を受けての今後の日本外交」を発表しました。

国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2015年3月、クウェートで開催された第3回シリア人道支援会合（「クウェート3」会合）において、総額約5.09億ドルの追加的な支援を表明しました。これにより、日本のシリアおよび周辺国に対する支援の総額は約11.35億ドルとなりました。日本は、こうした支援を着実に実施し、国際社会と協力して、引き続き、難民支援を含む人道支援と政治対話への貢献を車の両輪として取り組んでいく考えです。

注15 Islamic State in Iraq and the Levant

イラク

港湾整備計画(第二期) 有償資金協力(2014年2月~実施中)

イラクは、古くはメソポタミア文明が栄えた豊かな平野が広がり、世界有数の石油埋蔵国として豊かな資源に恵まれた国です。しかし、1980年代に始まったイラン・イラク戦争より紛争が長く続き、多くの石油施設が破壊されました。また、日本企業が1970年代から1980年代にかけて整備を手がけた、ペルシャ湾の入り江にあるウム・カスル港とコール・アルズベール港も、紛争の影響による沈没船がタンカーなどの航行を妨げ、クレーンなどの荷役機械も修繕が行われず必要な機能を果たせなくなっていました。

イラクの経済社会復興を軌道に乗せるためには、重要な役割を担う両港の機能を復活させる必要があります。イラク政府は2013年に国家開発戦略(2013-2017年)を発表し、その戦略の一つとして、既存港湾施設および航路の改修により、近隣諸国の港湾施設との競争力を高める目標を掲げました。

そして、日本政府はイラク政府の要請を受けて、両港の包括的な港湾復興のための有償資金協力を開始しました。具体的には、貨物船や旅客船の航行を妨げる沈没船の除去、バース(船が貨物の積卸しおよび停泊するために着岸する場所)の土木改修ならびに延長工事、コンテナ船などの荷役に必要な港湾施設・機材の調達などです。また、施設の整備だけでなく、バースなどの港湾施設で働く人々のトレーニングなどの人材育成も協力しています。このほか、港湾施設建設・メンテナンスに伴う、基礎設計・詳細設計や、物資の調達に伴う入札基準の策定・管理・評価などのノウハウや、海の汚染を防止するオイルフェンスの設置などの環境保全のノウハウについても提供します。

優れた港湾施設を整えば、近隣諸国の港湾施設との競争力を高めるものになり、イラクの経済社会復興を進めることに大きく寄与します。1970年代から80年代にかけて日本企業が手がけたウム・カスル港とコール・アルズベール港の両港の新たな支援を通して、日本はイラクの復興に協力しています。(2015年8月時点)



港湾整備計画での沈没船除去(写真: JICA)

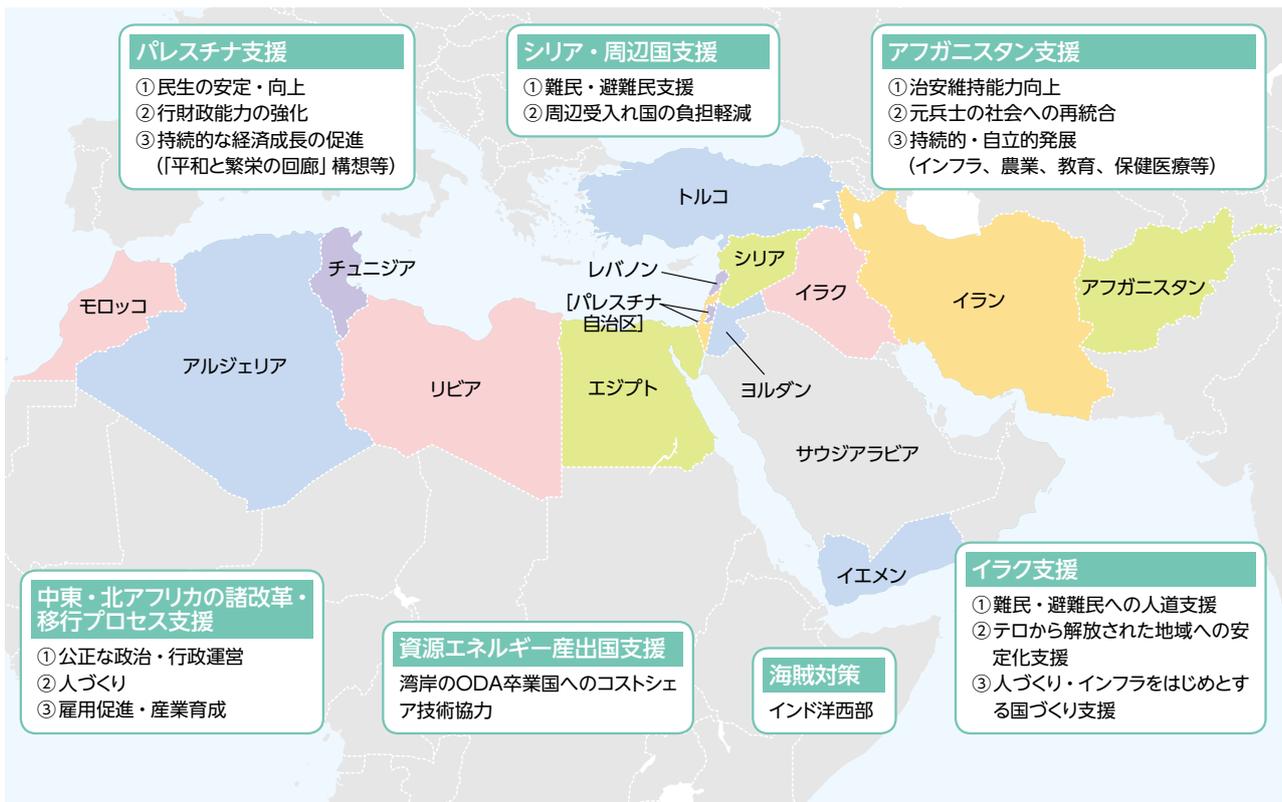


プロジェクトサイトのバース拡張予定地(写真: JICA)



イラクのバシルマ・シリア難民キャンプの様子(写真: 在イラク日本大使館)

◆ 中東・北アフリカ地域における日本の国際協力の方針



図表 III-11 ◆ 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2014年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
1	イラク	33.88	32.23	15.99	49.87	326.13	10.55	315.58	365.45	376.01
2	アフガニスタン	220.14	178.79	49.54	269.67	—	—	—	269.67	269.67
3	トルコ	7.36	7.20	8.91	16.27	168.71	156.22	12.49	28.76	184.98
4	ヨルダン	27.97	10.72	13.28	41.25	117.95	100.78	17.16	58.41	159.20
5	エジプト	4.18	3.60	29.17	33.35	79.27	171.14	-91.87	-58.52	112.62
6	チュニジア	3.66	0.70	9.57	13.23	83.40	72.76	10.64	23.87	96.64
7	モロッコ	1.09	—	11.28	12.37	68.35	53.41	14.94	27.30	80.72
8	[パレスチナ自治区]	31.77	15.04	9.85	41.62	—	—	—	41.62	41.62
9	シリア	30.44	18.52	2.32	32.76	—	—	—	32.76	32.76
10	イエメン	25.70	25.45	1.36	27.06	—	1.68	-1.68	25.38	27.06
11	レバノン	25.52	17.11	0.47	25.99	—	6.58	-6.58	19.41	25.99
12	イラン	8.53	7.78	7.98	16.51	—	58.59	-58.59	-42.09	16.51
13	リビア	5.20	5.20	0.40	5.60	—	—	—	5.60	5.60
14	アルジェリア	0.55	0.55	2.20	2.75	—	0.76	-0.76	1.99	2.75
	中東・北アフリカの複数国向け	7.37	7.37	0.69	8.05	—	—	—	8.05	8.05
	中東・北アフリカ地域合計	433.52	330.44	165.42	598.94	843.80	632.49	211.32	810.26	1,442.74

*1 順位は支出総額の多い順。
 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 *3 [-]は、実績がまったくないことを示す。
 *4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 *5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
 *6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
 *7 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
 *8 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
 *9 []は地域名を示す。

5. サブサハラ・アフリカ地域

かつてアフリカ経済に対しては、国際社会から悲観的な見方が多くみられましたが、2000年代から、豊富な天然資源と増加する人口を背景に目覚ましい成長を遂げ、国際社会の期待と注目を集め、「将来の世界の成長センター」として存在感を増しています。しかし、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、依然、根強い貧困や経済格差、インフラ整備の遅れや低い農業生産性、産業人材の不足の問題を抱えています。さらに近年、天然資源等の一次産品の市

況低迷、エボラ出血熱の流行や国際テロの頻発など新たな問題にも直面しています。これに対し、2015年1月のアフリカ連合(AU)^(注16)首脳会合において、アフリカの社会・経済構造改革(トランスフォーメーション)を目指した「アジェンダ2063」が採択されました。また国連でも同年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」という新たな開発目標が採択されるなど、アフリカ自身さらには国際社会による新たな取組も開始されています。

< 日本の取組 >

日本は、20年以上にわたり日本が主導するアフリカ開発会議(TICAD)^(注17)のプロセスを通じて、アフリカの主体的な取組(オーナーシップ)を国際社会が後押しする(パートナーシップ)という基本原則の下に、アフリカ自身による開発課題への取組を積極的に支援しています。

2013年6月には、「躍動のアフリカと手を携えて」をテーマに、横浜においてTICAD Vが開催され、日本は、民間の貿易投資を促進するとともに、人間の安全保障を推進するとの基本方針の下、今後5年間でODA約1.4兆円を含む官民による最大約3.2兆円の取組を通じ、アフリカの成長を後押ししていくことを表明しました。具体的には、①「経済成長の推進」(民間部門、貿易投資、資源)、②「インフラ整備・能力強化の促進」(インフラ、人材育成、科学技術、



2015年12月、日本が支援しているサラム・チルドレン・ビレッジを訪問する黄川田仁志外務大臣政務官

観光)、③「農業従事者を成長の主人公に」(農業、食料・栄養安全保障)、④「持続可能かつ強靱な成長の促進」(環境・気候変動・防災)、⑤「万人が成長の恩恵を受ける成長の促進」(教育、女性、保健、水・衛生)、⑥「平和と安定、民主主義、グッドガバナンスの定着」、をその柱としています。

日本は2014年5月にカメルーンで開催されたTICAD V閣僚会合において、TICAD Vで約束した支援を着実に実施していることを報告し、アフリカの多くの国から日本のこれまでの支援に対する高い評価を受けました。たとえば、2015年9月までに、産業人材育成を目的として、「ABEイニシアティブ」^(注18)により約470名のアフリカの若者が日本の大学の修士課程



ケニア西部のシアヤ県の漁村にて、オメナと呼ばれる小魚を山盛りにしたたらいを頭にのせようとしている様子(写真:久野武志)

注16 アフリカ連合 AU: African Union

注17 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注18 ABEイニシアティブ: African Business Education Initiative for the Youth

に就学しました。また質の高いインフラ整備等を支援する観点から、モザンビークを中心とするナカラ回廊、ケニアを中心とする北部回廊、さらにコートジボワールやガーナなどの西アフリカ地域など、計9か所において「戦略的マスタープラン^(注19)」の策定が開始されました。

これらに加え、2013年9月および2014年9月には、ニューヨークにおいてそれぞれ「農業開発」と「インフラ開発」をテーマにアフリカの地域経済共同体(RECs: Regional Economic Communities)議長国との首脳会合を開催するなど、様々な取組で日・アフリカ間の関係を強化しています。

こうした中で、2015年8月には、アフリカ側の希望を受けて、2016年にケニアにおいてアフリカで初めてとなるTICAD首脳会議を開催することが決定されました。日本はこれをアフリカ側のオーナーシップの表れとして歓迎しています。

引き続き日本としては、アフリカおよび国際社会の



2015年8月、ベナンのアカディリ外相と会談する城内実外務副大臣(前)

開発課題も踏まえつつ、民間投資を伴う経済成長、開発、平和と安定等の分野で、幅広くかつ日本らしい支援を着実に実行し、日本とアフリカ諸国との互恵的関係を構築しながら、官民で連携して、アフリカにおける「質の高い成長」の実現に向け貢献していく考えです。

アフリカ諸国

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ) 技術協カプロジェクト(2013年11月~実施中)

豊富な天然資源を背景に安定した高成長を続けるアフリカ諸国。日本の産業界は10億人市場であるアフリカに高い関心を持ち始めています。日本は、2013年6月の「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」で、官民一体となってアフリカにおける強固で持続可能な経済成長を支援する政策を打ち出し、その一つとして「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(African Business Education Initiative for the Youth:以下、ABEイニシアティブ)」を実施することになりました。

このABEイニシアティブでは5年間で、1,000人のアフリカの若者に日本の大学院等で、工学・農学・経営学・政治学などの修士課程での就学に加えて、日本企業でのインターンシップの機会を提供することが最大の特徴です。日本社会や日本企業文化をよく理解するアフリカの高度人材の育成を通じて、日本とアフリカ各国間の人脈(民間人材・教育人材・政府人材)を形成し、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人となることが期待されます。

2014年9月には159名、2015年9月には317名が来日し、全国の55大学(88研究科)で受け入れられています。75の大学(148研究科)が受け入れの意志を有しており、インターンシップに関心を示してくれる企業は約200社にのぼります。2014年に受け入れた研修員は、2015年夏に全国65社でインターンシップを実施しました。研修員からは、実際に日本企業で働く日本人々とのかわりを通し、アフリカでのビジネスにつながるアイデアを得たり、日本の企業文化や習慣を学ぶことができたという声が聞かれました。また、インターンを受け入れていただいた企業からはビジネスに有益な情報が得られた、ビジネスに役立つネットワークの構築ができた、社内のグローバル化に役立ったというご意見をいただきました。これら日本企業とアフリカの若者が日本とアフリカの架け橋となって、これからのアフリカの経済・社会を発展させていくことが期待されます。(2015年9月時点)



「激励会」にはアフリカ各国大使館、日本政府などからの来賓をはじめ、大学、企業の関係者も参加し、総勢365人が集まった(写真: JICA)

注19 TICAD Vにおいて日本は、アフリカ連合(AU)が掲げるインフラ開発計画と整合性を取りつつ、開発の潜在性の高い10か所において、戦略的マスタープランを策定していく旨を表明した。

ケニア

オルカリア I 4・5号地熱発電計画 有償資金協力(2010年3月~実施中)

アフリカの東部に位置するケニアでは、年間発電量の70%以上を水力発電に依存しており、2007年以降3年連続で発生した大規模な干ばつの影響で水力発電の稼働が限定的となっているため、電力不足が深刻化していました。

ケニアでは、近年の経済成長を背景に、2010-2020年の電力需要は毎年14.5%増で推移することが見込まれています。電力供給の安定化を促進するために、水力発電以外の新たな電源開発が急がれる課題となっています。一方、東アフリカの大地溝帯(グレートリフトバレー)に位置するケニアでは、大規模な地熱ポテンシャルが確認されており、天候に左右されない安定的な発電エネルギーとして、地熱開発への期待が高まっていました。

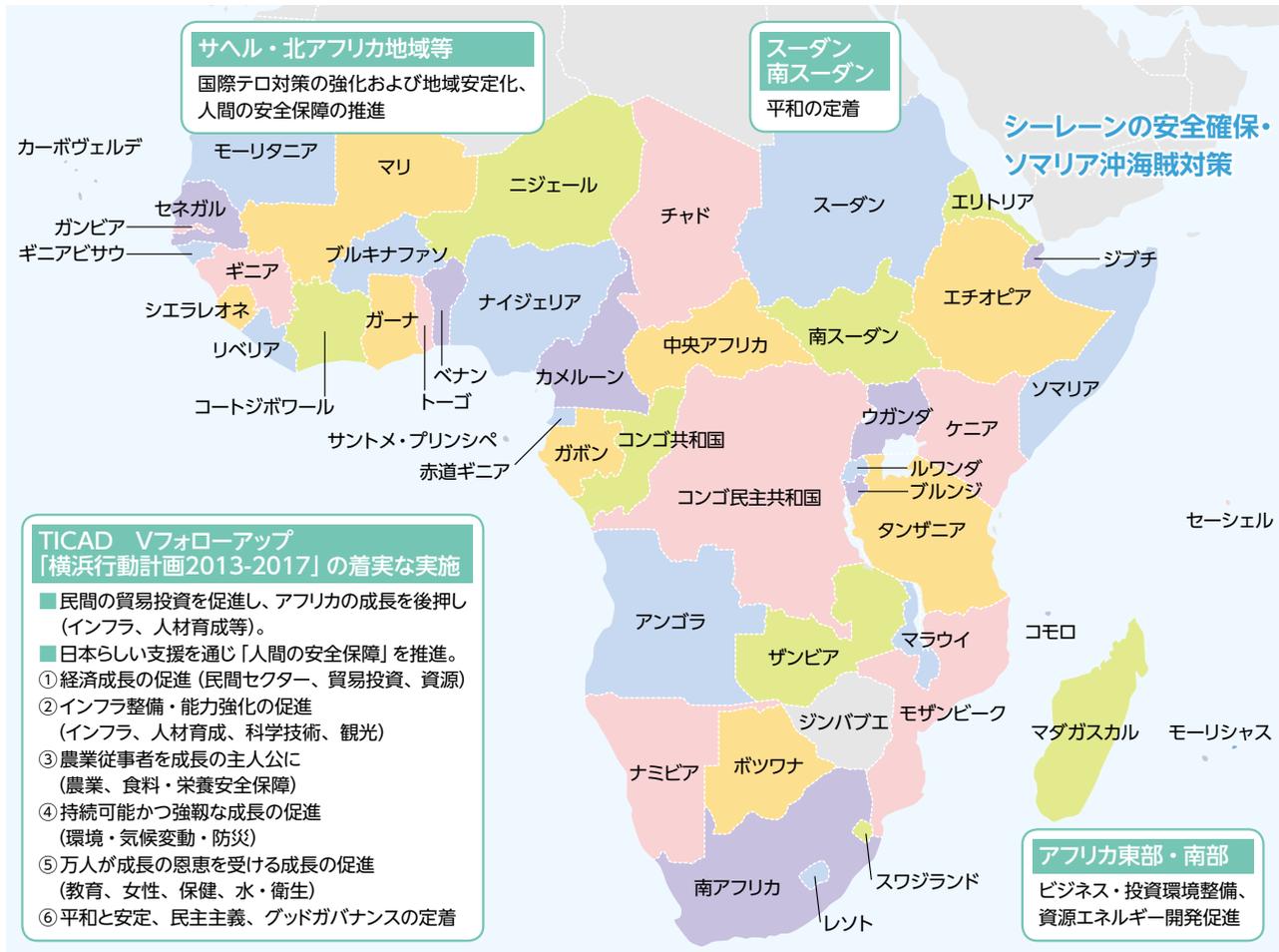
このような状況の下、日本は、2010年、サブサハラ・アフリカにおいて初めてとなる気候変動対策円借款を通じて、地熱発電の利用による、環境に優しい電力供給促進のため、ケニアに対して295億1,600万円を限度とする「オルカリア I 4・5号機地熱発電計画」による協力を開始しました。この円借款は、ケニアのナクル郡、オルカリア地熱地帯(首都ナイロビ北西約75キロメートル)において、第1発電所の拡張(4号機・5号機の導入、計140MW)を行うものです。

ケニア政府は、2030年までの長期開発計画「Vision 2030」において、オルカリア地熱開発を自国の経済的繁栄の達成を支える基盤として位置付けており、この計画は最優先事業に位置付けられました。日本の協力実施により、ケニアにおいて、電力を安定して供給できるよう改善が進み、ケニアの経済発展に寄与することが期待されます。また、地熱という、再生可能エネルギーの利用により、同じ規模の火力発電所を稼働させた場合に比べて大気汚染物質およびCO₂排出を抑制することで、地球環境負荷の軽減にも貢献することも期待されます。(2015年8月時点)



オルカリア地熱発電所(写真: JICA)

◆ サブサハラ・アフリカ地域における日本の国際協力の方針



図表 III-12 ◆ サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2014年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
			うち国際機関 を通じた贈与							
1	タンザニア	27.81	3.90	32.46	60.27	53.72	—	53.72	113.98	113.98
2	ケニア	24.00	14.70	36.88	60.87	51.19	66.16	-14.97	45.90	112.07
3	ウガンダ	31.38	10.07	17.36	48.74	36.99	—	36.99	85.73	85.73
4	モザンビーク	25.79	1.00	25.37	51.17	34.11	—	34.11	85.28	85.28
5	エチオピア	56.28	11.75	26.50	82.77	—	—	—	82.77	82.77
6	コンゴ民主共和国	43.46	16.20	10.34	53.80	—	—	—	53.80	53.80
7	スーダン	39.40	21.60	13.10	52.51	—	—	—	52.51	52.51
8	ザンビア	24.91	2.59	14.47	39.38	10.74	—	10.74	50.12	50.12
9	セネガル	22.63	—	22.43	45.06	—	—	—	45.06	45.06
10	南スーダン	30.85	30.48	12.42	43.28	—	—	—	43.28	43.28
11	マラウイ	24.76	2.10	17.70	42.45	—	—	—	42.45	42.45
12	ガーナ	19.44	—	21.81	41.25	—	—	—	41.25	41.25
13	ナイジェリア	22.89	4.87	12.26	35.15	—	—	—	35.15	35.15
14	ソマリア	32.50	32.50	0.08	32.58	—	—	—	32.58	32.58
15	ニジェール	29.79	14.30	2.26	32.05	—	—	—	32.05	32.05
16	リベリア	29.66	2.20	0.60	30.26	—	—	—	30.26	30.26
17	コートジボワール	14.33	7.70	12.26	26.59	—	—	—	26.59	26.59
18	ジブチ	20.98	1.80	5.48	26.46	—	—	—	26.46	26.46
19	カメルーン	8.80	7.63	5.82	14.62	10.42	—	10.42	25.05	25.05
20	マリ	23.50	23.50	0.79	24.29	—	—	—	24.29	24.29
21	ブルキナファソ	12.62	6.00	10.92	23.55	—	—	—	23.55	23.55
22	ギニア	19.67	6.25	3.32	22.99	—	—	—	22.99	22.99
23	ルワンダ	12.56	3.10	10.05	22.61	—	—	—	22.61	22.61
24	モーリタニア	21.67	12.10	0.79	22.46	—	—	—	22.46	22.46
25	シエラレオネ	8.36	—	4.92	13.28	—	—	—	13.28	13.28
26	チャド	10.98	10.98	0.21	11.19	—	—	—	11.19	11.19
27	カーボヴェルデ	0.49	—	0.13	0.62	10.39	—	10.39	11.01	11.01
28	マダガスカル	4.79	4.15	5.49	10.28	—	—	—	10.28	10.28
29	ベナン	5.05	0.60	5.16	10.20	—	—	—	10.20	10.20
30	トーゴ	6.45	0.80	3.73	10.17	—	—	—	10.17	10.17
31	中央アフリカ	9.27	9.27	0.02	9.29	—	—	—	9.29	9.29
32	ブルンジ	4.42	3.80	4.63	9.04	—	—	—	9.04	9.04
33	南アフリカ	2.15	1.00	6.13	8.28	—	0.89	-0.89	7.40	8.28
34	ギニアビサウ	8.03	3.83	—	8.03	—	—	—	8.03	8.03
35	アンゴラ	2.93	2.20	5.07	8.00	—	—	—	8.00	8.00
36	コンゴ共和国	4.40	4.40	1.99	6.39	—	—	—	6.39	6.39
37	ナミビア	1.23	0.80	4.09	5.31	—	8.87	-8.87	-3.56	5.31
38	ジンバブエ	1.40	—	3.77	5.18	—	—	—	5.18	5.18
39	ガボン	0.42	—	4.57	4.98	—	0.81	-0.81	4.17	4.98
40	ボツワナ	0.57	—	3.99	4.55	0.18	4.26	-4.08	0.47	4.74
41	モーリシャス	—	—	3.34	3.34	0.27	2.95	-2.68	0.66	3.61
42	コモロ	2.80	—	0.64	3.45	—	—	—	3.45	3.45
43	サントメ・プリンシペ	2.42	—	0.04	2.46	—	—	—	2.46	2.46
44	レソト	1.97	1.80	0.33	2.29	—	—	—	2.29	2.29
45	エリトリア	0.09	—	1.23	1.32	—	—	—	1.32	1.32
46	セーシェル	—	—	0.66	0.66	—	—	—	0.66	0.66
47	スワジランド	0.07	—	0.44	0.50	—	1.91	-1.91	-1.40	0.50
48	ガンビア	0.17	—	0.18	0.35	—	—	—	0.35	0.35
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	61.88	60.75	9.95	71.83	289.10	—	289.10	360.93	360.93
	サブサハラ・アフリカ地域合計	760.01	340.72	386.14	1,146.16	497.11	85.85	411.26	1,557.42	1,643.27

*1 順位は支出総額の多い順。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 [-]は、実績がまったくないことを示す。

*4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

*7 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。

*8 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

ケニアの観光業の成長に欠かせない 基盤を築いた日本

観光業はケニア経済の重要な^{けんいん}牽引役である。特に、GDPへの貢献は、1988年の7億ドルから現在の60億ドルに増加しており、これはGDP全体の12%に当たる。観光客も、1988年の70万人から現在の170万人までに増加した。観光業は、観光客にモノとサービスを提供する農業、運輸、航空からビール等の飲料までケニアの様々な産業とも密接につながり、政府の重要な税収源にもなっている。

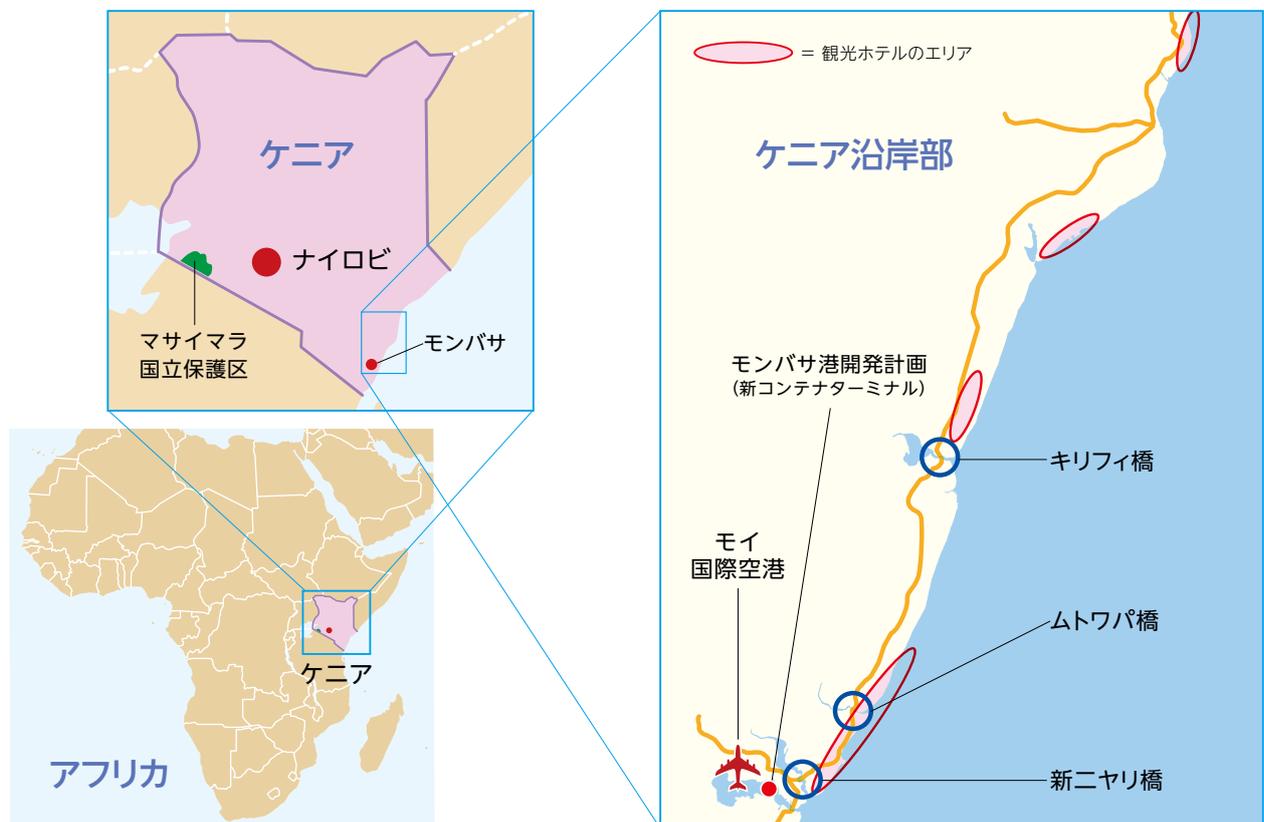
ケニアの観光業のサクセス・ストーリーは、沿岸部における日本の3つの画期的なインフラ事業がその基礎となっている。1975年から1980年にかけて建設された新ニヤリ橋、1980年代から1990年代中ごろにかけて段階的に拡張されたモンバサのモイ国際空港、同時期に建設されたキリフィおよびムトワパ橋だ。これらのインフラ事業がなければ、投資家たちは、ケニアのインド洋岸をモンバサからマリンディまで伸びる現在105軒ある観光ホテル群を建設することはなかった。これらのインフラ事業は、何千もの雇用を作り出した上、サファリ客のための内陸部のロッジやキャンプにも利益をも



日本の支援で拡張が進んだモイ国際空港 (写真: JICA)

たらすことになった。

パッケージ・ツアーに参加するほとんどの観光客は、まずモンバサのモイ国際空港に降り立つ。たとえば、ドイツ人観光客は、ルフトハンザではなく、レジャー専門のチャーター便を利用してケニアにやって来る。同様に、英国人観光客もロンドン発英国航空でナイロビに来るよりも、チャーター便を利用してモンバサに到着するのが一般的だ。つまり、日本が支援したモイ国際空港の拡張は、沿岸地域の観光業の拡大に間違いなく中心的な役割を果たし、より多くの観光客がモンバサに到着することを可能にしたのだ。





日本の支援で完成した新ニヤリ橋 (写真: JICA)

しかし、モンバサに到着することと、陸路でビーチ・リゾートまで行くことは別だ。モンバサが町から発展し、大都市に変わっていった1980年代まで、浮き橋であった旧ニヤリ橋は、ほとんどのビーチ・ホテルがある沿岸地域北部へ陸路で行く際に頻繁に渋滞を引き起こす場所だった。橋で事故が一つでも起これば、何時間も交通が麻痺した。こうした場所は、旧ニヤリ橋だけではなく、旧ニヤリ橋から十数キロメートル先のムトワパでも、車両を運ぶ連絡船は不定期だった。また、北にあるマリンディの黄金のビーチを見たい人々はさらに北上し、もう一つの連絡船であるキリフィ・フェリーを利用しなければならなかった。

それらの渋滞箇所には道幅の広い現代的な橋を建設した日本のインフラ事業は、その状況をすべて変えた。モンバサに到着した観光客は、1990年代後半までに日本の支援で完成したニヤリ、ムトワパ、キリフィの3つの橋により沿岸のどのビーチ・ホテルにも容易に到着することが可能になった。

ケニアの沿岸部は一変した。1970年代前半には十数軒しかなかったビーチ・ホテルが今日では105軒。これは、観光客用アパート群や別荘を除いた数である。

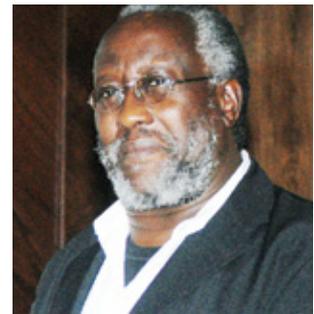
しかし、日本のインフラ事業によって利益を受けたのは沿岸部だけではない。サファリで有名なケニアの国立公園も裨益している。

ケニアに来るほとんどの観光客は、既に説明したように、パッケージ・ツアーで訪れる中間所得層のヨーロッパ人である。パッケージ・ツアーには、ヨーロッパ・ケニア間の往復航空チケット、2-3週間のビーチ・リゾート滞在、数日間の国立公

園のサファリ・ロッジもしくは野外キャンプ滞在が含まれている。そのため、沿岸部が予約で埋まっていれば、国立公園のロッジやキャンプでも多くの予約がなされていることになる。たとえば、ケニアで最も有名な観光地であるマサイマラ国立保護区のロッジやキャンプは、景気の良い年であれば7月から12月まで予約でいっぱいである。この時期にモンバサのモイ国際空港に行くと、空港がたいへん混雑していることに気づく。その混雑はヨーロッパから直接観光客を連れてくる長距離チャーター便だけでなく、それより以前にケニアに到着した観光客を乗せ、マサイマラ国立保護区のキャンプやロッジに飛ぶ12-15人乗りの小型飛行機によるものだ。

ロッジ、キャンプ、ホテルの数はマサイマラ国立保護区だけで200を超えるが、国立公園全体では、約6万人のケニア人の直接雇用を生み、50万人以上に対して経済機会を創出している。雇用に加え、観光客が国立公園入場料として支払った金はそのまま動物保護のための資金となり、野生生物存続の鍵になっている。観光業がケニアにおいて栄える限り、野生生物は守られ続ける。しかし、日本の先見性のある沿岸部のインフラ投資がなければ

こうはいかなかっただろう。



文(原文は英語):ウイクリフ・ムガ(Wycliffe Muga)
 筆者はケニアのスター紙週末版編集委員、コラムニスト

6. 中南米地域

中南米地域は人口6億人、域内総生産約6兆ドル(2014年)の巨大市場です。また、民主主義が根付き、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル(希少金属)、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、国際社会での存在感を着実に高めています。平均所得の水準はODA対象国の中で

< 日本の取組 >

中南米地域は、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。日本は、2010年1月のマグニチュード7.0の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対する復旧・復興支援をはじめ、カリブ海上の国々および太平洋に面した国々に地震、津波対策のための支援を行っています。また、中米域内については、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」が大きな成果を上げています。

中南米は、近年、生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。メキシコの医師を対象とした心臓カテーテル技術*の研修を2011年に実施した後、同様の研修を2014年からメキシコのほか、アルゼンチン、コロンビアおよびブラジルの医師に対しても実施しており、中南米地域において日本企業の技術の普及を後押しするものとして期待されています。また、中南米諸国の経済開発のための基盤整備の観点から、首都圏および地方におけるイ



2015年5月、ジャマイカのシンプリソン＝ミラー首相を表敬する
中山泰秀外務副大臣(前)

は比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多いことも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、ハリケーンなど自然災害に脆弱な地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。

ンフラ整備も積極的に行っています。

環境問題に対しては、日本は、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保全、アマゾンの森林における炭素動態(注20)の広域評価や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野においては、太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、コスタリカ等では地熱発電所の建設に向けた支援も行っています。

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。中米地域では、同地域特有の寄生虫病であるシャーガス病撲滅のための技術支援を行い、感染リスクの減少に貢献しています。パラグアイでは、大学病院の改築、医療機材の供与を行いました。衛生分野でも、ペルーをはじめとする国々において安全な飲料水の供給や生活用水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行っています。

今も多くの貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要です。日本は、小学校などの教育施設の建設への支援や、指導者の能力向上のためのボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

カリブ諸国に対しては、気候変動や自然災害に対する小島嶼開発途上国特有の脆弱性を克服するため、所得水準のみでは測ることのできない様々な支援ニーズに対応しています。環境・防災分野では、カリブ8か国に対する広域の気候変動対策支援や防災分野の技術協力等を行っています。また、水産分野では、施設整備や専門家派遣を通じて限りある海洋生物資源の持続可能な利用促進に貢献しています。

長年の日本の開発協力の実績が実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、およびアルゼンチンの4か国は、南南協力*で実

注20 一定期間中における炭素量の変動。

績を上げています。これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを締結し、たとえば、ブラジルと共に、アフリカのモザンビークにて、また、メキシコと共にパラグアイにて、農業開発分野の協力を進めているほか、アルゼンチン、ドミニカ共和国等と協力し、震災後のハイチの復興支援などを行っています。

より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については中米統合機構(SICA)^(注21)やカリブ共同体(CARICOM)^(注22)といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。

日本は官民連携で地上デジタル放送の日本方式(ISDB-T方式)^(注23)の普及に取り組み、2015年8月末時点までに中南米では13か国が、日本方式を採用しています。日本はこれら採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。

また、2010年に大地震に見舞われたハイチに対し、日本はこれまで総額約2億ドル超の復興支援を実施してきており、引き続き中長期的観点から、保健・衛生や教育といった基礎社会サービス分野を中心に復興支援を行っています。

用語解説

■ 心臓カテーテル技術

具体的には、経桡骨動脈冠動脈カテーテル技術。手首の大きな血管からカテーテルを挿入して、細くなったり、閉塞したりしている心臓の血管を広げる方法。

■ 南南協力

より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力をを行う。また、ドナー(援助国)や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

キューバ

中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト
技術協力プロジェクト(2012年4月～実施中)

カリブ海に浮かぶキューバでは、国民の主食である米の自給率が36%程度にとどまっており、残りは輸入に頼っています。そのため、米の自給率を高めることがキューバの重要政策の一つとなっています。

日本はキューバ政府からの協力要請を受けて、稲作の生産性を向上させる技術協力を行ってきました。作物の生産性を向上させるためには、その気候・土地条件に合った優良な米種子を用い、適切な技術をもって栽培することが必要です。優良な米種子とは耐病性・耐乾性・収量性などを備えており、他の種子やゴミが混ざっておらず、発芽性が良いことが条件となります。こうした条件を兼ね備える米種子を生産し、証明種子として政府が認定し生産農家に普及していくことが求められます。

そこで、キューバの稲作生産面積の40%を占める中部地域5県(シエンフエゴス県、ビジャクララ県、サンクティスピリトゥス県、シエゴデアピラ県、カマグエイ県)において、こうした米の証明種子生産量の増加を目的とするプロジェクトが、日本の技術協力で2012年より開始されました。

このプロジェクトでは、対象5県において、農業技術普及員と種子生産農家が様々な技術を学べるように、米の種子生産実証圃場(田畑のこと)に関する研修会を行ってきました。研修会においては、講義と実習を組み合わせ、適切な栽培方法や、新しい田植え機をはじめとした農機の運転操作について学ぶ機会を提供しています。また、農業技術普及員が種子生産農家を効率的に指導できるよう、農業普及の体制を整備してきました。

このプロジェクトでは、協力期間終了後も技術が正しく伝わっていくように、様々なマニュアルも作成しており、農業技術普及員や種子生産農家に配布されています。

キューバの米自給率が、このような日本の支援による証明種子の生産にかかる技術普及を通して、大きく向上することが期待されています。(2015年8月時点)



このプロジェクトの下で育った苗(写真: JICA)

注21 中米統合機構 SICA: Sistema de la Integración Centroamericana

注22 カリブ共同体 CARICOM: Caribbean Community

注23 地上デジタル放送 ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial

◆ 中南米地域における日本の国際協力の方針



図表 III-13 ◆ 中南米地域における日本の援助実績

2014年										
(単位：百万ドル)										
順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
			うち国際機関 を通じた贈与							
1	ブラジル	1.04	—	23.92	24.96	92.20	101.78	-9.58	15.38	117.15
2	ペルー	21.49	0.65	12.57	34.07	50.52	109.17	-58.65	-24.59	84.58
3	コスタリカ	0.76	—	4.54	5.30	21.73	24.14	-2.41	2.89	27.03
4	ハイチ	20.67	2.43	2.32	22.98	—	—	—	22.98	22.98
5	ドミニカ共和国	9.02	—	7.49	16.51	—	8.75	-8.75	7.76	16.51
6	ホンジュラス	9.56	0.50	5.86	15.42	—	—	—	15.42	15.42
7	ボリビア	4.63	—	10.57	15.20	—	0.27	-0.27	14.93	15.20
8	ニカラグア	3.95	—	9.15	13.10	0.01	—	0.01	13.11	13.11
9	メキシコ	0.42	—	11.76	12.18	—	48.56	-48.56	-36.38	12.18
10	パラグアイ	0.03	—	9.17	9.19	2.98	28.57	-25.59	-16.40	12.18
11	エルサルバドル	2.41	—	7.93	10.34	—	17.12	-17.12	-6.79	10.34
12	アルゼンチン	0.32	—	8.45	8.77	—	4.20	-4.20	4.57	8.77
13	エクアドル	2.30	—	6.26	8.55	—	16.36	-16.36	-7.81	8.55
14	コロンビア	3.45	0.11	4.73	8.18	—	—	—	8.18	8.18
15	グアテマラ	0.24	—	4.81	5.05	1.51	8.52	-7.01	-1.96	6.56
16	パナマ	0.32	—	4.44	4.76	1.49	16.51	-15.02	-10.26	6.25
17	キューバ	0.81	—	4.50	5.31	—	—	—	5.31	5.31
18	チリ	0.78	—	3.09	3.88	—	0.95	-0.95	2.92	3.88
19	ガイアナ	3.04	—	0.51	3.55	—	—	—	3.55	3.55
20	ジャマイカ	0.80	—	2.16	2.96	—	17.74	-17.74	-14.79	2.96
21	グレナダ	1.98	—	0.09	2.07	—	—	—	2.07	2.07
22	ベネズエラ	0.22	—	1.71	1.93	—	—	—	1.93	1.93
23	ウルグアイ	0.59	—	1.10	1.69	—	1.83	-1.83	-0.14	1.69
24	セントルシア	0.94	—	0.53	1.47	—	—	—	1.47	1.47
25	ベリーズ	0.18	—	1.11	1.30	—	—	—	1.30	1.30
26	ドミニカ国	0.97	—	0.10	1.08	—	—	—	1.08	1.08
27	アンティグア・バーブーダ	0.09	—	0.42	0.51	—	—	—	0.51	0.51
28	セントビンセント	—	—	0.13	0.13	—	—	—	0.13	0.13
29	スリナム	0.05	—	0.08	0.13	—	—	—	0.13	0.13
	中南米の複数国向け	14.42	14.42	8.46	22.88	—	—	—	22.88	22.88
	中南米地域合計	105.57	18.10	158.22	263.79	170.43	404.47	-234.04	29.75	434.23

*1 順位は支出総額の多い順。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 [-]は、実績がまったくないことを示す。

*4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

*7 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

メキシコ

自動車産業基盤強化プロジェクト 技術協カプロジェクト(2012年10月～実施中)

メキシコは北米・南米市場に近く、優良で比較的 low コストの労働力および、世界各国との自由貿易協定(FTA)ネットワークを有しているため、自動車生産拠点としての重要性がますます高まっています。日本の自動車メーカー各社もメキシコ内に工場を作り、世界に向けた生産活動を行っています。

一方でメキシコは依然として国内に社会格差を抱え、格差是正と貧困削減が大きな課題となっています。メキシコ経済を牽引する産業の育成・振興は、雇用を創り出し、経済を持続的に発展させていく上で重要です。自動車産業は、約3万の部品を組み立て製造するため、雇用を生み出します。しかし、メキシコの自動車部品産業は品質・コスト・納期などの点で十分に成熟しておらず、メキシコに進出した自動車メーカーは部品の現地調達に当たって困難に直面していました。

こうした状況を踏まえ、日本はメキシコ政府からの要請を受け、自動車部品供給体制(サプライチェーン)の強化を目的とした技術協力に取り組んでいます。自動車産業が盛んな州に日本から複数の専門家が参加しており、メキシコの自動車部品サプライヤーの品質・コスト・納期のカイゼン能力向上、部品メーカーに関するデータベースの構築等を通じて、統合的なサプライチェーンの強化を支援しています。

カイゼン能力向上に関しては、メキシコ政府と共に支援対象の部品二次サプライヤーを選定し、カイゼン目標を設定し、その達成を支援・モニタリングすることで、日本の自動車産業界が必要とする品質・コスト・納期の実現につなげていこうとしています。また、日本はメキシコ貿易投資促進機関(PROMEXICO)と州政府による部品サプライヤーのデータベース構築を支援して、自動車産業の企業のビジネスマッチングに役立てるようにしています。

こうしたサプライチェーンの強化を日本が支援することで、メキシコの自動車産業のさらなる成長が期待されます。
(2015年8月時点)



カイゼンを取り入れている自動車部品製造工場
(写真：今村健志朗/JICA)



ペルー南東部に位置するクスコ州の織物加工場にて、日本の供与機材を用いて伝統織物を生産する地元民(写真：ホセ・サト/在ペルー日本大使館)

島国・日本の経験を学ぶ 意欲的な技術者たち

～キューバの地下水管理能力強化プロジェクト～



ハバナ水利調査・プロジェクト公社の技術者と日本人専門家(右から3番目が木原さん)(写真:ハバナ水利調査・プロジェクト公社)

カリブ海に浮かぶ島国、キューバでは水資源の多くを地下水に頼っています。首都のハバナも、周辺にあるマヤベケ県とアルテミサ県にまたがる地下水帯のクエンカ・スルが主要な給水源です。しかし、ハバナでは大幅な水不足が生じており、需要量の約6割しか供給できていません。実は、クエンカ・スルの取水量は2000年からの10年間で半減しているのです。

このような取水量の減少はなぜ起きているのでしょうか？沿岸部では塩水が陸地部分の地下にも入り込みます。塩水の層は密度が高く、淡水である地下水層の下にあります。海面が上昇すると内陸部の塩水の層も同時に上昇します。また、地下水を多量に汲み上げて地下水位が1cm低下すると、圧力のバランスが崩れ、海側からの圧力で塩水の層は約40cm上昇します。海面上昇と過剰な揚水(汲み上げ)が原因で、地下水に塩水が侵入して塩分濃度が高くなり、飲料水はもちろんのこと、農業用水としても使えなくなってしまうのです。これが劇的な取水量の減少につながりました。この状況を改善するには、都市給水や農業への影響に配慮しながら揚水量を適切に管理する必要があります。

キューバ政府はこの深刻な課題の解決のため日本に技術協力を求めました。これを受けて、2013年2月からは、ハバナ市に水を供給するマヤベケ県とアルテミサ県を対象とした「地下水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」がスタートしました。プロジェクトリーダーはJICA専門家の木原茂樹さんです。木原さんは、アジアやアフリカなどで数多くの水資源開発の国際協力に携わってきたプロフェッショナルです。

プロジェクトではまず、クエンカ・スルの地下水において、水質、水位、水流がどのような状況であるかを明らかにする



多項目水質計を使用した観測井戸深度別水質測定方法の研修を受ける水利公社の技術者(写真:宇田川 弘勝)

「地下水モデル」を構築します。試験井戸に水位や水質を調べる機器を設置して継続的にデータを収集し、その情報をデータベース化します。このデータベースの情報を、専用のシミュレーションソフトで解析することで、地下水の水位の変化と塩水の侵入が予測できるようになるのです。キューバ人の技術者たちは、JICAの専門家による研修を受けながら、情報収集と解析作業を正しく行うための技術を学んでいます。

「社会主義国のキューバはかつてソ連からの支援を受けて地下水を管理していました。当時からの技術者は高い技能を持っています。しかし、ソ連崩壊後は地下水の計測機器を維持できなくなりました。経済封鎖もあり、輸入できる機器も限られています。そのような状況でも、キューバ人技術者は新しい情報には貪欲です。また、足りない部分を創意工夫で補おうという意欲に満ちています。その姿勢には感心します。」

プロジェクトでは日本での研修も行いました。日本も島国であり、戦後は地下水の過剰な揚水による地盤沈下も経験してきました。特に離島ではキューバと同じように地下水帯への塩水の侵入を乗り越えながら得た知見があります。沖縄本島や宮古島での研修では「地下ダム」の見学をしました。地下ダムとは地中に壁を作り、塩水の侵入を防ぐとともに、雨水を地中に浸透させることで地下水の水量を増やすための構造物です。

「今回のプロジェクトの対象地域では、地質学的に地下ダムは建設できないと分かっており、技術者たちにもそれは伝えてありました。ただ、日本での研修で実際の施設を見たことで納得したようです。彼らには『今すぐにはできなくても、必ずできる日が来る。そのために準備を怠らず、学び続けることが大切だ』という姿勢があります。地下ダムにしても、地質学的に適した別の地域での建設を検討し始めたようです。学んだことを生かそうという意欲は素晴らしいですね。」

ともに島国であるキューバと日本。地下水管理に関する日本の経験と知見は、意欲的な技術者たちによってキューバで活用され始めているのです。プロジェクトは2017年2月まで。現在は地下水モデルの構築を進めていますが、今後はこのモデルを基にシミュレーションを重ねながら、雨水を地中へ浸透させて地下水位を上げるための施設を立案するとともに、地下水資源を最も効率的に利用するための管理計画を策定していく予定です。

7. 大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋を共有する「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）^{（注24）}を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域であるとともに、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国の平和と繁栄は日本にとって重要です。

一方、太平洋島嶼国には比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。また、

< 日本の取組 >

太平洋島嶼国における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）^{（注25）}との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに日本と太平洋島嶼国との首脳会議である太平洋・島サミット（PALM）を開催しています。

2015年5月に福島県いわき市で開催されたPALM7では、「We are Islanders: 福島いわきから太平洋への誓いー共に創る豊かな未来ー」というキャッチフレーズの下、日本は、①防災、②気候変動、③環境、④人的交流、⑤持続可能な開発、⑥海洋・漁業、⑦貿易・投資・観光の7つの分野に焦点を当て、太平洋島嶼国との双方向のパートナーシップを促すための協力として、今後3年間で550億円以上の支援を提供すると



パラオのサンゴ礁センターで活動する青年海外協力隊の山上裕香隊員
（写真：鈴木革/JICA）

経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいこと、海面上昇により国土を失ってしまう可能性があることなど、小島嶼国に特有な共通の問題があります。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施しています。



2015年3月、大型サイクロン・パムにより被災したバヌアツの首都ポートビラ市を訪問し、国際緊急援助隊・医療チームを激励する園浦健太郎外務大臣政務官（前）

もに、4,000人の人づくり・交流支援を行うことを表明しました。

PALMで表明した支援方針を踏まえ、日本は、港湾といった基礎インフラ整備などの二国間の協力や、複数の国を対象とした広域協力を実施しています。重点分野の一つである「防災」については、太平洋島嶼国において災害に強靱な社会を構築するため、日本の知見を活用しつつ、各国気象局の人材の育成や、住民が適切に避難できる体制づくりなどの包括的な防災支援を行っています。

また、太平洋島嶼国の気候変動問題への対処を支援するため、サモアにある地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局（SPREP）^{（注26）}と連携し、各国の気候変動対策に携わる人材の育成に向けた取組を進めています。

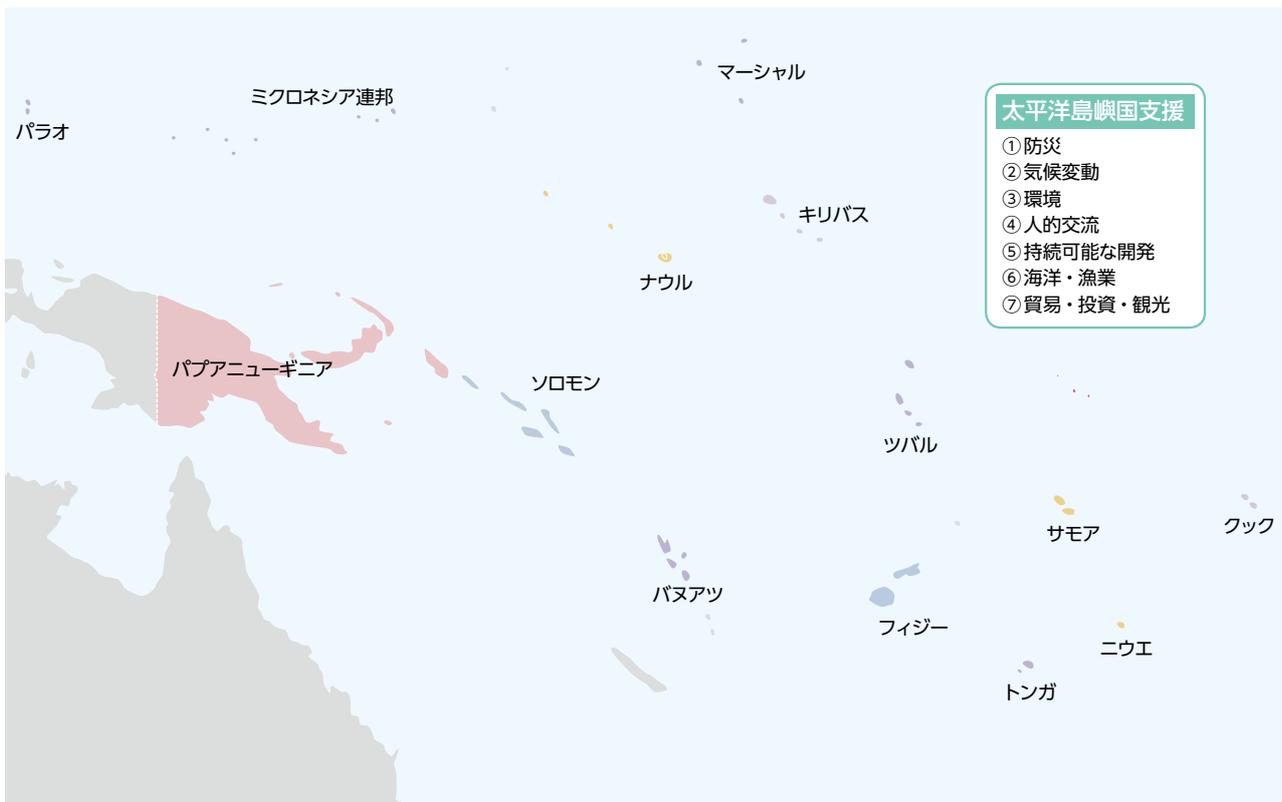
注24 排他的経済水域 EEZ: Exclusive Economic Zone

注25 太平洋諸島フォーラム PIF: Pacific Islands Forum

PIF加盟国: オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニューージーランド、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦

注26 太平洋地域環境計画事務局 SPREP: Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme

◆ 大洋州地域における日本の国際協力の方針



図表 III-14 ◆ 大洋州地域における日本の援助実績

2014年 (単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	パプアニューギニア	12.54	—	13.14	25.68	0.75	17.15	-16.40	9.28	26.43
2	トンガ	14.57	—	2.55	17.12	—	—	—	17.12	17.12
3	サモア	8.62	—	3.65	12.28	2.32	—	2.32	14.60	14.60
4	ソロモン	6.30	—	4.80	11.10	—	—	—	11.10	11.10
5	バヌアツ	5.08	—	2.72	7.80	1.83	—	1.83	9.63	9.63
6	キリバス	7.79	—	0.90	8.68	—	—	—	8.68	8.68
7	フィジー	1.35	—	6.59	7.93	—	1.15	-1.15	6.78	7.93
8	ミクロネシア連邦	4.66	—	2.42	7.08	—	0.85	-0.85	6.23	7.08
9	パラオ	4.62	—	2.42	7.04	—	—	—	7.04	7.04
10	ツバル	6.04	—	0.66	6.70	—	—	—	6.70	6.70
11	マーシャル	4.66	—	1.30	5.96	—	—	—	5.96	5.96
12	ナウル	1.23	—	0.19	1.41	—	—	—	1.41	1.41
13	クック	0.19	—	0.11	0.30	—	—	—	0.30	0.30
14	ニウエ	—	—	0.07	0.07	—	—	—	0.07	0.07
15	[トケラウ]	—	—	0.01	0.01	—	—	—	0.01	0.01
	大洋州の複数国向け	0.58	0.35	3.42	4.00	—	—	—	4.00	4.00
	大洋州地域合計	78.23	0.35	44.93	123.16	4.90	19.14	-14.25	108.91	128.06

*1 順位は支出総額の多い順。
 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 *3 [-]は、実績がまったくないことを示す。
 *4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 *5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
 *6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
 *7 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
 *8 []は地域名を示す。

太平洋島嶼国 (14 諸国)

大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト 技術協カプロジェクト(2011年2月～実施中)

太平洋島嶼国では、かつては、それぞれの島で採れる天然の原材料を使用し生活していましたが、近年は生活の近代化やグローバル化により、海外から輸入される製品が、人々の消費の重要な部分を占めるようになりました。それら輸入品のペットボトルやビン・缶など、使い終わった後の容器は、すべてその国でゴミとなります。もともと広い土地がない国が多く、行き場のないゴミが貴重なサンゴ礁などの生態系に悪影響を与えるという問題が発生しています。

日本政府は、2000年の第2回太平洋・島サミットで「大洋州地域廃棄物管理戦略(2010-2015)」を提案し、太平洋の島嶼国のゴミ問題に協力し取り組んできました。具体的には、鹿児島県志布志市におけるゴミ減量化・資源化の成功事例をもとにした「3R」(ペットボトルやビン・缶など、ゴミを減らすReduce、ゴミを捨てずに使うReuse、ゴミを再利用するRecycle)の推進などをしてきました。また、「3R」の推進のみならず、発生するゴミの適切な処理も重要です。ゴミをそのまま土の中に埋めると、土壌や地下水脈の汚染により、人々の生活や自然環境に甚大な影響を与えます。こうした環境汚染を未然に防ぐため、日本は大洋州の国々に、専門家を多数派遣し機材を供与するなどして、ゴミ処分場の改善や、廃棄物管理計画を策定する人材の育成などに取り組み、これら島国において環境汚染が進まないよう最大限の努力を傾けています。

太平洋島嶼国で適切にゴミ処理がされなければ、太平洋の自然環境が破壊されます。同じ太平洋にある日本にも影響を及ぼしかねません。日本の支援活動を通じて、太平洋島嶼国において、自立的かつ発展的な廃棄物管理が促進され、大切な自然環境が保全されていくことが期待されます。(2015年8月時点)



サモアのごみ処理場。見違えるほど改善された
(上は改善前、下は改善後) (写真: JICA)



ミクロネシア連邦・ボンペイで、ローカルフード推進のための授業と算数の授業を一緒に行う青年海外協力隊の三橋智子さん(小学校教諭) (写真: 東海林美紀/JICA)

島国の太陽を電気に変える

～ソロモン諸島で期待される沖縄の太陽光発電技術～



ソロモン諸島電力会社の駐車場に設置された、太陽光発電装置(写真: (有) 沖縄小堀電機)

ソロモン諸島は南太平洋に浮かび、100余りの小島で構成される島国で、電力のほぼ100%をディーゼル発電に頼ってきました。しかし、ディーゼル発電は二酸化炭素(CO₂)の排出により気候変動に悪影響を及ぼすことが懸念されます。また、発電に必要な石油を海外から輸入するので世界的な価格高騰の影響を受け、安定した電力が供給できなくなる恐れがあります。そこで、ソロモン諸島の政府は2020年までに発電の50%を再生可能エネルギーにシフトする方針を打ち出しました。

日射量の豊富なソロモン諸島では、太陽光発電を導入する最適な条件が整っています。国会議事堂などの公共施設にはすでに太陽光発電システムが導入され始めています。ところが、いくつかの問題点があることが浮かび上がってきました。第一の問題は、ソロモン諸島では、台風によってせっかく導入された太陽光発電システムの故障が発生する恐れがあることです。第二の問題は、現在の発電システムは送電線につながれず、それぞれが独立して使われているため、余った電力を活用できないことです。第三の問題は、いくつもの離島から構成されるこの国では、発電システムのきめの細かい保守点検や迅速な修理が困難であることです。

このようなソロモン諸島の問題の解決に役立つのではないかと注目されたのが、沖縄県でメガソーラー施設を作り、その保守・運用を手がけてきた沖縄小堀電機の技術です。沖縄小堀電機は、ソロモン諸島と同じように小さな離島が多く台風が多い沖縄で、強風にも強い太陽光発電の設備のノウハウを持っています。また、離島に点在する個々の太陽光発電システムを、広域の電力系統(電力会社の送電線)に効率的につなぎ、余った電力が無駄にならず活用できるようにするノウハウも持っています。そのようなノウハウをソロモン諸島で活かすことができるかを探るため、沖縄小堀電機は2013年10月、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業^{※1}・普及・実証事業^{※2}を現地で開始しました。



パワーコンディショナーの点検方法を確認する現地スタッフたち(写真: (有) 沖縄小堀電機)

ここで鍵となったのは「パワーコンディショナー」の小型化の技術です。「パワーコンディショナー」とは、個々の発電機を広域の電

力系統につなげるための装置ですが、台風のような激しい強風にさらされれば、故障してしまうリスクはどうしても残ります。そこで沖縄小堀電機が、沖縄で活用してきたのが「パワーコンディショナー」の小型化の技術です。つまり、大型タイプのパワーコンディショナー1台だと故障した際に発電システム全体がストップしてしましますが、小型タイプを複数台使用すれば1台が故障しても、残りは稼働し続けるため、一定の発電を維持することが可能となるのです。これは、船で修理に向かうまでに時間がかかってしまう離島にとっては大事な点です。

沖縄小堀電機は、この技術をソロモン諸島で活用してみることになりました。2015年1月にソロモン諸島電力会社の駐車場に建設した太陽光発電装置には、10キロワットの小型の「パワーコンディショナー」を5台使用しました。全体の発電量は50キロワット。日本の平均世帯でいえば約25世帯の電力を賄う発電規模です。

また、現地の技術者に対して、個々の太陽光発電設備を既存の電力系統に接続し運用するための研修を行い、問題が生じたときに対応するノウハウをまとめたマニュアルも作成しました。沖縄小堀電機の技術者の、このようなきめ細かな対応、そして何よりも故障に強く、発電量の面でも優れ、貴重な電力を無駄にしない太陽光発電設備は、現地の人々に高く評価されました。2015年10月時点で、電力会社の駐車場の太陽光発電システムは問題なく稼働し、既存のディーゼル発電と連携しながら電力を供給しています。ソロモン諸島では、この太陽光発電装置をさらに導入していくことが検討されています。

沖縄小堀電機の池原薫^{いけはら かほる}さんは、「まずはソロモン諸島で実績を作り、太平洋地域の他国の島々にも展開していきたいです。当社には蓄電設備の施工技術もあるので、将来的には電力会社の電力系統(送電線)が整備されていない地域にも太陽光発電で電力を届けていきたいですね。」と語ります。

離島に強い日本の発電システムの施工・運用技術が、ソロモン諸島の電力事情の改善につながり、今後は太平洋にあるその他多くの離島のエネルギー問題の解決にもつながっていくことに大きな期待が寄せられています。

※1 ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。

※2 普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。

8. 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化と自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域および欧州全体の一層の安定と発展のため、また、普遍的

価値(人権、民主主義、市場経済、法の支配)を共有できる関係を築くため、市場経済化、経済インフラの再建および環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

< 日本の取組 >

西バルカン諸国^(注27)は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していました。しかし、各援助国や国際機関などの支援があり、またそれぞれの国が自身で改革のための努力を行ったことにより、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は2004年にEU(欧州連合)と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を開発協力の重点分野として支援を展開してきました。引き続き、特に「平和の定着・民族融和(異なる民族間で争いが起きないこと)」および「環境・気候変動問題への対策」を重点方針として支援しています。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置するという政治・外交上での地理的

な重要性を持っています。これら諸国の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援する必要があります。これに関し、日本は2014年2月以降のウクライナ情勢の悪化を受け、ウクライナの国内改革を後押しするために、国別では最大規模となる約18.4億ドルの支援を表明し、着実に実施しています。また、政治危機に加え、ウクライナ東部等で分離派の活動が活発化したことから、東部の社会サービス早期復旧・平和構築支援として約600万ドル、東部の人道支援やインフラ復旧に対する支援として約1,660万ドル等を供与しました。

日本は、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国に対しては、援助を卒業したものとして、その支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー(援助国)として欧州地域の後発国に

に対する開発協力に一層積極的になることを促していきます。日本は、ヴィシエグラード4か国^(注28)を含むこれらの国々と援助国としての経験を共有するための取組も行っています。一方、西バルカン地域やウクライナ等の後発国に対しては、各々の国の経済水準も考えながら、適切な支援を実施していきます。また、どの国に支援を行う場合にも、各援助国および国際機関等の動きに注意を払いながら、日本の知識と経験を活かして、より成果を重視した効率的かつ効果的な支援を行っていくことに努めています。

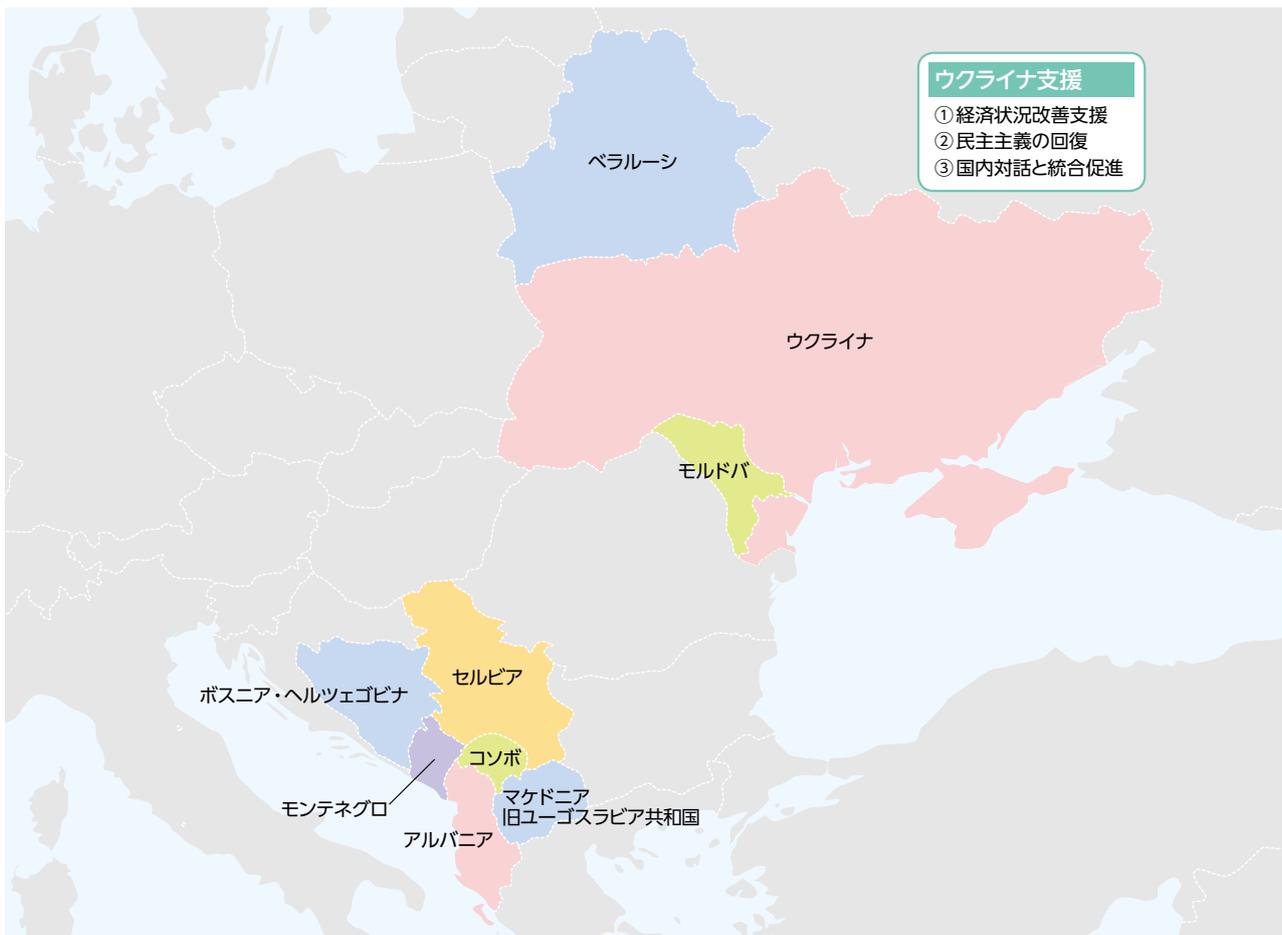


モンテネグロ西部のツェティニエ市のザゴルカ・イバノビッチ幼稚園の子どもたちが、引渡し式で、浴衣を着て歌と踊りを披露した(写真:イバン・バトビッチ/在セルビア日本大使館)

注27 西バルカン諸国: アルバニア、クロアチア、コンボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ

注28 ヴィシエグラード4か国: ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア

◆ 欧州地域における日本の国際協力の方針



図表 III-15 ◆ 欧州地域における日本の援助実績

2014年 (単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
			うち国際機関 を通じた贈与							
1	ウクライナ	11.18	7.16	2.76	13.94	94.48	—	94.48	108.42	108.42
2	モルドバ	7.80	—	0.60	8.40	17.90	—	17.90	26.30	26.30
3	アルバニア	—	—	1.76	1.76	22.29	3.21	19.08	20.84	24.05
4	セルビア	7.84	—	1.89	9.72	1.16	0.10	1.06	10.78	10.88
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4.63	—	2.92	7.55	0.54	1.27	-0.73	6.82	8.09
6	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.25	—	1.62	1.86	—	4.95	-4.95	-3.08	1.86
7	コンボ	0.61	—	1.12	1.73	—	—	—	1.73	1.73
8	ベラルーシ	0.13	—	0.62	0.75	—	—	—	0.75	0.75
9	モンテネグロ	0.32	—	0.18	0.50	—	—	—	0.50	0.50
	欧州の複数国向け	—	—	0.81	0.81	—	—	—	0.81	0.81
欧州地域合計		32.76	7.16	15.17	47.93	144.45	60.63	83.81	131.74	192.37

*1 順位順位は支出総額の多い順。
 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 *3 [-]は、実績がまったくないことを示す。
 *4 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 *5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
 *6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
 *7 「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
 *8 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



左から、ザオラーレク・チェコ外相、ライチャーク・スロバキア副首相兼外務・欧州問題相、岸田文雄外務大臣、カツペルチク・ポーランド外務次官、シーヤールトー・ハンガリー外務貿易相が出席



2015年11月、ルクセンブルクを訪問した岸田文雄外務大臣は第6回「V4+日本」外相会合に出席した

ボスニア・ヘルツェゴビナ

IT教育近代化プロジェクト フェーズ2 技術協カプロジェクト(2010年10月～2014年8月)

ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の解体に伴い、1992年に独立したボスニア・ヘルツェゴビナは民族紛争による内戦が長く続きました。1995年の Dayton 合意をもって紛争は終結しましたが、民族間に生じた不信感が根強く残っています。こうした民族間の関係を改善するために、ボスニア・ヘルツェゴビナは欧州安全保障機構(OSCE)*の働きかけなどにより、3民族(ボスニア人、クロアチア人、セルビア人)の教育関係者の協働による教育改革として「共通コア・カリキュラム」を推進してきました。

日本はこの共通コア・カリキュラムを支援するため、2006年から日本の高校1年生向けのIT教育カリキュラムを、現地のパイロット校で試験的に実施し、異なる民族が一緒に学ぶIT授業の実施を行いました。それまでは、民族ごとに異なるカリキュラムを、異なる教室で、異なる教科書を使って授業が行われていた状況が、同じ教室で一緒に学ぶ授業へと大きく変わったのです。

このパイロット校での活動の評判が広まり、ボスニア・ヘルツェゴビナの要請により日本は、2008年から2010年に「IT教育近代化プロジェクト」を、18のパイロット校で実施しました。2010年からのフェーズ2では、同国内のすべての普通科高校で実施するに至りました。

そして、複数名の専門家をボスニア・ヘルツェゴビナに派遣し、日本が提供したIT教育カリキュラムの「情報A」と「情報B」などのテキスト教材を、3民族が使用する言語に翻訳するなどの改訂作業を行いました。また、授業実施に必要なIT教員用の機材や生徒用PCの供与にも協力をしました。ボスニア・ヘルツェゴビナのIT教員リーダー15名は複数にわたる訪日研修により、日本の教育現場の視察・学習をしています。

日本が提供したIT教育カリキュラムと一緒に学んでいくことを通して、3民族の子どもたちと教員たちの関係が改善・融和につながりつつあり、ボスニア・ヘルツェゴビナの平和と安定に貢献しています。(2015年8月時点)

* OSCE: Organization for Security and Co-operation in Europe



技術協力で作成された共通教科書を用いて「情報」の授業を行っているパイロット高校の授業風景(写真: JICA)

第3節

効果的で適正な実施に向けた取組

日本の長年にわたるODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきただけではありません。日本と開発途上国との間の友情と信頼の確かな絆^{きずな}を築くとともに、日本の国際社会における地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとするに大いに役立ってきました。しかし、課題や困難に直面したこともありました。ODA事業に際して、不正が行われたり、不測の事態によって十分な援助効果が上げられない、遅れが生じたりといったこともあります。また、環境や地元コミュニティに予期せぬ影響が出たり、累積債務問題が生じたりしたこともあります。さらに、日本の顔が見えにくい、援助目的が達成されていないといったご意見をいただくこともあります。

日本政府としては、こうした経験を一つひとつ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話を行うといった努力を続けてきました。そうして、日本のODAが、効果的で無駄のない方法で、開発途上国の人々に真の豊かさをもたらすよう、しっかりとした環境社会配慮の基準や、不正を防ぐ仕組み、受け入れ国側との丁寧な対話と調整、また、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスを整えてきました。今後ともより効果的で適正な開発協力の実施に向けて、このような努力を不断に続けていくことが求められています。

1. 効果的・効率的な開発協力の実施

日本政府は、限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう、効果的・効率的な開発協力の推進に努めています。そのため、政府・実施機関の一体性および様々な関係主体との連携強化に努めること、PDCAサ

イクル(案件形成(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、フォローアップ活動(Act))の強化に努めること、さらには、日本の持つ強みを活かした協力を行うこと等に努めています。

(1) 開発協力の実施体制の強化

ア. 政府の体制

外務省の国際協力局は、ODAを含む開発協力にかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体の政策を調整する中心的な役割を担っています。有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体的に活用した支援や、二国間協力と多国間協力(国際機関を通じた協力)の連携を図り、効果的なODAの実施に取り組んでいます。また、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。関係府省庁

間の連携強化の取組の一つとして、経協インフラ戦略会議があります。これは、海外経済協力に関する重要事項を審議し、戦略的・効率的な実施を図るため、内閣官房長官の下に置かれた会議で、副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等がメンバーとなっています。開発協力の効果的・効率的推進のため、様々なテーマについて議論を行い、政府一体となった開発協力の推進に努めています。

イ. 政府と実施機関の連携

外務省は、年度ごとの国際協力重点方針等、各種政策を速やかにODAの実施に活かすことができるよう、実施機関であるJICAとの連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を担ってきたJICAと、円借款など有償資金協力の実施を担当していた国際協力銀行(JBIC)の

海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移され、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施する総合的なODAの実施機関となりました。

ウ. 在外機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、原則としてすべてのODA対象国について、在外公館(海外の日本大使館)やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース」を設置しています。^(注1)タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別援助方針や事業展開計画などのODA政策を決めるプロセスにも参加します。また、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手法の面での

連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書(PRSP)*の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調*が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から一部の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、他国に対し、日本の政策に関する情報を発信したり、提言を現場にて行ったりする体制をとっています。

用語解説

■ 貧困削減戦略文書

(PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper)

世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された、重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずに済んだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料安全保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は開発途上国政府のオーナーシップ(主体的な取組)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

■ 援助協調

援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー間の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになってきている。

(2) 戦略性の強化のための取組

戦略性の強化のためには、PDCAサイクルの強化に努めるとともに、そのそれぞれの段階において、戦略性の強化のための意識を持つことが重要です。政策立案に際しては、開発協力が外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分に認識しつつ、開発途上国をはじめとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画および支援対象となる国や課題の日本にとっての戦略的重要性を十分踏まえた開発協力方針の策定・目標設定を行っています。開発協力の実施に

おいては、ODAとODA以外の資金・協力との連携強化や、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせること、諸制度の改善、柔軟な運用の努力等に努めています。さらに、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも、政策や事業レベルでの評価をしっかりと行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする努力を行っています。

ア. 開発途上国との協議

より効果的な開発支援を実行するため、開発途上国と密接に政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国の主体的取組を通じた発展を促す支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一

方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本のODA政策との協調を図っています。

注1 JICAが本部で所管する一部の国を除く。

イ. プログラム・アプローチ

プログラム・アプローチとは、被援助国との協議等を通じて特定の開発課題の解決に向けた目標(プログラム目標)を設定した上で、その目標達成に必要な具体的なODA案件(プロジェクト)を導き出していくアプローチのことです。

たとえば、特定地域の妊産婦死亡率を減らすという

ウ. 国別援助方針

「国別援助方針」は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本の援助方針です。その国への援助の意義や基本方針・重点分野等を簡潔にま

エ. 開発協力適正会議

ODA事業の妥当性を確認するとともに、ODAの質と透明性の向上を図ることを目的に、関係分野に知識・経験を有する独立した委員と意見交換を行う開発協力適正会議を開催しています。2011年から開催されている開発協力適正会議は、PDCAサイクルの中核としての役割を果たしています。この会議は、無償資金協力、有償資金協力および技術協力の新規案件形成のた

オ. 評価の充実

これまで日本は、ODA事業の透明性向上を徹底し、その説明責任の向上を図るため、①PDCAサイクル(案件形成(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、フォローアップ活動(Act))の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。

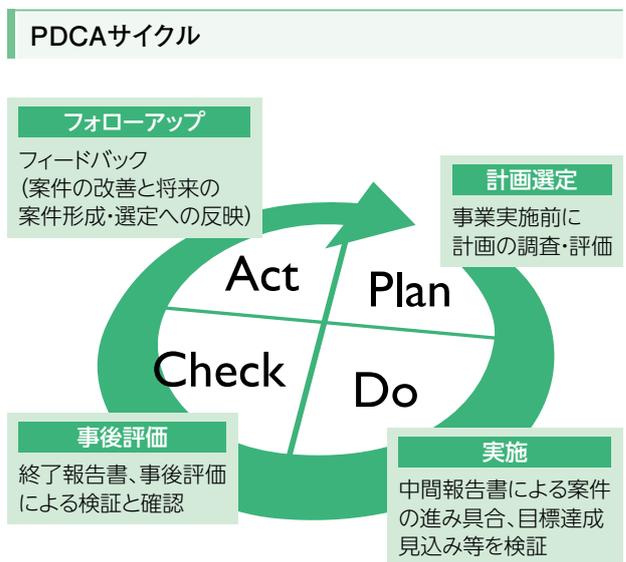
PDCAサイクルの強化については、①すべての被援助国における国別援助方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。

2013年4月には、ODA事業の透明性向上と継続的改善を目的として、「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第3版)」を公表しました。ここでは、PDCAサイクル強化のため、無償資金協力についての体系的な数値目標の導入(これにより個別プロジェクトごとに合理的な目標設定が可能になる)や、貧困削減戦略支援無償へのPDCAサイクルの導入、事業評価への4段階評価の導入等を発表しました。このうち、体系的な数値目標の導入については、2014年6月に開催された第11回行政改革推進会議において有識者からPDCAサイクルを強化した改善事例として評価されました。

「目標」のために、無償資金協力による病院の建設や、技術協力による助産師の育成といった「具体的なプロジェクト」を導き出すケースが考えられます。現在、試験的な取組を進めており、その経験と成果を活かして、プログラム・アプローチの強化に取り組んでいきます。

とめ、「選択と集中」による開発協力の方向性の明確化を図っています。原則としてすべてのODA対象国について策定することとしており、2015年11月時点で110か国の援助方針を策定しました。

めの調査実施に先立ち、ODA関連分野に知見を有する外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容などについて意見交換を行い、過去の経験や外部有識者の視点を新規案件に反映することを通じて、ODA事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図ることを目的としています。



同年6月に実施された「春の行政事業レビュー」では、草の根技術協力事業について公開の議論が行われ、その指摘を踏まえ、第三者による包括的な評価を行い、同事業の制度の妥当性・有効性・効率性等の検証を行いました。また、その検証結果に基づき、同事業の制度改善を行いました。

さらに、2014年11月に実施された「秋の行政事業レビュー」では「国際機関への拠出金等に関するPDCAサイクルの在り方」について公開の議論が行われ、その指摘を踏まえ、国際機関等に対する拠出に係る評価を行い、外務省ホームページに2015年8月21日付で評価結果を公表しました。

より効果的・効率的なODAを行うためには、開発協力の実施状況やその効果を的確に把握し、改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、PDCAサイクルの一環としてODA評価を行っています。ODA評価の結果から得られた提言や教訓は、将来の計画や、実施過程に活かしていくため、関係する部局をはじめ、開発途上国の政府にも伝えています。また、評価結果をホームページなどで広く公表することで、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて説明責任(アカウンタビリティ)を果たす役割も持っています。

現在外務省では、ODA評価として、主に政策レベルの評価(国別評価、重点課題別評価など)を行っています。外務省が実施するODA評価は、開発援助委員会(DAC)の評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト(長期的効果)、自立発展性)を踏まえて、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの評価項目について開発の視点から評価し、その客観性・透明性を確保するため、第三者による評価を行っていま

す。

また、2011年からのODA評価においては、開発の視点に加えて、外交の視点からの評価を行っています。

一方、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。また、事業の効果を定量的に把握することは重要であり、インパクト評価^(注2)の強化にも取り組んでいます。

こうしたODA評価の結果から得られた提言や教訓については、対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させています。

これら以外にも、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(いわゆる「政策評価法」)に基づいて、外務省では経済協力政策の全般に関する政策評価や一定の金額を超える案件の事前評価、5年間着手されなかった案件(未着手案件)、または10年経っても貸付が終わっていない案件(未了案件)*の事後評価も行っています。

用語解説

未着手・未了案件

「5年未着手案件」とは、案件の実施が決定した後、5年を経過した時点においても貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「10年未了案件」とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

注2 開発事業の効果を、統計学や計量経済学的手法を用いて検証する方法。

2. 開発協力の適正性確保のための取組

日本の開発協力は、2015年2月に閣議決定された開発協力大綱の実施上の原則を踏まえて立案・実施さ

れています。

(1) 平和国家としての開発協力

日本は、開発協力大綱の下で、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献するために開発協力を推進していくこととしています。そのため、日本は「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」という、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進することを基本方針としています。具体的には以下のような原則を踏まえて開発協力を行っています。

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権や反政府デモが多発している開発途上国に対する支援については、日本は、ODAが適切に使われていることを確認するとともに、開発途上国の民主化、法の支配および基本的人権の状況などに日本として強い関心を持っているとのメッセージを相手国に伝え、ODAによる支援を慎重に検討することとしています。

また、日本政府は、ODAの「じはんしゆ軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」の原則を遵守し、ODAにより軍事目的の支援を行うことはありません。日本はテロとの闘いや平和構築に積極的に貢献していますが、日本の支援物資や資金が軍事目的に使われることを避けるため、いかなる場合でも、この原則を十分に踏まえることとしています。

さらに、テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、日本はその国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払って、開発協力を行うこととしています。

(2) 環境・気候変動への影響、社会的弱者への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害被害の経験を活かし、ODAの実施に当たっては環境への悪影響が回避・最小化されるよう、慎重に支援を行っています。

開発協力を実施する際には、事業の実施主体となる相手国の政府や関係機関が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。2010年に策定した「環境社会配慮ガイドライン」*に基づき、開発協力プロジェクトが環境や現地社会に望ましくない影響をもたらすことがないよう、その影響を回避・最

小化するための相手国による適切な環境社会配慮の確保を支援してきています。このような取組は、環境・社会面への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障害者などの社会的に弱い立場に置かれやすい人々に望ましくない影響が出ないように配慮しています。たとえば、JICAは2010年4月に新環境社会配慮ガイドラインを発表し、事前の調査、環境レビュー（見直し）、実施段階のモニタリング（目標達成状況の検証）などにおいて、環境や社会に対する配慮を確認する手続きを行っています。

(3) 不正腐敗の防止

新しい開発協力大綱においては、これまでの実施上の原則に加え、開発協力の効果的・効率的な推進のための原則が具体的に示されたほか、不正腐敗の防止、開発協力関係者の安全配慮など、適正性の確保の観点

からの新しい原則も盛り込まれました。今後は、こうした実施上の原則に沿って、開発協力を実施していくこととなります。

日本のODAは、国民の税金を原資としていること

から、ODA事業に関連して不正行為が行われることは、援助の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODA事業に対する国民の信頼を損なうもので、絶対に許されません。そのため、政府とJICAは過去に発生した不正事件も踏まえ、調達手続きなどにおいて透明性を確保するなど不正の防止に取り組んでいます。

2014年には、インドネシアにおける円借款事業をめぐる不正により、日本企業が米国司法当局と司法取引を行い、米国において有罪判決を受けたほか、インドネシア、ウズベキスタン、ベトナムにおける円借款事業等に関連した不正の疑いで、日本企業関係者が国

内で起訴され、有罪判決を受けました。外務省、JICAとしては、上述のとおり、これまでも様々な不正防止策を講じてきたところですが、ODA事業への信頼を損ねる事案が発生したことを踏まえ、不正腐敗情報相談窓口の強化、不正に関与した企業への措置の強化、企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけなどの再発防止策のさらなる強化を行っています。また、このような事態を未然に抑止するためには、日本側のみならず、相手国における取組・協力も必要であり、その観点から、相手国政府とも協議を行うほか、能力向上のための支援も行っています。

(4) 邦人開発協力関係者の安全配慮

JICAの職員・専門家・ボランティアのみならず、コンサルタント、施工業者やNGOを含めた様々な邦人開発協力関係者が活動している開発途上国の治安状況はとて複雑で、日々刻々と変化しています。近年、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。2015年には、ISIL(いわゆる「イスラム国」)による邦人殺害事件を受け、中根外務大臣政務官(当時)を座長とする「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」を立ち上げ、在外邦人の安全対策強化策に関する提言がとりまとめられました。この提言の中長期的施策の一つとして「開発協力関係者との連携強化」が位置付けられるなど、開発協力関係者の安全確保は極めて重要な課題となっています。

政府は、在外公館・JICAを通じて現地の治安状況を把握し、渡航の際の情報などを提供するなど、開発協力関係者間での情報共有を行っています。また、開発協力に携わっている日本企業やNGOとの間でも、関係者の所在や連絡先の確認を行い、緊急時の連絡体制の一層の整備に努めています。なお、JICAは、開発協力関係者に対し、出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策アドバイザー*の配置、住居の防犯設備などの整備に努めています。また、在外公館や各国の国際機関の事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルを作成するなど、適時適切な安全対策措置をとっています。

用語解説

環境社会配慮ガイドライン

「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系および生物相等の自然への影響、住民が非自発的に移転しなければならないなど、環境面および社会面へその事業が与える可能性のある負の影響に配慮することをいう。環境社会配慮ガイドラインは、JICAが関与するODA事業において、こうした負の影響が想定される場合、必要な調査を行い、負の影響を回避、または最小化するとともに、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等が適切な環境社会配慮を確保できるよう支援し、確認を行うための指針。

安全対策アドバイザー

JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を「安全対策アドバイザー」として登用・活用しています。安全対策アドバイザーは、日々の治安情報の収集と発信を行い、住居の防犯から交通事故対策まで、広範囲の安全対策を助言、指導、実施している。

3. 連携強化のための取組

日本の開発協力は、多様な主体とのパートナーシップの下で推進されており、その効果を最大限に引き出すための様々な制度改善等を実施しています。政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関(株式会社国際協力銀行(JBIC)^{注3}、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

(^{注4})、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)^{注5}、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)^{注6}等)との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化することとしています。

(1) 官民連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの約2.5倍の民間資金が開発途上国に流入する現在、開発途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。そのため日本政府は、インフラの分野では、先に見てきたとおり(39ページ、42ページを参照)官民連携を活用した質の高いインフラ投資を推進しているほか、その他の分野においても、次のような官民連携によって民間投資を後押ししています。

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、開発途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を開発途上国にもたらすことができます。政府は、このような民間企業の開発途上国における活動を推進するために、2008年4月にODAなどと日本企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表し、開発途上国の経済成長や貧困削減に役立つ、民間企業の活動とODAとの官民連携案件に関する民間企業からの相談や提案を受け付けています。たとえば、技術協力を活用し、メキシコから医師団を日本に招き、日本企業の開発した高度な医療技術(心臓カテーテル技術)の移転を行った事例などがあります。

また、最近、民間企業が進出先の地域社会が抱える課題の解決に対して積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任(CSR)^{注7}活動や、生活の向上や社会的課題の解決への貢献が期待される低所得者層を対象にしたBOP(Base of the Pyramid)ビジネス*が注目

されています。日本の民間企業のCSR活動やBOPビジネスと、現地NGOの活動の連携を促進するため、現地NGOと日本の民間企業が連携する案件を積極的に採択するための優先枠を設定し、積極的に民と民のマッチングを支援しており、2014年度は18件を認定しました。ほかにも、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指す官民連携(PPP: Public-Private partnership)*にも取り組み、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融資や円借金を活用して、プロジェクトの計画段階から実施までの支援を行っています。

さらに、2011年6月に開催されたミレニアム開発目標(MDGs)フォローアップ会合時に、日本は「MDGs官民連携ネットワーク」の設立を発表しました。これは、日本企業が開発途上国でビジネスや社会貢献活動を円滑に行えるよう支援するもので、日本企業に対して、開発途上国の開発ニーズに関する情報の提供、国内外のNGO、国際機関、大学などを紹介し、ネットワークづくりを支援、保健分野やポストMDGsなどのテーマごとのワークショップを開催するなどして、MDGs達成に貢献する日本企業の活動を促進してきました。

加えて、国連開発計画(UNDP)^{注8}および国連児童基金(UNICEF)^{注9}などの国際機関は、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂的(インクルーシブ)ビジネス*を推進しています。たとえば、日UNDPパートナーシップ基金を活用して、UNDPの専門家が、インドにおける有機綿栽培を促進する日本企業に対して助言を提供したことによ

注3 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注4 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注5 海外交通・都市開発事業支援機構 JOIN: Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development

注6 海外通信・放送・郵便事業支援機構 JICT: Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services

注7 企業の社会的責任 CSR: Corporate Social Responsibility

注8 国連開発計画 UNDP: United Nations Development Programme

注9 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

り、有機農法への移行支援プロジェクトは、企業利益と開発目的を同時に達成するビジネスを推進する国際

的なイニシアティブであるビジネス行動要請 (BCtA : Business Call To Action) に採択されました。

ア. PPP インフラ事業・BOP ビジネス連携推進の協力準備調査

優れた技術や知識・経験を持ち、海外展開に関心を持つ日本企業の開発への参加を促すため、民間企業からの提案に基づく2種類の協力準備調査を実施しています。具体的には、PPP インフラ事業とBOP ビジネス連携推進のそれぞれについて事業化調査のための企画書(プロポーザル)を民間企業から広く募集し、その提案を行った企業にフィージビリティ調査*(実現の可能性を探るための調査)を委託することで事業化の計画策定を支援する民間提案型の調査制度です。これまで

上下水道や高速道路案件などのPPP インフラ事業については75件、保健医療、農業分野におけるBOP ビジネス連携推進については99件を採択しました。PPP インフラ事業の協力準備調査の実施後、海外投融資案件、または円借款案件として承諾に至った案件もあります。これにより、開発途上国の経済社会に民間企業の専門的知識、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押ししていきます。

イ. 中小企業等の海外展開支援

発展著しい新興国や開発途上国の経済成長を取り込むことは、日本経済の今後の成長にとって重要な要素となっています。とりわけ、日本の中小企業は世界に誇れる多くの優れた製品・技術を有していますが、人材や知識・経験の不足により多くの企業が海外展開に踏みきれずにいます。一方で、開発途上国においては、こうした日本の中小企業等の製品・技術等が活用され、その国の経済社会開発に役立つことが期待されています。

このような状況を受け、外務省・JICAは、ODAを活用して、日本の中小企業等の海外展開を積極的に後押ししています。具体的には、中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いた調査(ニーズ調査)、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業(直接進出による事業)に必要な基礎情報収集・事業計画策定のための調査(基礎調査)、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を開発途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査(案件化調査)および中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する開発途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業(普及・実証事業)を実施しています。

これらの事業は、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図るものであり、2012年度から2014年度において、270件の中小企業による調査や普及・実証事業への支援を採択しました。こうした事業の成果として、2014年9月末までに基礎調査、案件化調査または普及・実証事業を終

了した108件について、8割超(87件)が対象国でビジネス展開を継続しています。

参加企業等、経済団体からは、こうした取組をさらに拡充してほしい、などの声が多く寄せられており、今後ともODAを活用した中小企業等の海外展開支援を積極的に推進していきます。

さらに、開発途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その開発途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業の海外展開を力強く支援する無償資金協力(中小企業製品を活用した機材供与)も実施しています。

そのほか、中小企業等が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、企業等の海外展開を積極的に支援しています。

また、経済産業省でも、中小企業の海外展開に必要なグローバル人材の育成に資する取組として、若手人材の海外インターンシップ派遣事業を行い、2012年11月にはJICA・経済産業省の共催でグローバル人材育成に関するシンポジウムを開催するなど、日本の中小企業の海外展開を支援しています。加えて、2014年2月、経済産業省と共に「海外展開一貫支援ファストパス制度」*を立ち上げ、上述の各種事業に中小企業がより簡単にアクセスできるよう配慮しています。



の技術、世界へ—— 6

雨季でも工事ができる 簡易道路補修材

～カンボジアで道路の維持管理手法を提案～



道路の損傷個所に、道路補修材「エクセル」を使用する様子 (写真：(株)愛亀)

カンボジアでは、2000年以降から日本や各国の支援を受けつつ道路交通インフラ整備が実施されています。近年の経済発展に伴う急激な交通量の増加や、過積載車両の往来により、これまでに整備された道路の損傷が激しくなっています。

適切なタイミングで補修が行われないと損傷が進み、予算や工期が嵩むだけでなく、安全輸送の妨げとなり、交通事故の多発の要因の一つとなり、これらは同国の開発課題となっています。

このような開発課題に貢献できる常温舗装補修材や道路維持管理技術を有するのが、愛媛県松山市に本社を置く愛亀社です。愛亀社の補修材は、路面に空いた穴に入れて踏み固めるだけで、大型の機械を使わずに簡単に道路を補修できます。加えて、雨天で道路に水が溜まっても工事することが可能であり、日本国内の道路補修で広く利用されています。

愛亀社の社長の西山周さんは、カンボジアで地雷除去に携わる知人の紹介で、カンボジアのバタンバン州にある建設会社から研修生を受け入れ、カンボジアの道路事情を知ることになりました。そこで、西山さんは、自らが開発した補修材が役に立つかもしれないと思い、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業※1—案件化調査※2に応募しました。こうして2014年11月に愛亀社が参加する、「高品質な道路補修材の普及と舗装マネジメントシステムに係る案件化調査」の事業が開始されました。

この現地調査で、カンボジアの道路の大部分が、簡易式の舗装であり、強度が弱く、路面に穴(ポットホール)が開きやすいという課題があることが分かりました。

ポットホールが開いてしまうと、速やかに道路補修しなくてはなりませんが、今までカンボジアで使用されてきた道路補修材は、工事に時間がかかります。そのため、道路を長時間通行停止にしないと補修作業ができません。しかし、カンボジアの経済発展を担う産業車などの通行を長い時間停止させることもできません。加えて、雨季の長いカンボジアですが、雨が降る日には道路補修の作業ができません。こう



路面に大きな穴が開くことで、渋滞や事故を引き起こす原因となっている (写真：(株)愛亀)

した事情が重なり、路面にできたポットホールが放置され、重量オーバーのトラックや大型バスなどがその上を通ることで、さらにポットホールが大きくなってしまいます。走行するバイクや自動車が、そこを避けて通行するので、交通事故が多発します。そして、恒常的に交通渋滞が起きるのです。

これは、まさに愛亀社の簡易道路補修材の出番です。調査を終え、西山さんは、さっそくこの技術のカンボジアでの採用に向けて動きました。

西山さんはまず、カンボジア公共事業運輸省で関係者を集めてセミナーを開き、この簡易道路補修材を中心に、日本で培った道路の維持管理のノウハウを紹介しました。セミナーには公共事業運輸省の副大臣も出席し、カンボジア側の高い関心と期待が感じられました。

その後、カンボジア西部のバタンバン州と首都のプノンペン周辺の主要な国道で、実際にこの簡易道路補修材を使った実証テストをしました。雨季を想定して、道路のポットホールに雨水が入った状態にしてこの道路補修材を使用しましたが、トラブルなく道路補修が行えることが確認できました。

このようにして、どしゃぶりの多い雨季の使用にも耐え、ロードローラーなどの大型の機械も必要としない、道路補修の技術は、カンボジア公共事業運輸省によっても認められ、導入に向けて検討が始まりました。

調査を終えた西山さんは次のようにいいます。「JICAのプロジェクトは現地での絶大な信頼があると肌で感じました。カンボジアの公共事業運輸省副大臣ともお会いすることになり、省庁や道路公社の関係者との仕事がやりやすくなりました。民間企業が単独で現地に乗り込んで、省庁と調整し現場関係者に動いてもらうのはたいへんなことです。JICAはカンボジアで新たな道路や橋をかけるプロジェクトも計画していると聞きました。今後はこうしたプロジェクトにも関わり、安全に快適に走行できる道路づくりと、その維持管理に貢献し、カンボジアの発展に貢献していきたいと思います。」

この技術力の高い簡易道路補修材のカンボジアでの本格的な導入に向けて、愛亀社は、現地の会社と深い関係も構築し、カンボジアに会社を設立することになりました。愛媛県の企業が生んだ日本の舗装技術が、カンボジアの道路を維持管理に役立てられていきます。

※1 ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。

※2 案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。

ウ. 事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを

開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2014年度にはミャンマーにおける漏水対策と、ケニアにおける医療廃棄物対策の2件の案件を実施しています。

エ. 円借款の制度改善

日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアを含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要があります。

日本は、2013年4月、および10月に「円借款の戦略的活用のための改善策」等の制度改善を発表しました。まず、4月の制度改善では、これまでの重点分野を「環境」および「人材育成」に整理した上で、新たに「防災」および「保健・医療」を加えた4分野における^{しょうきよ}譲許性を引き上げ(金利を下げたり、返済期間を長くしたりすることで条件をより緩やかにすること)しました。また、中進国および中進国を超える所得水準の開発途上国に対しても円借款を一層活用していきます。加えて、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された本邦技術活用条件(STEP: Special Terms for Economic Partnership)について、適用範囲拡大、金利引き下げ等の制度改善を行ったほか、災害復旧スタンド・バイ借款^(注10)の創設などの追加的な措置を行ってきています。次に、10月の制度改善では、特にアジア地域における膨大なインフラ需要に適切に対応していくために、官民連携(PPP)方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進する、開発途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、EBF円借款^(注11)およびVGF円借款^(注12)を導入しました。

また、2014年6月には、同一セクター等の複数案件に対して包括的に円借款を供与する「セクター・プロジェクト・ローン」の本格活用の開始や、日本企業の参画が期待できる円借款事業の実施に当たっての事前資格審査と本体入札との一本化などを通じ、円借款のさらなる迅速化を図ることとしました。同年11月には、新たなPPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款^(注13)を導入しました。

2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善を行うことを発表しました。具体的には、たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続き期間を重要案件については最短で約1年半まで短縮し、その他の案件についても最短で約2年半まで短縮することや、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款、ハイスpek借款および事業・運営権対応型円借款を創設すること、また交換公文(E/N)で約束(コミット)する金額の中に「特別予備費枠」を増額計上すること、および政府保証の例外的免除として、開発途上国の自治体や公社等(サブ・ソブリン主体)に円借款を直接供与するに当たり、相手国の経済の安定性や相手国政府の十分なコミットメントなど各種要件が満たされる場合には、政府保証の例外的な免除を関係閣僚会議でケース・バイ・ケースで決定することとしました。また、無償資金協力や有償勘定技術支援等を通じて、実証・テストマーケティング事業を実施することとしました。

注10 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

注11 EBF (Equity Back Finance) 円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)に対する開発途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注12 VGF (Viability Gap Funding) 円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填(VGF)に対して円借款を供与するもの。

注13 PPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款は、オフテイク契約の履行を確保する仕組みの整備と活用を開発途上国政府に促し、そのことにより官民の適切なリスク・シェアリングに基づくPPPインフラ整備を促進することを目的として、事業者からの保証履行請求に基づく貸付等を行うもの。

オ. 海外投融資

開発途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICA海外投融資*を活用して、開発途上国において民間企業が実施する開発事業へ直接、出資・融資を行うことにより支援しています。

海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出・融資を行わないこととなっていました。しかし、民間部門を通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2011年3月以降にベトナムにおける産業人材育成事業やパキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業など、JICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開しました。

2012年10月には海外投融資を本格的に再開し、ミャンマーのティラワ経済特別区(Class A)開発事業

など2015年9月時点までに計8件の出・融資契約を調印しています。また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、海外投融資制度については、従来の円建てに加え、現地通貨建て(2014年6月)、米ドル建て融資(2015年6月)の導入を相次いで発表しました。

2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始すること、JBICに案件の照会があった場合の標準回答期間を2週間とすること、民間金融機関との協調融資を可能とすること、および「先導性」要件の見直し、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合に融資できることとしました。

カ. 開発途上国の経済社会開発のための民間技術普及促進事業

開発途上国の政府関係者を主な対象とする日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システムなどへの理解を促すとともに、開発途上国の開発への活用可能性の検討を行うことを目的とした民間提案型事業です。民間企業から提案を募り、採択案件の実施は、提案した企業に委託します。その事業およびその後の民間企業の事業展開を通じ、開発途上国の課題解決に貢献できるという効果があります。また、民間企業にとっては、その対象の国における自社の技術、製品、システムへの認知度の向上、公共性の高いビジネスの具体的な展開、開発

途上国政府関係者との間の人的ネットワーク形成などの効果が期待できます。

2014年度は第1回公募において12件、第2回公募において17件(うち7件は2014年度補正予算による「健康・医療特別枠」での採択)を採択しました。提案された内容は、日本の技術やノウハウを活かした保健医療、都市交通、エネルギー、防災等の分野での提案に加え、宇宙開発等の新たな分野でのインフラ技術活用の提案など多様であり、対象地域は、東南アジアを中心に、南アジア、中央アジア、中東、中南米、アフリカ等と広範にわたります。

BOPビジネス (BOP:Base Of the Pyramid)

開発途上国の低所得層*を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。

事例として洗剤やシャンプーなどの衛生商品、水質浄化剤、栄養食品、防虫剤を練り込んだ蚊帳、浄水装置、太陽光発電などが挙げられる。

*低所得層：1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

ODAを活用した官民連携

(PPP:Public-Private Partnership)

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れ、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。

PPPの分野事例として上下水道、空港建設、高速道路、鉄道などが挙げられる。

ほうせつ 包摂的 (インクルーシブ) ビジネス (Inclusive Business)

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

フィージビリティ調査

立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどのような可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

民間連携ボランティア制度

中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。企業等の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国等へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される。

海外展開一貫支援ファストパス制度

海外展開の潜在力と意欲を持つ中堅・中小企業などの海外展開を支援するための制度。これらの企業に身近な存在である地方自治体、地方経済団体、地方金融機関等が、顧客企業と海外展開にノウハウを持つ在外公館・JETROなどとの橋渡しをすることにより、国内から海外まで切れ目のない支援を提供するもの。

海外投融資

JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間部門の法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業等の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援する。支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs (Sustainable Development Goals)・貧困削減、③気候変動対策。

(2) 大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や地方自治体が蓄積してきた実務的な経験や知見を活用しています。政府は、大学が持つ専門的な知識などを活用して開発途上国の課題に総合的に取り組むことを狙って、様々な大学と共同で技術協力や円借款事業を推進しています。また、開発途上国において、都市問題に対応するニーズが急速に増大している中、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で知見を蓄積している日本の自治体がそれらの国のニーズに対応することは開発に有益であることから、ODAを活用した地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。

2014年11月には、水、廃棄物、防災などの開発途上国の開発に役立つ分野で海外展開を進め、先進的な取組を行っている地方自治体の海外展開に関する知見を他の地方自治体と共有することを目的としたセミナーを実施しました。

2015年2月には、政府はJICAの草の根技術協力事業の枠組みを活用し、地域活性化特別枠として地方自

治体の海外展開を通じて開発途上国の支援および日本の地域の活性化を図っています。

2015年7月には、地方自治体からの無償資金協力事業の提案をJICAが随時受け付け、地方自治体が無償資金協力案件に参加する枠組みを設けることとしました。



地方自治体による海外展開推進のための自治体連携強化セミナーの様子

(3) 市民社会との連携

現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織(NGO)をはじめとする多様な主体が開発課題の解決、そして開発途上国の質の高い成長にますます大きな役割を果たしています。このような中で、NGO

を中心とする市民社会との連携は、開発協力に対する市民の理解と参加を促進し、開発協力を支える社会基盤をより一層広げ、強化していく観点から重要です。

ア. 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる開発途上国支援への直接参加

1965年に発足し、2015年に50周年を迎えた青年海外協力隊事業は、累計で88か国に約4万人を派遣し、まさしく日本の「顔の見える援助」として開発途上国の発展に貢献してきました。青年海外協力隊事業は、技術を有する20歳から39歳までの青年が開発途上国に原則2年間滞在し、ボランティアとして現地の人々と生活や労働を共にしながら、経済社会開発に協力する国民参加型事業です。

シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までの男女が開発途上国の発展のために活動する国民参加型事業であり、青年海外協力隊事業のシニア版として位置付けられています。

これらのボランティア事業は、現地の経済社会発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深める

ことを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善を促進しています。また、近年は帰国したボランティアが、日本の民間企業が開発途上国への進出等に貢献するなどボランティア経験の社会還元という側面も注目されています。

こうした取組を促進するため、帰国ボランティアの進路開拓支援を行うとともに、現職参加*の普及・浸透に取り組むなど、これらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。



メキシコのサン・ファン・デル・リオ工科大学で、機械工学を担当する清水宏シニア海外ボランティア(写真: JICA)

■ 用語解説

現職参加

現在、企業や国・地方自治体、学校に勤務している者が、休職や職務専念義務免除などの形で所属先に身分を残したまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアに参加すること。

イ. NGOへの支援や活動への参加

日本のNGOは、開発途上国・地域において教育、医療・保健、農村開発、難民支援、地雷処理技術指導など様々な分野において質の高い開発協力活動を実施しています。また、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場において迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。このように日本のNGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルで

の支援を行うことができます。また、外務省はこうした「顔の見える援助」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーとして、連携を重視しています。具体的には、①NGOの開発協力活動に対する資金面での協力、②NGOの能力強化に対する支援、③NGOとの対話を進めています。

さらに、開発協力大綱の下、NGOとの今後5年間における連携の方向性に関わる計画をNGOと共同で作成し、2015年6月に発表しました。

ウ. NGOが行う事業への資金協力

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において開発協力活動および緊急人道支援活動事業を円滑か

つ効果的に実施できるように様々な協力を行っています。

マラウイ政府は、ほかのアフリカ諸国と同様に、小規模農家に対しても商業的な農業を普及させ、生産性の向上、食料の安定供給確保、貧困削減を目指しています。そのような中で、日本の公益社団法人「青年海外協力協会」は2005年、マラウイの北部ムジンバ県において、自ら考え、行動し、自立する農村コミュニティの実現を目指し、農民リーダー育成、グループ強化、営農多様化と現金収入増加を支援しました。さらに、2009年からの3年間に続き、日本NGO連携無償資金協力を活用し、2014年から3年間にわたり実施されてきているこのプロジェクトを通じて、事業の最終目的である農村コミュニティの持続可能な自立発展の確立を目指しています。



農家を対象とした養蜂ワークショップ(写真:青年海外協力協会)

その結果、2015年9月時点で、主力商品のニンニクの収穫は前年比3倍の約75トンとなりました。また、農家による新規投資も盛んで、養鶏では農家による鶏の自主購入が1,000羽を超え、養蜂は7名が計15個の巣箱を設置し、ウサギ飼育も開始しました。加えて、二つのグループと2軒の農家が継続的なパンの製造販売を開始し、1軒の農家は雑貨店を開店するなど、商業的アプローチは地域に着実に根付いています。

これらの成果を支えるのは、主体的に行動できる農民の個人やグループ、そして委員会の存在であり、2015年3月からの半年間で、農民による自発的ワークショップ(参加型の講習会)は26回も開催されました。ワークショップのテーマはグループ強化(14回)、野菜栽培(11回)、養蜂(1回)となっています。

最も象徴的な出来事の一つは、支援対象の村の一つが自力で小規模水力発電を導入して村の全15戸に配電し、その後、隣村にまで送電を始めたことです。また、村では修理費用の積み立ても行っています。このように日本のNGOによる本事業では当初想定したレベルを超えた成果が現れており、さらに継続的に良い影響が拡大することが期待されます。

(2015年8月時点)

■ 日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。2014年度に57団体が、この枠組みを通じて、36か国・地域において、医療・保健、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾処理等の分野で、総額41億円の事業を108件実施しました。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」には、2015年7月時点で47のNGOが加盟し

ています。JPFは、外務省から拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。2014年度には、イラク・シリア難民・国内避難民支援、南スーダン緊急支援、アフガニスタン・パキスタン人道支援、ミャンマー少数民族帰還支援、ガザ人道支援2014など、11のプログラムで81件、40億円のODA資金が、JPF加盟のNGOが実施する事業に使用されました。

■ NGO事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、200万円を上限に総事業費の2分の1までの補助金を

交付しています。2014年には16団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップ(参加型の講習会)などの事業を実施しました。

■ JICAの草の根技術協力事業ほか

JICAの技術協力プロジェクトはNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があります。NGOや大学といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しています。2014年度は244件の事業を世界50か国で実施しました。(注：2014年度の実施案件で、全支援形態の実績です。)



北部ラオスにおける障害者の社会自立のための就労支援事業(写真：NPO法人アジアの障害者活動を支援する会)

Ⅰ. NGO活動環境の整備

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化

するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的には以下の4つの取組を行っています。

■ NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体(2014年度は17団体に委嘱)が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に

対応する制度です。そのほか、国際協力イベントや教育現場等において国際協力に関する講演やセミナー等を無料で提供し、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。

■ NGOインターン・プログラム

NGOインターン・プログラムは、まず日本の国際協力NGOへの就職を希望する若手人材のために門戸を広げると同時に、将来的には日本のODAにも資する若手人材の育成を目指しています。これを通じて日本のNGOによる国際協力を拡充し、それによりODAとNGOとの連携関係をさらに強化していくことを目的として、インターンの受入れと育成を日本の国際協力NGOに委託

し、育成にかかる一定の経費を支給しています。

インターン受入れNGOは、「新規」に10か月採用されたインターンをさらに12か月間の「継続」インターンとして採用するための申請を行うことができ、最長22か月かけてインターンの育成を行うことが可能となっています。2014年度は、このプログラムにより、計18名がインターンとしてNGOに新規に受け入れられました。

■ NGO海外スタディ・プログラム

NGO海外スタディ・プログラムは、日本の国際協力NGOの人材育成を通じた組織強化を目的として、日本の国際協力NGOの中堅職員を対象に、1か月から6か月程度まで、海外での研修を受けるための経費を支給するものです。国際開発分野の事業や同分野の政策提言等において優良な実績を有する海外NGO、または国際機関にて実務能力の向上を図る「実務研修型」と、海外の研修機関が提供する有料プログラムの受講

を通じて専門知識の向上を図る「研修受講型」の二つの形態で実施しています。研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、ほかのNGOとも情報を広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に尽力することとしています。2014年度は、このプログラムにより、12名が研修を受けました。

■ NGO研究会

政府は、NGOの能力、専門性向上のための研究会の実施を支援しています。具体的に、業務実施を委嘱されたNGOがほかのNGO等の協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ(参加型の講習会)、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することを通じて、NGO自身の組織および能力の強化を図ります。2014年度は、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとNGO」、「持続可能な開発のための教育(ESD)において国際協力NGOが果たす役割」、「NGOの広報能力強化」、「NGOの安全対策に関する国際比較調査」、「防災分野における国際協力NGOが果たすべき役割」の5つのテーマに関する研究会を実施しました。活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

なお、外務省が行う支援のほかに、JICAは、NGOの職員のために様々な研修を行っています。たとえば、

次のようなものがあります。

- ①「国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー」
プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)*を活用して開発途上国でのプロジェクトの計画立案・評価の手法を習得
- ②「NGO人材育成研修 地域NGO提案型研修(現・地域提案型NGO組織力アップ!研修)」
- ③「NGO組織強化のための国内アドバイザー派遣制度」
NGOが国内での広報活動や資金獲得、経理・会計分野での能力などを強化することを目的にこの分野の知識・経験を持つアドバイザーを派遣
- ④「NGO活動強化のための海外アドバイザー派遣」
海外においてプロジェクトを効果的に実施するために必要な能力強化の指導を行うアドバイザーを派遣

オ. NGOとの対話

■ NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されてい

ます。どちらの小委員会も原則としてそれぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。2014年度は、通常開催に加え、「ODA大綱見直しに関するODA政策協議会臨時会合」も開催されました。

■ NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダンゴ)協議会)

2002年以降は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダンゴ)協議会)」を開設しまし

た。NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。

■ NGO-JICA協議会、NGO-JICAジャパンデスク

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を開催しています。また、NGOの現地での活動を支援す

るとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。

用語解説

草の根技術協力事業

国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。団体の規模や種類に応じて、次の3つの支援方法がある。

- ①草の根パートナー型(事業規模:総額1億円以内、期間:5年以内)
- ②草の根協力支援型(事業規模:総額1,000万円以内、期間:3年以内)
- ③地域提案型(事業規模:総額3,000万円以内、期間:3年以内)

プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法

開発協力プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価から成る。JICAや国際機関などが開発協力の現場で用いる手法。

(4) 国際機関・地域機関等との連携

ア. 国際機関との連携の必要性

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、一国のみで解決が困難な、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組むことが強く求められています。このような中、積極的平和主義に基づく日本の政策目標を実現する上で、専門性や幅広いネットワークや、普遍性を有する国際機関との連携は極めて重要です。

2015年は、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成期限、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採

択、気候変動に関する2020年以降の枠組みの策定、第3回国連防災世界会議の仙台での開催など、国連外交においては極めて重要な1年でした。こうした中で、国際的なルール作りを日本が主導していく上でも国際機関との連携を一層強化していくことは重要な課題です。

また、国際機関を通じた支援の実施においては、日本企業やNGO等、日本の様々な担い手との連携が図られています。

■ 具体的な国際機関との連携プロジェクト

2014年には、国連開発計画(UNDP)や国連児童基金(UNICEF)をはじめとする国際機関と協力して、日本は地球規模課題への取組に積極的に貢献しました。

たとえば、アフガニスタンにおいてUNICEFを通じ、14億4,800万円の無償資金協力「小児感染症予防計画」として、ポリオ・ワクチン、BCG定期予防接種ワクチン、はしか定期予防接種ワクチンや、これらのワクチンの冷蔵設備等を供与するとともに、啓発活動等を実施しました。

ほかにも、カリブ8か国^(注14)に対しUNDPと連携し、15億2,600万円の環境・気候変動対策無償資金協力を実施しました。これらの小島嶼国^{とつしよ}では、ハリケーンや洪水等の自然災害が頻発しており、地球温暖化による海面上昇がもたらす沿岸浸食、国土の減少、塩害による水不足等、様々な課題に直面しています。今回の

協力は、特に支援の必要性が高い8か国において、UNDPを通じて、気候変動政策の策定支援、緩和・適応技術移転のためのパイロット・プロジェクトの実施を行うとともに、その他のカリブ諸国にも広く役立て得る情報共有体制を構築・強化するものです。

加えて、2014年に西アフリカでエボラ出血熱が流行した際、日本は、ギニア、リベリア、シエラレオネなどのエボラ出血熱流行国に感染を防ぐ个人防护具や毛布・テントなどの緊急物資を供与するとともに、国連世界食糧計画(WFP)、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)への緊急無償資金協力を通じた支援や、世界保健機関(WHO)と連携して日本人専門家を派遣するなど国際機関等と積極的に連携して支援を実施しました。

■ 政策における国際機関との連携の例

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定過程においても、日本は、国連内部の調整役を務めるUNDPや国際社会と密接に連携し、新しい国際開発目標の策定に向けた議論を主導しました。2014年7月、UNDP2014年人間開発報告書の国際公式発表を日本

で開催し、安倍総理大臣より、同報告書のテーマである強靱性^{きやうじんせい}の構築に向けて、UNDPをはじめとする国際社会と連携し、防災、人間の安全保障の推進、女性のエンパワーメントに取り組んでいく旨を発信しました。

イ. 地域機関との連携の例

ASEAN^{アセアン}(東南アジア諸国連合)は、2015年末までの「政治・安全保障共同体」「経済共同体」「社会・文化共同体」から成る「ASEAN共同体」の構築を目指し、域内の連結性強化を最重要の課題として掲げてきました。日

本は、統合を強めたASEANが地域協力のハブとなることが、地域の安定と繁栄にとって重要であるとの観点から、これまでのインフラや投資環境整備の経験を活かし、連結性強化に向けたASEANの努力を支援し

注14 ガイアナ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ国、ベリーズ。

てきました。

ASEAN共同体の構築およびその後の統合努力においては、域内の連結性強化や開発格差の是正など、残された様々な課題の解決に向けた取組を、これまで以

ウ. 他のドナー国との連携

日本は、他のドナー（援助国）との開発協力における協力を推進しています。2014年から2015年前半には、米国、英国、フランス、オーストラリア、韓国、EUと開発協力に関する対話を行いました。主要ドナー全体のODA予算が減少傾向にある中で、限られたODA予算を開発途上国の開発に効果的に活用しながら開発協力を進め、国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、国際機関や他のドナーとの協力や連携の重要性は高まっています。

近年、日本と米国との協力・連携の強化が進展しています。2013年12月、バイデン米副大統領の訪日の際に発表した「日米のグローバル協力に関するファクト・シート」の中で、開発援助、グローバルな安全保障への貢献を強調しました。新たに、東南アジア、アフリカを焦点とした定期的な高級実務者レベルでの「日米開発対話」の立ち上げを表明しました。2014年2月、および2015年2月に日米開発対話を開催し、幅広い開発課題に対する日米協力につき協議しました。2014年4月のオバマ大統領の訪日の際には「ファクトシート：日米のグローバル及び地域協力」を発表し、東南アジアやアフリカなどにおける具体的連携を打ち出しました。

2015年4月の安倍総理大臣の訪米に際して発出された「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクトシート」の中では、開発協力、環境および気候変動、女性・女児のエンパワーメント、国際保健と

エ. 国際的な議論への積極的貢献

グローバル化が進む中で、世界の国々が相互に影響を与えたり、依存したりする度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題など、一国のみの問題ではなく国際社会全体にかかわるものとして協力して取り組むべき脅威や課題も少なくありません。

特に、2015年は、2030年までの国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択した国連サミット（9月、ニューヨーク）や、気候変動に関する2020年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」を採択したCOP21（11月～12月、パリ）と

上に推進していく必要があります。日本は引き続き、ASEANとの信頼と友好の絆を強化していきながら、ASEAN統合に向けた積極的な協力を行っていく方針です。

いった各分野での連携を打ち出しています。

こうした中で日米間では、アフリカ女性起業家への支援、インドにおける女性に安全な街づくりのためのUN Womenの事業、ラオスの不発弾処理活動やパプアニューギニアの女性支援グループへの資金協力、カンボジアで活躍する女性起業家等に対するセミナーなどに関する連携を実現してきています。こうした日米開発協力の強化は、日米関係の幅を広げ、日米同盟のさらなる発展に寄与するものと考えています。

これまで国際社会では、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の加盟国、いわゆるドナー国が中心となって開発協力を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジル、トルコなど伝統的なドナー以外の国や新興国も開発途上国の開発課題に大きな影響力を持っています。

G20の枠組みにおいても、開発課題につき先進国のみならず、新興国・開発途上国を交えた形で協議が行われるようになったこともこの現れです。新興ドナーが国際的な取組と調和した開発協力を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。

自らが援助を受ける側から主要な援助国へと歩んできた歴史と経験を持つ日本は、新興国をはじめとする諸国と連携して、南南協力*を取り込んだ三角協力を推進しています。

いった重要な国際会議が開催され、様々な地球規模課題に対する国際社会の取組にとって重要な節目の年でした。

日本は、国際社会の議論が本格化する前から、MDGsフォローアップ会合の開催や非公式な政策対話の主催、国連総会サイドイベントの開催、また、2015年1月からの政府間交渉にも積極的に参加し、同年3月の第3回国連防災世界会議の開催等を通じて、真に効果的な新しいアジェンダの策定を主導してきました。こうした地球規模課題への取組を通じて、持続

可能で強靱な国際社会の取組に貢献してきています。

一方、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)では、対開発途上国援助の量的拡大とその効率化を図るべく、新興国や民間部門等の開発に携わる多様な主体との連携を強化し、また、公的および民間資金をより効果的に動員し、活用しようとしています。具体的には、各国のODA実績が正当に評価されるための測定方法の改訂や、民間による投資や新興ドナー国の資金などのODA以外の開発資金を幅広く統計として捕捉する方策を議論しています。

また、持続可能な開発目標(SDGs)等の国際的な開発目標を達成するため、援助の「量」に加え、援助効果の向上(「質」)のための取組が「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC) ^(注15)

において進められています。GPEDCは、2011年に韓国・釜山で開催された第4回援助効果向上のためのハイレベルフォーラムを発展させる形で設立されました。

2014年4月にメキシコで開催されたGPEDC第1回ハイレベル会合では、開発途上国の開発課題の解決

のためには、先進国・開発途上国政府だけでなく、市民社会組織(CSO) ^(注16)や民間部門、議会等、開発に携わる様々な組織や団体が参加した包摂的な取組が必要であるとの認識が、参加者の間で共有されました。また、開発に役立てる資金源として、ODAだけではなく、開発途上国の税制度改善などによるその国内資金の有効活用、南南協力や三角協力による開発への貢献、民間資金の効果的な活用とそのためのODAの触媒的役割(たとえばODAで開発途上国のインフラを整備し、民間投資の誘致につなげるなど)の重要性などについても議論が行われました。日本は、2015年8月からGPEDCの運営委員に就任し、日本の経験をもとに開発協力の効果向上のための国際的な取組強化に貢献しています。

また、2014年9月には、ハノイで「第5回アジア開発フォーラム」*を開催し、「アジアの持続的成長のための課題と戦略」をテーマに、アジアの経験を踏まえた開発協力のあり方について議論を深めました。

用語解説

南南協力

より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力をを行う。また、ドナー(援助国)や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

アジア開発フォーラム

アジア各国の政府関係者、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)などの国際機関、および民間企業関係者などが集まり、開発に関する各種課題や今後の取組のあり方などに関して議論し、開発協力に関する「アジアの声」を形成し、発信することを目的とするフォーラム。日本および韓国の発案で立ち上がり、2010年より開催されており、その運営に当たっては、主催国に加え、日本を含む過去の開催国から成るグループが中心的な役割を果たしている。

注15 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ GPEDC: Global Partnership for Effective Development Co-operation

注16 市民社会組織 CSO: Civil Society Organization



2015年版ODA評価年次報告書ハイライト ～評価を通じたODAの改善を目指して

■ODA評価年次報告書の目的

外務省ではODAに関して、開発協力白書に加え、ODA評価の概要についてまとめたODA評価年次報告書を1982年以来毎年発行しています。

評価には、ODAの管理改善支援と、国民に対し、ODAが適正に実施されているかどうかについて説明を行うという2つの目的があります。

第一の目的のODAの管理改善とは、日本が世界各地で実施しているODAが、効果的に実施されているか、それが本当に被援助国の開発に役立っているかを検証し、改善すべき点があれば対応し、その後の活動に活かすことです。そのために、外務省は、開発政策上重要なテーマや分野、また援助実績の多い国などの観点から、年に8件程度の案件を取り上げて、有識者による第三者評価を行っています。評価結果は、今後のより良い援助のための提言とともにまとめて評価報告書として公表されています。

さらに、ODAについて国民の理解と支持を得るという第二の目的のために、過去1年間に行った評価結果の概要と、評価の結果行われた提言に対し、どのように応えていくかについて簡潔にまとめ、年次報告書として公表しています。

なお、評価報告書は、客観的な観点から評価を行うとの考え方に立って、外務省のODA担当部局から独立した立場で外務省の評価専門の別の部局が作成しています。

■2015年版ODA評価年次報告書の概要

2015年版ODA評価年次報告書は3つの章と参考資料から構成されています。

第1章では、日本におけるODA評価の制度や経緯、また、国際社会におけるODA評価の動向などの概要について紹介しています。第2章では、外務省が2014年度に実施した第三者評価の概要と提言、そしてそれを受けた外務省およびJICAの対応策について説明しています。また、外務省だけでなく、日本政府としてどのような評価が行われたのかについて紹介するため、他省庁およびJICAが実施した評価の概要

も紹介しています。加えて、援助受入れ側から見た日本のODAの評価の概要も紹介しています。2014年度は、9件の第三者評価を実施しましたが、ここでは、その中から、保健関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価およびケニアの国別評価について紹介します。

保健分野の取組というテーマが評価の対象となったのは、同分野が評価すべき重要な節目を迎えていると判断されたからです。MDGsが2000年に採択されて以来、日本は保健分野において、「国際保健政策2011-2015」、「国際保健外交戦略」などの一連の開発協力政策を策定し、二国間援助や国際機関を通じた援助による様々な支援を行ってきました。2015年のMDGs達成期限を控え、これまでに日本が行ってきた保健関連MDGs達成に向けた取組について総合的な評価を行い、保健分野における新たな政策立案の参考とすることを目的にしています。

評価の結果、日本の保健分野ODA政策(イニシアティブなど)は、MDGsやG8サミットなどに見られる国際社会の取組・援助潮流と一致している、また、日本が包括的に保健サービス支援に取り組んだ地域においては、他地域に比して保健アウトカム(成果)指標の改善度が高かったという意味で、日本の保健ODA支援の効果が上がったと考えられる、とされました。また、MDGsに代わる「持続可能な開発目標(SDGs)」において、保健関連目標に関し、日本が先進国の



ガーナのアップパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト(写真:久野武志)

一員として、より保健支援ニーズが高く、状況の改善が強く求められているサブサハラ・アフリカや紛争国において、大きな役割を果たすことなどが提言されました。日本は、この評価結果も踏まえ、保健分野の新たな支援政策である「平和と健康のための基本方針」を策定しました。

他方、ケニアについては、アフリカにおける大国であり、日本も多くの支援を行っているにもかかわらず、2005年以来評価が行われてこなかったことから今回評価の対象となりました。

評価の結果は全般には肯定的であったものの、日本の援助に関するケニア側の認知度について検討課題があるとの指摘があり、日本の援助に関するケニア国民の認知度を高めるための広報の検討を行うことが提言されました。

これに対しては、日本の支援により整備された施設の完成式典などあらゆる機会を通じて、地元メディアに対するプレス発表を行うなど、広報活動に努めるとともに、ソーシャルネットワークサービスの活用や新聞への広告掲載など、ケニア国民に対し、日本の協力の認知度を高めるための幅広い広報戦略を検討していくとの対応策がとられました。

また、第3章では、2013年度に実施された第三者評価8件の結果に対するフォローアップの状況を報告しています。

いくつかご紹介すると、たとえば、アフリカン・ミレニアム・ビレッジ・イニシアティブ※に対する支援の評価では、同事業が国際機関を通じて行われるものであることから日本は直接的に事業の進捗を管理・監督する立場になかったものの、新たな援助アプローチの試行という政策的意図を考慮すれば、事業の成果をフォローし、十分なフィードバックを求める働きかけを行う必要があったと評価され、事業の実施管理体制の強化が提言されました。これに対し、同イニシアティブに基づいて実施している無償資金協力事業においては、現在の実施機関である国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) から各在外公館に対して定期的に報告を行うなど、管理体制の強化を図っていることが報告されました。

また、防災協力イニシアティブの評価では、「防災の主流化」や「メッセージを明確にした新イニシアティブの策定」という提言が示されました。これに対しては、第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」を通じて防災の主流化を促進するとともに、防災分野における

日本の新しいイニシアティブとして「仙台防災協力イニシアティブ」を発表しました(120~121ページの開発協カトピックスを参照)。

各評価案件の報告書や年次報告書は外務省ホームページに公表していますので、ここに紹介しきれなかった内容や、評価についてより詳しく知りたい方は、こちらもご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

※ミレニアム・ビレッジ・プロジェクト(MVP)の一部の事業のこと。
MVPとは、MDGsの達成が遅れているサブサハラ・アフリカ地域の貧しい村落を対象に、総合的な開発アプローチを通じて極度の貧困を解消し、自立的に発展する能力を備えたコミュニティを形成することを旨とした、国連ミレニアム・プロジェクトの提案を受けた援助事業。



評価年次報告書 2015の表紙

4. 開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組

(1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

2015年2月に閣議決定された開発協力大綱では、持続的に開発協力を実施していくためには国民の理解と支持を得ていくことの重要性が強調されています。

外務省およびJICAは、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方や幅広い層への発信など様々なレベルや形で国民参加を強化しています。幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、ODAの現場を体験できる機会も提供しています。同時に、開発課題の多様化・高度化に適切に対応していくためには、

人材育成と研究協力、官民連携も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、大学をはじめとする教育・研究機関やNGOとの連携もますます重要となりつつあります。

なお、開発途上国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス(過程)であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報に力を入れています。

ア. 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関したホームページ^(注17)をつくり、相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。また、ODAメールマガジンを発行し、海外の大使館や総領事館の職員やJICA関係者などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

1993年度以来、テレビ番組の放送を通じて国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう努力しています。2015年は、テレビ東京系6局ネットにて『林修の「世界をひらく僕らの一歩」』が3回にわたって放映されました。開発途上国の現場取材や具体的なエピソードなどを交えながら、日本が世界各地で行っている国際協力活動の具体例や日本にとっての



持続可能な開発目標(SDGs)に関するワークショップ

ODAの意義等について分かりやすく紹介されました。また、テレビのほかにも雑誌や新聞等を通じて、国際協力に関する情報発信を行いました。

毎年「国際協力の日」(10月6日)^(注18)の前後には、日本国内最大級の国際協力行事として「グローバルフェスタ JAPAN」を開催しています。2015年は、東京・お台場のシンボルプロムナードで10月3日(土)、4日(日)の2日間にわたって外務省、JICAとJANIC(国際協力NGOセンター)^(注19)



「林修先生と知ろう!学ぼう!国際協力」

注17 外務省ODAホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>
JICA: <http://www.jica.go.jp> ODA見える化サイト: <http://www.jica.go.jp/oda/>

注18 国際協力の日 1954年10月6日、日本はコロンボ・プラン(第二次世界大戦後最も早く1951年に組織された開発途上国援助のための国際機関)への加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これにちなんで、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。

注19 国際協力NGOセンター JANIC: Japan NGO Center for International Cooperation

が共催し、NGOや国際機関、企業、関係する省庁など274団体が参加し、約10万1,300人が来場しました。

また、海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献についてよく理解してもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力にかかわる署名式や引渡し式に際してプレスリリース(報道機関に向けて紹介する文書)を出すなど現地の報道機関に情報

発信をしています。ほかにも、在外公館では、現地の報道機関に対して日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道においても日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。また、様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレット等の作成も行っています。

イ. ODA見える化サイト

2010年10月にはODAプロジェクトの現状などが全体でどのような流れになっているかを分かりやすく説明し、ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、各事業の概要、案件の形成から完了までの過程を分かりやすく伝えるため、写真や、事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。

また、外務省のホームページにおいては、草の根・人間の安全保障無償資金協力および文化無償資金協力で実施された案件について効果が現れている案件や十分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓をとりまとめたリストを公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。このリストに

記載されていた情報の一部を、2014年度からJICAの「ODA見える化サイト」の各案件のページへ統合し、利便性のさらなる向上に努めています。



<http://www.jica.go.jp/oda/>

ウ. 開発教育の推進

外務省は、職員を中学校、高校、大学、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、JICAは、開発教育を推進するため、開発教育に活用できる写真やグローバル教育の実践・取組を募る「グローバル教育コンクール」(注20)(2011年度からJICAが主催)を開催しています。また、開発教育を支援するため、学校教育の現場などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として派遣し、開発途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解促進を図る「国際協力出前講座」や、JICA地球ひろば・なごや地球ひろばや国内拠点で学校などの訪問を受け入れる「JICA訪問」への対応を行っています。また主に高校生等を対象とした「国際協力体験プログラム」、中学生・高校生を対象にした「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施して

います。さらに、教員に対しては、「開発教育指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことが目的の「教師海外研修」などを実施しています。



2015年5月、愛知県立西尾高等学校で3年生175名を対象に「日本のODAの魅力」というテーマで講義を行う外務省職員

注20 旧称：開発教育／国際理解教育コンクール(2009年度に改称)

エ. ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。スタディツアー(大学のゼミ等)によるODA現地視察、教師や地方自治体関係者などの現地視察への派遣支援にも力を入れています。また、旅行社の企画する体験ツアーや視察ツアーとの連携も強化しつつあります。一般から参加者を募集してODAプロジェクトの現場

を実際に視察する機会を提供し、帰国後に国内の様々なイベントで報告する事業「国際協力レポーター」の事業も、2011年からJICAが開始しました。2013年8月にはルワンダとヨルダン、2014年9月にはエチオピアと東ティモールにそれぞれ10人の国際協力レポーターを派遣し、現地で日本のODA事業を視察していただきました。

オ. 議論や対話の促進

ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について外務省やJICAは国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心をお持ちの国民の方と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、地域発信の国際協力の推進とともに地域の活性化を目指しています。

(2) 開発協力人材・知的基盤の強化

外務省は2015年度から、平和構築・開発人材の発掘・育成・キャリア構築を包括的に実施するため、従来の事業を刷新し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を開始しました。この事業では、平和構築・開発分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象に国内外での研修を行う「プライマリー・コース」、および平和構築・開発分野ですでに5年以上の経験・知見を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施しています。さらに、平和構築・開発分野の国際機関やNGO等での就職を希望する方を対象に、ポスト獲得に必要なスキル・知識を提供する「キャリア構築支援」を実施しています。

JICAは、開発援助にかかわりの深い研究を行い将来同分野において活躍する意思を持っている大学院生などに対しインターンシップを1997年から実施しており、2014年度は94名を開発コンサルタントの協力現場を含む様々な職場で受け入れています。また、2003年の第2次ODA改革懇談会の提言に基づいて、省庁、JICAやNGO、国際機関といった様々な専門的な知識や多様な経験を持つ人材に活躍してもらうため、

2003年に「国際協力人材センター」をJICA内に設け、その事業として国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」(<http://partner.jica.go.jp/>)を通じて国際協力に関する求人情報、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談(進路相談)なども行っています。またJICAは、国際協力人材の養成確保のため、ジュニア専門員、能力強化研修などを実施しています。

さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しています。2008年10月に設立されたJICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

日本が持つ強みを活かして、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図るなど、大学・研究機関と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための知的基盤強化に努めていきます。

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	190
第1節 2015年度政府開発援助予算(当初予算)	190
第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	193
第2章 日本の政府開発援助実績	202
第1節 開発途上国への資金の流れ	202
第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	203
第3節 国別実績	205
第4節 分野別実績	215
第5節 緊急援助実績	216
第3章 二国間援助案件リスト	219
第1節 二国間贈与	219
第2節 二国間借款	224
第4章 国際機関に対する政府開発援助実績	226
第5章 政府開発援助に関する主な資料	230
第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き (2014年10月～2015年10月)	230
第2節 政府開発援助に関する政策	232
第3節 重債務貧困国(HIPCs)一覧	250
(参考) 諸外国の政府開発援助	251
第1節 DAC諸国の政府開発援助実績	251
第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ	259
第3節 DAC援助受取国・地域リスト	261
第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	262

日本の政府開発援助予算

第1節 2015年度政府開発援助予算(当初予算)

図表 IV-1 ◆ 政府開発援助予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2014年度			2015年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,502	-71	-1.3	5,422	-80	-1.5
事業予算(純額)	11,322	898	8.6	11,402	80	0.7
事業規模(総額)	17,760	853	5.0	18,057	297	1.7
(参考)円/ドル・レート	97円			110円		

* 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

図表 IV-2 ◆ 政府開発援助一般会計予算(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2014年度			2015年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	5,017	-50	-1.0	4,939	-78	-1.6
1. 二国間贈与	4,225	1	0.2	4,083	-142	-3.4
(1) 経済開発等援助	1,667	25	1.5	1,605	-62	-3.7
(2) 技術協力等	2,542	-18	-0.7	2,462	-80	-3.2
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	792	-56	-6.6	856	64	8.1
(1) 国連等諸機関	488	-57	-10.4	560	72	14.7
(2) 国際開発金融機関等	304	1	0.2	296	-8	-2.7
II 借 款	485	-21	-4.2	483	-2	-0.5
JICA(有償資金協力部門)	485	-21	-4.2	483	-2	-0.5
III 計	5,502	-71	-1.3	5,422	-80	-1.5

*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-3 ◆ 政府開発援助事業予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2014年度				2015年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈 与	7,730	59	0.8	43.5	7,978	248	3.2	44.2
借 款	10,030	794	8.6	56.5	10,079	49	0.5	55.8
計(事業規模)	17,760	853	5.0	100.0	18,057	297	1.7	100.0
(参考)回収金	-6,438	—	—	—	-6,655	—	—	—
純 額	11,322	898	8.6	—	11,402	80	0.7	—

*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-4 ◆ 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2014年度			2015年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	7,730	59	0.8	7,978	248	3.2
1. 二国間贈与	4,942	25	0.5	4,835	-107	-2.2
(1) 経済開発等援助	1,667	25	1.5	1,605	-62	-3.7
(2) 技術協力等	3,259	0	0.0	3,214	-45	-1.4
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	2,788	34	1.2	3,142	354	12.7
(1) 国連等諸機関	514	-58	-10.1	986	473	92.0
(2) 国際開発金融機関等	2,274	91	4.2	2,156	-118	-5.2
II 借 款	10,030	794	8.6	10,079	49	0.5
(1) JICA(有償資金協力部門)	9,885	735	8.0	9,885	0	0.0
(2) その他	145	59	68.3	194	49	34.0
III 計(事業規模)	17,760	853	5.0	18,057	297	1.7
(参考)回収金	-6,438	—	—	-6,655	—	—
純 額	11,322	898	8.6	11,402	80	0.7

*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-5 ◆ 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

2014年度事業予算 総額 1兆7,760億円 (+5.0%)				2015年度事業予算 総額 1兆8,057億円 (+1.7%)			
形態別歳出項目	財源		財源	財源		形態別歳出項目	
無償資金協力 1,667億円 (+1.5%)	その他 16億円 (同前年)	一般会計 5,502億円 (-1.3%)	外務省 4,230億円 (+0.4%)	特別会計 181億円 (-39.2%)	11省庁計 1,272億円 (-6.6%)	無償資金協力 1,605億円 (-3.7%)	
技術協力 3,259億円 (微増)							一般会計 5,422億円 (-1.5%)
国際開発 金融機関等 (出資金・拠出国債) 2,274億円 (+4.2%)	国連等諸機関 (分担金・拠出金) 514億円 (-10.1%)	出資・拠出国債 1,970億円 (+4.8%)	特別会計 297億円 (-0.4%)	出資・拠出国債 2,275億円 (+15.5%)	国連等諸機関 (分担金・拠出金) 986億円 (+92.0%)	国際開発 金融機関等 (拠出金・拠出国債) 2,156億円 (-5.2%)	
円借款等 1兆30億円 (+8.6%)		財政投融资等 9,990億円 (+9.1%)		財政投融资等 1兆180億円 (+1.9%)		円借款等 1兆79億円 (+0.5%)	
〔 純 額 1兆1,322億円 (+8.6%) 〕 回収金 6,438億円				〔 純 額 1兆1,402億円 (+0.7%) 〕 回収金 6,655億円			

第2節

各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表 IV-6 ◆ 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	13	14	1	10.5
金融庁	113	119	5	4.6
総務省	790	816	26	3.3
法務省	205	212	8	3.8
外務省	423,005	423,810	805	0.2
財務省	79,373	78,318	-1,055	-1.3
文部科学省	22,230	14,926	-7,304	-32.9
厚生労働省	5,815	6,313	499	8.6
農林水産省	2,780	2,828	48	1.7
経済産業省	14,981	13,833	-1,149	-7.7
国土交通省	284	301	17	6.0
環境省	616	667	51	8.2
計	550,204	542,156	-8,048	-1.5

*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-7 ◆ 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	13	14	1	10.5
金融庁	113	119	5	4.6
総務省	790	816	26	3.3
法務省	205	212	8	3.8
外務省	423,005	465,269	42,264	10.0
財務省	1,261,038	1,263,407	2,369	0.2
文部科学省	22,230	14,926	-7,304	-32.9
厚生労働省	6,348	6,909	561	8.8
農林水産省	17,286	22,272	4,986	28.8
経済産業省	41,834	30,252	-11,582	-27.7
国土交通省	284	301	17	6.0
環境省	2,867	1,216	-1,651	-57.6
計(事業規模)	1,776,012	1,805,711	29,699	1.7
(参考) 回収金	-643,797	-665,523	—	—
純 額	1,132,215	1,140,188	7,974	0.7

*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-8 ◆ 各省庁の事業予算(2015年度事業予算)と事業概要

1. 贈与

(1) 二国間贈与

ア. 経済開発等援助

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	無償資金協力 (160,497)	無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力をいい、相手国政府からの要請に基づき、日本政府が相手国政府等に対して、経済社会開発のために必要とされる生産物および役務を購入するための資金を贈与し、相手国政府等がこれらの調達を行うことにより実施している。

イ. 技術協力等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋薬物取締会議 (14)	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	(15)	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	(571)	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員の研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所(SIAP)に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体(APT)を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・デバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	(212)	(1)アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	JICAを通じて行う技術協力等の予算 (146,413)	<p>(1)技術協力:開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を活かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力をいい、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情に合った適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与する。</p> <p>(ア)技術協力専門家派遣:日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行う。</p> <p>(イ)研修員受入事業:開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行う。</p> <p>(ウ)機材供与:専門家の業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のために機材を供与する。</p> <p>(エ)技術協力プロジェクト:「専門家派遣」、「研修員受入れ」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する。</p> <p>(オ)開発計画調査型技術協力:開発途上国の都市や農業、運輸などの開発計画の作成や、資源の開発などを支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。</p> <p>(カ)人材養成確保:技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保、養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行う。</p> <p>(キ)国民参加型協力:日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、国際協力への理解促進に役立つ開発教育支援事業等を実施する。</p> <p>(ク)ボランティア派遣:国民参加型事業で、開発途上国の社会・経済の発展に貢献を志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活と労働を共にさせ、技術、知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの日本のシニア層を原則として2年間開発途上国に派遣する「シニア海外ボランティア」が中心になっている。</p> <p>(ケ)災害援助等協力:海外の、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。</p> <p>(2)中小企業海外展開支援事業:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業(直接進出による事業)に必要な基礎情報収集や事業計画策定を行うための調査(基礎調査) ・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発で活用する可能性を検討するための調査(案件化調査) ・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業(普及・実証事業) <p>(3)各種調査:案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、3スキーム(無償資金協力、有償資金協力、技術協力)の相乗効果を現すために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針/アプローチ等を検討するため、対象地域・国や上述の開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。</p> <p>(4)事業評価:事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階から実施後にわたり、一貫した事業評価を実施する。</p> <p>(5)その他:海外移住者に対する援助および指導等を実施する。</p>
	(独立行政法人)国際交流基金運営費交付金 (7,068)	<p>独立行政法人国際交流基金は、文化その他の分野において総合的かつ効率的な国際交流事業を実施し、日本と諸外国との間の相互理解を深めるとともに、良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与している。</p>
	その他 (62,725)	<p>(1)中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いた、コンサルタント等による対象分野を絞った国別のニーズ調査(ニーズ調査)</p> <p>(2)上記(1)の他、(ア)効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(イ)援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(ウ)日本のNGOの活動環境整備およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費、(エ)ODAを実施するために必要な行政的諸経費など。</p>
総額	216,206	

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	財政経済に関する技術 協力に必要な経費等 (59,278)	(1)開発途上国現地および日本国内においてセミナー・研修を開催する。 (2)開発途上国へ専門家を派遣する。 (3)開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 (4)開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 (5)円借款事業の案件形成や円借款事業に付随する技術支援等を実施する(JICA有償勘定技術支援)。
文部科学省 (日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (13,883)	グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や日本の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画(2008年7月)」の実現を図るため、日本人の海外留学および外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。日本の高等教育機関に在籍している外国人留学生は約18万4,000人(2014年5月)、海外の大学等に在籍する日本人学生は約6万人(2012年)となっている。 (施策例) ・国費外国人留学生の受入れ:開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究指導を受けさせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助:日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	大学の世界展開力強化 事業(ASEAN諸国等との 大学間交流形成支援) (576)	国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指す。日本とASEAN等の大学との国際教育連携の取組を支援。具体的には、適正に認証された大学の間で、それぞれが提供する教育内容を十分にすり合わせて単位の相互認定や共通の成績管理を実施することにより、相互に教育内容の質を保証しながら大学間交流を行う。これにより、日本人学生の海外留学とASEAN等諸国の学生の日本への戦略的受入れを実施する。
	その他 (387)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で、開発途上国からの研究者等の受入れや開発途上国への専門家派遣等の事業を行っている。また、UNESCOの主唱する政府間事業への参加、東南アジア教育大臣機構(SEAMEO)の活動への協力なども実施している。
	総額	14,846
厚生労働省	(1,093)	(1)開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2)結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻しん根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3)技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4)在職職業訓練指導員の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (5)東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(1,114)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業の振興等を図るため、(1)世界の食料生産の拡大や投資の促進、(2)気候変動等地球規模の課題の解決に向けた支援、(3)途上国における森林の保全等を通じた持続可能な森林経営の推進、(4)日本の漁業の健全な発展および国際的な水産資源の持続的利用の推進に関する事業を実施。
経済産業省	海外開発計画調査等事業 (600)	(1)日本国政府が開発途上国からの要請等を受けて、途上国の国づくりに必要なセクター・地域等における最も経済的で総合的なマスタープランの策定を支援し、政策提言等を実施。(海外開発計画調査事業) (2)日本企業の海外進出拠点整備に向け、必要なインフラ整備および受注案件発掘のため、政府間協議やミッション派遣等を実施。また、OECDコンサルテーション会合での商業性判断に対応するため、タイド円借款供与に係る諸手続きの上で必要な商業可能性調査を実施。(進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業)
	貿易投資促進事業 (1,400)	今後の急成長が見込まれる新興国において日本企業による市場の獲得を促進するため、(1)政策対話等に基づく現地人材育成協力や日本の産業政策・制度の移転による事業環境整備、(2)インフラ受注率を高めるための、日本の技術等の優位性の理解促進を目的とした研修・専門家派遣、(3)中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のための、日本の若手人材の海外インターンシップ支援および(4)現地研究機関・企業等との共同開発の支援、現地のニーズを理解・解決する新興国イノベーターの育成および親日人材ネットワークの構築・交流・共創を促すためのコミュニティ形成を通じ、日本企業と新興国人材・企業間の共創を促す。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	新興市場開拓人材育成支援事業 (810)	民間ベースによる開発途上国からの研修生の受入れ、開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等につながる指導・助言を行う専門家の派遣への支援を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。 2014年度は1,342名の研修生受入れと71名の専門家派遣を実施。
	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 (7,343)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に貢献する取組の一環として、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化の基盤となる活動、および開発途上国経済研究活動を実施している。
	その他 (16,863)	日本の省エネルギー技術等の開発途上国における普及を図るための実証事業などの諸事業を実施。
	総額 27,016	
国土交通省	(199)	国土交通分野(国土政策、交通、社会資本整備等)において、(1)国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業の競争力強化のための支援、(2)国際協力交流企画事業、(3)環境・安全対策協力事業、(4)海外プロジェクトの推進等を実施する。
環境省	(812)	(1)地球環境の保全:クリーンアジア・イニシアティブ推進、途上国におけるフロン等対策支援事業費 (2)大気・水・土壌環境等の保全:国際的水環境改善活動推進費(うち、アジア水環境パートナーシップ事業、第3期) (3)廃棄物・リサイクル対策の推進:アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 (4)温暖化対策:二国間オフセット・クレジット制度(JCM)制度構築・実施等事業 (5)アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業(うち、コベネフィット型対策導入戦略の策定、コベネフィット技術の先駆的導入の実証・技術導入指針作成)

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

ウ. 債務削減等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入れ (1,600)	重債務貧困国(HIPCs: Heavily Indebted Poor Countries)等に対する債務削減の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

(2) 国際機関への出資・拠出(出資、拠出、分担金(ただしODA分))

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力 開発機構(OECD)等拠 出金 (104)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構による新興市場国向け技術支援に必要な資金を拠出する。
総務省	拠出金・分担金 (245)	国際電気通信連合(ITU)、万国郵便連合(UPU)に対する分担金および東南アジア諸国連合(ASEAN)に対する拠出金。
外務省	国際連合(UN)分担金 (5,303) 国際連合平和維持活動 (PKO)分担金 (3,764)	国際連合は、(1)世界の平和と安全を維持すること、(2)諸国間の友好関係を発展させること、(3)国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の重視を拡大することについて国際協力を実現すること、(4)これら共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠 出金(UNTFHSへの拠出 金) (852)	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりの安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連機関のプロジェクトを支援する。
	国連開発計画(UNDP) 拠出金 (6,749)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関および技術協力活動の資金供与機関として、貧困の撲滅、不平等と排除の是正を目標とし、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点政策として177か国・地域で活動。日本は、コア・ファンドへの拠出、特定の目的に沿った各種の基金の設置・拠出、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施のほか、補正予算等を通じてUNDPに資金を拠出し、国際的な開発課題の解決に向けた取組や開発途上国への支援を実施している。
	環境問題拠出金 (3,741)	国連環境計画(UNEP)をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守を促進するプロジェクト等を実施しており、これらを支援している。
	緑の気候基金(GCF)拠 出金 (38,507)	緑の気候基金(GCF)は、2010年のCOP16で設立が決定された開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する基金。2015年5月21日に、日本が15億米ドルを拠出するための取決めに署名したことにより、GCFへの各国拠出総額が基金の稼働条件とされている各国表明総額の50%に達し、GCFは稼働した。
	国連人口基金(UNFPA) 拠出金 (2,287)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアフリカ地域およびアジア太平洋地域に重点的資金配分を実施。
	国連難民高等弁務官事 務所(UNHCR)拠出金 (3,893)	国連難民高等弁務官事務所は、(1)世界各地の難民に対する国際的保護の付与、(2)難民に対する水、食料、住居の提供等の生活支援、(3)難民問題の恒久的解決(本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住)、(4)難民保護のための条約の各国による締結の促進、(5)無国籍者の保護における国際協力の強化を目的とした活動を実施している。
	国連児童基金(UNICEF) 拠出金 (2,005)	国連児童基金は、母子保健、栄養改善、飲料水供給、教育等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連パレスチナ難民 救済事業機関 (UNRWA)拠出金 (190)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済(食料支援、住宅改善支援等)、福祉(公民館の運営等)といったサービスを実施している。
	国連世界食糧計画 (WFP)拠出金 (563)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
国際原子力機関(IAEA) 技術協力基金 (1,019)	国際原子力機関は、原子力の平和的利用の促進のため技術協力基金を設立し、開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れなどの技術協力活動を実施している。	
国連食糧農業機関 (FAO)分担金 (3,052)	国連食糧農業機関は、世界の食料問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。	

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金 (2,952)	農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、被援助国である開発途上国に譲許的資金の貸付および無償資金供与を行う。日本は第10次増資協議において、2016年から2018年までのIFADの活動を対象に、5,700万ドルを上限とした拠出を表明している。
	国連教育科学文化機関 (UNESCO) 分担金 (3,328)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由を拡大し、世界の平和と安全に寄与するために、教育、科学、文化を通じて諸国民の間の理解や協力を促進している。国際的な知的交流の促進や、途上国の支援事業なども実施している。
	国連工業開発機関 (UNIDO) 分担金 (1,780)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力などの関連事業を自ら実施するとともに、その分野における国連の活動を調整している。
	国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (196)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (一)	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。同基金に対する2015年分拠出金は、平成26年度補正予算 (18,453百万円) で手当て。
	赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (191)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則 (人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性) にのっとり、保護 (ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護)、救援 (紛争犠牲者に対する医療・水・食料・非食料物資分野の支援)、予防 (国際人道法の普及) 等を行っている。
	国際原子力機関 (IAEA) 平和利用イニシアティブ (PUI) 拠出金 (220)	平和利用イニシアティブ (PUI) は、2010年NPT (核兵器不拡散条約) 運用検討会議での米国の呼びかけにより設立され、IAEAを通じ、保健医療、農業、食品、水資源管理および環境等の分野での技術協力プロジェクト等に用いられている。
	UN Women拠出金 (515)	UN Womenは、女性の地位向上を目的として、女性および女兒に対する差別撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等などの活動を行っている。
	紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所拠出金 (247)	紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG) 事務所は、紛争下の性的暴力撲滅のため対象国の政府高官と交渉し、政治的なコミットメントを引き出し、対象国の取組を促進するために国際社会の支援を獲得するための活動を行っている。
	国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金 (931)	国際家族計画連盟は、開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ヘルス分野に関する取組を実施。世界中の約150か国の加盟協会を通じた支援により、草の根レベルで役立つ活動を行っている。
Gaviワクチンアライアンス拠出金 (20)	Gaviワクチンアライアンスは、開発途上国における予防接種の普及により子どもたちの命と人々の健康を守る活動を実施している。平成26年度補正予算で1,685百万円を拠出し、2015年分拠出は1,705百万円。	
その他 (6,261)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を支出している。	
総額	88,566	
財務省	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) 拠出金 (13,414)	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際開発協会 (IDA) 出資金 (111,399)	国際開発協会 (IDA) は、市場の条件で借入れを行うことが全く、あるいはほとんどできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を行っている。
	国際金融公社 (IFC) 拠出金 (1,201)	国際金融公社 (IFC) は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完している。開発途上国の起業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けを行ったり、民間企業の設立支援等の技術支援活動も推進している。

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	アジア開発銀行 (ADB) 拠出金 (7,984)	アジア開発銀行 (ADB) は、アジア太平洋地域における包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の助長等を通じて、開発途上国の貧困削減に貢献している。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発銀行 (ADB) 出資金 (-)	アジア開発銀行 (ADB) への出資金は、ADBの通常資金財源の一部を成し、ADBが行う貸付を部分的に賄っている。
	アジア開発基金 (ADF) 拠出金 (39,270)	アジア開発基金 (ADF) は、アジア太平洋地域の開発途上国を対象に、ADBの貸付よりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 拠出金 (752)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完している。加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等も行っている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 出資金 (3,137)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。
	アフリカ開発基金 (AfDF) 出資金 (14,485)	アフリカ開発基金 (AfDF) は、アフリカ地域の開発途上国へ、AfDBよりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行 (IDB) 拠出金 (717)	米州開発銀行 (IDB) は、中所得国を中心とした中南米・カリブ諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州開発銀行 (IDB) 出資金 (1,999)	米州開発銀行 (IDB) は、加盟国からの出資金をもとに債券を発行することにより、資金を国際資本市場から調達し、融資を行っている。
	米州開発銀行 特別業務基金 (FSO) 拠出金 (737)	特別業務基金は、中南米・カリブ海地域における低所得の開発途上国の経済社会開発の促進に寄与するために、緩和された条件での融資等を実施している。
	欧州復興開発銀行 (EBRD) 拠出金 (291)	欧州復興開発銀行 (EBRD) は、中東欧・旧ソ連地域の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成等の支援を目的とする国際金融機関である。本拠出金は、同地域の民間企業等への融資、技術協力等に対する資金提供に使われ、同地域の経済の発展に貢献している。
地球環境ファシリティ (GEF) 信託基金拠出金 (15,000)	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多国間資金メカニズム。(1)気候変動対策、(2)生物多様性の保護、(3)国際水域管理、(4)土地劣化防止、(5)化学物質・廃棄物対策等の5分野を支援している。	
その他拠出金 (5,243)	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援のための拠出金。国際通貨基金 (IMF)、関税協力理事会 (WCO)、経済協力開発機構 (OECD)、アジア太平洋経済協力 (APEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 等向けがある。	
総額	215,629	
文部科学省	分担金等 (79)	文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) 分担金、世界知的著作権機関 (WIPO) 事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関 (WHO) 分担金 (4,184)	世界保健機関 (WHO) は、世界のすべての人々ができる限り高い健康水準に到達することを目的とした事業を行っている国連の専門機関であり、加盟国として割り当てられた分担金の拠出を行っている。
	世界保健機関等拠出金 (852)	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業や世界エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画 (UNAIDS) に対して、資金の拠出を行っている。
	国際労働機関 (ILO) 分担金等 (779)	(1)国際労働機関 (ILO) に対する分担金の拠出。(2)ILO等が企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画に対する拠出金。
	総額	5,815

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
農林水産省	国連食糧農業機関 (FAO) 拠出金 (453)	世界の食料安全保障の確立や地球規模課題への対応のため、統計情報整備、気候変動対策、SPS(食品安全、植物防疫)関連の国際基準策定、世界農業遺産(GIAHS)支援、アジアやアフリカにおけるフードバリューチェーン構築に係る支援、水産業の推進に関する技術援助や人材育成等を実施している。
	国連世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (83)	フード・フォー・ワーク(労働の対価として食料を供与する住民参加型農村開発事業)により、復興途上にあるアフリカ諸国で稲作生産基盤を農民主体で復旧し、コメの中長期的生産性を向上する事業を実施している。
	国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金 (177)	国際農業研究協議グループ傘下の国際稲研究所(IRRI)、国際熱帯農業センター(CIAT)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT)、国際熱帯農業研究所(IITA)、アフリカ稲センター(AfricaRice)、国際水管理研究所(IWMI)を通じ、開発途上国における食料増産や農業の持続可能な生産性改善等にかかる研究・普及を実施している。
	国際獣疫事務局(OIE) 拠出金 (111)	世界の動物衛生水準向上のため、口蹄疫等の防疫ロードマップ策定、動物の伝染性疾病についての情報収集・分析・提供、動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言を実施している。
	国際熱帯木材機関(ITTO) 拠出金 (96)	持続可能かつ合法的な熱帯木材貿易の拡大・多様化および熱帯林の持続可能な経営の促進のため、熱帯木材生産国における合法性要求に対応した能力向上等の取組に対する拠出を実施している。
	その他拠出金 (793)	農林水産分野の様々な課題の解決に貢献するため、規格および通商開発機構(STDF)、アセアン事務局(ASEAN)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、メコン河委員会(MRC)、国際協同組合同盟(ICA)、国連大学(UNU)、アジア生産性機構(APO)、国連森林フォーラム事務局(UNFF)等の行うプロジェクトに対する拠出を実施している。
経済産業省	国連工業開発機関(UNIDO) 拠出金 (490)	開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、総会で決定される方針に基づき、技術協力、政策提言、規格制定、知識移転を主とした活動を実施している。
	その他拠出金等 (1,146)	世界知的所有権機関(WIPO)事務局分担金、世界知的所有権機関拠出金、ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金、アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金、日・ASEAN経済産業協力拠出金、APECビジネス諮問委員会拠出金、国際エネルギー機関拠出金、国際エネルギーフォーラム拠出金、東アジア経済統合研究協力拠出金、国際再生可能エネルギー機関分担金、アジア太平洋エネルギー研究センター拠出金、国際再生可能エネルギー機関拠出金。
国土交通省	拠出金等 (101)	観光や気象分野に係る開発や技術協力に関係する国際機関(ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関)に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (404)	国連環境計画(UNEP)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)、国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)、国連地域開発センター(UNCRD)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)に対する拠出金、分担金、世界適応ネットワークアジア太平洋地域事務局拠出金。

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 借款等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	円借款および海外投融資 (988,500)	有償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力をいう。有償資金協力には、開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、我が国または開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外融資」がある。
農林水産省	海外漁業協力事業資金 融資 (19,444)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に寄与することを目的として、日本の法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査および技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付)を、公益財団法人海外漁業協力財団(OFCF)から融資する。

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表 IV-9 ◆ 日本から開発途上国への資金の流れ

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

項目		暦年	2013年	2014年	対前年比
政府開発援助	一 国 間	贈 与	9,841	5,084	-48.3
		無償資金協力	7,032	2,450	-65.2
		技術協力	2,809	2,634	-6.2
		政府貸付等	-1,317	884	167.1
	(二国間)計		8,524	5,968	-30.0
	国際機関に対する出資・拠出等		2,970	3,255	9.6
		(ODA)計 (対GNI比(%))	11,494 (0.23)	9,223 (0.19)	-19.8 —
その他政府資金	輸出信用(1年超)		-145	90	162.0
	直接投資金融等		2,497	-2,238	-189.6
	国際機関への融資等		-219	—	100.0
	(OOF)*4計		2,133	-2,148	-200.7
民間資金	輸出信用(1年超)		538	1,063	97.4
	直接投資		50,607	44,399	-12.3
	その他二国間証券投資等		7,323	7,328	0.1
	国際機関に対する融資等		-1,712	-1,180	31.1
		(PF)*4計	56,756	51,609	-9.1
民間非営利団体による贈与			458	467	1.9
資金の流れ総計 (対GNI比(%))			70,841 (1.39)	59,151 (1.23)	-16.5 —
国民総所得(GNI)(億ドル)			51,006	47,982	-5.9

*1 換算率:2013年=97.591円/ドル、2014年=105.8475円/ドル(OECD-DAC指定レート)

*2 卒業国向け援助を含む。

*3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

*4 OOF: Other Official Flows、PF: Private Flows。

参考:技術協りに行政経費、開発啓発費などを含まない場合の実績は下記のとおり。

(単位:百万ドル、%)

項目		暦年	2013年	2014年	対前年比
贈 与			9,835.5	5,079.8	-48.4
	うち技術協力		2,147.9	1,997.2	-7.0

* 卒業国向け援助を除く。

第2節

二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表 IV-10 ◆ 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

受取国グループ	2013年	2014年	供与相手国・地域数 (2014年)
後発開発途上国 (LDCs)	5,582.0	2,186.3	47
低所得国 (LICs)	326.9	74.6	3
低中所得国 (LMICs)	2,287.0	1,915.1	36
高中所得国 (UMICs)	-1,254.1	-216.0	55
分類不能	1,669.7	2,051.6	—
合計	8,611.4	6,011.6	141

- *1 卒業国向け援助を除く。
- *2 分類不能には、複数受取国グループにまたがる援助等を含む。
- *3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- *4 LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域は、261ページの「図表IV-37 DAC援助受取国・地域リスト」を参照。
- *5 2013年と2014年の受取国グループを構成する国・地域は異なる。
- *6 LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域の分類基準は下記のとおり。

- *6.1 後発開発途上国(LDCs:Least Developed Countries)
国連開発政策委員会(CDP:UN Committee for Development Policy)が設定した基準(下表)に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。LDCとしての認定には、すべての基準を満たし、該当国の同意を条件とする。

LDCリストへの掲載基準

2011～2013年の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
1,035ドル以下	60以下	36以上

LDCリストからの卒業基準

2011～2013年の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
1,242ドル以上	66以上	32以下

上記条件の2つ以上を満たすか、あるいは、GNIが基準値の2倍以上となると、LDCリストからの卒業が適格と判断され、LDC卒業に向けたプロセスが開始される。

(※1)HAI:Human Assets Index

人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②5歳以下の乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率、を指標化したもの。

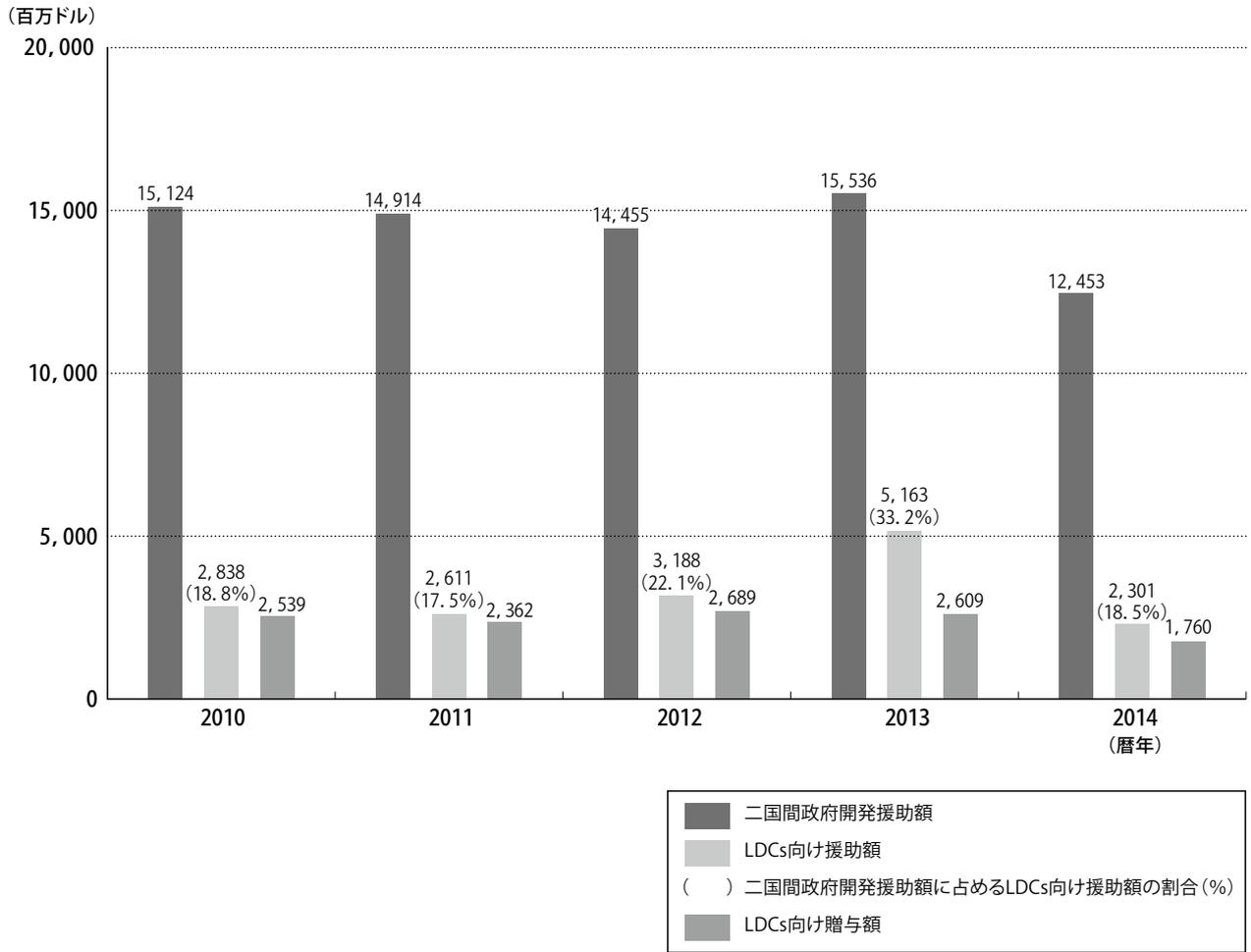
(※2)EVI:Economic Vulnerability Index

経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②(世界的市場からの)遠隔度、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥財・サービスの輸出不安定度、⑦自然災害の被害者の割合、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの。

- *6.2 低所得国(LICs:Low Income Countries)
2013年の国民1人当たりのGNIが1,045ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)
- *6.3 低中所得国(LMICs:Lower Middle Income Countries)
2013年の国民1人当たりのGNIが1,046ドル以上4,125ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)
- *6.4 高中所得国(UMICs:Upper Middle Income Countries)
2013年の国民1人当たりのGNIが4,126ドル以上12,745ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)

出典:世銀アトラス、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

図表 IV-11 ◆ 二国間政府開発援助と後発開発途上国 (LDCs) 向け援助額および贈与額の比較



- *1 支出総額ベース。
- *2 債務救済を除く。
- *3 卒業国向け援助を除く。

第3節 国別実績

図表 IV-12 ◆ 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳(2014年)

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
アジア	854.95	321.57	695.86	1,550.81	5,720.45	5,294.13	426.32	1,977.13	7,271.26
東アジア	390.08	42.60	486.02	876.11	3,297.00	4,124.49	-827.49	48.62	4,173.11
北東アジア	22.51		36.47	58.98	202.94	1,047.83	-844.89	-785.91	261.93
中国	3.32		15.69	19.01	123.12	1,027.80	-904.68	-885.67	142.13
※[香港]			0.01	0.01				0.01	0.01
モンゴル	19.19		20.72	39.91	79.82	15.67	64.15	104.06	119.74
東南アジア	366.50	41.53	441.92	808.42	3,094.06	3,076.66	17.40	825.82	3,902.48
インドネシア	32.22	1.15	79.20	111.42	458.52	1,762.15	-1,303.63	-1,192.21	569.94
カンボジア	63.72	4.16	40.08	103.80	23.16	2.65	20.51	124.31	126.96
※シンガポール			0.13	0.13				0.13	0.13
タイ	9.95	3.05	39.45	49.40	366.32	258.62	107.70	157.10	415.72
フィリピン	25.87	12.06	56.35	82.21	391.07	565.87	-174.80	-92.59	473.28
※ブルネイ			0.01	0.01				0.01	0.01
ベトナム	39.67		88.76	128.43	1,755.54	360.89	1,394.65	1,523.09	1,883.98
マレーシア	2.94	2.83	14.33	17.27	75.20	122.89	-47.69	-30.42	92.47
ミャンマー	119.68	15.44	83.10	202.78	11.14		11.14	213.92	213.92
ラオス	65.47	2.83	29.13	94.60	12.31	3.58	8.73	103.33	106.91
(ASEAN)*7	359.53	41.53	430.53	790.06	3,093.25	3,076.66	16.59	806.65	3,883.31
東ティモール	6.97		11.39	18.36	0.81		0.81	19.17	19.17
東アジアの複数国向け	1.07	1.07	7.64	8.70				8.70	8.70
南アジア	148.59	22.98	152.10	300.69	2,251.40	1,083.43	1,167.97	1,468.66	2,552.09
インド	1.15	0.44	41.35	42.50	1,407.58	745.27	662.31	704.81	1,450.08
スリランカ	33.25	5.07	19.89	53.14	275.44	195.10	80.35	133.49	328.58
ネパール	34.72	0.50	20.95	55.67	9.65	8.96	0.70	56.37	65.32
パキスタン	55.15	16.97	13.79	68.94	211.50	36.14	175.36	244.30	280.45
バングラデシュ	17.36		43.37	60.74	344.93	97.97	246.96	307.70	405.66
ブータン	4.68		8.88	13.56	2.29		2.29	15.85	15.85
モルディブ	2.27		2.14	4.41				4.41	4.41
南アジアの複数国向け			1.73	1.73				1.73	1.73
中央アジア・コーカサス	52.34	4.41	32.74	85.08	172.05	86.21	85.85	170.93	257.13
アゼルバイジャン	8.51		2.09	10.60	70.20	12.08	58.12	68.72	80.80
アルメニア	2.21		1.91	4.12		2.43	-2.43	1.69	4.12
ウズベキスタン	2.81		7.64	10.45	50.58	26.86	23.73	34.18	61.03
カザフスタン	0.31		2.86	3.18		39.93	-39.93	-36.75	3.18
キルギス	11.00	2.40	10.65	21.64		0.40	-0.40	21.24	21.64
ジョージア	8.00		0.58	8.58	51.27	2.46	48.82	57.39	59.85
タジキスタン	17.49		6.05	23.55				23.55	23.55
トルクメニスタン			0.46	0.46		2.06	-2.06	-1.60	0.46
中央アジア・コーカサスの複数国向け	2.01	2.01	0.49	2.50				2.50	2.50
アジアの複数国向け	263.93	251.58	25.00	288.93				288.93	288.93

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
中東・北アフリカ	433.52	330.44	165.42	598.94	843.80	632.49	211.32	810.26	1,442.74
アフガニスタン	220.14	178.79	49.54	269.67				269.67	269.67
※アラブ首長国連邦			0.13	0.13				0.13	0.13
アルジェリア	0.55	0.55	2.20	2.75		0.76	-0.76	1.99	2.75
イエメン	25.70	25.45	1.36	27.06		1.68	-1.68	25.38	27.06
※イスラエル	0.16	0.16	0.02	0.18				0.18	0.18
イラク	33.88	32.23	15.99	49.87	326.13	10.55	315.58	365.45	376.01
イラン	8.53	7.78	7.98	16.51		58.59	-58.59	-42.09	16.51
エジプト	4.18	3.60	29.17	33.35	79.27	171.14	-91.87	-58.52	112.62
※オマーン			0.45	0.45				0.45	0.45
※カタール			0.03	0.03				0.03	0.03
※クウェート			0.04	0.04				0.04	0.04
※サウジアラビア			1.75	1.75				1.75	1.75
シリア	30.44	18.52	2.32	32.76				32.76	32.76
チュニジア	3.66	0.70	9.57	13.23	83.40	72.76	10.64	23.87	96.64
トルコ	7.36	7.20	8.91	16.27	168.71	156.22	12.49	28.76	184.98
[パレスチナ自治区]	31.77	15.04	9.85	41.62				41.62	41.62
モロッコ	1.09		11.28	12.37	68.35	53.41	14.94	27.30	80.72
ヨルダン	27.97	10.72	13.28	41.25	117.95	100.78	17.16	58.41	159.20
リビア	5.20	5.20	0.40	5.60				5.60	5.60
レバノン	25.52	17.11	0.47	25.99		6.58	-6.58	19.41	25.99
中東・北アフリカの複数国向け	7.37	7.37	0.69	8.05				8.05	8.05
サブサハラ・アフリカ	760.01	340.72	386.14	1,146.16	497.11	85.85	411.26	1,557.42	1,643.27
アンゴラ	2.93	2.20	5.07	8.00				8.00	8.00
ウガンダ	31.38	10.07	17.36	48.74	36.99		36.99	85.73	85.73
エチオピア	56.28	11.75	26.50	82.77				82.77	82.77
エリトリア	0.09		1.23	1.32				1.32	1.32
ガーナ	19.44		21.81	41.25				41.25	41.25
カーボヴェルデ	0.49		0.13	0.62	10.39		10.39	11.01	11.01
ガボン	0.42		4.57	4.98		0.81	-0.81	4.17	4.98
カメルーン	8.80	7.63	5.82	14.62	10.42		10.42	25.05	25.05
ガンビア	0.17		0.18	0.35				0.35	0.35
ギニア	19.67	6.25	3.32	22.99				22.99	22.99
ギニアビサウ	8.03	3.83		8.03				8.03	8.03
ケニア	24.00	14.70	36.88	60.87	51.19	66.16	-14.97	45.90	112.07
コートジボワール	14.33	7.70	12.26	26.59				26.59	26.59
コモロ	2.80		0.64	3.45				3.45	3.45
コンゴ共和国	4.40	4.40	1.99	6.39				6.39	6.39
コンゴ民主共和国	43.46	16.20	10.34	53.80				53.80	53.80
サントメ・プリンシペ	2.42		0.04	2.46				2.46	2.46
ザンビア	24.91	2.59	14.47	39.38	10.74		10.74	50.12	50.12
シエラレオネ	8.36		4.92	13.28				13.28	13.28
ジブチ	20.98	1.80	5.48	26.46				26.46	26.46
ジンバブエ	1.40		3.77	5.18				5.18	5.18
スーダン	39.40	21.60	13.10	52.51				52.51	52.51

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
スワジランド	0.07		0.44	0.50		1.91	-1.91	-1.40	0.50
セーシェル			0.66	0.66				0.66	0.66
セネガル	22.63		22.43	45.06				45.06	45.06
ソマリア	32.50	32.50	0.08	32.58				32.58	32.58
タンザニア	27.81	3.90	32.46	60.27	53.72		53.72	113.98	113.98
チャド	10.98	10.98	0.21	11.19				11.19	11.19
中央アフリカ	9.27	9.27	0.02	9.29				9.29	9.29
トーゴ	6.45	0.80	3.73	10.17				10.17	10.17
ナイジェリア	22.89	4.87	12.26	35.15				35.15	35.15
ナミビア	1.23	0.80	4.09	5.31		8.87	-8.87	-3.56	5.31
ニジェール	29.79	14.30	2.26	32.05				32.05	32.05
ブルキナファソ	12.62	6.00	10.92	23.55				23.55	23.55
ブルンジ	4.42	3.80	4.63	9.04				9.04	9.04
ベナン	5.05	0.60	5.16	10.20				10.20	10.20
ボツワナ	0.57		3.99	4.55	0.18	4.26	-4.08	0.47	4.74
マダガスカル	4.79	4.15	5.49	10.28				10.28	10.28
マラウイ	24.76	2.10	17.70	42.45				42.45	42.45
マリ	23.50	23.50	0.79	24.29				24.29	24.29
南アフリカ	2.15	1.00	6.13	8.28		0.89	-0.89	7.40	8.28
南スーダン	30.85	30.48	12.42	43.28				43.28	43.28
モーリシャス			3.34	3.34	0.27	2.95	-2.68	0.66	3.61
モーリタニア	21.67	12.10	0.79	22.46				22.46	22.46
モザンビーク	25.79	1.00	25.37	51.17	34.11		34.11	85.28	85.28
リベリア	29.66	2.20	0.60	30.26				30.26	30.26
ルワンダ	12.56	3.10	10.05	22.61				22.61	22.61
レソト	1.97	1.80	0.33	2.29				2.29	2.29
サブサハラ・アフリカの複数国向け	61.88	60.75	9.95	71.83	289.10		289.10	360.93	360.93
中南米	105.57	18.10	158.22	263.79	170.43	404.47	-234.04	29.75	434.23
アルゼンチン	0.32		8.45	8.77		4.20	-4.20	4.57	8.77
アンティグア・バーブーダ	0.09		0.42	0.51				0.51	0.51
ウルグアイ	0.59		1.10	1.69		1.83	-1.83	-0.14	1.69
エクアドル	2.30		6.26	8.55		16.36	-16.36	-7.81	8.55
エルサルバドル	2.41		7.93	10.34		17.12	-17.12	-6.79	10.34
ガイアナ	3.04		0.51	3.55				3.55	3.55
キューバ	0.81		4.50	5.31				5.31	5.31
グアテマラ	0.24		4.81	5.05	1.51	8.52	-7.01	-1.96	6.56
グレナダ	1.98		0.09	2.07				2.07	2.07
コスタリカ	0.76		4.54	5.30	21.73	24.14	-2.41	2.89	27.03
コロンビア	3.45	0.11	4.73	8.18				8.18	8.18
ジャマイカ	0.80		2.16	2.96		17.74	-17.74	-14.79	2.96
スリナム	0.05		0.08	0.13				0.13	0.13
※セントクリストファー・ネイビス			0.20	0.20				0.20	0.20
セントビンセント			0.13	0.13				0.13	0.13
セントルシア	0.94		0.53	1.47				1.47	1.47
チリ	0.78		3.09	3.88		0.95	-0.95	2.92	3.88

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
ドミニカ共和国	9.02		7.49	16.51		8.75	-8.75	7.76	16.51
ドミニカ国	0.97		0.10	1.08				1.08	1.08
※トリニダード・トバゴ			0.03	0.03				0.03	0.03
ニカラグア	3.95		9.15	13.10	0.01		0.01	13.11	13.11
ハイチ	20.67	2.43	2.32	22.98				22.98	22.98
パナマ	0.32		4.44	4.76	1.49	16.51	-15.02	-10.26	6.25
パラグアイ	0.03		9.17	9.19	2.98	28.57	-25.59	-16.40	12.18
※バルバドス	0.09		0.03	0.12				0.12	0.12
ブラジル	1.04		23.92	24.96	92.20	101.78	-9.58	15.38	117.15
ベネズエラ	0.22		1.71	1.93				1.93	1.93
ベリーズ	0.18		1.11	1.30				1.30	1.30
ペルー	21.49	0.65	12.57	34.07	50.52	109.17	-58.65	-24.59	84.58
ボリビア	4.63		10.57	15.20		0.27	-0.27	14.93	15.20
ホンジュラス	9.56	0.50	5.86	15.42				15.42	15.42
メキシコ	0.42		11.76	12.18		48.56	-48.56	-36.38	12.18
中南米の複数国向け	14.42	14.42	8.46	22.88				22.88	22.88
大洋州	78.23	0.35	44.93	123.16	4.90	19.14	-14.25	108.91	128.06
キリバス	7.79		0.90	8.68				8.68	8.68
クック	0.19		0.11	0.30				0.30	0.30
サモア	8.62		3.65	12.28	2.32		2.32	14.60	14.60
ソロモン	6.30		4.80	11.10				11.10	11.10
ツバル	6.04		0.66	6.70				6.70	6.70
[トケラウ]			0.01	0.01				0.01	0.01
トンガ	14.57		2.55	17.12				17.12	17.12
ナウル	1.23		0.19	1.41				1.41	1.41
ニウエ			0.07	0.07				0.07	0.07
※[ニューカレドニア]			0.01	0.01				0.01	0.01
バヌアツ	5.08		2.72	7.80	1.83		1.83	9.63	9.63
パプアニューギニア	12.54		13.14	25.68	0.75	17.15	-16.40	9.28	26.43
パラオ	4.62		2.42	7.04				7.04	7.04
フィジー	1.35		6.59	7.93		1.15	-1.15	6.78	7.93
※[フランス領ポリネシア]			0.01	0.01				0.01	0.01
マーシャル	4.66		1.30	5.96				5.96	5.96
ミクロネシア連邦	4.66		2.42	7.08		0.85	-0.85	6.23	7.08
大洋州の複数国向け	0.58	0.35	3.42	4.00				4.00	4.00
欧州	32.76	7.16	15.17	47.93	144.45	60.63	83.81	131.74	192.37
アルバニア			1.76	1.76	22.29	3.21	19.08	20.84	24.05
ウクライナ	11.18	7.16	2.76	13.94	94.48		94.48	108.42	108.42
※エストニア			0.02	0.02				0.02	0.02
※クロアチア			0.16	0.16				0.16	0.16
コソボ	0.61		1.12	1.73				1.73	1.73
セルビア	7.84		1.89	9.72	1.16	0.10	1.06	10.78	10.88
※ハンガリー			0.44	0.44				0.44	0.44
※ブルガリア			0.04	0.04		15.05	-15.05	-15.01	0.04

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
ベラルーシ	0.13		0.62	0.75				0.75	0.75
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4.63		2.92	7.55	0.54	1.27	-0.73	6.82	8.09
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.25		1.62	1.86		4.95	-4.95	-3.08	1.86
モルドバ	7.80		0.60	8.40	17.90		17.90	26.30	26.30
モンテネグロ	0.32		0.18	0.50				0.50	0.50
※ルーマニア			0.04	0.04	8.08	19.54	-11.46	-11.42	8.12
欧州の複数国向け			0.81	0.81				0.81	0.81
複数地域にまたがる援助等	184.97	150.85	1,168.10	1,353.07				1,353.07	1,353.07
二国間政府開発援助計	2,450.01	1,169.20	2,633.84	5,083.85	7,381.14	6,496.72	884.42	5,968.28	12,464.99

- *1 ※は卒業国・地域、[]は地域名を示す。
 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 *3 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 *4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助。
 *5 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
 *6 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
 *7 (ASEAN)は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
 *8 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
 「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
 「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
 *9 OECD-DAC加盟国に対する供与額等は個別に掲載していないが、合計額には含まれる。

図表 IV-13 ◆ 2014年の日本の政府開発援助実績

●卒業国向け援助を含む

2014年(暦年)		ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)		
援助形態		実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)
●卒業国向け援助を含む	無償資金協力	2,450.01	7,031.92	-65.2	2,593.28	6,862.52	-62.2
	債務救済	—	4,020.86	-100.0	—	3,924.00	-100.0
	国際機関を通じた贈与	1,169.20	1,636.33	-28.5	1,237.57	1,596.91	-22.5
	上記項目を除く無償資金協力	1,280.81	1,374.73	-6.8	1,355.71	1,341.61	1.1
	技術協力	2,633.84	2,808.94	-6.2	2,787.86	2,741.27	1.7
	贈与計	5,083.85	9,840.86	-48.3	5,381.13	9,603.80	-44.0
	政府貸付等	884.42	-1,317.25	167.1	936.14	-1,285.52	172.8
	(債務救済を除く政府貸付等)	884.42	518.67	70.5	936.14	506.18	84.9
	(貸付実行額)	7,381.14	9,748.31	-24.3	7,812.75	9,513.48	-17.9
	(回収額)	6,496.72	11,065.56	-41.3	6,876.61	10,799.00	-36.3
	(債務救済を除く回収額)	6,496.72	9,229.64	-29.6	6,876.61	9,007.30	-23.7
	二国間政府開発援助計(総額ベース)	12,464.99	19,589.18	-36.4	13,193.88	19,117.27	-31.0
	二国間政府開発援助計(純額ベース)	5,968.28	8,523.61	-30.0	6,317.27	8,318.28	-24.1
	国際機関向け拠出・出資等	3,254.66	2,970.16	9.6	3,444.98	2,898.61	18.8
政府開発援助(支出総額)	15,719.65	22,559.33	-30.3	16,638.86	22,015.88	-24.4	
政府開発援助計(支出純額)	9,222.94	11,493.77	-19.8	9,762.25	11,216.88	-13.0	
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	4,798.16	5,100.62	-5.9	507,872.90	497,774.40	2.0	
対GNI比(%)	0.19	0.23		0.19	0.23		

●卒業国向け援助を除く

2014年(暦年)		ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)		
援助形態		実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)
●卒業国向け援助を除く	無償資金協力	2,449.75	7,031.92	-65.2	2,593.00	6,862.52	-62.2
	債務救済	—	4,020.86	-100.0	—	3,924.00	-100.0
	国際機関を通じた贈与	1,169.03	1,636.33	-28.6	1,237.39	1,596.91	-22.5
	上記項目を除く無償資金協力	1,280.72	1,374.73	-6.8	1,355.61	1,341.61	1.0
	技術協力	2,630.07	2,803.60	-6.2	2,783.87	2,736.06	1.7
	贈与計	5,079.82	9,835.52	-48.4	5,376.87	9,598.58	-44.0
	政府貸付等	931.81	-1,224.09	176.1	986.30	-1,194.60	182.6
	(債務救済を除く政府貸付等)	931.81	611.83	52.3	986.30	597.09	65.2
	(貸付実行額)	7,373.06	9,721.31	-24.2	7,804.20	9,487.12	-17.7
	(回収額)	6,441.25	10,945.40	-41.2	6,817.90	10,681.73	-36.2
	(債務救済を除く回収額)	6,441.25	9,109.48	-29.3	6,817.90	8,890.03	-23.3
	二国間政府開発援助計(総額ベース)	12,452.88	19,556.83	-36.3	13,181.07	19,085.71	-30.9
	二国間政府開発援助計(純額ベース)	6,011.63	8,611.43	-30.2	6,363.16	8,403.98	-24.3
	国際機関向け拠出・出資等	3,254.66	2,970.16	9.6	3,444.98	2,898.61	18.8
政府開発援助(支出総額)	15,707.54	22,526.99	-30.3	16,626.04	21,984.31	-24.4	
政府開発援助計(支出純額)	9,266.29	11,581.59	-20.0	9,808.14	11,302.59	-13.2	
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	4,798.16	5,100.62	-5.9	507,872.90	497,774.40	2.0	
対GNI比(%)	0.19	0.23		0.19	0.23		

- *1 ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与(国別に分類できるもの)を含む。
- *2 債務救済には、円借款の債務免除、付保商業債権および米穀の売渡し債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
- *3 換算率:2014年=105.8475円/ドル、2013年=97.591円/ドル(OECD-DAC指定レート)。
- *4 卒業国とは、261ページの「図表IV-37 DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
- *5 DAC加盟国以外の卒業国で実績を有するのは次の19カ国・地域(香港、シンガポール、ブルネイ、アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、バルバドス、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、エストニア、クロアチア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア)。

図表 IV-14 ◆ 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国(2014年)

(単位:百万ドル)

順位	無償資金協力		技術協力	
	国または地域名	実績	国または地域名	実績
1	アフガニスタン	220.14	ベトナム	88.76
2	ミャンマー	119.68	ミャンマー	83.10
3	ラオス	65.47	インドネシア	79.20
4	カンボジア	63.72	フィリピン	56.35
5	エチオピア	56.28	アフガニスタン	49.54
6	パキスタン	55.15	バングラデシュ	43.37
7	コンゴ民主共和国	43.46	インド	41.35
8	ベトナム	39.67	カンボジア	40.08
9	スーダン	39.40	タイ	39.45
10	ネパール	34.72	ケニア	36.88
	10か国計	737.70	10か国計	558.07
11	イラク	33.88	タンザニア	32.46
12	スリランカ	33.25	エジプト	29.17
13	ソマリア	32.50	ラオス	29.13
14	インドネシア	32.22	エチオピア	26.50
15	[パレスチナ自治区]	31.77	モザンビーク	25.37
16	ウガンダ	31.38	ブラジル	23.92
17	南スーダン	30.85	セネガル	22.43
18	シリア	30.44	ガーナ	21.81
19	ニジェール	29.79	ネパール	20.95
20	リベリア	29.66	モンゴル	20.72
	20か国計	1,053.45	20か国計	810.52
21	ヨルダン	27.97	スリランカ	19.89
22	タンザニア	27.81	マラウイ	17.70
23	フィリピン	25.87	ウガンダ	17.36
24	モザンビーク	25.79	イラク	15.99
25	イエメン	25.70	中国	15.69
26	レバノン	25.52	ザンビア	14.47
27	ザンビア	24.91	マレーシア	14.33
28	マラウイ	24.76	パキスタン	13.79
29	ケニア	24.00	ヨルダン	13.28
30	マリ	23.50	バブアニューギニア	13.14
	30か国計	1,309.26	30か国計	966.15
	開発途上国計	2,450.01	開発途上国計	2,633.84

順位	政府貸付等			
	国または地域名	実績 (回収額含まない)	国または地域名	実績 (回収額含む)
1	ベトナム	1,755.54	ベトナム	1,394.65
2	インド	1,407.58	インド	662.31
3	インドネシア	458.52	イラク	315.58
4	フィリピン	391.07	バングラデシュ	246.96
5	タイ	366.32	パキスタン	175.36
6	バングラデシュ	344.93	タイ	107.70
7	イラク	326.13	ウクライナ	94.48
8	スリランカ	275.44	スリランカ	80.35
9	パキスタン	211.50	モンゴル	64.15
10	トルコ	168.71	アゼルバイジャン	58.12
	10か国計	5,705.75	10か国計	3,199.66
11	中国	123.12	タンザニア	53.72
12	ヨルダン	117.95	ジョージア	48.82
13	ウクライナ	94.48	ウガンダ	36.99
14	ブラジル	92.20	モザンビーク	34.11
15	チュニジア	83.40	ウズベキスタン	23.73
16	モンゴル	79.82	カンボジア	20.51
17	エジプト	79.27	アルバニア	19.08
18	マレーシア	75.20	モルドバ	17.90
19	アゼルバイジャン	70.20	ヨルダン	17.16
20	モロッコ	68.35	モロッコ	14.94
	20か国計	6,589.72	20か国計	3,486.61
21	タンザニア	53.72	トルコ	12.49
22	ジョージア	51.27	ミャンマー	11.14
23	ケニア	51.19	ザンビア	10.74
24	ウズベキスタン	50.58	チュニジア	10.64
25	ペルー	50.52	カメルーン	10.42
26	ウガンダ	36.99	カーボヴェルデ	10.39
27	モザンビーク	34.11	ラオス	8.73
28	カンボジア	23.16	サモア	2.32
29	アルバニア	22.29	ブータン	2.29
30	コスタリカ	21.73	バヌアツ	1.83
	30か国計	6,985.29	30か国計	3,567.58
	開発途上国計	7,381.14	開発途上国計	884.42

(単位:百万ドル)

順位	二国間援助計			
	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出純額
1	ベトナム	1,883.98	ベトナム	1,523.09
2	インド	1,450.08	インド	704.81
3	インドネシア	569.94	イラク	365.45
4	フィリピン	473.28	バングラデシュ	307.70
5	タイ	415.72	アフガニスタン	269.67
6	バングラデシュ	405.66	パキスタン	244.30
7	イラク	376.01	ミャンマー	213.92
8	スリランカ	328.58	タイ	157.10
9	パキスタン	280.45	スリランカ	133.49
10	アフガニスタン	269.67	カンボジア	124.31
	10か国計	6,453.37	10か国計	4,043.84
11	ミャンマー	213.92	タンザニア	113.98
12	トルコ	184.98	ウクライナ	108.42
13	ヨルダン	159.20	モンゴル	104.06
14	中国	142.13	ラオス	103.33
15	カンボジア	126.96	ウガンダ	85.73
16	モンゴル	119.74	モザンビーク	85.28
17	ブラジル	117.15	エチオピア	82.77
18	タンザニア	113.98	アゼルバイジャン	68.72
19	エジプト	112.62	ヨルダン	58.41
20	ケニア	112.07	ジョージア	57.39
	20か国計	7,856.11	20か国計	4,911.94
21	ウクライナ	108.42	ネパール	56.37
22	ラオス	106.91	コンゴ民主共和国	53.80
23	チュニジア	96.64	スーダン	52.51
24	マレーシア	92.47	ザンビア	50.12
25	ウガンダ	85.73	ケニア	45.90
26	モザンビーク	85.28	セネガル	45.06
27	ペルー	84.58	南スーダン	43.28
28	エチオピア	82.77	マラウイ	42.45
29	アゼルバイジャン	80.80	[パレスチナ自治区]	41.62
30	モロッコ	80.72	ガーナ	41.25
	30か国計	8,760.43	30か国計	5,384.29
	開発途上国計	12,464.99	開発途上国計	5,968.28

- *1 ※は卒業国・地域、[]は地域名を示す。
*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*3 開発途上国計には卒業国向け援助を含む。

図表 IV-15 ◆ 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

2009年	金額	2010年	金額	2011年	金額	2012年	金額	2013年	金額
アルメニア	98.70	アルゼンチン	40.33	アゼルバイジャン	105.75	アゼルバイジャン	155.36	アゼルバイジャン	42.85
ガンビア	11.39	アンティグア・バーブーダ	6.76	アンティグア・バーブーダ	9.64	アンティグア・バーブーダ	0.80	アンティグア・バーブーダ	0.35
カンボジア	127.49	インド	981.14	インド	801.96	インド	704.65	イラク	700.46
コスタリカ	58.29	ウルグアイ	11.36	エリトリア	9.45	カンボジア	182.44	インド	662.34
スリランカ	91.62	エリトリア	9.86	ガンビア	11.45	スーダン	94.60	カンボジア	141.49
セーシェル	9.06	ガンビア	17.22	カンボジア	134.21	スリランカ	182.21	スリランカ	105.00
セントビンセント	3.67	カンボジア	147.46	グレナダ	8.49	セントビンセント	0.68	セントビンセント	0.32
セントルシア	6.40	ギニアビサウ	16.11	スリランカ	171.80	セントルシア	1.42	セントルシア	1.15
ツバル	8.58	グレナダ	5.84	セントルシア	2.02	パラオ	7.68	パラオ	16.21
ドミニカ国	4.46	コスタリカ	63.74	中央アフリカ	38.27	ブータン	41.64	ブータン	18.58
トルコ	210.75	スリランカ	155.43	ツバル	14.21	ベトナム	1,646.71	ベトナム	1,306.89
パナマ	33.51	セントクリストファー・ネイビス	0.72	ドミニカ国	3.48	ミャンマー	92.78	ミャンマー	2,528.32
フィジー	23.23	セントビンセント	0.87	パナマ	63.18	ラオス	88.43	モンゴル	165.16
ブータン	23.92	セントルシア	2.55	ブータン	32.06	—	—	ラオス	75.96
ベトナム	1,191.36	ドミニカ国	2.75	ベトナム	1,031.01	—	—	—	—
マレーシア	91.78	トルコ	543.49	モンゴル	83.25	—	—	—	—
モルディブ	17.99	トンガ	23.77	—	—	—	—	—	—
モンゴル	74.68	パナマ	101.83	—	—	—	—	—	—
ラオス	92.36	バングラデシュ	1.20	—	—	—	—	—	—
—	—	ブータン	43.23	—	—	—	—	—	—
—	—	ベトナム	807.81	—	—	—	—	—	—
—	—	ベリーズ	7.46	—	—	—	—	—	—
—	—	マダニヤ旧ユーゴスラビア共和国	23.05	—	—	—	—	—	—
—	—	ミャンマー	46.83	—	—	—	—	—	—
—	—	モルディブ	37.30	—	—	—	—	—	—
—	—	モンゴル	53.89	—	—	—	—	—	—
—	—	ラオス	121.45	—	—	—	—	—	—
(19か国)		(27か国)		(16か国)		(13か国)		(14か国)	

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)

*1 地域は含まない。

*2 卒業国向け援助を除く。

参考: 日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり。(2013年実績)

アフガニスタン、ウズベキスタン、カンボジア、ギニア、ケニア、コモロ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジョージア、ツバル、トーゴ、ドミニカ国、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、マレーシア、ミクロネシア連邦、モリタニア(計19か国)。

図表 IV-16 ◆ 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域一覧(2014年実績まで)

- (1) 日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数・・・190 (うち国数170)。
 (2) 2014年(暦年)に、日本がODAを供与した国・地域は、計160か国・地域(うち国数155)。
 詳細は「図表IV-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照。

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域	卒業国・地域	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	韓国、シンガポール、ブルネイ、 <u>[香港]</u> 、 <u>[台湾]</u> 、 <u>[マカオ]</u>	17か国・地域 (うち国数14)
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、 バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、 カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、 トルクメニスタン		8か国
北中東・アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、 イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、 [パレスチナ自治区]、モロッコ、ヨルダン、リビア、 レバノン	アラブ首長国連邦、イスラエル、 オマーン、カタール、クウェート、 サウジアラビア、バーレーン	21か国・地域 (うち国数20)
サブサハラ・アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、 カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、 ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、 コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、 ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、 スワジランド、セーシェル、赤道ギニア*3、セネガル、 [セントヘレナ]*3、ソマリア、タンザニア、チャド、 中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、 ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、 ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、 南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、 リベリア、ルワンダ、レソト	[レユニオン]	51か国・地域 (うち国数49)
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、 エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、 グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、 ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、 チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、 パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、 ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、 [モンセラット]*3	[アルバ]、[オランダ領アンティル]、 [グアドループ]、[ケイマン諸島]、 セントクリストファー・ネーヴィス、 トリニダード・トバゴ、バハマ、 [バミューダ]、[バルバドス]、 [フランス領ギアナ]、 [マルティニーク]	41か国・地域 (うち国数33)
大洋州	キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、 [トケラウ]、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、 パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、 ミクロネシア連邦、[ワリス・フテュナ]*3	[北マリアナ諸島]、 [ニューカレドニア]、 [フランス領ポリネシア]、 [米領太平洋諸島]*4	20か国・地域 (うち国数14)
欧州	アルバニア、ウクライナ、コソボ、セルビア、ベラルーシ、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、 モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、 クロアチア、スペイン、スロバキア、 スロベニア、チェコ、ハンガリー、 ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、 マルタ、ラトビア、リトアニア、 ルーマニア	25か国

*1 []は地域名を示す。

*2 卒業国・地域のうち、2014年に日本がODAを供与したところについては、下線を引いた。

*3 赤道ギニア、[セントヘレナ]、[モンセラット]および[ワリス・フテュナ]については、卒業国・地域ではないが、2014年に日本によるODAを供与していない。

*4 [米領太平洋諸島]には現在独立しているマーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、自治領の[北マリアナ諸島]が含まれる。

参考: 日本がODA供与実績を有していない地域・・・7

(アジア)[北朝鮮]、(アフリカ)[マイヨット]、(中南米)[アンギラ]、[英領ヴァージン諸島]、[タークス・カイコス諸島]、[フォークランド諸島]、(北米)[サンピエール島およびミクロン島]

第4節 分野別実績

図表 IV-17 ◆ 二国間政府開発援助分野別配分

2014年(暦年)		(約束額ベース、単位:百万ドル)					
分野	形態	無償 資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
							構成比 (%)
I.	社会インフラおよびサービス	1,195.07	704.36	1,899.43	877.62	2,777.06	17.10
1.	教育	199.19	301.48	500.67	289.57	790.23	4.87
2.	保健	320.54	75.09	395.63	78.27	473.90	2.92
3.	人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス ^(注)	23.58	29.34	52.92	—	52.92	0.33
4.	水と衛生(上下水道等)	198.78	123.54	322.31	442.94	765.25	4.71
5.	政府と市民社会 ^(注)	173.64	78.55	252.19	66.84	319.03	1.96
6.	その他社会インフラおよびサービス ^(注)	279.35	96.37	375.72	—	375.72	2.31
II.	経済インフラおよびサービス	429.21	250.09	679.30	7,260.48	7,939.78	48.89
1.	輸送および貯蔵 ^(注)	318.71	135.49	454.19	4,339.95	4,794.14	29.52
2.	通信	16.15	19.82	35.97	129.59	165.56	1.02
3.	エネルギー	92.01	62.22	154.23	2,790.94	2,945.17	18.14
4.	銀行および金融サービス	2.25	23.28	25.53	—	25.53	0.16
5.	ビジネス支援	0.09	9.28	9.37	—	9.37	0.06
III.	生産セクター	160.99	381.03	542.02	1,069.82	1,611.85	9.93
1.	農林水産業	107.16	217.39	324.55	394.87	719.42	4.43
1)	農業	56.17	160.18	216.35	287.26	503.61	3.10
2)	林業	1.91	33.32	35.23	107.61	142.84	0.88
3)	漁業	49.07	23.89	72.97	—	72.97	0.45
2.	工業・鉱業・建設業	11.83	65.80	77.63	674.95	752.58	4.63
1)	工業	11.80	54.75	66.55	626.67	693.22	4.27
2)	鉱物資源および鉱業	—	10.42	10.42	48.29	58.71	0.36
3)	建設業	0.03	0.63	0.65	—	0.65	0.00
3.	貿易および観光	42.00	97.84	139.85	—	139.85	0.86
1)	貿易	41.99	85.41	127.41	—	127.41	0.78
2)	観光	0.01	12.43	12.44	—	12.44	0.08
IV.	マルチセクター援助	116.21	605.43	721.64	745.10	1,466.74	9.03
1.	環境保護(生物多様性、洪水防止等)	23.78	53.97	77.75	216.14	293.89	1.81
2.	その他マルチセクター(都市・地方開発等)	92.43	551.46	643.89	528.96	1,172.85	7.22
V.	商品援助/一般プログラム援助	291.32	—	291.32	368.45	659.78	4.06
1.	一般財政支援	—	—	—	368.45	368.45	2.27
2.	食糧援助	81.31	—	81.31	—	81.31	0.50
3.	輸入支援	210.02	—	210.02	—	210.02	1.29
VI.	債務救済 ^{*3}	—	—	—	—	—	—
VII.	人道支援(緊急食糧援助、復興、防災等)	498.57	54.35	552.92	566.85	1,119.77	6.90
VIII.	行政経費等	21.61	643.44	665.05	—	665.05	4.10
総 合 計		2,712.99	2,638.70	5,351.69	10,888.33	16,240.02	100.00

人間の基礎生活分野(BHN) ^{*4}	1,882.11	976.10	2,858.21	1,839.34	4,697.55	28.93
------------------------------	----------	--------	----------	----------	----------	-------

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 卒業国向け援助を含む。

*3 「VI.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。

*4 人間の基礎生活分野(BHN)は上記の項目のうちI.社会インフラ、III.1農林水産業、V.2食糧援助、VII.人道支援を加えたもの(BHN:Basic Human Needs 人間の基礎生活分野(衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの))。

(注)

I.3 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)は母子保健、HIV/エイズ対策を含む。

I.5 政府と市民社会は人権、ジェンダー、法制度整備支援、平和構築を含む。

I.6 その他の社会インフラおよびサービスは社会福祉、博物館等の文化施設を含む。

II.1 輸送および貯蔵は輸送(道路、鉄道、水上、航空インフラ)、貯蔵(倉庫)を含む。

第5節

緊急援助実績

図表 IV-18 ◆ 緊急無償資金協力案件 (2014年度)

(単位:ドル)

国・地域名	決定日	案件名	資金協力額
ギニア	2014年4月4日	ギニア共和国におけるエボラ出血熱対策のための緊急無償資金協力	約520,000
ウクライナ	2014年4月25日	ウクライナ共和国における民主化支援のための緊急無償資金協力	約1,060,000
南スーダンおよび 周辺国	2014年5月20日	南スーダン共和国の国内避難民等及び周辺国に流出した難民に対する緊急無償資金協力	12,000,000
ウクライナ	2014年6月6日	ウクライナにおける国内避難民等に対する緊急無償資金協力	約270,000
ナイジェリア	2014年6月13日	ナイジェリア連邦共和国における女子生徒集団拉致事案に対応するための緊急無償資金協力	855,000
イラク	2014年6月27日	イラク共和国北部における武力衝突により発生した国内避難民に対する緊急無償資金協力	6,000,000
パレスチナ自治区	2014年8月1日	ガザ情勢悪化により被害を受けたパレスチナ人に対する緊急無償資金協力	5,500,000
西アフリカ地域	2014年8月15日	西アフリカ諸国で発生したエボラ出血熱対策のための緊急無償資金協力	1,500,000
ウクライナ	2014年9月5日	ウクライナ東部における人道状況改善のための緊急無償資金協力	300,000
イエメン	2014年9月19日	イエメン共和国における新憲法国民投票啓発活動に対する緊急無償資金協力	約1,000,000
イラクおよびレバノン	2014年9月19日	ISILにより被害を受けたイラク国内避難民等及びレバノンに流入したシリア難民等に対する緊急無償資金協力	22,700,000
西アフリカ地域	2014年10月3日	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対応するための緊急無償資金協力	22,000,000
インドおよびパキスタン	2014年11月7日	インド北部及びパキスタン北東部における洪水被害に対する緊急無償資金協力	200,000
西アフリカ地域	2014年11月7日	西アフリカ三か国にて流行するエボラ出血熱対策のための緊急無償資金協力	18,000,000
西アフリカ地域	2014年12月9日	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の感染拡大防止のための緊急無償資金協力	8,500,000
ザンビア	2014年12月16日	ザンビア共和国における大統領補欠選挙に対する緊急無償資金協力	642,000
シリアおよび周辺国	2015年2月24日	寒波により影響を受けたシリア難民及び国内避難民等に対する緊急無償資金協力	6,000,000

図表 IV-19 ◆ 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与案件(2014年度)

国・地域名	決定日	案件名	援助内容
ソロモン	2014年4月8日	ソロモン諸島における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
アフガニスタン	2014年5月4日	アフガニスタンにおける地滑り被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
セルビア	2014年5月17日	セルビア共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2014年5月17日	ボスニア・ヘルツェゴビナにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
クロアチア	2014年6月9日	クロアチア共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
パラグアイ	2014年6月16日	パラグアイ共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
シエラレオネ	2014年8月22日	シエラレオネにおけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助	緊急援助物資供与
リベリア	2014年8月25日	リベリアにおけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助	緊急援助物資供与
シエラレオネ	2014年9月9日	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助	緊急援助物資供与
リベリア	2014年9月9日	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ギニア	2014年9月24日	ギニアにおけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助物資供与	緊急援助物資供与
ギニア	2014年11月21日	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱対策のための個人防護具の供与及び国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資供与
マリ	2014年11月27日	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱対策のための個人防護具の供与及び国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資供与
ガーナ	2014年11月28日	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱対策のための個人防護具の供与及び国際緊急援助隊の派遣	国際緊急援助隊派遣
フィリピン	2014年12月10日	フィリピンにおける台風22号の被害に対する緊急援助物資の供与	緊急援助物資供与
モルディブ	2014年12月11日	モルディブにおける水生産施設の火災による水供給不安定化に関する専門家の派遣	国際緊急援助隊派遣
カーボヴェルデ	2014年12月19日	カーボヴェルデにおける火山噴火被害に対する緊急援助物資供与	緊急援助物資供与
インドネシア	2014年12月31日	エア・アジア航空機の墜落を受けた国際緊急援助隊・先遣チームの派遣	国際緊急援助隊派遣
マレーシア	2015年1月1日	マレーシアにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
マレーシア	2015年1月16日	マレーシアにおける洪水被害に対する追加の緊急援助	緊急援助物資供与
マラウイ	2015年1月20日	マラウイ共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
モザンビーク	2015年1月23日	モザンビークにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
マダガスカル	2015年2月10日	マダガスカル共和国におけるサイクロン被害に対する緊急援助物資の供与	緊急援助物資供与
アルバニア	2015年2月17日	アルバニア共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
バヌアツ	2015年3月15日	バヌアツにおけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
バヌアツ	2015年3月17日	バヌアツにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊・医療チームの派遣	国際緊急援助隊派遣
チリ	2015年3月30日	チリ共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与

図表 IV-20 ◆ 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与実績(2014年度)

被災国・地域名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	物資品目	援助額
ソロモン	洪水	2014年4月8日			毛布、浄水器、ポリタンク	約1,300万円相当
アフガニスタン	地滑り	2014年5月4日			テント、毛布、スリーピングパッド	約1,100万円相当
セルビア	洪水	2014年5月17日			テント、スリーピングパッド等	約1,200万円相当
ボスニア・ヘルツェゴビナ	洪水	2014年5月17日			テント、スリーピングパッド等	約1,200万円相当
クロアチア	洪水	2014年6月9日			テント、スリーピングパッド等	約1,100万円相当
パラグアイ	洪水	2014年6月16日			テント	約1,900万円相当
シエラレオネ	エボラ出血熱	2014年8月22日			テント、毛布等	約2,900万円相当
リベリア	エボラ出血熱	2014年8月25日			テント、毛布等	約3,000万円相当
シエラレオネ	エボラ出血熱	2014年9月9日			東京都提供個人防護具	
リベリア	エボラ出血熱	2014年9月9日			東京都提供個人防護具	
ギニア	エボラ出血熱	2014年9月24日			簡易水槽、浄水器、発電機等	約3,000万円相当
ギニア	エボラ出血熱	2014年11月21日			東京都提供個人防護具	
マリ	エボラ出血熱	2014年11月27日			東京都提供個人防護具	
ガーナ	エボラ出血熱	2014年11月28日	12/5～12/10 (6日間)	現地調整チーム (7名)、自衛隊 部隊		
フィリピン	台風	2014年12月10日			毛布、スリーピングパッド、プラスチックシート等	約2,200万円相当
モルディブ	火災	2014年12月11日		専門家1名		
カーボヴェルデ	火山噴火	2014年12月19日			発電機等	約350万円相当
インドネシア	航空機墜落	2014年12月31日		先遣チーム (5名)、自衛隊 部隊		
マレーシア	洪水	2015年1月1日			浄水器、発電機等	約1,900万円相当
マレーシア	洪水	2015年1月16日			テント等	約1,000万円相当
マラウイ	洪水	2015年1月20日			テント、毛布等	約1,900万円相当
モザンビーク	洪水	2015年1月23日			テント、プラスチックシート等	約1,500万円相当
マダガスカル	サイクロン	2015年2月10日			テント、浄水器等	約1,700万円相当
アルバニア	洪水	2015年2月17日			毛布、スリーピングパッド等	約610万円相当
バヌアツ	サイクロン	2015年3月15日			スリーピングパッド、プラスチックシート等	約2,000万円相当
バヌアツ	サイクロン	2015年3月17日	3/17～3/30 (14日間)	医療チーム (14名)		
チリ	洪水	2015年3月30日			プラスチックシート、毛布等	約1,600万円相当
実績計				4チーム	23件	約3億1,460万円相当

二国間援助案件リスト

第1節 二国間贈与

図表 IV-21 ◆ 無償資金協力案件一覧

● 2014年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
カンボジア	スバイリエン州病院改善計画	2015年 3月30日	10.77
	プノンペン交通管制システム整備計画		17.27
	ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画(追加分) (2013年3月21日交換公文締結済み案件の限度額の変更)		(追加分) 2.81
	国道一号線都心区間改修計画	2014年11月17日	2.51
	プノンペン前期中等教育施設拡張計画	2014年 6月30日	8.51
	人材育成奨学計画	2014年 5月28日	2.95
東ティモール	コモロ川上流新橋建設計画(詳細設計)	2014年 4月 4日	0.86
フィリピン	ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画	2015年 3月26日	11.17
	イフガオ州小水力発電計画(追加分) (2013年3月25日交換公文締結済み案件の限度額の変更)		(追加分) 0.29
	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力		2.50
	我が国の防災機材を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	5.00	
	人材育成奨学計画	2014年 6月30日	2.39
	我が国の医療機材を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2.00	
ベトナム	人材育成奨学計画	2014年 8月 1日	3.53
	ノン・プロジェクト無償資金協力		5.00
	ベトナムテレビ番組ソフト整備計画	2014年 4月11日	0.49
ミャンマー	港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画	2015年 3月19日	17.20
	マンダレー市上水道整備計画		25.55
	ヤンゴン市無収水削減計画		21.06
	少数民族地域における緊急食糧支援計画(国連世界食糧計画(WFP)連携)		10.00
	少数民族地域及びヤンゴンにおける貧困層コミュニティ緊急支援計画(国連連携/国連人間居住計画(UN-Habitat)実施)		6.31
	少数民族地域における子供に対する緊急支援計画(国連児童基金(UNICEF)連携)		4.52
	少数民族地域における避難民援助計画(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)連携)		2.79
	マラリア対策機材整備計画	2014年10月21日	1.46
	工科系大学拡充計画	2014年 7月23日	25.82
	新タケタ橋建設計画	2014年 6月 5日	42.16
	教員養成校改善計画		25.13
	地方村落電化計画		9.94
	通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画	2014年 4月24日	39.90
	シャン州ラーショー総合病院整備計画		15.10
人材育成奨学計画	4.68		
モンゴル	国立博物館収蔵品保存機材整備計画	2015年 3月11日	0.42
	日本モンゴル教育病院建設計画(詳細設計)	2014年12月16日	1.41
	我が国の中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力		2.00
	人材育成奨学計画	2014年 6月 4日	2.42
ラオス	ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 6月 5日	8.00
	国道16B号線セコン橋建設計画	2014年 5月 9日	21.97
	人材育成奨学計画		2.57

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
南アジア地域			
スリランカ	マナー県におけるコミュニティ主体の学習環境改善を通じた持続可能な再定住計画 (UN連携/ UN-Habitat実施)	2015年 3月11日	5.07
	我が国の中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年11月26日	2.00
	人材育成奨学計画	2014年 6月 2日	2.15
ネパール	貧困削減戦略支援無償資金協力	2014年 9月23日	3.00
	西部地域小水力発電所改善計画	2014年 4月22日	15.71
パキスタン	第二次洪水警報及び管理能力強化計画 (UNESCO連携)	2015年 3月10日	4.89
	カラチ港及びピンカシム港治安強化計画	2015年 1月28日	18.77
	ラホール給水設備エネルギー効率化計画 (詳細設計)		0.57
	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画 (UNICEF連携)	2014年11月17日	5.62
	グジュランワラ下水・排水能力改善計画	2014年11月13日	10.31
	中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画		26.15
バングラデシュ	ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画 (詳細設計)	2015年 3月18日	0.24
	人材育成奨学計画	2014年 5月15日	2.06
ブータン	国道一号線橋梁架け替え計画	2015年 3月30日	19.56
	第二次救急車整備計画	2015年 3月18日	1.72
	貧困農民支援	2014年 4月16日	1.10
モルディブ	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年12月15日	1.00
中央アジア・コーカサス地域			
アルメニア	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 6月 9日	2.00
ウズベキスタン	人材育成奨学計画	2014年 8月22日	2.11
キルギス	紛争地域における母子保健強化を通じた平和促進計画 (UNICEF連携)	2014年 7月31日	2.54
	オシュ州、ジャラルバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画	2014年 7月16日	24.91
	人材育成奨学計画		1.97
ジョージア	我が国の次世代自動車を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 3月10日	5.00
	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年12月15日	1.00
	我が国の医療機材を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 6月18日	5.00
タジキスタン	タジキスタンのアフガニスタンとの国境の効果的な管理を通じた国境を越える協力促進計画 (UNDP連携)	2015年 3月 3日	4.68
	ドゥシャンベ国際空港整備計画	2014年 9月29日	19.14
	ハトロン州ピアンジ県給水改善計画	2014年 6月26日	15.86
	人材育成奨学計画		1.08
中東・北アフリカ地域			
アフガニスタン	災害リスク管理能力強化計画 (IOM連携)	2015年 3月10日	12.00
	小児感染症予防計画 (UNICEF連携)	2015年 1月20日	14.48
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年12月24日	24.00
	結核対策薬品機材整備計画 (WHO連携)	2014年11月29日	12.35
	口蹄疫等対策支援計画 (FAO連携)	2014年11月19日	19.98
イエメン	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年11月 7日	5.80
チュニジア	治安対策機能強化機材整備計画	2015年 1月15日	6.87
パレスチナ	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年11月20日	3.40
	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) を通じたパレスチナ難民に対する食糧援助	2014年11月13日	6.30
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年10月23日	10.00
ヨルダン	ペトラ博物館建設計画 (追加分) (2014年3月1日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2015年 3月11日	(追加分) 0.98
	我が国の医療機材を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 3月11日	10.00
	地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力		10.00
	バルカ県送配水網改修・拡張計画 我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年11月20日	22.38 2.00
サブサハラ・アフリカ地域			
モーリタニアおよびマリ	モーリタニアとマリとの間の総合的国境管理能力強化・国境周辺地域社会保護計画 (IOM連携)	2015年 3月 5日	3.62

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ケニア、ナイジェリアおよびルワンダの3か国4サイト対象	村落環境整備計画 (UN連携)	2014年12月12日	5.47
ケニア、ナイジェリアおよびルワンダの3か国対象	村落環境整備計画 (UN連携)	2014年 4月 4日	5.25
ウガンダ	クイーンズウェイ変電所改修計画	2014年11月25日	25.19
エチオピア	南部諸民族州リフトバレー地域給水計画	2015年 3月19日	13.24
	貧困農民支援	2014年 4月15日	5.20
エリトリア	食糧援助	2015年 1月23日	2.50
ガーナ	貧困削減戦略支援無償資金協力 (保健セクター財政支援)	2015年 3月27日	2.00
	人材育成奨学計画	2014年 7月22日	1.24
	セコンディ水産業振興計画	2014年 4月29日	18.25
	貧困農民支援		3.30
	貧困削減戦略支援無償資金協力 (保健セクター財政支援)		2.00
カーボヴェルデ	食糧援助	2015年 2月26日	2.30
カメルーン	ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 5月 5日	6.00
ギニア	ノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 3月11日	7.50
	コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画	2014年12月 1日	13.19
	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年 8月 8日	4.20
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 7月24日	6.00
ギニアビサウ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 3月19日	2.00
	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年 7月23日	1.60
ケニア	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 2月25日	2.50
	ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画		16.20
コートジボワール	食糧援助	2014年12月24日	5.40
コモロ	食糧援助	2015年 2月12日	2.20
コンゴ共和国	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年 7月23日	2.70
コンゴ民主共和国	マタディ橋保全計画	2014年12月23日	5.87
	食糧援助		6.20
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2015年 2月12日	1.70
ザンビア	第三次ルアプラ州地下水開発計画	2014年 9月19日	8.58
シエラレオネ	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2015年 1月16日	3.10
ジブチ	ジブチ・ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画	2015年 3月23日	0.45
スーダン	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2015年 1月16日	3.90
セネガル	食糧援助	2015年 2月13日	4.90
	国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画	2014年 8月19日	6.44
	貧困農民支援	2014年 4月29日	4.10
タンザニア	第三次タザラ交差点改善計画	2015年 3月13日	17.22
	第二次タザラ交差点改善計画	2014年 7月24日	3.46
	ダルエスサラーム送配電網強化計画		44.10
チャド	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年 7月23日	4.00
中央アフリカ	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年 7月23日	2.40
トーゴ	カラ橋及びクモング橋建設計画 (詳細設計)	2015年 3月11日	0.62
	食糧援助	2015年 1月30日	2.80
ナイジェリア	テロの効果的な訴追強化計画 (UN連携/ UNODC実施)	2015年 2月 3日	0.55
	人身取引防止支援計画 (UN連携/ UNODC実施)		0.55
	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 9月30日	4.00
	オヨ州小学校建設計画		12.77
ニジェール	食糧援助	2014年12月17日	4.60
	コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画 (UNDP)	2014年12月16日	2.02
ブルキナファソ	食糧援助	2015年 3月 6日	4.40
	カヤ初等教員養成校建設計画	2014年 8月21日	16.71
ブルンジ	ブジュンブラ港改修計画	2014年 5月23日	28.00
ベナン	アトランティック県アラダ病院建設・整備計画	2015年 3月31日	19.00
	食糧援助	2014年12月 2日	3.90

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
マダガスカル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年11月19日	3.00
	バッタ対策計画 (FAO連携)	2014年 4月23日	2.06
マラウイ	テザニ水力発電所増設計画	2015年 3月18日	57.72
	第三次プランタイヤ市道路網整備計画 (追加分) (2013年12月13日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2014年 8月20日	(追加分) 0.82
マリ	バマコ国立警察学校運営能力強化支援計画	2015年 3月 3日	4.92
南スーダン	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年 7月23日	1.60
モザンビーク	食糧援助	2014年12月 5日	6.20
	マプト市医療従事者養成学校建設計画	2014年 6月 6日	18.46
モーリタニア	食糧援助	2014年11月27日	4.50
リベリア	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2015年 1月16日	3.40
ルワンダ	第三次地方給水計画	2015年 3月 5日	10.13
	ンゴマ郡灌漑開発計画	2014年 8月 8日	15.49
レソト	国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食糧援助	2014年 7月23日	1.90
中南米地域			
カリブ8カ国対象 (ガイアナ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ国、ベリーズ)	気候変動に対応するための日・カリブ・パートナーシップ計画(UNDP連携)	2014年 7月28日	15.26
エクアドル	チンボラソ県医療施設・機材整備計画	2014年 6月27日	10.19
	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力		3.00
エルサルバドル	国営教育・文化テレビ局番組ソフト整備計画	2015年 3月23日	0.44
キューバ	ハバナ市歴史事務所文化会館視聴覚機材整備計画	2015年 2月13日	0.75
グレナダ	我が国の中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年11月21日	1.00
	水産関連機材整備計画	2014年 9月25日	4.84
ジャマイカ	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 2月26日	1.00
セントビンセント	水産関連機材整備計画	2014年 9月 2日	4.86
	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力		1.00
セントルシア	水産関連機材整備計画	2014年 9月 4日	5.60
	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 6月17日	1.00
ドミニカ共和国	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年11月14日	1.00
ドミニカ国	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 6月12日	1.00
ニカラグア	パソ・レアル橋建設計画	2014年 9月22日	15.21
ハイチ	災害対応能力支援計画 (UNDP連携)	2015年 3月10日	4.74
	選挙プロセス支援計画 (UNDP連携)		5.43
	クワフ・デ・ミッション橋梁及び新線橋梁架け替え計画 (詳細設計)	2015年 2月13日	0.87
	食糧援助	2014年12月 5日	4.10
	貧困農民支援	2014年 5月 7日	3.00
パラグアイ	コロネル・オビエド市給水システム改善計画	2014年 6月25日	18.27
	パラグアイテレビ番組ソフト整備計画	2014年 6月25日	0.57
ベリーズ	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年12月23日	1.00
ペルー	地上デジタル放送人材育成機材整備計画	2014年11月17日	1.06
ホンジュラス	レンピラ県及びエルパライス県母子保健診療サービス質の向上計画	2014年 4月21日	6.24
大洋州地域			
ソロモン	ククム幹線道路改善計画 (詳細設計)	2014年12月18日	0.89
	ホニアラ港施設改善計画	2014年 5月20日	26.81
トンガ	我が国の防災機材を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 3月16日	3.00
	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 6月 6日	2.00
ナウル	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年 1月21日	1.00
パプアニューギニア	ニューブリテン国道橋梁架け替え計画	2015年 1月23日	31.60
ミクロネシア	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年11月 4日	1.00

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
欧州地域			
ウクライナ	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年3月30日	5.00
	我が国の医療機材を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年3月30日	5.00
	ドネツク州及びルハンスク州における社会サービスの早期復旧及び平和構築計画	2014年11月13日	6.00
	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年7月10日	3.50
セルビア	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年12月22日	1.00
ボスニア・ヘルツェゴビナ	我が国の次世代自動車を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年3月11日	5.00
	我が国の中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2015年2月26日	2.00
モルドバ	被災地製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年4月22日	3.00

* 2014年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力を除く。

第2節

二国間借款

図表 IV-22 ◆ 有償資金協力案件一覧

● 2014年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
カンボジア	プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画 (フェーズ2) (第一期)	2015年3月30日	38.16
	国道5号線改修計画 (スレアマム-バツタン間及びシソポン-ポイペト間) (第一期)		192.08
	プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画	2014年6月30日	64.80
	国道5号線改修計画 (プレックダム-スレアマム間) (第一期)		16.99
	プノンペン南西部灌漑・排水施設改修・改良計画		56.06
フィリピン	メトロマニラ立体交差建設計画 (VI)	2015年3月26日	79.29
	洪水リスク管理計画 (カガヤン・デ・オロ川)		115.76
ベトナム	タイビン火力発電所及び送電線建設計画 (第三期)	2015年3月31日	98.73
	南北高速道路建設計画 (ベンルック-ロンタイン間) (第二期)		313.28
	第二次送変電・配電ネットワーク整備計画		297.86
	ハロン市水環境改善計画 (調査・設計等のための役務)		10.61
	ドンナイ省水インフラ整備計画		149.10
	カントー大学強化計画		104.56
ミャンマー	気候変動対策支援プログラム (第五期)	2015年3月26日	150.00
	全国基幹送変電設備整備計画 (フェーズ1)		246.78
	通信網改善計画		105.00
	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画 (フェーズ1) (第一期)		200.00
	ヤンゴン都市圏上水整備計画		236.83
	ティラワ地区インフラ開発計画 (フェーズ2)		46.13
	バゴー地域西部灌漑開発計画	148.70	
南アジア地域			
インド	レンガリ灌漑計画 (フェーズ2)	2015年3月27日	339.59
	プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画		190.64
	官民連携インフラ・ファイナンス促進計画	2015年1月16日	500.00
	グワハティ下水道整備計画	2014年11月21日	156.20
スリランカ	地上テレビ放送デジタル化計画	2014年9月7日	137.17
バングラデシュ	小規模農家農業生産性向上・多様化振興融資計画	2014年5月26日	99.30
	マタハリ超々臨界圧石炭火力発電計画 (I)		414.98
	包括的中核都市行政強化計画		306.90
	ハオール地域洪水対策・生計向上計画		152.70
	天然ガス効率化計画		235.98
パキスタン	電力セクター改革プログラム	2014年6月4日	50.00
中央アジアおよびコーカサス地域			
ウズベキスタン	アムブハラ灌漑施設改修計画	2015年1月27日	118.72
	トゥラクルガン火力発電所建設計画 (「電力セクター・プロジェクト・ローン」全3案件 (サブ・プロジェクト))	2014年11月10日	718.39
	タシケント熱電併給所建設計画 (「電力セクター・プロジェクト・ローン」全3案件 (サブ・プロジェクト))		120.00
	電力セクター能力強化計画 (「電力セクター・プロジェクト・ローン」全3案件 (サブ・プロジェクト))		30.00
中東・北アフリカ地域			
イラク	ハルサ火力発電所改修計画	2015年2月9日	202.24
エジプト	新ダイルート堰群建設計画	2015年3月14日	58.54
チュニジア	メジェルダ川洪水対策計画	2014年6月30日	103.98
	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画		380.75

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
サブサハラ・アフリカ地域			
カメルーン	バチエンガーレナ間道路整備計画	2015年3月26日	62.64
ケニア	モンバサ港開発計画(フェーズ2)	2015年1月16日	321.16
タンザニア	第十一次貧困削減支援貸付	2014年6月16日	15.00
ナイジェリア	ポリオ撲滅事業	2014年5月26日	82.85
中南米地域			
エルサルバドル	サンミゲル市バイパス建設計画	2014年7月15日	125.95
ペルー	モケグア水力発電所整備計画	2014年11月7日	69.44
	ペルー沿岸部洪水対策計画		24.80
ボリビア	ラグナ・コロラダ地熱発電所建設計画(第一段階第一期)	2014年5月5日	24.95
ホンジュラス	カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強計画	2015年3月24日	160.00
欧州地域			
ウクライナ	経済改革開発政策借款	2014年7月17日	100.00
その他(国際機関など)			
アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での 民間セクター支援融資(V)	2014年9月12日	306.90
国際開発協会 (IDA)	国際開発協会第17次増資のための借款	2014年6月27日	1,903.86

図表 IV-23 ◆ 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

区分	暦年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
1. 国際機関贈与		1,352.9	807.1	1,234.2	916.1	1,126.9	853.6	1,075.0	1,682.8	894.9	1,080.2
(1) 国連諸機関		1,087.4	587.7	584.9	602.6	662.3	553.9	593.5	678.6	593.3	596.2
(2) その他機関		265.5	219.4	649.3	313.5	464.6	299.7	481.5	1,004.2	301.6	484.1
2. 国際機関出資等		1,387.5	3,066.9	684.8	1,861.4	2,163.4	2,866.7	2,813.4	2,519.5	2,075.2	2,174.4
(1) 世界銀行グループ		896.9	2,575.6	172.7	1,253.4	1,404.4	1,931.0	1,744.0	1,550.2	1,231.1	1,203.8
(2) その他		490.5	491.3	512.2	608.0	759.0	935.8	1,069.4	969.3	844.2	970.7
合計		2,740.4	3,874.0	1,919.0	2,777.5	3,290.4	3,720.3	3,888.4	4,202.3	2,970.2	3,254.7
政府開発援助全体に占める割合(%)		20.9	34.8	24.9	28.9	34.8	33.6	35.1	39.6	25.6	35.1

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては、卒業国向け援助を除く。

図表 IV-24 ◆ 主要国際機関に対する拠出・出資実績(上位5か国)

	国際機関名	2013年				2014年			
		順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
1	国連食糧農業機関(FAO)	1	米国	111,621	22.0	1	米国	111,622	22.0
		2	日本	63,878	12.6	2	日本	54,969	10.8
		3	ドイツ	40,874	8.1	3	ドイツ	36,237	7.1
		4	英国	33,669	6.6	4	フランス	28,383	5.6
		5	フランス	31,213	6.2	5	英国	26,282	5.2
2	国連世界食糧計画(WFP)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	1,475,586	34.4	1	米国	2,245,304	43.2
		2	英国	452,354	10.6	2	英国	409,181	7.9
		3	カナダ	366,661	8.6	3	EC	371,807	7.2
		4	EC	336,569	7.9	4	カナダ	350,066	6.7
		5	日本	238,434	5.6	5	ドイツ	301,194	5.8
				7	日本	156,553	3.0		
3	国連教育科学文化機関(UNESCO)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
		1	米国	(未払い)71,830	22.0	1	米国	(未払い)71,830	22.0
		2	日本	35,373	10.8	2	日本	35,373	10.8
		3	ドイツ	23,319	7.1	3	ドイツ	23,319	7.1
		4	フランス	18,261	5.6	4	フランス	18,261	5.6
5	英国	16,909	5.2	5	英国	16,909	5.2		
4	国連工業開発機関(UNIDO)	順位	国名	分担額(千ユーロ)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ユーロ)	分担率(%)
		1	日本	14,610	19.1	1	日本	5,477	17.7
		2	ドイツ	9,349	12.2	2	ドイツ	7,548	11.7
		3	フランス	7,140	9.3	3	フランス*2	7,139	—
		4	イタリア	5,829	7.6	4	イタリア	4,702	7.3
5	中国	3,719	4.9	5	中国	5,441	8.4		
5	国連児童基金(UNICEF)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	英国	555,387	18.5	1	米国	672,239	21.1
		2	EC	431,365	14.4	2	英国	489,758	15.4
		3	米国	325,355	10.9	3	EC	355,318	11.2
		4	日本	263,019	8.8	4	ノルウェー	198,214	6.2
		5	ノルウェー	241,306	8.1	5	ドイツ	193,739	6.1
				8	日本	174,010	5.5		
6	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	1,040,847	38.3	1	米国	1,280,827	38.3
		2	日本	252,939	9.3	2	EU	271,511	8.1
		3	EC	186,238	6.9	3	英国	203,507	6.0
		4	英国	155,358	5.7	4	日本	181,312	5.4
5	スウェーデン	112,592	4.1	5	ドイツ	139,383	4.1		

国際機関名		2013年				2014年			
7	国連人口基金 (UNFPA)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	ノルウェー	70,551	15.3	1	スウェーデン	70,341	14.7
		2	スウェーデン	65,816	14.3	2	ノルウェー	69,137	14.5
		3	オランダ	52,356	11.4	3	フィンランド	60,445	12.7
		4	フィンランド	46,776	10.2	4	オランダ	48,409	10.1
		5	デンマーク	40,379	8.8	5	デンマーク	41,902	8.8
8	日本	24,910	5.4	8	日本	23,816	5.0		
8	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	294,023	24.1	1	米国	408,751	31.8
		2	EC	216,387	17.8	2	EU	139,402	10.8
		3	サウジアラビア	151,567	12.4	3	サウジアラビア	103,519	8.1
		4	英国	93,737	7.7	4	英国	95,328	7.4
		5	スウェーデン	54,440	4.5	5	ドイツ	54,440	4.2
8	日本	28,837	2.4	9	日本	28,278	2.2		
9	国連開発計画 (UNDP)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	ノルウェー	133,236	14.9	1	ノルウェー	112,211	14.2
		2	カナダ	93,543	10.4	2	英国	90,324	11.4
		3	英国	85,470	9.5	3	米国	80,981	10.2
		4	スウェーデン	84,638	9.4	4	スウェーデン	72,903	9.2
5	日本	80,472	9.0	5	日本	68,028	8.6		
10	世界保健機関 (WHO)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
		1	米国	109,880	22.0	1	米国	115,141	22.0
		2	日本	58,196	12.5	2	日本	50,323	10.8
		3	ドイツ	37,240	8.0	3	ドイツ	33,173	7.1
		4	フランス*3	30,921	6.1	4	フランス	27,805	5.6
5	英国	30,673	6.6	5	英国	24,058	5.2		
11	国際復興開発銀行 (IBRD)*4	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	米国	46,384	16.7	1	米国	46,384	16.7
		2	日本	19,958	7.2	2	日本	19,958	7.2
		3	中国	12,859	4.6	3	中国	12,859	4.6
		4	ドイツ	11,650	4.2	4	ドイツ	11,650	4.2
		5	フランス	10,906	3.9	5	フランス	10,906	3.9
5	英国	10,906	3.9	5	英国	10,906	3.9		
12	国際開発協会 (IDA)*5	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)
		1	米国	904	12.1	1	英国	1,000	13.0
		2	英国	899	12.0	2	米国	856	11.1
		3	日本	814	10.9	3	日本	770	10.0
		4	ドイツ	483	6.5	4	ドイツ	465	6.1
5	フランス	376	5.0	5	フランス	378	4.9		
13	国際通貨基金 (IMF)*6	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)
		1	米国	42,122	17.7	1	米国	42,122	17.7
		2	日本	15,629	6.6	2	日本	15,629	6.6
		3	ドイツ	14,566	6.1	3	ドイツ	14,566	6.1
		4	フランス	10,739	4.5	4	フランス	10,739	4.5
4	英国	10,739	4.5	4	英国	10,739	4.5		

	国際機関名	2013年				2014年			
		順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
14	アジア 開発銀行 (ADB) ^{*4}	1	日本	25,512	15.6	1	日本	23,994	15.6
		1	米国	25,512	15.6	1	米国	23,994	15.6
		3	中国	10,534	6.4	3	中国	9,907	6.4
		4	インド	10,349	6.3	4	インド	9,734	6.3
		5	オーストラリア	9,459	5.8	5	オーストラリア	8,896	5.8
15	アジア 開発基金 (ADF) ^{*5}	順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)
		1	日本	2,035	35.0	1	日本	2,035	35.0
		2	オーストラリア	640	11.0	2	米国	640	11.0
		3	米国	360	6.2	3	オーストラリア	360	6.2
		4	英国	315	5.4	4	英国	315	5.4
16	アフリカ 開発銀行 (AfDB) ^{*4}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	ナイジェリア	9,407	9.3	1	ナイジェリア	8,850	9.3
		2	米国	6,675	6.6	2	米国	6,280	6.6
		3	日本	5,533	5.5	3	日本	5,205	5.5
		4	エジプト	5,445	5.4	4	エジプト	5,122	5.4
17	アフリカ 開発基金 (AfDF) ^{*5}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	英国	879	14.0	1	英国	924	14.0
		2	ドイツ	595	9.5	2	ドイツ	609	9.2
		3	米国	585	9.3	3	米国	585	8.9
		4	フランス	547	8.7	4	フランス	551	8.4
18	米州開発銀行 (IDB) ^{*4}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	米国	51,314	30.0	1	米国	51,314	30.0
		2	アルゼンチン	19,415	11.4	2	アルゼンチン	19,415	11.4
		2	ブラジル	19,415	11.4	2	ブラジル	19,415	11.4
		4	メキシコ	12,481	7.3	4	メキシコ	12,481	7.3
19	欧州復興 開発銀行 (EBRD) ^{*4}	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)
		1	米国	3,001	10.1	1	米国	3,001	10.1
		2	日本	2,557	8.6	2	日本	2,557	8.6
		2	英国	2,557	8.6	2	英国	2,557	8.6
		2	フランス	2,557	8.6	2	フランス	2,557	8.6
		2	ドイツ	2,557	8.6	2	ドイツ	2,557	8.6
2	イタリア	2,557	8.6	2	イタリア	2,557	8.6		

*1 上記の実績には国際機関を通じた事業に対する援助(二国間援助の一部)を含む場合がある。

*2 フランスは2013年に脱退を表明し、2014年は前年と同額を負担した。したがって分担率は記していない。

*3 フランスの分担額にはフランス人職員の自国への納税額が含まれているため、正味分担額より大きくなっている。

*4 この機関については、これまでの出資額の累計(約束額ベース)を示す。

*5 この機関は、それぞれが採用している会計年度を基準に記載している(表中の年の年末が含まれる増資期間における出資または拠出額を示している)。

*6 この機関については、これまでの出資額の累計を示す。

政府開発援助に関する主な資料

第1節

日本の政府開発援助をめぐる動き(2014年10月~2015年10月)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2014.10	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対応するための緊急無償資金協力(2,200万ドル)	2014.10	第12回生物多様性条約締約国会議(COP12)(於:韓国、平昌)
10	中山外務副大臣がガザ復興支援会合出席(於:カイロ)	10	第10回アジア欧州会合(ASEM)首脳会合(於:イタリア、ミラノ)。(2015年までのミレニアム開発目標(MDGs)の達成、ポスト2015年開発アジェンダ等を議論)
10	第3回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話の開催(於:横浜)		
11	西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対応するための緊急無償資金協力(1,800万ドル)	11	G20首脳会合(於:トルコ、アンタルヤ)
11	エボラ出血熱への対応としての最大1億ドルの追加支援を発表	11	持続可能な開発のための教育(ESD)世界会議(於:岡山市、名古屋市)
11	国際協力60周年記念シンポジウムの開催(於:東京)	11	第4回日・カリコム外相会合(於:東京)
11	「武力紛争下における性的暴力 その現状と課題」シンポジウムの開催(於:東京)		
12	フィリピンにおける台風22号の被害に対する緊急援助物資の供与	12	経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)ハイレベル会合(於:フランス、パリ)
12	アフリカ開発会議(TICAD)官民円卓会議 第2回会合の開催(於:東京)	12	第20回国連気候変動枠組条約締結国会議会合(COP20)(於:ペルー、リマ)
12	インドネシアでのエア・アジア航空機墜落を受けた国際緊急援助隊の派遣		
2015.1	マレーシアにおける洪水被害に対する緊急援助物資の供与		
1	安倍総理大臣の中東(エジプト、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ)訪問(中東地域に対する約25億ドルの支援を表明)		
1	第2回日・国連薬物・犯罪事務所(UNODC)戦略政策対話の実施(於:ウィーン)		
1	岸田外務大臣がウクライナに対する約3億ドルの支援を表明		
2	開発協力大綱の閣議決定		
3	第3回国連防災世界会議(於:仙台)にて2015~18年の4年間で総額40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を発表		
3	国際原子力機関(IAEA)を通じたエボラ出血熱対策支援(100万ドル)		
3	バヌアツにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与、太平洋島嶼国に対する緊急無償資金協力(124万ドル)		
3	ミシェル・オバマ米大統領夫人の訪日時に、安倍昭恵総理夫人との間で女兒・女性のエンパワーメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、2015年からの3年間で420億円以上のODAを実施することを表明		
3	チリにおける洪水被害に対する緊急援助物資の供与		
3	第3回シリア人道支援会合(於:クウェート)で、中山副大臣がシリアおよび周辺国に対する約5億ドルの支援を実施することを表明		

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2015.4	ネパールにおける地震被害に対する緊急援助物資の供与、国際緊急援助隊の派遣、緊急無償資金協力(1,400万ドル)、JPF支援(3.1億円)	2015.4	G7外相会合(於:ドイツ、リュベック)
5	第7回太平洋・島サミット(PALM7)(於:福島県いわき市)にて安倍総理大臣が、2015年から3年間で太平洋島嶼国に対し550億円以上の支援提供、4,000人の人づくり・交流支援実施を表明	4	アジア・アフリカ会議(バンドン会議)60周年記念閣僚会議(於:インドネシア、ジャカルタ)
5	安倍総理大臣が、「質の高いインフラパートナーシップ」を発表。2015年からの5年間でアジア地域への約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」の提供を表明	6	OECD閣僚理事会(於:フランス、パリ)
5	国内紛争の激化に伴う、イエメン避難民等に対する緊急無償資金協力(240万ドル)	6	G7首脳会議(於:ドイツ、エルマウ)
6	インド洋における漂流者問題に対する緊急無償資金協力(350万ドル)	7	第5回WTO貿易のための援助(AfT)グローバル・レビュー会合
6	ネパール復興に関する国際会議(於:カトマンズ、ネパール)にて総額320億円超(約2.6億ドル)規模の支援実施を表明	7	国際エボラ出血熱復興会議(於:ニューヨーク)
7	第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において、安倍総理大臣が7,500億円規模の日メコン協力を表明	7	第3回開発資金国際会議(於:エチオピア、アディスアベバ)
7	イラクにおける人道状況改善及び安定化のための緊急無償資金協力(1,000万ドル)	8	日・ASEAN外相会議(於:マレーシア、クアラルンプール)
8-10	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力(総額260万ドル)、緊急援助物資の供与、JPF支援(7,500万円)	9	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミット(於:ニューヨーク)
8	女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!2015)開催(於:東京)	9	第70回国連総会 ハイレベルウィーク(於:ニューヨーク)
9	ドミニカ国における洪水被害に対する緊急援助物資の供与	9	難民への人道支援に関するG7閣連会合(於:ニューヨーク)
9	新国際保健政策「平和と健康のための基本方針」の決定	9	「新たな開発アジェンダの下での移民および難民に関する強化」会合(於:ニューヨーク)
9	第2回日本・太平洋島嶼国首脳会合(於:ニューヨーク)	9	世界人道サミットに関する閣僚級サイドイベント(於:ニューヨーク)
9	安倍総理大臣のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合出席(於:ニューヨーク)		
9	第3回日・アフリカ地域経済共同体(RECs)議長国首脳会合開催。2016年のTICADVI(第6回アフリカ開発会議)につき意見交換を実施(於:ニューヨーク)		
9	安倍総理大臣の第70回国連総会サイドイベント「UHCへの道筋」出席(於:ニューヨーク)		
9	第70回国連総会における一般討論演説で安倍総理大臣が、シリア・イラクの難民・国内避難民向けに約8.1億ドル(前年実績の約3倍)の支援を実施すること、またEUの周辺国に対して約250万ドルの新規人道支援を行うことを表明		
9	中東和平カルテット拡大会合(於:ニューヨーク)にて岸田外務大臣より、約1,200万ドルの対パレスチナ支援を表明		
10	安倍総理大臣のモンゴルおよび中央アジア5か国(トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン)訪問		
10	国際ボランティア会議(IVCO2015)開催(於:東京)		
10	インドネシアにおける煙害(ヘイズ)に対する緊急援助物資の供与および専門家派遣		
10	TICAD VI官民円卓会議第1回会合の開催(於:東京)		

1 開発協力大綱(2015年2月閣議決定)

開発協力大綱について

平成27年2月10日
閣議決定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下において、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

開発協力大綱

— 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために —

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を

踏まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罠」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

I. 理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

(1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。

以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が

高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

(2) 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義にのっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

II. 重点政策

(1) 重点課題

我が国は、上記の理念にのっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが

重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定な様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築すること

を目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形で資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

(2) 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。ついては、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになっていくことを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対処能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力をを行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力を行う。また、日系社会の存在が我が

国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

III. 実施

(1) 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア) 戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

(イ) 日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩みを進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘にも努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

(ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外

発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく。

イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力で相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

(ロ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

(ハ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

(ニ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

(ホ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

(ヘ) 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

(コ) 開発協力関係者の安全配慮

開発協力で携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支

援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

(2) 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点が果たす役割にも留意する。

イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

（ア）官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒の役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

（イ）緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

(エ) 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

(オ) 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

(ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要

であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

(イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

(ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO/CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

(3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日
閣 議 決 定

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日

閣 議 決 定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の本質にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理念 — 目的、方針、重点

1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干涉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2) 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3) 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4) 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

平成15年8月29日

閣 議 決 定

3 現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ (Initiative on Gender and Development(GAD)) 第49回 国連婦人の地位委員会(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/initiative.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
	「女性が輝く社会」の実現に向けた支援策	2013年9月、安倍総理大臣は国連総会一般討論演説において、日本国内の成長の最大の潜在力として「女性の力」を活用していくと同時に、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすと考える下、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことを表明。具体的には、 (1) 女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化 (2) 国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化 (3) 平和と安全保障の分野における女性の参画と保護 の3つの柱の下、2013年～2015年(暦年)の3年間で30億ドルを超すODAを実施することを発表。
教育	平和と成長のための学びの戦略 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミット(2015年)に合わせて発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/pdfs/lspg_ful_jp.pdf	平成27年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミットに合わせ、教育分野における新たな戦略を発表。新しい戦略は、平成27年2月に閣議決定された開発協力大綱の教育分野の課題別政策として策定。 (1) 包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力 (2) 産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力 (3) 国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大
保健	平和と健康のための基本方針 健康・医療戦略推進本部(2015年)で決定 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page22_002274.html 国連総会保健サイドイベント「UHCへの道筋」(2015年)での言及 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page3_001390.html	開発協力大綱の保健分野の課題別政策であり、人間の安全保障が基本理念。 (1) 公衆衛生危機・災害などにも強い社会の実現 (2) 生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成) (3) 日本の知見・技術・医療機器・サービスの活用
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議(2006年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	「緑の未来」イニシアティブ 国連持続可能な開発会議(リオ+20)(2012年6月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html	人間の安全保障を指導理念とし、世界のグリーン経済への移行、災害に強い社会づくりに貢献。 (1) 環境未来都市の世界への普及 ・途上国の都市開発関係者を年間100人招聘 ・環境未来都市に関する国際会議を日本で開催 (2) 世界のグリーン経済移行への貢献 ・政策対話の強化(東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、TICAD低炭素成長・気候変動に強靱な開発戦略) ・途上国に対し3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成 ・再生可能エネルギー等の気候変動分野で3年間で30億ドルの支援 ・二国間クレジット制度の構築 (3) 強靱な社会づくり ・開発および国際協力における防災の主流化の推進のため、2013～2015年の3年間に30億ドルの支援(世界防災閣僚会議in東北でも紹介)
	途上国における環境汚染対策イニシアティブ 水銀に関する水俣条約外交会議(2013年10月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000140.html	公害を乗り越える過程で培ってきた環境技術を活用し、途上国の環境汚染対策を支援。 (1) 2014年から3年間で大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野について総額20億ドルのODAによる支援を実施。 (2) 水銀汚染防止に特化した人材育成事業の新設(3か年・JICA課題別研修:水俣病の教訓や日本の水銀対策の共有、条約締結に向けた法整備手続き支援等)

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
環境	気候変動対策に関する日本の2013～2015年の3年間の途上国支援 気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)(2013年11月)において、攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth:ACE」の一環として発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000562.html	途上国の気候変動への緩和および適応努力を支援するため、2013～2015年の3年間で、官民合わせて1兆6,000億円(約160億ドル相当)(うち、公的資金1兆3,000億円(約130億ドル相当))の支援を表明。 なお、2013年1月から1年半あまりで上記支援額を達成。
	適応イニシアチブ 国連気候サミット(2014年9月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page3_000921.html	計画策定から対策実施まで首尾一貫して途上国において3年間で5,000人の人材育成を含む適応分野の支援を行う考えを表明。
貿易・投資	「質の高いインフラ投資パートナーシップ」 第21回国際交流会議アジアの未来(2015年5月)において発表 フォローアップ策の公表(2015年11月)	2015年5月、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を通じて、アジア開発銀行(ADB)とも連携し、今後5年間で総額約1,100億ドル(13兆円)規模の「質の高いインフラ投資」をアジアに提供することを発表。 2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善を行うことを発表。
	人間中心の投資 OECD閣僚理事会(2014年5月)にて紹介	開発のための官民連携を通じて途上国への投資を推進するに当たり、人間中心の視点に立った次の3点を重視。このような人間中心の投資を推進していく。 (1) 包摂性：投資の経済的利益をできるだけ多くの人々が享受できること。 (2) 強靱性：投資を通じて、経済変動・気候変動・自然災害などに対する社会の抵抗力が向上すること。 (3) 能力構築：現地の人々の能力構築が促されること。
	貿易のための援助(Aid for Trade)	「貿易のための援助(Aid for Trade)」として以下を実施。 (1) 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特恵関税制度(GSP)の改正 (2) AfTの効率化、保護主義の抑止、貿易金融等の関連分野への積極的な貢献
防災	仙台防災協カイニシアティブ (Sendai Cooperation Initiative for Disaster Risk Reduction) 第3回国連防災世界会議(2015)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070616.pdf	日本は、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、国際社会と共に、災害に負けない強靱な社会を構築していく。 具体的措置として、①ソフト支援、②ハード支援、③グローバルな協力と広域協力の推進を効果的に組み合わせて実施することとし、2015～18年の4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施する。
緊急・人道支援	日本の人道支援方針 (2011年7月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/pdfs/jindoushien2_1_1.pdf	人道支援政策についての基本的な認識および考え方 ・人道支援の基本原則(人道性、公平性、中立性、独立性)の尊重 ・難民・国内避難民に対する支援 ・人道から開発への切れ目のない支援の実施 ・国際的な自然災害への対応、防災の取り組みへの貢献 ・人道支援要員の安全確保 ・民軍連携の促進 ・迅速性と効率性の追求 ・関係機関、NGO等との連携など

第3節

重債務貧困国(HIPCs)一覽

2015年10月時点

	地域	件数	国名
完了時点*1到達国 (36か国)	アフリカ	30	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
決定時点*2未到達国 (3か国)	アフリカ	3	エリトリア、ソマリア、スーダン

- *1 決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合、HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。
- *2 決定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の使途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書(PRSP)を策定し、世銀/IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀/IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

諸外国の政府開発援助

第1節 DAC諸国の政府開発援助実績

図表 IV-25 ◆ DAC諸国の政府開発援助実績(2014年)

(単位:百万ドル)

支出総額ベース					支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	対前年比 (%)	順位	国名	実績	対前年比 (%)
1	米国	33,617	22.6	3.8	1	米国	32,729	3.9
2	英国	20,093	13.5	9.9	2	英国	19,387	8.5
3	ドイツ	18,911	12.7	16.6	3	ドイツ	16,249	14.2
4	日本	15,708	10.5	-30.3	4	フランス	10,371	-8.5
5	フランス	12,315	8.3	-4.4	5	日本	9,266	-20.0
6	スウェーデン	6,230	4.2	5.7	6	スウェーデン	6,223	6.8
7	オランダ	5,725	3.8	2.0	7	オランダ	5,572	2.5
8	ノルウェー	5,406	3.6	-4.7	8	ノルウェー	5,024	-10.0
9	カナダ	4,242	2.8	-15.0	9	オーストラリア	4,203	-13.3
10	オーストラリア	4,211	2.8	-14.5	10	カナダ	4,196	-15.2
11	スイス	3,592	2.4	11.4	11	スイス	3,548	10.9
12	イタリア	3,405	2.3	-3.0	12	イタリア	3,342	-2.6
13	デンマーク	3,047	2.0	-1.8	13	デンマーク	2,996	2.3
14	ベルギー	2,385	1.6	1.2	14	ベルギー	2,385	3.7
15	スペイン	2,129	1.4	-18.2	15	スペイン	1,893	-20.3
16	韓国	1,932	1.3	6.1	16	韓国	1,851	5.4
17	フィンランド	1,635	1.1	13.9	17	フィンランド	1,635	13.9
18	オーストリア	1,145	0.8	-2.6	18	オーストリア	1,144	-2.3
19	アイルランド	809	0.5	-4.4	19	アイルランド	809	-4.4
20	ニュージーランド	502	0.3	9.8	20	ニュージーランド	502	9.8
21	ポルトガル	463	0.3	-12.3	21	ポーランド	437	-7.4
22	ポーランド	458	0.3	-6.7	22	ルクセンブルク	427	-0.6
23	ルクセンブルク	431	0.3	-0.4	23	ポルトガル	419	-14.2
24	ギリシャ	248	0.2	3.9	24	ギリシャ	248	3.9
25	チェコ	209	0.1	-0.9	25	チェコ	209	-0.9
26	スロバキア	81	0.1	-5.6	26	スロバキア	81	-5.6
27	スロベニア	62	0.0	-0.2	27	スロベニア	62	-0.2
28	アイスランド	35	0.0	1.4	28	アイスランド	35	1.4
	DAC諸国計	149,025	100.0	-2.0		DAC諸国計	135,242	0.1

出典: DACプレスリリース、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 卒業国向け援助を除く。

*3 日本以外は暫定値を使用。

図表 IV-26 ◆ DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳(2013年)

1. DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳(支出総額ベース)

(単位:百万ドル)

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	32,385	27,267	26,452	815	0	5,118
2	日本	22,527	19,557	7,688	2,148	9,721	2,970
3	英国	18,286	10,959	9,080	1,406	473	7,326
4	ドイツ	16,221	11,444	3,377	5,106	2,961	4,777
5	フランス	12,880	8,290	3,395	1,870	3,025	4,590
6	スウェーデン	5,892	3,982	3,272	649	61	1,910
7	ノルウェー	5,672	4,406	3,940	275	192	1,266
8	オランダ	5,613	3,825	3,382	443	—	1,789
9	カナダ	4,990	3,554	2,574	981	—	1,436
10	オーストラリア	4,924	4,228	2,775	1,433	20	696
11	イタリア	3,510	947	817	39	91	2,563
12	スイス	3,226	2,531	2,377	107	46	695
13	デンマーク	3,101	2,307	2,208	64	35	794
14	スペイン	2,604	1,174	926	146	103	1,430
15	ベルギー	2,357	1,365	812	535	17	992
16	韓国	1,821	1,375	525	284	566	446
17	フィンランド	1,435	822	571	230	21	613
18	オーストリア	1,176	548	289	234	25	628
19	アイルランド	846	546	536	10	—	300
20	ポルトガル	528	343	58	70	215	186
21	ポーランド	491	140	67	3	71	351
22	ニュージーランド	457	351	269	82	—	107
23	ルクセンブルク	433	302	292	10	—	131
24	ギリシャ	239	44	30	14	—	195
25	チェコ	211	57	45	12	—	154
26	スロバキア	86	16	15	1	—	70
27	スロベニア	62	21	14	7	—	41
28	アイスランド	35	29	26	3	—	6
DAC諸国計		152,007	110,430	75,809	16,975	17,645	41,578
DAC諸国平均		5,429	3,944	2,707	606	630	1,485

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 卒業国向け援助を除く。

*3 「0」は「1」に満たない実績を示す。

*4 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

2. DAC諸国の政府開発援助形態別内訳(支出純額ベース)

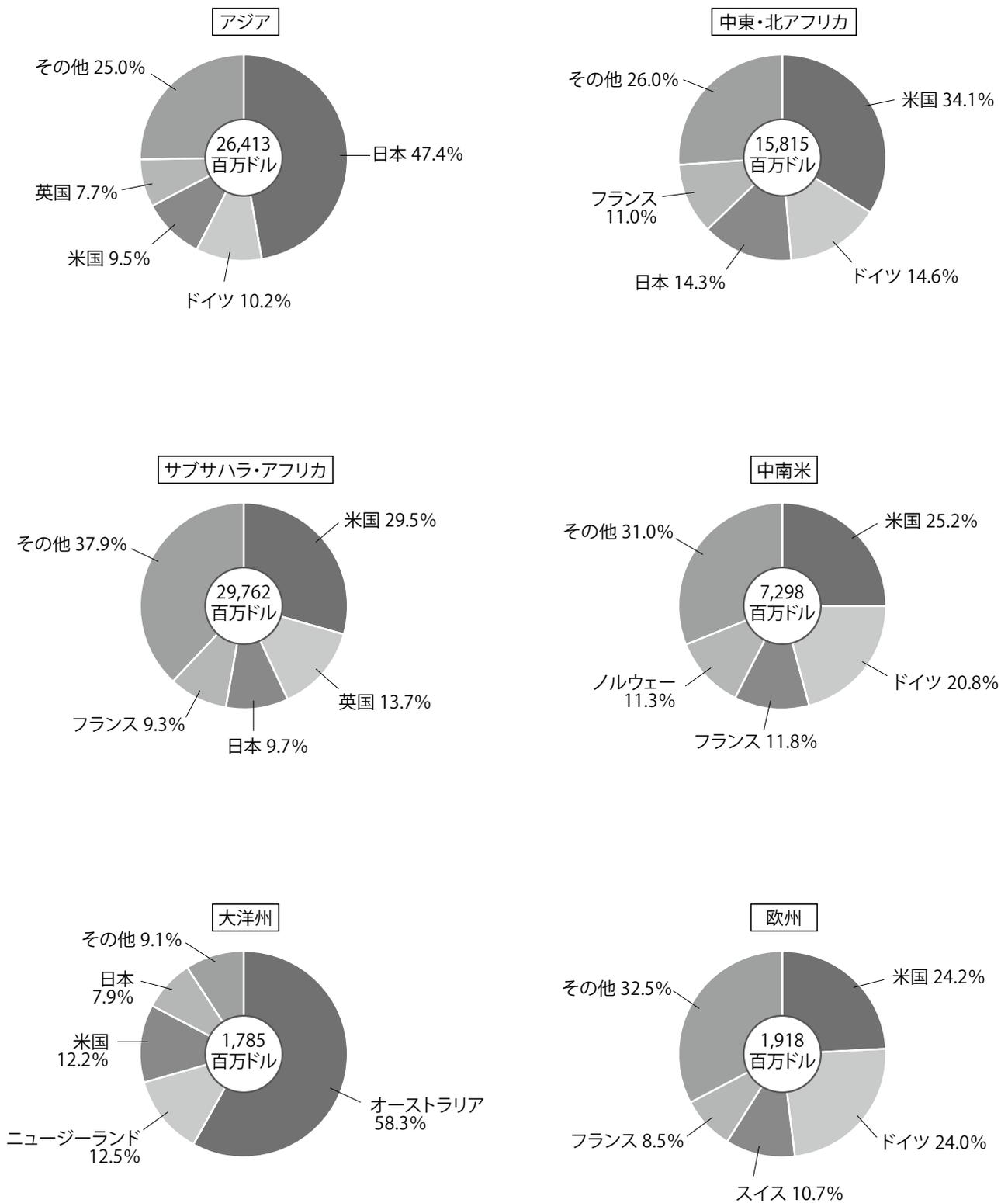
(単位:百万ドル)

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助						国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等			
						貸付実行額(A)	回収額(B)	(A) - (B)	
1	米国	31,497	26,384	26,452	815	0	883	-883	5,113
2	英国	17,871	10,545	9,080	1,406	473	415	58	7,326
3	ドイツ	14,228	9,451	3,377	5,106	2,961	1,993	968	4,777
4	日本	11,582	8,611	7,688	2,148	9,721	10,945	-1,224	2,970
5	フランス	11,339	6,801	3,395	1,870	3,025	1,489	1,537	4,538
6	スウェーデン	5,827	3,918	3,272	649	61	64	-3	1,909
7	ノルウェー	5,581	4,316	3,940	275	192	91	102	1,266
8	オランダ	5,435	3,647	3,382	443	-	178	-178	1,789
9	カナダ	4,947	3,512	2,574	981	-	43	-43	1,436
10	オーストラリア	4,846	4,149	2,775	1,433	20	79	-59	696
11	イタリア	3,430	867	817	39	91	80	11	2,563
12	スイス	3,200	2,506	2,377	107	46	26	21	695
13	デンマーク	2,927	2,135	2,208	64	35	173	-137	793
14	スペイン	2,375	945	926	146	103	229	-127	1,430
15	ベルギー	2,300	1,307	834	514	17	57	-40	992
16	韓国	1,755	1,310	525	284	566	65	501	446
17	フィンランド	1,435	822	571	230	21	-	21	613
18	オーストリア	1,171	543	289	234	25	5	20	628
19	アイルランド	846	546	536	10	-	-	-	300
20	ポルトガル	488	303	58	70	215	40	175	186
21	ポーランド	472	121	67	3	71	19	51	351
22	ニュージーランド	457	351	269	82	-	-	-	107
23	ルクセンブルク	429	299	292	10	-	3	-3	131
24	ギリシャ	239	44	30	14	-	-	-	195
25	チェコ	211	57	45	12	-	-	-	154
26	スロバキア	86	16	15	1	-	-	-	70
27	スロベニア	62	21	14	7	-	-	-	41
28	アイスランド	35	29	26	3	-	-	-	6
DAC諸国計		135,072	93,553	75,831	16,954	17,645	16,876	769	41,519
DAC諸国平均		4,824	3,341	2,708	605	630	603	27	1,483

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

- *1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *2 卒業国向け援助を除く。
- *3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- *4 「0」は「1」に満たない実績を示す。
- *5 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

図表 IV-27 ◆ 地域別実績における主要DAC援助国 (2013年)



出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

- *1 支出総額ベース。
- *2 地域分類は「図表IV-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」に同じ。
- *3 卒業国向け援助を除く。
- *4 グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

図表 IV-28 ◆ DAC 諸国の贈与比率

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：%)

国名 ^{*1}	順位	2012/2013年	順位	2011/2012年
カナダ	1	100.0	1	100.0
チェコ	1	100.0	1	100.0
アイスランド	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
スロバキア	1	100.0	1	100.0
スロベニア	1	100.0	—	n.a.
米国	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	11	100.0	1	100.0
オーストラリア	12	99.4	14	99.0
スペイン	13	99.0	21	93.7
スイス	14	98.9	15	98.4
スウェーデン	15	98.7	12	99.4
ベルギー	16	98.6	13	99.0
フィンランド	17	98.6	17	96.8
オーストリア	18	98.2	11	99.8
デンマーク	19	97.7	16	98.0
ノルウェー	20	97.1	18	95.4
イタリア	21	96.1	19	95.0
英国	22	95.5	20	94.8
ポーランド	23	92.9	22	89.4
ドイツ	24	75.9	23	78.1
フランス	25	63.3	24	65.1
ポルトガル	26	59.4	25	55.0
韓国	27	53.2	27	48.7
日本	28	46.6	26	54.3
DAC諸国平均		83.7		85.4

出典：DAC開発協力報告書

*1 国名は2012/2013年平均における贈与比率の高い順。

*2 債務救済を除く。

*3 %の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位が異なる場合がある。

*4 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 IV-29 ◆ DAC 諸国の贈与額

(支出純額ベース、2か年の平均値、単位：百万ドル)

国名 ^{*1}	順位	2012/2013年	順位	2011/2012年
米国	1	31,824	1	31,695
英国	2	15,826	2	13,779
ドイツ	3	12,953	3	12,766
日本	4	11,883	4	11,835
フランス	5	9,684	5	10,105
オランダ	6	5,621	6	6,087
スウェーデン	7	5,510	8	5,396
カナダ	8	5,347	7	5,604
オーストラリア	9	5,188	9	5,196
ノルウェー	10	5,000	10	4,495
スイス	11	3,115	12	3,040
イタリア	12	3,089	11	3,633
デンマーク	13	2,918	14	2,863
ベルギー	14	2,348	15	2,684
スペイン	15	2,280	13	3,030
フィンランド	16	1,348	16	1,333
韓国	17	1,192	18	1,020
オーストリア	18	1,131	17	1,113
アイルランド	19	827	19	861
ニュージーランド	20	453	20	437
ルクセンブルク	21	417	21	408
ポーランド	22	399	22	386
ポルトガル	23	312	24	353
ギリシャ	24	283	23	376
チェコ	25	215	25	235
スロバキア	26	83	26	83
スロベニア	27	60	27	61
アイスランド	28	31	28	26
合計		129,337		128,901

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 国名は2012/2013年平均における贈与額の多い順。

*2 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 IV-30 ◆ DAC 諸国のグラント・エレメント

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：%)

国名 ^{*1}	順位	2012 / 2013年		順位	2011 / 2012年	
オーストリア	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
カナダ	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
チェコ	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
デンマーク	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
フィンランド	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
ギリシャ	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
アイスランド	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
アイルランド	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
オランダ	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
ニュージーランド	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
ノルウェー	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
スロバキア	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
スロベニア	1	100.0	100.0	—	n.a.	n.a.
スペイン	1	100.0	100.0	20	99.7	99.7
スウェーデン	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
スイス	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
英国	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
米国	1	100.0	100.0	1	100.0	100.0
オーストラリア	20	99.9	99.9	19	99.8	99.8
ベルギー	21	99.8	99.8	18	99.8	99.8
イタリア	22	99.6	99.6	21	99.5	99.5
韓国	23	94.7	94.7	22	94.1	94.1
日本	24	88.8	88.8	24	88.8	88.8
ドイツ	25	88.0	88.0	23	89.7	89.7
ポルトガル	26	86.0	86.0	25	85.2	85.2
フランス	27	81.6	81.6	26	82.0	82.0
ポーランド	—	n.a.	n.a.	—	n.a.	n.a.
DAC諸国平均		94.9	94.9		95.2	95.2

出典：DAC開発協力報告書

*1 国名は2012/2013年平均におけるグラント・エレメントの高い順。

*2 債務救済を除く。

*3 グラント・エレメント (G.E.: Grant Element) : 援助条件の緩やかさを表示するための指標。商業条件 (金利10%と仮定した場合) の借金をG.E.0%とし、条件 (金利、返済期間、据置期間) が緩和されるに従ってG.E.%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。

*4 %の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。

*5 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 IV-31 ◆ DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス

(約束額ベース、単位：%)

国名 ^{*3}	アンタイト ^{*1}		部分アンタイト		タイト ^{*2}	
	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年
オーストラリア	100.0	100.0	—	—	—	—
カナダ	100.0	100.0	—	—	—	0.0
アイスランド	100.0	100.0	—	—	—	—
アイルランド	100.0	100.0	—	—	—	—
ノルウェー	100.0	100.0	—	—	—	—
ポーランド	100.0	n.a.	—	n.a.	—	n.a.
英国	100.0	100.0	—	—	—	—
ルクセンブルク	98.8	98.7	—	—	1.2	1.3
スウェーデン	98.7	99.3	0.2	—	1.1	0.7
スイス	98.5	97.8	—	—	1.5	2.2
オランダ	98.3	98.2	1.6	—	0.0	1.8
ニュージーランド	98.2	96.5	—	1.8	1.8	1.7
ドイツ	97.5	98.1	—	—	2.5	1.9
ベルギー	96.7	95.3	—	—	3.3	4.7
デンマーク	96.6	96.1	—	—	3.4	3.9
イタリア	92.9	83.1	—	1.1	7.1	15.7
スペイン	89.6	83.4	—	0.0	10.4	16.6
日本	89.5	86.0	0.6	—	9.9	14.0
フィンランド	85.0	96.5	—	—	15.0	3.5
ギリシャ	83.7	46.7	—	—	16.3	53.3
米国	75.9	69.8	—	—	24.1	30.2
韓国	62.1	55.1	0.4	0.3	37.5	44.6
オーストリア	57.6	47.8	—	—	42.4	52.2
チェコ	36.6	65.4	0.3	—	63.1	34.6
ポルトガル	15.0	10.2	—	—	85.0	89.8
フランス	n.a.	97.3	n.a.	—	n.a.	2.7
スロバキア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
スロベニア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	88.2	86.1	0.2	0.0	11.6	13.8

出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定の国に限定しない資金協力。

*2 実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定の国に限定する資金協力。

*3 アンタイトの比率の高い順。

*4 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

*5 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 IV-32 ◆ 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計*2
量的側面からの比較	政府開発援助実績総額(億ドル)								
	2013年	115.8	315.0	178.7	113.4	142.3	34.3	49.5	1,350.7
	2014年	92.7	327.3	193.9	103.7	162.5	33.4	42.0	1,352.4
	対GNI比(%) 2013年	0.23	0.18	0.71	0.41	0.38	0.17	0.28	0.30
	2014年	0.19	0.19	0.71	0.36	0.41	0.16	0.24	0.29
	DAC諸国*2全体に占める割合(2014年、%)	6.9	24.2	14.3	7.7	12.0	2.5	3.1	100.0
	対前年伸び率(2013年→2014年、%)	-20.0	3.9	8.5	-8.5	14.2	-2.6	-15.2	0.1
	2013年の約束額(債務救済を含む)(億ドル)	246.6	326.4	104.5	126.5	200.5	39.6	45.4	1,500.8
	多国間援助の割合(2012年～2013年平均、%)	32.3	16.6	39.5	37.0	33.6	75.8	28.8	30.5
	配分 (2012年～2013年平均、%)	対LDCs (後発開発途上国)	66.9	50.2	50.2	31.8	36.9	37.5	56.6
対LICs (低所得国)		4.9	6.1	5.8	3.5	4.1	3.2	4.2	4.8
質的側面からの比較									
約束額ベース(単位:%)									
政府開発援助全体のグラント・エレメント (2012年～2013年平均、債務救済を除く)		88.8	100.0	100.0	81.6	88.0	99.6	100.0	94.9
借款のグラント・エレメント (2012年～2013年平均、債務救済を除く)		79.0	—	—	49.7	41.6	89.9	—	66.6
二国間ODAの対LDCsグラント・エレメント (2012年～2013年平均、債務救済を除く)		94.9	100.0	100.0	89.2	99.4	99.7	100.0	97.9
政府開発援助全体の贈与比率 (2012年～2013年平均、債務救済を除く)		46.6	100.0	95.5	63.3	75.9	96.1	100.0	83.7
二国間政府開発援助の贈与比率 (2012年～2013年平均、債務救済を除く)		36.2	100.0	92.5	48.3	66.3	84.3	100.0	78.0
二国間政府開発援助の タイピング・ステータス (2013年)	アンタイド	89.5	75.9	100.0	n.a.	97.5	92.9	100.0	88.2
	部分アンタイド	0.6	—	—	n.a.	—	—	—	0.2
	タイド	9.9	24.1	—	n.a.	2.5	7.1	—	11.6

出典: DAC開発協力報告書、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)
 *1 2014年については、日本以外は暫定値を使用。
 *2 DAC計、DAC諸国には、2013年時点でのDAC加盟国が含まれる。

図表 IV-33 ◆ 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分(2013年)

(約束額ベース、単位:%)

分野	国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ(教育、保健、上下水道等)		15.9	49.5	47.3	31.6	40.3	25.8	35.8	37.2
経済インフラ(輸送、通信、電力等)		41.4	7.6	10.4	21.8	30.6	2.0	7.5	18.3
農林水産分野(農業、林業、漁業等)		3.0	4.0	2.5	4.1	3.7	5.6	10.4	4.9
工業等その他生産分野(鉱業、環境等)		9.2	6.9	15.0	13.9	13.9	8.7	13.7	11.2
緊急援助(人道支援等)、食糧援助		4.3	18.2	18.3	1.0	4.6	5.0	20.1	9.8
プログラム援助等(債務救済、行政経費等)		26.2	13.8	6.5	27.6	6.9	53.0	12.5	18.6
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)
 *1 四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とならないことがある。
 *2 卒業国向け援助を除く。

図表 IV-34 ◆ 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

(支出純額ベース、2か年平均、単位：%)

国名 \ 暦年	2007/2008年 平均	2008/2009年 平均	2009/2010年 平均	2010/2011年 平均	2011/2012年 平均	2012/2013年 平均
日本	27.2	31.8	34.2	34.4	37.3	32.3
米国	12.2	12.0	12.5	12.2	14.5	16.6
英国	39.5	35.4	36.7	38.7	38.2	39.5
フランス	37.8	41.1	40.3	36.1	34.4	37.0
ドイツ	35.2	38.0	39.6	38.1	35.9	33.6
イタリア	64.8	66.7	74.0	66.4	67.1	75.8
カナダ	26.5	26.0	23.3	24.7	26.7	28.8
DAC平均*	29.4	29.7	29.8	29.5	30.0	30.5

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

* DAC平均には、2013年時点でのDAC加盟国が含まれる。

第2節

DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ

図表 IV-35 ◆ DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ(2013年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

国名 ^{*1}	政府開発援助 (ODA)	その他政府 資金 (OOF)	NGO贈与	民間資金 (PF)	総計	対GNI比 (%)
米国	31,497	1,427	22,579	93,299	148,801	0.87
英国	17,871	187	0	11,791	29,849	1.18
ドイツ	14,228	-366	1,416	35,942	51,219	1.37
日本	11,582	1,286	458	45,133	58,459	1.15
フランス	11,339	671	-	-1,486	10,523	0.38
スウェーデン	5,827	-23	11	4,633	10,447	1.82
ノルウェー	5,581	0	-	-2	5,580	1.07
オランダ	5,435	-	1,514	12,479	19,428	2.39
カナダ	4,947	1,136	1,922	3,103	11,109	0.62
オーストラリア	4,846	467	-	17,858	23,170	1.58
イタリア	3,430	161	58	13,055	16,703	0.81
スイス	3,200	-	503	9,590	13,293	1.85
デンマーク	2,927	113	85	1,246	4,371	1.27
スペイン	2,375	141	0	5,498	8,013	0.59
ベルギー	2,300	76	664	7,178	10,218	2.01
韓国	1,755	1,315	331	11,637	15,038	1.14
フィンランド	1,435	-31	16	-425	996	0.37
オーストリア	1,171	453	-1	-758	866	0.20
アイルランド	846	-	87	1,000	1,933	1.06
ポルトガル	488	3	7	1,776	2,275	1.06
ポーランド	472	-	-	-	472	0.10
ニュージーランド	457	11	76	37	581	0.33
ルクセンブルク	429	-	-	-	429	1.00
ギリシャ	239	-	-	630	869	0.36
チェコ	211	-	-	-	211	0.11
スロバキア	86	-	-	-	86	0.09
スロベニア	62	-	-	-	62	0.13
アイスランド	35	-	-	-	35	0.25
DAC諸国計	135,072	7,027	29,727	273,211	445,037	0.98

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 政府開発援助実績(支出純額ベース)の順。

*2 四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。

*3 卒業国向け援助を除く。

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

*5 「0」は「1」に満たない実績を示す。

*6 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

図表 IV-36 ◆ DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGOによる贈与 (百万ドル)		政府開発援助実績*1 (百万ドル)		NGOによる贈与と政府 開発援助実績の比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金(%)		国民1人当たりのNGO 援助実績*2 (ドル)		NGO援助実績*2に占める 政府補助金(%)	
	2013	2012	2013	2012	2013	2012	2013	2012	2013	2012	2013	2012	2013	2012
日本	458	487	11,582	10,605	1: 25.3	1: 21.8	115	130	1.0	1.2	4.5	4.8	20.0	21.0
オーストラリア	-	1,433	4,846	5,403	-	1: 3.8	32	65	0.7	1.2	1.4	65.4	100.0	4.3
オーストリア	-1	263	1,171	1,106	-	1: 4.2	1	-	0.1	-	0.0	31.2	614.3	-
ベルギー	664	-	2,300	2,315	1: 3.5	-	15	16	0.6	0.7	60.9	1.5	2.2	100.0
カナダ	1,922	2,045	4,947	5,650	1: 2.6	1: 2.8	9	7	0.2	0.1	54.9	58.6	0.5	0.3
チエコ	-	-	211	220	-	-	1	1	0.3	0.3	0.1	0.1	100.0	100.0
デンマーク	85	71	2,927	2,693	1: 34.4	1: 37.9	31	32	1.0	1.2	20.5	18.4	26.5	31.0
フィンランド	16	17	1,435	1,320	1: 89.6	1: 79.7	10	9	0.7	0.7	4.7	4.8	37.9	36.2
フランス	-	-	11,339	12,028	-	-	2	-	0.0	-	0.0	-	100.0	-
ドイツ	1,416	1,399	14,228	12,939	1: 10.1	1: 9.2	-	-	-	-	17.5	17.4	-	-
ギリシャ	-	1	239	327	-	1: 481.5	0	0	0.0	0.0	0.0	0.1	100.0	16.0
アイスランド	-	-	35	26	-	-	0	0	0.4	0.5	0.4	0.4	100.0	100.0
アイルランド	87	148	846	808	1: 9.7	1: 5.5	23	15	2.7	1.9	24.0	35.6	20.6	9.5
イタリア	58	91	3,430	2,737	1: 59.4	1: 30.0	4	-	0.1	-	1.0	1.5	7.0	-
ルクセンブルク	-	-	429	399	-	-	4	2	1.0	0.4	8.3	2.9	100.0	100.0
オランダ	1,514	528	5,435	5,523	1: 3.6	1: 10.5	60	32	1.1	0.6	93.8	33.5	3.8	5.8
ニュージーランド	76	134	457	449	1: 6.0	1: 3.4	11	9	2.4	2.0	19.2	32.1	12.4	6.4
ノルウェー	-	-	5,581	4,753	-	-	61	52	1.1	1.1	12.0	10.4	100.0	100.0
ポーランド	-	-	472	421	-	-	-	0	-	0.1	-	0.0	-	100.0
ポルトガル	7	7	488	581	1: 65.7	1: 89.4	-	-	-	-	0.7	0.6	-	-
韓国	331	30	1,755	1,597	1: 5.3	1: 53.0	0	0	0.0	0.0	6.6	0.6	0.1	1.2
スロバキア	-	-	86	80	-	-	0	0	0.0	0.1	0.0	0.0	100.0	100.0
スロベニア	-	-	62	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	0	0	2,375	2,037	1: 505.23	1: 599.21	1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.5	40.4
スウェーデン	11	19	5,827	5,240	1: 550.8	1: 274.0	167	163	2.9	3.1	18.4	19.0	94.0	89.5
スイス	503	473	3,200	3,052	1: 6.4	1: 6.5	86	88	2.7	2.9	72.6	70.0	14.6	15.8
英国	0	1,025	17,871	13,891	1: 687.335	1: 13.5	224	222	1.3	1.6	3.5	19.6	99.9	17.8
米国	22,579	22,097	31,497	30,687	1: 1.4	1: 1.4	-	25	-	0.1	71.4	70.5	-	0.1
DAC計(平均)	29,727	30,268	135,072	126,946	1: 4.5	1: 4.2	857	869	0.6	0.7	29.8	30.4	2.8	2.8

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)

*1 政府開発援助実績は支出総額ベース。

*2 NGO援助実績=NGOによる贈与+対NGO政府補助金。

*3 「0」は「1」に満たない実績を示す。

*4 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

第3節 DAC 援助受取国・地域リスト

図表 IV-37 ◆ DAC 援助受取国・地域リスト

後発開発途上国 (LDCs) (48カ国)		低所得国 (LICs) 1人当たりGNI \$1,045以下	低中所得国 (LMICs) 1人当たりGNI \$1,046- \$4,125以下	高中所得国 (UMICs) 1人当たりGNI \$4,126- \$12,745以下	(2014年～2016年実績に適用)
アフガニスタン	ハイチ	[北朝鮮]	アルメニア	アゼルバイジャン	トルクメニスタン
アンゴラ	バヌアツ	ケニア	インドネシア	アルジェリア	トルコ
イエメン	バングラデシュ	ジンバブエ	ウクライナ	アルゼンチン	トンガ
ウガンダ	東ティモール	タジキスタン	ウズベキスタン	アンバニア	ナウル
エチオピア	ブータン		エジプト	アンティグア・バーブーダ	ナミビア
エリトリア	ブルキナファソ		エルサルバドル	イラク	ニウエ
ガンビア	ブルンジ		ガーナ	イラン	パナマ
カンボジア	ベナン		カーボヴェルデ	ウルグアイ	パラオ
ギニア	マダガスカル		ガイアナ	エクアドル	フィジー
ギニアビサウ	マラウイ		カメルーン	カザフスタン	ブラジル
キリバス	マリ		キルギス	ガボン	ベネズエラ
コモロ	南スーダン		グアテマラ	キューバ	ベラルーシ
コンゴ民主共和国	ミャンマー		コートジボワール	クック	ペルー
サントメ・プリンシペ	モリタニア		コンゴ	グレナダ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ザンビア	モザンビーク		サモア	コスタリカ	ボツワナ
シエラレオネ	ラオス		ジョージア	コロンビア	マーシャル
ジブチ	リベリア		シリア	ジャマイカ	マダガスカル
スーダン	ルワンダ		スリランカ	スリナム	マドニアン・ゴスラビア共和国
赤道ギニア	レソト		スワジランド	セーシェル	マレーシア
セネガル			[トケラウ]	セルビア	南アフリカ
ソマリア			ナイジェリア	セント・ヘレナ	メキシコ
ソロモン			ニカラグア	セントビンセント	モリシャス
タンザニア			パキスタン	セントトムシヤ	モルディブ
チャド			パラグアイ	タイ	[モンセラット]
中央アフリカ			[パレスチナ自治区]	中国	モンテネグロ
ツバル			フィリピン	チュニジア	ヨルダン
トーゴ				チリ	リビア
ニジエール				ドミニカ共和国	レバノン
ネパール				ドミニカ国	[ウリス・フテユナ]

出典: DAC資料

*1 []は地域名を示す。

*2 GNI値は2013年の数値。

*3 [アンギラ]およびセントクリストファー・ネイビスについては2014年に卒業。

第4節

非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表 IV-38 ◆ 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

供与国・地域名	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
OECD加盟非DAC諸国					
エストニア	18	19	24	23	31
ハンガリー	117	114	140	118	128
イスラエル*1	124	145	206	181	202
トルコ	707	967	1,273	2,533	3,308
その他援助国・地域					
ブルガリア	—	40	48	40	50
クロアチア	—	—	—	21	45
キプロス	46	51	38	25	20
クウェート	221	211	145	149	186
ラトビア	21	16	19	21	24
リヒテンシュタイン	26	27	31	29	28
リトアニア	36	37	52	52	50
マルタ	14	14	20	19	18
ルーマニア	153	114	164	142	134
ロシア	—	472	479	465	714
サウジアラビア	3,134	3,480	5,095	1,299	5,683
台湾	411	381	381	305	272
タイ	40	10	31	17	46
アラブ首長国連邦	947	414	713	1,009	5,402
合計	6,015	6,511	8,859	6,449	16,341

出典:OECD-DAC開発協力報告書

*1 開発途上国からイスラエルへの移民に対する次の支援額を含む:2009年35.4百万ドル、2010年40.2百万ドル、2011年49.2万ドル、2012年56百万ドル、2013年55.9百万ドル。

*2 非OECD加盟国のうち、主要な新興ドナーによる援助については、情報が開示されていないため、反映されていない。

略語一覧

(注) 本白書に掲載されていない略語も含む。

A

- ADB** Asian Development Bank
アジア開発銀行
- ADF** Asian Development Fund
アジア開発基金
- AfDB** African Development Bank
アフリカ開発銀行
- AfDF** African Development Fund
アフリカ開発基金
- AfT** Aid for Trade
貿易のための援助
- AHA Centre** ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management
ASEAN防災人道支援調整センター
- ALOS** Advanced Land Observing Satellite
地球観測衛星
- AMIS** Agricultural Market Information System
農業市場情報システム
- AMRO** ASEAN+3 Macroeconomic Research Office
ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス
- APEC** Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力
- APO** Asian Productivity Organization
アジア生産性機構
- APT** Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体
- APTERR** ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve
東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定
- ASEAN** Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合
- ASEM** Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合
- AU** African Union
アフリカ連合
- AUC** African Union Commission
アフリカ連合委員会
- AUN/SEED-Net** ASEAN University Network/
Southeast Asia Engineering Education Development
Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

- BHN** Basic Human Needs
基礎生活分野／人間の基本的ニーズ
- BOP** Base Of the Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

- CAADP** Comprehensive Africa Agriculture Development Programme
包括的アフリカ農業開発プログラム
- CARD** Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体
- CARICOM** Caribbean Community
カリブ共同体
- CBD** Convention on Biological Diversity
生物多様性条約
- CCT** Clean Coal Technology
クリーンコールテクノロジー
- CEAPAD** Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development
パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合
- CEMASTE** Centre for Mathematics, Science and Technology Education in Africa
アフリカ理数科・技術教育センター
- CFS** Committee on World Food Security
世界食料安全保障委員会
- CGIAR** Consultative Group on International Agricultural Research
国際農業研究協議グループ
- CGIF** Credit Guarantee and Investment Facility
信用保証・投資ファシリティ
- CIF** Climate Investment Fund
気候投資基金
- CMAC** Cambodian Mine Action Centre
カンボジア地雷処理センター
- CMI** Chiang Mai Initiative
チェンマイ・イニシアティブ
- CMIM** Chiang Mai Initiative Multilateralisation
チェンマイ・イニシアティブのマルチ化
- COMESA** Common Market for Eastern and Southern Africa
東南部アフリカ市場共同体
- CONNEX** Strengthening Assistance for Complex Contract Negotiations
複雑な契約交渉の支援強化
- COP** Conference of Parties
条約の締約国会議
- CORE** Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency
(省エネ・再生可能エネルギー分野における協調融資枠組み)コア
- CPA** Comprehensive Peace Agreement
包括的和平合意

CPADD Centre de Perfectionnement aux Actions post-confliktuelles de Déminage et de Dépollution
ベナン地雷・不発弾処理訓練センター

CPCJF Crime Prevention and Criminal Justice Fund
犯罪防止刑事司法基金

CSO Civil Society Organization
市民社会組織

CSR Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

DESD Decade of Education for Sustainable Development
国連ESDの10年

DFC Dedicated Freight Corridor
貨物専用鉄道

DMIC Delhi-Mumbai Industrial Corridor
デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(インド)

E

E/N Exchange of Notes
交換公文

EAC East African Community
東アフリカ共同体

EAS East Asia Summit
東アジア首脳会議

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
欧州復興開発銀行

eCentre UNHCR Regional Centre for Emergency Preparedness
国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター

ECOWAS Economic Community of West African States
西アフリカ諸国経済共同体

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

EITI Extractive Industries Transparency Initiative
採掘産業透明性イニシアティブ

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

EPSA Enhanced Private Sector Assistance for Africa
アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター

ESD Education for Sustainable Development
持続可能な開発のための教育

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FATF Financial Action Task Force
金融活動作業部会

FTA Free Trade Area
自由貿易地域

FTI Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ
→GPE (教育のためのグローバル・パートナーシップ)に
名称変更

G

GAD Gender and Development
ジェンダーと開発

Gavi, the Vaccine Alliance
Gaviワクチンアライアンス
旧称は、GAVIアライアンス(ワクチンと予防接種のための
世界同盟
GAVI Alliance:the Global Alliance for Vaccines and
Immunisation)

GCF Green Climate Fund
緑の気候基金

GDP Gross Domestic Product
国内総生産

GEF Global Environment Facility
地球環境ファシリティ

GF-TADs Global Framework for Progressive Control
of Transboundary Animal Diseases
越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GHIT Fund Global Health Innovative Technology
Fund
グローバルヘルス技術振興基金

GNI Gross National Income
国民総所得

GPE Global Partnership for Education
教育のためのグローバル・パートナーシップ

GPEDC Global Partnership for Effective Development
Co-operation
効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries
高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

I

- IAEA** International Atomic Energy Agency
国際原子力機関
- IBRD** International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行(世界銀行)
- ICCROM** International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property
文化財保存修復研究国際センター
- ICRC** International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会
- ICT** Information and Communication Technology
情報通信技術
- IDA** International Development Association
国際開発協会
- IDB** Inter-American Development Bank
米州開発銀行
- IDGs** International Development Goals
国際開発目標
- IEA** International Energy Agency
国際エネルギー機関
- IFAD** International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金
- IFC** International Finance Corporation
国際金融公社
- IGAD** Inter-Governmental Authority on Development
政府間開発機構
- ILO** International Labour Organization
国際労働機関
- IMB** International Maritime Bureau
国際海事局
- IMF** International Monetary Fund
国際通貨基金
- IMO** International Maritime Organization
国際海事機関
- IMT** International Monitoring Team
国際監視団
- IOM** International Organization for Migration
国際移住機関
- IPBES** Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services
生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム
- IPCC** Intergovernmental Panel on Climate Change
気候変動に関する政府間パネル
- ISAF** International Security Assistance Force
国際治安支援部隊
- ISDB-T** Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送日本方式
- ITTO** International Tropical Timber Organization
国際熱帯木材機関

- ITU** International Telecommunication Union
国際電気通信連合
- IUCN** International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

J

- JAIF** Japan-ASEAN Integration Fund
日・ASEAN統合基金
- JANIC** Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター
- JBIC** Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行
- J-BIRD** Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
日本バンサモロ復興開発イニシアティブ
- JCM** Joint Crediting Mechanism
二国間オフセット・クレジット制度
- JETRO** Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構
- JICA** Japan International Cooperation Agency
国際協力機構
- JICT** Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services
海外通信・放送・郵便事業支援機構
- JOCV** Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊
- JOGMEC** Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- JPF** Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

- LDCs** Least Developed Countries
後発開発途上国
- LICs** Low Income Countries
低所得国
- LMICs** Lower Middle Income Countries
低中所得国

M

- MDBs** Multilateral Development Banks
国際開発金融機関
- MDGs** Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標
- MDRU** Movable and Deployable ICT Resource Unit
移動式ICTユニット
- MERCOSUR** Mercado Común del Sur
南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund
多国間投資基金

MILF Moro Islamic Liberation Front
モロ・イスラム解放戦線

MRC Mekong River Commission
メコン河委員会

N

NERICA New Rice for Africa
ネリカ(稲/米)

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

NICT National Institute of Information and
Communications Technology
情報通信研究機構

NPIF Nagoya Protocol Implementation Fund
名古屋議定書実施基金

NPT Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear
Weapons
核兵器不拡散条約

NTDs Neglected Tropical Diseases
顧みられない熱帯病

O

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and
Development
経済協力開発機構

OECD-DAC OECD Development Assistance
Committee
経済協力開発機構 開発援助委員会

OIE World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局

OOF Other Official Flows
その他の政府資金/公的資金

P

PALM Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット

PHEIC Public Health Emergency of International
Concern
国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

PIDA Programme for Infrastructure Development in
Africa
アフリカ・インフラ開発プログラム

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO United Nations Peacekeeping Operations
国連平和維持活動

PPP Public-Private Partnership
官民連携

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

PTWC Pacific Tsunami Warning Center
太平洋津波警報センター

R

RAI Responsible Agricultural Investment
責任ある農業投資

RECs Regional Economic Commissions
日・アフリカ地域経済共同体

REDD Reducing Emissions from Deforestation and
Forest Degradation in Developing Countries
途上国における森林減少・劣化による温室効果ガスの排
出量を削減すること

S

SADC Southern African Development Community
南部アフリカ開発共同体

SATREPS Science and Technology Research
Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力

SDGs Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標

SHEP Smallholder Horticulture Empowerment Project
市場志向型農業振興

SICA Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構

SMASE Strengthening of Mathematics and Science
Education
理数科教育強化計画

SMASE-WECSA Strengthening of Mathematics and
Science Education in Western, Eastern, Central and
Southern Africa
アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク

SPREP Secretariat of the Pacific Regional Environment
Programme
太平洋地域環境計画事務局

T

TICAD Tokyo International Conference on African
Development
アフリカ開発会議

TMAF Tokyo Mutual Accountability Framework
相互責任に関する東京フレームワーク

U

UHC Universal Health Coverage
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

UMICs Upper Middle Income Countries
高中所得国

UN United Nations
国際連合

UN Women United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
国連合同エイズ計画

UNCED United Nations Conference on Environment and Development
国連環境開発会議 (地球サミット)

UNCRD United Nations Centre for Regional Development
国連地域開発センター

UNCTAD United Nations Conference on Trade and Development
国連貿易開発会議

UNDAC United Nations Disaster Assessment and Coordination
国連災害評価調整

UNDCP United Nations International Drug Control Programme
国連薬物統制計画

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNEP/IETC UNEP/International Environmental Technology Centre
国連環境計画国際環境技術センター

UNEP/ROAP UNEP/Regional Office for Asia and the Pacific
国連環境計画アジア太平洋地域事務所

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UN-Habitat United Nations Human Settlements Programme
国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関

UNISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction
国連国際防災戦略

UNMAS United Nations Mine Action Service
国連PKO局地雷対策サービス部

UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan
国連南スーダン共和国ミッション

UNOCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整部

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物・犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WCO World Customs Organization
世界税関機構 (条約上の名称は関税協力理事会)

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WI Wetlands International
国際湿地保全連合

WID Women in Development
開発と女性

WIPO World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関

W-SAT The Water Security Action Team
水の防衛隊

WSSD World Summit on Sustainable Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集

アンタイド/タイド援助	アンタイド援助とは、「実質的にすべての援助受取国および経済協力開発機構(OECD)諸国からの自由かつ十分な調達が可能な贈与または借款」のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会(DAC)で後発開発途上国(LDCs)向け援助のアンタイド化勧告が採択され(技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象)、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国(HIPCs)にも拡大された。
インフラシステム輸出	新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を推進するため、2013年3月、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が内閣官房に設立された。同年5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」(2014年6月、2015年6月に改訂)では、2020年に約30兆円(2010年約10兆円)のインフラシステムの受注達成を目標としており、このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣をはじめとするトップセールスの推進、国際協力機構(JICA)海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラ海外展開推進の体制整備・強化が進められている。また、外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名している(2015年12月末時点、51か国63公館129名)。
インフラプロジェクト専門官	各在外公館において、現地のインフラプロジェクトに関する情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する職員。
援助協調	途上国の開発目標を明確にし、その下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけでなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクター等、開発にかかわる主体が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」、「開発協力主体間の連携」等の言葉も使われる。
開発協力大綱	開発協力政策の根幹を成すものとして、開発協力の理念、重点政策、実施のあり方などを定めたもの。1992年9月に策定され、2003年8月に改定された政府開発援助大綱(ODA大綱)を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定。
技術協力	日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う経済協力。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。
研修員受入れ事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。
機材供与	技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力、その他開発途上地域に対する技術協力のために機材を供与すること。
技術協力プロジェクト	「専門家派遣」、「研修員受入れ」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。
コストシェア技術協力	ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることとともに、日本のエネルギー安定確保、本邦企業に有利なビジネス環境の構築・インフラ輸出促進にも貢献することを目的としている技術協力。
第三国研修	開発途上国が日本の支援の下、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れ、または派遣して実施する研修。
第三国専門家	技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から派遣される専門家。
開発計画調査型技術協力	開発途上国の都市や農業、運輸などの開発計画の作成や、資源の開発などを支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。

地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)	環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題解決のために、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力プロジェクト。 (SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)
有償勘定技術支援－円借款 附帯プロジェクト	円借款または海外投融資による有償資金協力の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的として研修、専門家派遣、調査等をJICA有償資金協力勘定から実施するもの。
国際緊急援助隊	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害(紛争起因災害は除く)に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の5種類がある。
青年海外協力隊 (JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア (SV: Senior Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ40歳から69歳までの日本のシニア層を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
青年海外協力隊現職教員特別参加制度	文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を通常2年3か月のところ、日本の学年暦に合わせて4月から翌々年の3月までの2年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。
民間連携ボランティア制度	中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして派遣し、開発途上国の開発に貢献するとともに企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。派遣された社員は活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力等を身に付け、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。
基礎教育	生きていくために必要となる知識や技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、ノンフォーマル教育(成人教育、識字教育)などを指す。
基礎生活分野/ 人間の基本的ニーズ (BHN: Basic Human Needs)	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント(能力開発)	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。
国別援助方針	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する我が国の援助方針。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件(金利10%と仮定した場合)の借款を参照条件としており、贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和の程度が大きいとされる。
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC: Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee)	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟34か国のうち、28か国および欧州連合(EU)から成る。
経済連携協定(EPA)	特定の国(または地域)との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICA、JETRO(日本貿易振興機構)、JBIC(国際協力銀行)などの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。

後発開発途上国 (LDCs: Least Developed Countries)	国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国。2011～2013年の1人当たり国民総所得(GNI)1,035ドル以下などの基準を満たした国。現在、サブサハラ・アフリカ34か国、アジア8か国、大洋州5か国、中南米1か国の48か国。
国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency)	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行(当時)が担当してきた有償資金協力(円借款)、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行 (JBIC: Japan Bank for International Cooperation)	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務(円借款等)を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年4月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり(債務繰延: リスケジュール)、これを免除(債務免除または債務削減)すること。
サブサハラ・アフリカ	北アフリカ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト)を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
事業展開計画	国別援助方針の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、国ごとに設定した援助重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようにまとめたもの。被援助国および我が国関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年1回更新している。
持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ)	2001年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題(例: 保健、教育)や新たに顕在化した課題(例: 環境、格差拡大)に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットから成る持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を策定。7回に及ぶ政府間交渉を経て、2015年9月に国連総会で採択された。
政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance)	(1) ODAとは、OECD-DACが作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ① 公的機関によって供与されるものであること。 ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③ 有償資金協力については、緩和された供与条件のもの(実質的に譲許的でグラント・エレメントが25%以上)であること。 (2) ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出から成る。
政府開発援助大綱 (ODA大綱)	現行の開発協力大綱(2015年2月閣議決定)の前身として、政府開発援助の理念(目的、方針、重点)や原則などを定めたもの。最初は、1992年9月に策定され、2003年8月にも改定されている。
その他の公的資金 (OOF: Other Official Flows)	公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。
卒業国	OECD-DACが定める援助受取国・地域のリストの記載から外れた国。日本は1人当たり所得が一定の水準にあっても特別な脆弱性を抱える小島嶼国等の国々に対する支援を行っていくことが重要との考えから必要な協力を実施。
南南協力	より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
万人のための教育(EFA)	すべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA))のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。
貧困削減戦略文書	多くの開発途上国において策定されている貧困削減を達成するための経済社会開発戦略。世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された。教育、保健、食料保障などについて包括的に記述されており、実質的にその国の国家開発計画となっていることが多い。文書は開発途上国政府の主体的な取組(オーナーシップ)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて、通常3年ごとに作成される。重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書でもある。
フィージビリティ調査	立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援を3つの柱としている。
ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals)	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめ公表している。MDGsの後継枠組みとして、2015年9月に持続可能な開発のための2030アジェンダが採択された。
無償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による経済協力。国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段であり、国際社会の安定確保や我が国のリーダーシップ向上に資する大きな政策的こうかがある。
草の根・人間の安全保障無償資金協力	人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。
日本NGO連携無償資金協力	日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクトや、災害等復旧・復興支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
水産無償資金協力	多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことなどを踏まえ、そういった途上国の要請に応じて、水産関係のプロジェクトに対して協力し、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させることを目的とした無償資金協力。
一般文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関を対象としている。
草の根文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的とした草の根レベルの小規模な事業の機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償資金協力	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援等のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。
食糧援助(KR)	自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。
有償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による経済協力。開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金、または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、我が国、または開発途上地域の法人等に対して開発事業に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築可能。
海外投融資	JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業が開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①SDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。
ODAを活用した官民連携 (PPP: Public-Private Partnership)	官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の知見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに持続可能な形の事業の実施を目指す。PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

索引

あ

愛知目標(戦略計画2011-2020) …… 105, 106
アジア開発基金(ADF) …… 200, 229
アジア開発銀行(ADB)
…………… 25, 41, 43, 129, 183, 200, 229, 249
アジア開発フォーラム …… 183
アジア太平洋経済協力(APEC) …… 39, 196, 200, 201
アジア・太平洋電気通信共同体(APT) …… 56, 57, 194
アセアンASEAN > 東南アジア諸国連合
アフガニスタン支援 …… 145
アフリカ稲作振興のための共同体(CARD) …… 50, 51, 124
アフリカ開発会議(TICAD) …… 4, 5, 6, 50, 51,
62, 69, 76, 93, 113, 146, 147, 148, 230, 231, 236, 248
アフリカ開発基金(AfDF) …… 200, 229
アフリカ開発銀行(AfDB) …… 200, 225, 229
アフリカ連合(AU) …… 50, 146, 147
安全対策アドバイザー …… 170
アンタイド/タイド …… 256, 257

い

一村一品キャンペーン/運動 …… 40, 44
一般財政支援 …… 215
一般特恵関税制度(GSP) …… 40, 249
インフラシステム輸出 …… 40, 44, 132
インフラ整備
…………… 4, 18, 25, 39, 40, 43, 44, 55, 56, 89, 94, 101, 113,
123, 125, 128, 129, 130, 132, 134, 135, 140, 142, 143,
146, 147, 148, 152, 154, 158, 174, 196, 234, 235, 236

え

援助協調 …… 166

お

欧州復興開発銀行(EBRD) …… 200, 229
オーナーシップ …… 13, 41, 110, 146, 147, 166, 243
温室効果ガス …… 104, 106, 107, 198

か

海外展開一貫支援ファストパス制度 …… 172, 176

海外投融资

…………… 25, 43, 129, 171, 172, 174, 175, 176, 201, 249
開発協力大綱 …… 18, 19, 22, 25, 28, 38, 49, 55, 62, 69,
72, 75, 82, 83, 109, 169, 177, 186, 230, 232, 241, 248
顧みられない熱帯病 …… 112, 114
顔の見える援助 …… 23, 80, 141, 174, 177
カリブ共同体(CARICOM) …… 153
環境社会配慮ガイドライン …… 169, 170
官民連携(PPP)/官民パートナーシップ
…………… 25, 47, 49, 110, 112, 114,
124, 126, 128, 153, 171, 174, 176, 186, 224, 239, 249

き

気候変動 …… 6, 9, 15, 16,
19, 28, 101, 103, 104, 105, 106, 118, 124, 128, 132, 136,
140, 146, 148, 152, 154, 158, 159, 162, 169, 176, 181,
182, 196, 198, 200, 201, 210, 232, 235, 236, 237, 238
気候変動枠組条約 …… 104, 230, 249
基礎教育 …… 4, 69, 70
基礎生活分野/人間の基礎的ニーズ(BHN) …… 94, 215, 236
教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE) …… 69, 70
緊急無償資金協力
…………… 82, 84, 95, 96, 113, 135, 181, 216, 230, 231

<

草の根技術協力事業

…………… 63, 65, 71, 74, 122, 167, 176, 179, 180, 195

草の根・人間の安全保障無償資金協力

…………… 94, 130, 140, 187, 223

グッドガバナンス(良い統治)

…………… 2, 80, 81, 146, 148, 235, 243

国別援助方針 …… 166, 167

クラスター弾に関する条約 …… 87

グラント・エレメント …… 256, 257

グリーン経済 …… 248

グリーン・メコン …… 130

グローバルフェスタJAPAN …… 186

け

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC) …… 3, 230

経済協力調整員 …… 166

経済社会基盤	39, 80, 83, 118, 125, 135, 140, 242, 243, 244
経済連携協定(EPA)	40, 44, 124
ゲイツ財団	112
研修員受入事業	195, 198
現職参加	24, 177
現地ODAタスクフォース	166, 195

こ

効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ	183
後発開発途上国(LDCs)	6, 40, 44, 128, 203, 204, 245, 257, 261
国際移住機関(IOM)	95, 99
国際海事機関(IMO)	100
国際開発協会(IDA)	199, 225, 228
国際家族計画連盟(IPPF)	110, 199
国際協力機構(JICA)	23, 24, 28, 29, 44, 56, 60, 62, 70, 73, 78, 84, 89, 94, 102, 111, 130, 141, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 174, 175, 176, 179, 180, 184, 186, 187, 188, 239, 240, 241
国際協力銀行(JBIC)	43, 44, 125, 129, 165, 171, 239, 245
国際協力重点方針	165
国際協力人材センター	188
国際協力の日	186
国際緊急援助隊	95, 96, 113, 135, 138, 158, 195, 217, 218, 230, 231
国際原子力機関(IAEA)	198, 199, 230
国際獣疫事務局(OIE)	123, 201
国際食糧農業機関(FAO)	49, 50, 123, 124, 198, 201, 220, 222, 227
国際通貨基金(IMF)	41, 166, 200, 228
国際電気通信連合(ITU)	56, 57, 198
国際農業開発基金(IFAD)	49, 123, 199
国際農業研究協議グループ(CGIAR)	50, 123, 199, 201
国際復興開発銀行(IBRD)	199, 228
国際保健政策	5, 61, 184, 231
国際労働機関(ILO)	46, 200
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)	80, 81, 93
国連開発計画(UNDP)	10, 70, 82, 87, 171, 181, 183, 198, 228
国連環境計画(UNEP)	198, 201
国連教育科学文化機関(UNESCO)	69, 70, 79, 196, 199, 220, 227
国連工業開発機関(UNIDO)	199, 201, 227
国連合同エイズ計画(UNAIDS)	200
国連国際防災戦略(UNISDR)	97

国連児童基金(UNICEF)	61, 66, 87, 95, 110, 111, 112, 171, 181, 198, 219, 220, 227
国連食糧農業機関(FAO)	49, 123, 124, 198, 201, 227
国連人口基金(UNFPA)	70, 110, 198, 228
国連世界食糧計画(WFP)	49, 84, 95, 123, 181, 198, 201, 219, 220, 221, 222, 227
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	84, 95, 198, 219, 227
国連人間の安全保障基金	198
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	84, 198, 220, 228
国連平和維持活動(PKO)	83, 87, 93, 94, 198, 232, 240
国連平和構築委員会	83
国連防災世界会議	97, 118, 120, 121, 135, 181, 182, 185, 230, 249
国連薬物犯罪事務所(UNODC)	99, 100, 221, 230
コストシェア技術協力	145

さ

災害復旧スタンドバイ借款	174
財産回復	81
再生可能エネルギー	60, 104, 107, 125, 148, 152, 154, 161, 201, 248
三角協力	67, 91, 153, 154, 182, 183, 240
三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)	5, 61, 64, 111, 199

し

ジェンダー	3, 5, 14, 16, 51, 75, 76, 199, 215, 230, 231, 248
ジェンダー主流化	5, 75, 76
ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ	5, 75, 248
事業展開計画	166
資金洗浄(マネーロンダリング)	97, 100, 102
市場志向型農業振興(SHEP)アプローチ	49, 50, 51
持続可能な開発のための2030アジェンダ	10, 11, 12, 13, 14, 41, 42, 45, 49, 56, 62, 66, 68, 69, 72, 75, 103, 106, 109, 118, 120, 146, 181, 182, 231, 248
持続可能な開発のための教育(ESD)	70, 103, 106, 180, 230
持続可能な開発目標(SDGs)	11, 12, 14, 17, 18, 20, 45, 55, 61, 68, 103, 106, 109, 110, 134, 183, 184, 186
シニア海外ボランティア	23, 24, 87, 110, 172, 176, 177, 195
ジャパン・プラットフォーム(JPF)	24, 84, 87, 95, 139, 178, 231
収獲後の損失(ポストハーベスト・ロス)	49, 51

重債務貧困国(HIPCs)	166, 197, 250
情報通信技術(ICT)	39, 55, 56, 57, 59, 102, 235, 241, 244
条約の締約国会議(COP)	103, 104, 105, 106, 182, 198, 230, 249
食料安全保障	4, 49, 50, 51, 113, 123, 124, 154, 166, 196, 201, 236
食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス	50, 51
新興・再興感染症	109, 112, 114
新興ドナー	182, 183, 262
心臓カテーテル技術	152, 153, 171

す

スクール・フォー・オール	4
ストップ結核世界計画2006-2015年	111

せ

成長加速化のための官民パートナーシップ	171
青年海外協力隊(JOCV)	5, 7, 9, 10, 18, 22, 23, 24, 31, 50, 51, 58, 63, 65, 70, 71, 73, 78, 103, 106, 111, 112, 158, 160, 172, 176, 177, 187, 195
青年海外協力隊現職教員特別参加制度	70
政府開発援助大綱(ODA大綱)	22, 242
生物多様性	105, 106, 107, 130, 152, 200, 215, 230, 236
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)	5, 61, 62, 111, 199
世界銀行防災グローバル・ファシリティ	97
世界貿易機関(WTO)	40, 41, 44, 124, 231
世界保健機関(WHO)	61, 66, 110, 111, 113, 181, 200, 220, 228
世界水フォーラム	6, 248
赤十字国際委員会(ICRC)	84, 95, 199
責任ある農業投資	49, 50, 51, 124
攻めの地球温暖化外交戦略(ACE)	6, 249

そ

その他の公的資金(OOF)	40, 44, 171, 220, 232, 239, 259
---------------	---------------------------------

た

太平洋・島サミット(PALM)	41, 158, 160, 231
太平洋諸島フォーラム(PIF)	158
太平洋地域環境計画事務局(SPREP)	158

ち

地球環境ファシリティ(GEF)	200
地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)	55, 57, 153
中米統合機構(SICA)	153

て

低炭素	104, 105, 107, 197, 230, 236, 248
ディーセント・ワーク	45, 46
テロ対策	90, 93, 99, 143, 148, 235

と

東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)	201
東南アジア諸国連合(ASEAN)	46, 51, 56, 57, 59, 62, 99, 102, 124, 128, 129, 130, 132, 181, 182, 196, 198, 200, 201, 231, 236, 244
ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)	40, 44

な

南南協力	67, 87, 152, 153, 182, 183, 243
------	---------------------------------

に

二国間オフセット・クレジット制度(JCM)	104, 106
日本NGO連携無償資金協力	48, 52, 53, 77, 87, 89, 178, 223
日本センター	140, 141
日本貿易振興機構(JETRO)	176, 197
日本貿易保険(NEXI)	44, 125, 129, 171, 239
日本・メコン地域諸国首脳会議	129, 231
人間の安全保障	18, 19, 61, 62, 64, 72, 84, 89, 94, 113, 118, 120, 129, 130, 135, 136, 146, 148, 181, 234, 236, 243
人間の基礎的ニーズ(BHN) >> 基礎生活分野	

ね

ネリカ(NERICA)	49, 51
-------------	--------

の

農業市場情報システム(AMIS)	50, 51, 124
------------------	-------------

は

パートナーシップ …… 3, 6, 13, 15, 17, 18, 19, 20, 25, 43, 66, 69, 70, 87, 105, 111, 112, 114, 120, 129, 132, 134, 135, 143, 146, 153, 158, 171, 174, 175, 180, 183
バリ合意 …… 41, 44
パリ協定 …… 103, 104, 182
犯罪防止刑事司法基金(CPCJF) …… 81, 102
万人のための教育(EFA) …… 68, 70

ひ

非政府組織 ≧ NGO
兵庫行動枠組 …… 118, 120
貧困削減戦略文書(PRSP) …… 166, 250

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI) …… 70
フィービリティ調査 …… 172, 176
プログラム・アプローチ …… 167
プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法 …… 180
文化無償資金協力 …… 78, 79, 187, 223
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所 …… 75, 199
分野別開発政策 …… 5, 248

へ

米州開発銀行(IDB) …… 200, 229
平和構築人材育成事業 …… 88
平和と健康のための基本方針
…… 62, 95, 109, 113, 231, 248
平和と繁栄の回廊(パレスチナ) …… 91, 145
平和の構築/平和構築
…… 19, 83, 88, 89, 91, 94, 128, 135, 162, 169, 188, 215, 223, 232, 235, 236, 238, 240, 242, 244

ほ

貿易円滑化協定 …… 41, 44
貿易のための援助(AfT) …… 40, 41, 44, 231, 249
防災協力イニシアティブ …… 118, 120, 121, 185, 249
防災グローバル・プラットフォーム …… 97
法制度整備 …… 80, 83, 194, 215, 235
包摂的(インクルーシブ)ビジネス …… 171, 176
保健システム …… 61, 62, 64, 109, 110, 111, 113, 114, 199
母子保健 …… 5, 8, 61, 63, 64, 109, 110, 111, 114, 134, 198, 199, 215, 220, 221, 222

ポスト2015年開発アジェンダ …… 10, 11, 12, 230, 235
ポストハーベスト・ロス ≧ 収穫後の損失
ポリオ …… 61, 112, 181, 196, 220, 225

み

水と衛生 …… 6, 14, 16, 66, 215, 244, 248
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI) …… 6, 248
未着手・未了案件 …… 168
ミレニアム開発目標(MDGs) …… 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 20, 45, 61, 66, 68, 70, 75, 103, 109, 110, 123, 134, 171, 181, 182, 184, 185, 230, 235
民間連携ボランティア制度 …… 172, 176

む

ムスコカ・イニシアティブ …… 61
無税無枠措置 …… 40, 44

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)
…… 83, 86, 94, 244

ゆ

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) …… 19, 61, 62, 64, 109, 110, 113, 114, 180, 231, 236, 248

よ

良い統治 ≧ グッドガバナンス
横浜行動計画 …… 148

り

リプロダクティブ・ヘルス …… 198, 199, 215

A

ABEイニシアティブ …… 146, 147
ADB ≧ アジア開発銀行
ADF ≧ アジア開発基金
AfDB ≧ アフリカ開発銀行
AfDF ≧ アフリカ開発基金
AfT ≧ 貿易のための援助
APEC ≧ アジア太平洋経済協力
ASEAN ≧ 東南アジア諸国連合

ASEAN防災人道支援調整センター (AHA Centre) …… 97
ASEAN連結性マスタープラン …… 128, 130
AU >> アフリカ連合

B

BHN >> 基礎生活分野
BOPビジネス …… 171, 172, 176

C

CARD >> アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM >> カリブ共同体
CGIAR >> 国際農業研究協議グループ
COP >> 条約の締約国会議
CPCJF >> 犯罪防止刑事司法基金

D

DAC >> 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR >> 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

E

EBRD >> 欧州復興開発銀行
EFA >> 万人のための教育
EPA >> 経済連携協定
ESD >> 持続可能な開発のための教育

F

FAO >> 国連食糧農業機関
FTI >> ファスト・トラック・イニシアティブ

G

G7エルマウ・サミット …… 50, 114, 125
G7ブリュッセル・サミット …… 125
G8キャンプ・デービッド・サミット …… 50, 51
G8九州・沖縄サミット …… 5, 61, 111
G8北海道洞爺湖サミット …… 5, 61
G8ムスコカ・サミット …… 5, 61
G8ラクイラ・サミット …… 4, 49, 51
GAD >> ジェンダーと開発イニシアティブ
Gaviワクチンアライアンス(Gavi, the Vaccine Alliance)
…… 110, 114, 199
GEF >> 地球環境ファシリティ
GHIT Fund …… 112
GPE >> 教育のためのグローバル・パートナーシップ

GSP >> 一般特恵関税制度

H

HIPCs >> 重債務貧困国

I

IAEA >> 国際原子力機関
IBRD >> 国際復興開発銀行
ICRC >> 赤十字国際委員会
ICT >> 情報通信技術
IDA >> 国際開発協会
IDB >> 米州開発銀行
IFAD >> 国際農業開発基金
ILO >> 国際労働機関
IMF >> 国際通貨基金
IMO >> 国際海事機関
IOM >> 国際移住機関
IPPF >> 国際家族計画連盟
ISDB-T >> 地上デジタル放送日本方式
ITU >> 国際電気通信連合

J

JBIC >> 国際協力銀行
JCM >> 二国間オフセット・クレジット制度
JETRO >> 日本貿易振興機構
JICA >> 国際協力機構
JOCV >> 青年海外協力隊
JPF >> ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs >> 後発開発途上国

M

MDGs >> ミレニアム開発目標
MDGs国連首脳会合 …… 3, 4, 5, 6, 10, 61

N

NERICA >> ネリカ
NEXI >> 日本貿易保険
NGO(非政府組織) …… 6, 9, 19,
22, 23, 24, 51, 69, 73, 79, 84, 86, 87, 89, 91, 92, 95,
96, 125, 138, 139, 166, 170, 171, 177, 178, 179, 180,
181, 186, 187, 188, 232, 234, 239, 240, 241, 243, 246
NGO-JICA協議会 …… 180
NGO-JICAジャパンデスク …… 180

NGOインターン・プログラム	179
NGO海外スタディ・プログラム	179
NGO・外務省定期協議会	180
NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダngo)協議会)	180
NGO事業補助金	178
NGO相談員制度	179

O

ODA評価	168, 184
ODA見える化サイト	187
ODAを活用した官民連携	176
OECD-DAC >> 経済協力開発機構開発援助委員会	
OIE >> 国際獣疫事務局	
OOF >> その他の公的資金	

P

PALM >> 太平洋・島サミット	
PDCAサイクル	165, 166, 167, 168
PIF >> 太平洋諸島フォーラム	
PKO >> 国連平和維持活動	
PPP >> 官民連携/官民パートナーシップ	
PRSP >> 貧困削減戦略文書	

S

SDGs >> 持続可能な開発目標	
SEAFDEC >> 東南アジア漁業開発センター	
SICA >> 中米統合機構	
SPREP >> 太平洋地域環境計画事務局	

T

TICAD >> アフリカ開発会議	
-------------------	--

U

UHC >> ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ	
UN Women (ウィメン)	75, 76, 182, 199
UNAFEI >> 国連アジア極東犯罪防止研修所	
UNAIDS >> 国連合同エイズ計画	
UNDP >> 国連開発計画	
UNEP >> 国連環境計画	
UNESCO >> 国連教育科学文化機関	
UNFPA >> 国連人口基金	
UNHCR >> 国連難民高等弁務官事務所	
UNICEF >> 国連児童基金	
UNIDO >> 国連工業開発機関	
UNISDR >> 国連国際防災戦略	

UNODC >> 国連薬物犯罪事務所	
UNRWA >> 国連パレスチナ難民救済事業機関	

W

WASABI >> 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ	
WFP >> 国連世界食糧計画	
WHO >> 世界保健機関	
WTO >> 世界貿易機関	